

吉富町地域防災計画

平成 25 年 10 月

吉富町防災会議

第1章 総則	
第1節 計画の策定方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の位置づけ	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	2
第5 計画の周知	2
第2節 関係機関等の業務大綱	3
第1 町	3
第2 消防本部	4
第3 消防団	4
第4 自主防災組織	5
第5 県	5
第6 警察	6
第7 指定地方行政機関	6
第8 自衛隊	10
第9 指定公共機関	10
第10 指定地方公共機関	11
第11 広域連合・一部事務組合	12
第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	13
第13 住民・事業所	14
第3節 町の概況	15
第1 自然的条件	15
第2 社会的条件	19
第4節 災害危険性	21
第1 災害履歴	21
第2 災害危険性	24
第5節 防災ビジョン	37
第1 防災ビジョン	37
第2 基本目標	38

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり	1
第1 防災組織の整備.....	1
第2 自主防災活動の推進.....	2
第3 防災訓練.....	4
第4 防災知識の普及・啓発.....	8
第5 調査・連携.....	11
第2節 災害に強いまちづくり	13
第1 市街地の整備等.....	13
第2 建築物の安全化.....	14
第3 交通施設の整備.....	15
第4 ライフライン施設等の整備.....	16
第5 風水害予防対策の推進.....	17
第6 土砂災害予防対策の推進.....	19
第7 高潮災害予防対策の推進.....	20
第8 地震・津波災害予防対策の推進.....	20
第9 液状化対策の推進.....	21
第10 火災予防対策の推進.....	22
第11 農林水産業災害予防対策の推進.....	24
第12 原子力災害予防対策の推進.....	25
第13 文化財災害予防対策の推進.....	26
第3節 応急活動体制の整備	28
第1 情報の収集伝達体制の整備.....	28
第2 応援体制の整備.....	32
第3 災害ボランティア活動環境等の整備.....	33
第4 避難体制の整備.....	34
第5 救出救助体制の整備.....	39
第6 医療救護体制の整備.....	39
第7 輸送体制の整備.....	40
第8 災害時要援護者等の安全確保体制の整備.....	42
第9 給水体制の整備.....	45
第10 食糧、生活物資の供給体制の整備.....	45
第11 防疫・清掃体制の整備.....	47
第12 二次災害の防止体制の整備.....	48
第13 業務継続計画の策定.....	49
第14 資機材等の点検整備.....	50

第3章	風水害応急対策計画	
第1節	応急活動体制	1
第1	職員の動員配備	1
第2	警戒活動	4
第3	災害警戒本部の設置	5
第4	災害対策本部の設置	6
第5	災害対策本部の運営	8
第2節	情報の収集伝達、災害警戒	15
第1	気象情報等の収集伝達	15
第2	通信体制の確保	19
第3	風水害、土砂災害の警戒活動	21
第4	初期情報の収集	23
第5	被害調査	24
第6	災害情報のとりまとめ	26
第7	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	27
第8	県、関係機関への報告	27
第9	国への報告	28
第3節	災害広報	29
第1	災害広報	29
第2	報道機関への協力要請及び報道対応	31
第4節	応援要請	33
第1	自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等	33
第2	国、県、他市町村への応援要請	36
第3	消防応援の要請、受け入れ等	37
第4	民間団体等への協力要請	39
第5	ボランティアの活動支援	40
第5節	災害救助法の適用	42
第1	災害救助法の適用申請	42
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	44
第6節	避難対策	45
第1	避難の勧告・指示	45
第2	警戒区域の設定	51
第3	避難誘導	53
第4	避難所の開設	55
第5	避難所の運営	57
第6	広域的避難者の受け入れ	61
第7	旅行者、滞在者の安全確保	62
第7節	救助・救急・消防活動	63
第1	行方不明者名簿の作成	63
第2	救助活動の実施	63
第3	救急活動の実施	64
第4	消防活動の実施	64
第8節	医療救護活動	67
第1	医療救護チームの編成	67
第2	医療救護所の設置	68
第3	医療救護活動	69
第4	後方医療機関の確保と搬送	69
第5	医薬品、医療資機材の確保	70

第6	被災者の健康と衛生状態の管理.....	70
第7	心のケア対策.....	71
第9節	災害時要援護者等対策.....	72
第1	災害時要援護者の安全確保、安否確認.....	72
第2	災害時要援護者の避難支援.....	73
第3	避難所の災害時要援護者に対する応急支援.....	73
第4	福祉避難所の確保、災害時要援護者の移送.....	74
第5	災害時要援護者への各種支援.....	75
第6	福祉仮設住宅の供給.....	76
第7	福祉仮設住宅での支援.....	76
第8	外国人等への支援対策.....	76
第9	帰宅困難者への支援対策.....	77
第10節	交通・輸送対策.....	78
第1	交通情報の収集、規制.....	78
第2	道路及び海上交通の確保.....	80
第3	車両等、燃料の確保、配車.....	81
第4	緊急通行車両の確認申請.....	82
第5	緊急輸送.....	82
第6	物資集配拠点の設置.....	83
第7	臨時ヘリポートの設置.....	83
第11節	生活救援活動.....	85
第1	飲料水の確保、供給.....	85
第2	食糧の確保、供給.....	88
第3	炊き出しの実施、支援.....	90
第4	生活物資の確保、供給.....	91
第5	物資の受け入れ、仕分け等.....	93
第6	被災者相談.....	93
第12節	住宅対策.....	94
第1	応急仮設住宅の建設等.....	94
第2	応急仮設住宅の入居者選定.....	96
第3	被災住宅の応急修理.....	96
第13節	防疫・清掃活動.....	97
第1	被災地の防疫.....	97
第2	仮設トイレの設置.....	101
第3	し尿の収集・処理.....	101
第4	生活ごみの処理.....	101
第5	住家、河川等の障害物の除去.....	102
第6	がれきの処理.....	102
第7	動物の保護、収容.....	103
第14節	遺体の処理・埋葬.....	105
第1	遺体の捜索.....	105
第2	遺体の検案等.....	105
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置.....	106
第4	遺体の埋火葬.....	107
第15節	文教対策.....	109
第1	事前の措置.....	109
第2	児童、生徒の安全確保、安否確認.....	109
第3	応急教育.....	110

第4	保育園児の安全確保、安否確認.....	112
第5	応急保育.....	113
第6	文化財の保護.....	113
第16節	公共施設等の応急対策.....	114
第1	上水道施設.....	114
第2	下水道施設.....	115
第3	電気施設.....	115
第4	ガス施設.....	116
第5	通信施設.....	116
第6	道路施設.....	117
第7	河川.....	118
第8	ため池.....	118
第9	漁港・海岸.....	118
第10	鉄道施設.....	118
第11	その他の公共施設.....	119
第17節	農林水産の応急対策.....	121
第1	農業の応急対策.....	121
第2	水産業の応急対策.....	122
第18節	災害警備.....	123
第1	防犯活動への協力.....	123

第4章	地震・津波応急対策計画	
第1節	応急活動体制	1
第1	職員の動員配備	1
第2	警戒活動	4
第3	災害警戒本部の設置	5
第4	災害対策本部の設置	6
第5	災害対策本部の運営	8
第2節	情報の収集伝達、災害警戒	15
第1	地震・津波情報等の収集伝達	15
第2	通信体制の確保	20
第3	地震・津波災害の警戒活動	22
第4	初期情報の収集	24
第5	被害調査	25
第6	災害情報のとりまとめ	27
第7	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	28
第8	県、関係機関への報告、通知	28
第9	国への報告	29
第3節	災害広報	30
第1	災害広報	30
第2	報道機関への協力要請及び報道対応	32
第4節	応援要請	34
第1	自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等	34
第2	国、県、他市町村への応援要請	37
第3	消防応援の要請、受け入れ等	38
第4	民間団体等への協力要請	40
第5	ボランティアの活動支援	41
第5節	災害救助法の適用	43
第1	災害救助法の適用申請	43
第2	災害救助費関係資料の作成及び報告	45
第6節	避難対策	46
第1	避難の勧告・指示	46
第2	警戒区域の設定	51
第3	避難誘導	53
第4	避難所の開設	55
第5	避難所の運営	57
第6	広域的避難者の受け入れ	61
第7	旅行者、滞在者の安全確保	62
第7節	救助・救急・消防活動	63
第1	行方不明者名簿の作成	63
第2	救助活動の実施	63
第3	救急活動の実施	64
第4	消防活動の実施	64

第 8 節	医療救護活動	67
第 1	医療救護チームの編成.....	67
第 2	医療救護所の設置.....	68
第 3	医療救護活動.....	69
第 4	後方医療機関の確保と搬送.....	69
第 5	医薬品、医療資機材の確保.....	70
第 6	被災者の健康と衛生状態の管理.....	70
第 7	心のケア対策.....	71
第 9 節	災害時要援護者等対策	72
第 1	災害時要援護者の安全確保、安否確認.....	72
第 2	災害時要援護者の避難支援.....	73
第 3	避難所の災害時要援護者に対する応急支援.....	73
第 4	福祉避難所の確保、災害時要援護者の移送.....	74
第 5	災害時要援護者への各種支援.....	75
第 6	福祉仮設住宅の供給.....	76
第 7	福祉仮設住宅での支援.....	76
第 8	外国人等への支援対策.....	76
第 9	帰宅困難者への支援対策.....	77
第 10 節	交通・輸送対策	78
第 1	交通情報の収集、規制.....	78
第 2	道路及び海上交通の確保.....	80
第 3	車両等、燃料の確保、配車.....	81
第 4	緊急通行車両の確認申請.....	82
第 5	緊急輸送.....	82
第 6	物資集配拠点の設置.....	83
第 7	臨時ヘリポートの設置.....	83
第 11 節	生活救援活動	85
第 1	飲料水の確保、供給.....	85
第 2	食糧の確保、供給.....	88
第 3	炊き出しの実施、支援.....	90
第 4	生活物資の確保、供給.....	91
第 5	物資の受け入れ、仕分け等.....	93
第 6	被災者相談.....	93
第 12 節	住宅対策	94
第 1	被災建築物の応急危険度判定.....	94
第 2	被災宅地の危険度判定.....	96
第 3	応急仮設住宅の建設等.....	98
第 4	応急仮設住宅の入居者選定.....	99
第 5	被災住宅の応急修理.....	100
第 13 節	防疫・清掃活動	101
第 1	被災地の防疫.....	101

第2	仮設トイレの設置.....	105
第3	し尿の収集・処理.....	105
第4	生活ごみの処理.....	105
第5	住家、河川等の障害物の除去.....	106
第6	がれきの処理	106
第7	動物の保護、収容.....	109
第14節	遺体の処理・埋葬.....	111
第1	遺体の捜索	111
第2	遺体の検案等	111
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置.....	112
第4	遺体の埋火葬	113
第15節	文教対策	115
第1	児童、生徒の安全確保、安否確認.....	115
第2	応急教育	116
第3	保育園児の安全確保、安否確認.....	118
第4	応急保育	119
第5	文化財の保護	119
第16節	公共施設等の応急対策.....	120
第1	上水道施設	120
第2	下水道施設	121
第3	電気施設	121
第4	ガス施設	122
第5	通信施設	122
第6	道路施設	123
第7	河川	124
第8	ため池	124
第9	漁港・海岸	124
第10	鉄道施設	124
第11	その他の公共施設.....	125
第17節	農林水産の応急対策.....	127
第1	農業の応急対策.....	127
第2	水産業の応急対策.....	128
第18節	災害警備	129
第1	防犯活動への協力.....	129

第5章	大規模事故等応急対策計画	
第1節	大規模事故対策.....	1
第1	大規模事故の応急対策.....	1
第2節	危険物等災害対策.....	6
第1	危険物等災害の応急対策.....	6
第3節	海上災害対策.....	10
第1	海上災害の応急対策.....	10
第4節	放射線災害対策.....	15
第1	放射線災害の応急対策.....	15
第5節	原子力災害対策.....	21
第1	原子力災害の応急対策.....	21

第6章	災害復旧・復興計画	
第1節	災害復旧事業の推進	1
第1	災害復旧事業の推進.....	1
第2	激甚法による災害復旧事業.....	2
第2節	被災者等の生活再建等の支援	5
第1	り災証明等の発行.....	5
第2	義援金の受け入れ、配分.....	6
第3	災害弔慰金等の支給.....	6
第4	災害援護資金等の融資.....	8
第5	租税の減免等.....	10
第6	住宅復興資金の融資.....	11
第7	災害公営住宅の建設等.....	11
第8	雇用機会の確保.....	12
第9	郵便事業の支援措置.....	12
第10	生活相談等.....	12
第11	風評被害等への対応.....	13
第3節	地域復興への支援	14
第1	農林漁業者への支援.....	14
第2	中小企業者への支援.....	15
第4節	復興計画	16
第1	復興計画作成の体制づくり.....	16
第2	復興に対する合意形成.....	16
第3	復興計画の推進.....	17

第1章 総 則

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

- 第1節 計画の策定方針
- 第2節 関係機関等の業務大綱
- 第3節 町の概況
- 第4節 災害危険性
- 第5節 防災ビジョン

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

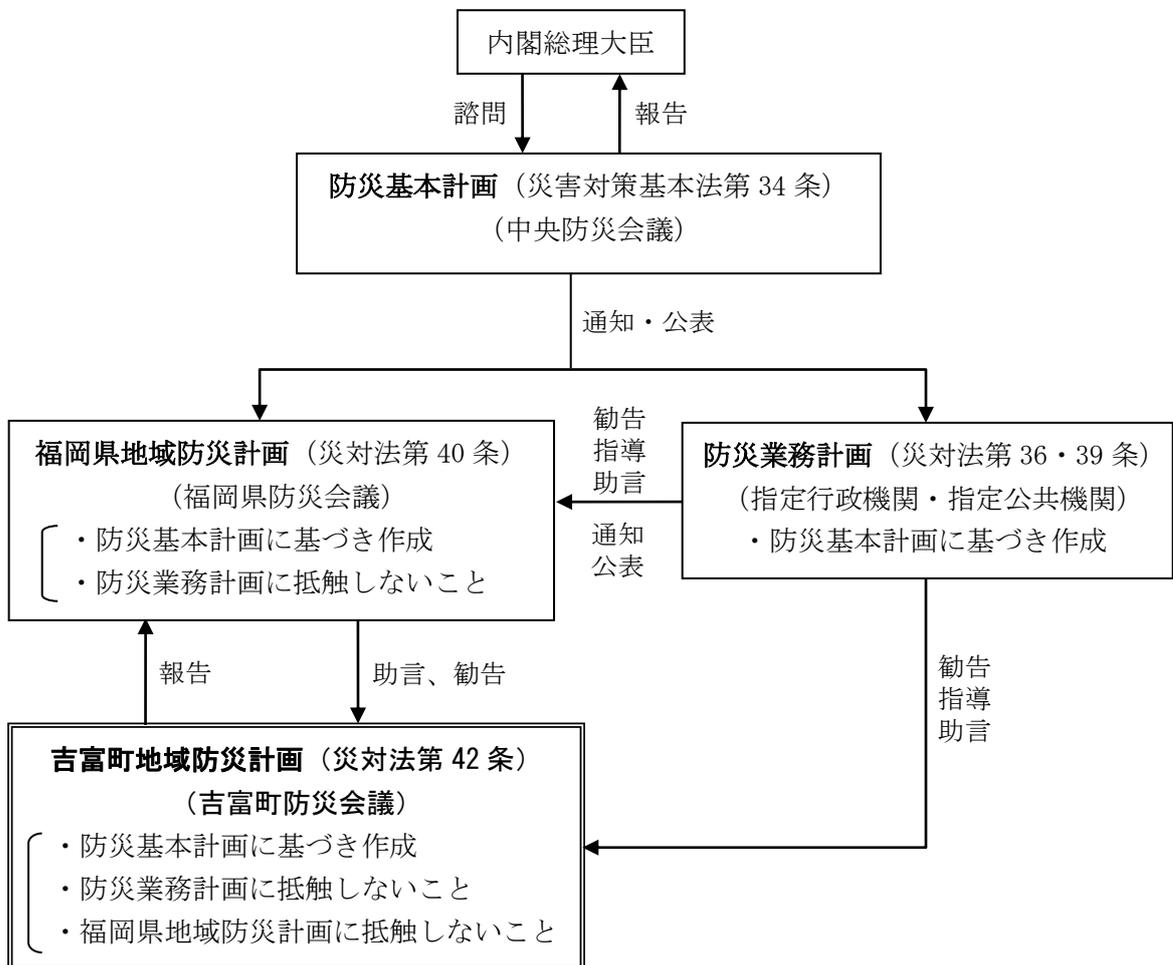
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、吉富町防災会議が作成する計画である。

本計画は、町、県、関係機関、公共的団体及び住民が、その有する全機能を発揮し、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、町の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び住民等の処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■ 計画の構成

本 編
第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 風水害応急対策計画
第4章 地震・津波応急対策計画
第5章 大規模事故等応急対策計画
第6章 災害復旧・復興計画
資料編

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを吉富町防災会議において修正する。

第5 計画の周知

本計画は、吉富町職員及び防災関係機関その他防災に関わる主要な施設管理者等に周知徹底を図るとともに、計画のうち必要となる事項については住民にも広く周知を図る。

第2節 関係機関等の業務大綱

町及び防災関係機関等は、その業務が直接的あるいは間接的を問わず、一体となって災害の防止に寄与するように配慮しなければならない。

吉富町を管轄する防災関係機関等の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
吉 富 町	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 町防災会議に係る事務に関する事 ② 町災害対策本部等の防災対策組織の整備に関する事 ③ 防災施設の整備に関する事 ④ 防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 ⑧ 給水体制の整備に関する事 ⑨ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 ⑩ 災害危険区域の把握に関する事 ⑪ 各種災害予防事業の推進に関する事 ⑫ 防災知識の普及・啓発に関する事 ⑬ 調査・研究に関する事 ⑭ 防災まちづくりに関する事 ⑮ 災害時要援護者の安全確保に関する事 ⑯ 企業等の防災対策の促進に関する事 ⑰ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑱ 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水防・消防等の応急対策に関する事 ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ③ 避難の準備情報・指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ④ 災害時における文教、保健衛生に関する事 ⑤ 災害広報に関する事 ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ⑦ 復旧資機材の確保に関する事 ⑧ 生活必需品、応急食料品等の確保に関する事 ⑨ 災害対策要員の確保・動員に関する事 ⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 ⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑭ り災証明等に関する事 ⑮ 清掃に関する事 ⑯ 所管施設の被災状況調査に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
吉 富 町	<p>(災害復旧・復興)</p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧及び改良に関すること</p> <p>② ライフライン等の災害復旧に関すること</p> <p>③ 義援金の受け入れ、配分に関すること</p> <p>④ 災害弔意金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること</p> <p>⑤ 住民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること</p>

第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
京 築 広 域 圏 消 防 本 部	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関すること</p> <p>② 消防力の維持向上に関すること</p> <p>③ 町と共同での地域防災力の向上に関すること</p> <p>④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑤ 防災知識の普及に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害に関する情報収集、伝達に関すること</p> <p>② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</p> <p>③ 消防活動に関すること</p> <p>④ 救助・救急活動に関すること</p> <p>⑤ 避難活動に関すること</p> <p>⑥ 行方不明者の調査に関すること</p> <p>⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること</p>

第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
吉 富 町 消 防 団	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関すること</p> <p>② 団員の能力の維持・向上に関すること</p> <p>③ 町及び京築広域圏消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</p> <p>② 消防活動に関すること</p> <p>③ 救助・救急活動に関すること</p> <p>④ 避難活動に関すること</p> <p>⑤ 行方不明者の捜索に関すること</p> <p>⑥ 町及び京築広域圏消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p>

第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (自治会)	(災害予防・災害応急対策) ① 地域住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 ② 出火防止及び初期消火 ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運營業務等の協力 ⑤ その他応急対策全般

第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	(災害予防) ① 防災会議に係る事務に関する事 ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ③ 防災施設の整備に関する事 ④ 防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事 ⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 ⑪ 防災知識の普及に関する事 ⑫ 災害時要援護者の安全確保に関する事 ⑬ 緊急消防援助隊調整本部に関する事 ⑭ 企業等の防災対策の促進に関する事 ⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑯ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事 ⑰ 帰宅困難者対策の推進に関する事 (災害応急対策) ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 ⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑭ 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<p>(災害復旧)</p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること</p> <p>② 物価の安定に関すること</p> <p>③ 義援金品の受領、配分に関すること</p> <p>④ 災害復旧資材の確保に関すること</p> <p>⑤ 災害融資等に関すること</p>

第6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前警察署	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害警備計画に関すること</p> <p>② 警察通信確保に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>④ 災害装備資機材の整備に関すること</p> <p>⑤ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑥ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑦ 防災知識の普及に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>② 被害実態の把握に関すること</p> <p>③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること</p> <p>④ 行方不明者の調査に関すること</p> <p>⑤ 危険個所の警戒及び地域住民に対する避難指示、誘導に関すること</p> <p>⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること</p> <p>⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること</p> <p>⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること</p> <p>⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること</p> <p>⑩ 広報活動に関すること</p> <p>⑪ 死体の見分・検視に関すること</p>

第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(災害予防)</p> <p>① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</p> <p>② 広域的な交通規制の指導調整に関すること</p> <p>③ 他の管区警察局との連携に関すること</p> <p>④ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること</p> <p>⑤ 警察通信の運用に関すること</p> <p>⑥ 津波警報・注意報の伝達に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること</p> <p>② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 地方公共団体に対する災害融資に関すること</p> <p>② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること</p>
九州厚生局	<p>① 災害状況の情報収集、通報に関すること</p> <p>② 関係職員の現地派遣に関すること</p> <p>③ 関係機関との連絡調整に関すること</p>
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>① 米穀の備蓄に関すること</p> <p>② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること</p> <p>③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 応急用食料の調達・供給に関すること</p> <p>② 農業関係被害の調査・報告に関すること</p> <p>③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること</p> <p>④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被害農業者等に対する融資等に関すること</p> <p>② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること</p> <p>③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること</p> <p>④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること</p> <p>⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること</p> <p>⑥ 技術者の応援派遣等に関すること</p> <p>(九州農政局 福岡地域センター)</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること</p>
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <p>① 国有保安林・治山施設の整備に関すること</p> <p>② 林野火災予防体制の整備に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧対策用材の供給に関すること</p>
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <p>① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること</p> <p>② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること</p> <p>③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること</p> <p>② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州産業保安監督部	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉱山の保安に関する監督指導に関すること</p> <p>② 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 鉱山における応急対策の監督指導に関すること</p> <p>② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること</p>
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <p>① 交通施設及び設備の整備に関すること</p> <p>② 宿泊施設等の防災設備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること</p> <p>② 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること</p> <p>③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること</p> <p>④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること</p> <p>⑤ 緊急輸送命令に関すること</p>
大阪航空局 (福岡・北九州 空港事務所)	<p>(災害予防)</p> <p>① 指定地域上空の飛行規制等その他周知徹底に関すること</p> <p>② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること</p> <p>② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること</p>
第七管区 海上保安本部	<p>(災害予防)</p> <p>① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること</p> <p>② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること</p> <p>② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること</p> <p>③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること</p> <p>④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること</p> <p>⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること</p>
福岡管区气象台	<p>(災害予防)</p> <p>① 台風や大雨、高潮、高波、地震、津波等に関する観測施設の整備に関すること</p> <p>② 台風や大雨、高潮、高波、地震、津波等に関する防災知識の普及に関すること</p> <p>③ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること</p> <p>② 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること</p> <p>③ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <p>① 非常通信体制の整備に関する事 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ③ 災害時における通信機器の貸し出しに関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関する事 ② 非常通信の統制、管理に関する事 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事</p>
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <p>① 事業場における災害防止のための指導監督に関する事 ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の業務上の災害補償に関する事 ② 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事</p>
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <p>① 気象観測通報についての協力に関する事 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ③ 災害危険区域の選定または指導に関する事 ④ 防災資機材の備蓄、整備に関する事 ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関する事 ⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ② 水防活動の指導に関する事 ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ④ 災害広報に関する事 ⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 ⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関する事 ⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関する事 ⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事 ⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事 ⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 ⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事 ⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 ② 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事</p>

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第四師団、小倉駐屯地第40普通科連隊、航空自衛隊築城基地第8航空団)	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害派遣計画の作成に関すること</p> <p>② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること</p>

第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>② 輸送施設の整備等安全輸送体制の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西日本電信電話株式会社(大分支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 応急復旧通信施設の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 津波警報、気象警報の伝達に関すること</p> <p>② 災害時における重要通信に関すること</p> <p>③ 災害関係電報、電話料金の免除に関すること</p>
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること</p>
日本赤十字社 (福岡県支部)	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害医療体制の設備に関すること</p> <p>② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療助産等の実施に関すること</p> <p>② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (北九州放送局)	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
日本通運株式会社 (福岡支店)	<p>(災害予防)</p> <p>① 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧資材等の輸送協力に関すること</p>
九州電力株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>
日本郵便株式会社 (中津郵便局)	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における郵便事業運営の確保</p> <p>② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策及びその窓口業務の確保</p>

第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県LPガス協会	<p>(災害予防)</p> <p>① LPガス施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県水難救済会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における報道の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予警報等の報道周知に関すること</p> <p>② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>③ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSSFM フエム国際放送株式会社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地象予警報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療救護の活動に関すること</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関すること</p> <p>③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること</p>
福岡県歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <p>① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時の歯科医療救護活動に関すること</p>
福岡県トラック協会	<p>(災害予防)</p> <p>① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急・救援物資の輸送に関すること</p>

第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
京築地区水道企業団	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 所掌事務についての防災対策</p>
京築広域市町村圏 事務組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 所掌事務についての防災対策</p>
吉富町外一市 中学校組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 所掌事務についての防災対策</p>
吉富町外1町 環境衛生事務組合	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 所掌事務についての防災対策</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊前市外二町 清掃施設組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策
上毛町外一市一町 矢方池土木組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策

第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
特例社団法人 豊前築上医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
特例社団法人 豊前築上歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整
豊前築上薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
吉富町社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受け入れ ② 要援護者への救助及び生活支援活動の協力
吉富漁業協同組合	(災害応急対策) ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 ⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
吉富郵便局	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡豊築農業協同組合	(災害応急対策) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
吉富町商工会	(災害応急対策) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
豊築防犯協会	(災害応急対策) ① 災害危険か所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

第13 住民・事業所

区分	とるべき措置
住民	① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保（自らの身の安全は自らが守る） ② 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 ③ 食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備 ④ 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 ⑤ 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 ⑥ 災害発生時の自主的な総合救済活動への参加・協力 ⑦ 町、県が行う防災活動への協力
事業者	① 従業員、顧客等の安全の確保 ② 二次災害の防止、経済活動の維持（事業継続等） ③ 地域住民の安全確保への協力 ④ 防災体制の整備、防災訓練の実施 ⑤ 町、県が行う防災活動との連携・協力

第3節 町の概況

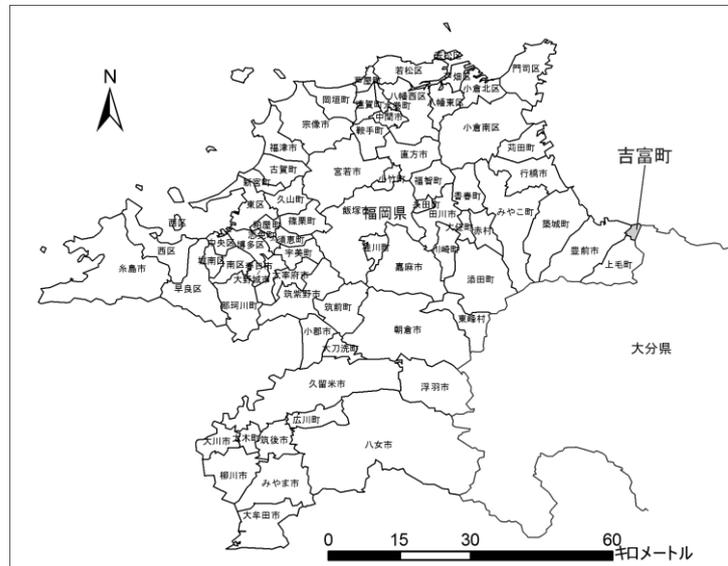
第1 自然的条件

1. 地勢

吉富町は、福岡県の最東端に位置し、東は山国川を境に大分県中津市、西は海岸に沿い豊前市、南は上毛町に接し、北は周防灘に面している。

町域は、2箇所の丘陵地を含む西南より北ないし東北に向けて緩やかな傾斜の平坦地で、山岳に発した山国川と佐井川に挟まれた東西 1.8km、南北 4km、面積 5.68 k m²の町である。

■本町の位置



■本町の河川

種 類	水 系	河 川 名
一級河川	山 国 川	山 国 川 黒 川
二級河川	佐 井 川	佐 井 川

2. 気象

本町の気候は、日本海型気候区と内海型気候区で中間型気候であり、平均気温は15℃～16℃で温暖、年間降水量は1,400mm～1,600mmである。

なお、台風は九州北部地方において、年間約3個の接近がある。

■本町の気象（平年値）

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1月	5.3	9.1	1.8	2.3	130.3	52.0
2月	6.0	10.0	2.2	2.3	133.1	66.4
3月	8.9	13.1	4.8	2.2	147.4	110.7
4月	14.0	18.7	9.3	2.2	173.0	113.7
5月	18.6	23.3	14.2	2.1	169.4	152.5
6月	22.5	26.6	18.9	1.9	121.4	274.2
7月	26.5	30.4	23.2	1.9	152.4	237.0
8月	27.4	31.8	23.8	2.2	191.2	138.4
9月	23.7	27.8	20.2	2.0	151.0	179.3
10月	18.0	22.5	14.0	2.1	164.6	82.9
11月	12.7	17.0	8.8	2.2	143.9	60.8
12月	7.7	11.8	3.9	2.3	139.9	42.8
年間	15.9	20.2	12.1	2.1	1817.4	1510.7

(注) 統計期間は1982～2011年の30年間

資料：気象庁「気象統計情報」 中津地域気象観測所（アメダス）

■九州北部地方の台風の接近個数（平年値）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
接近				0.0	0.0	0.3	0.8	1.0	1.0	0.3			3.2

(注) 平年値は、1981年～2010年の30年平均。

(注) 値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示している。

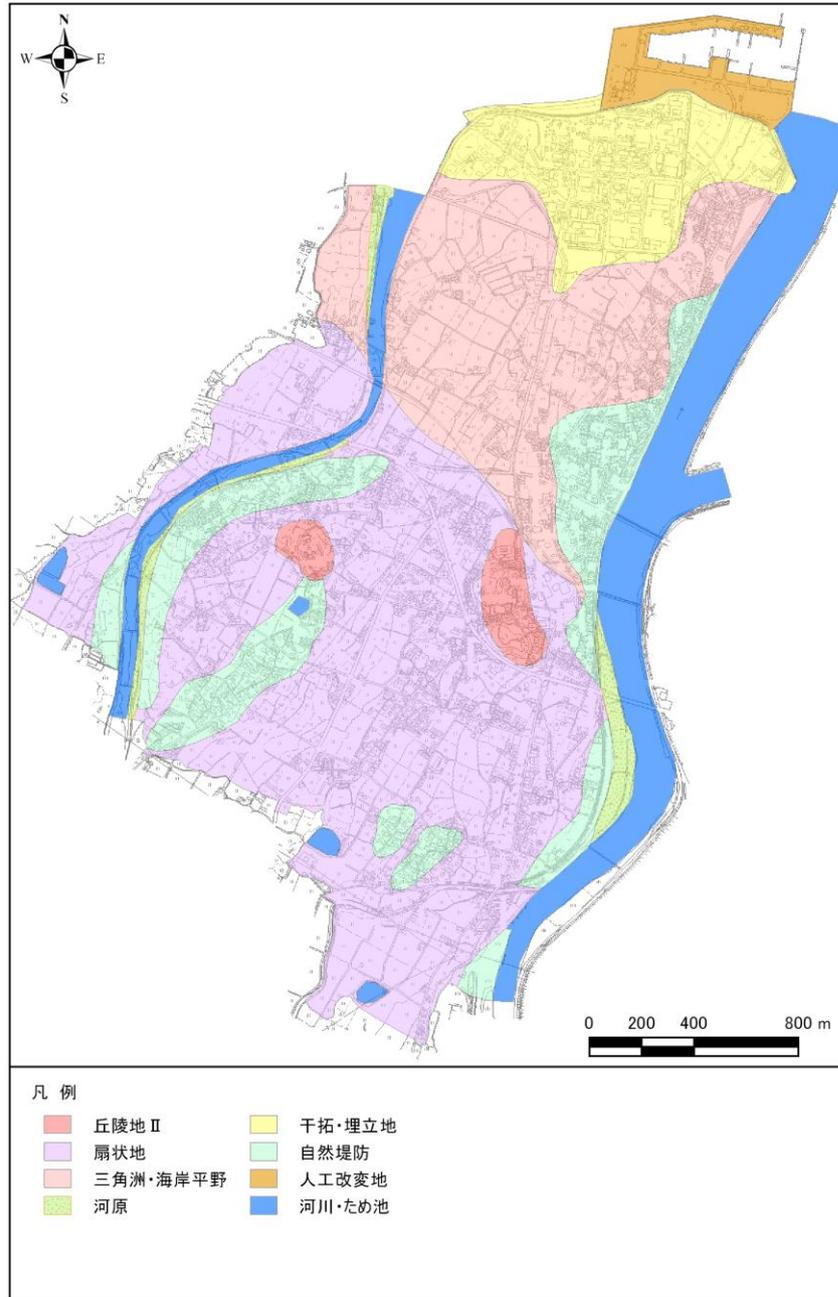
(注) 日本への接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

資料：気象庁「気象統計情報」

3. 地形

本町の地形は、南側より扇状地、三角洲・海岸平野、干拓・埋め立て地と続き、漁港のある人工改変地に至る。河川沿い等には自然堤防、町域のほぼ中央の2箇所に丘陵地がある。

■地形分類図



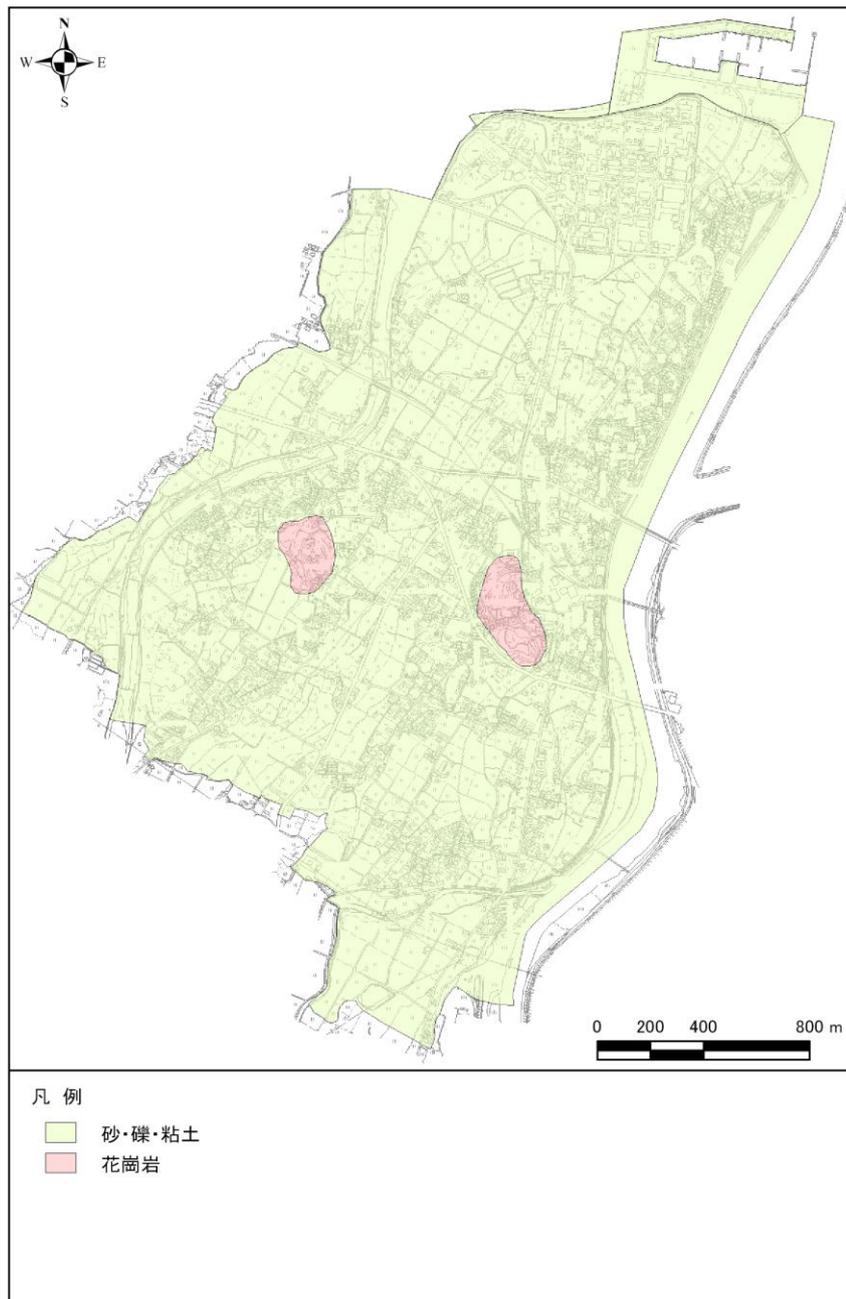
出典：土地分類基本調査 中津（1970）、福岡県
（吉富町航空写真図 平成23年撮影）

4. 地質

本町は、山国川の河口左岸側の中津平野に位置し、中津層と呼ばれる砂礫・火山砂層の解析扇状地から形成されている。

天仲寺山及び鈴熊山は、中世界の花崗岩からなる。また、その周辺には、山国川のはん濫により堆積して形成された未固結堆積物からなる砂・礫・粘土が表層に分布している。海岸付近は、人工改変地及び干拓地からなるため、軟弱地盤であり、地震時の揺れおよび液状化に対し脆弱な地盤である。

■表層地質図



出典：土地分類基本調査 中津（1970）、福岡県
（吉富町航空写真図 平成23年撮影）

第2 社会的条件

1. 人口

本町の人口及び世帯数は、7,124人、2,891世帯（平成24年3月末現在）である。人口は減少傾向が続いている。

世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたり人口は減少傾向にあることから、継続的な核家族化の進行が見受けられる。

65歳以上の老年人口（1,846人）は、全体の1/4にあたる25.9%を占め、高齢化傾向であることを示すとともに、今後も高齢化が進行するものと予想される。

■吉富町の人口（平成24年3月末現在）

人 口	7,124人
世 帯 数	2,891世帯
高齢化率	25.9%（65歳以上人口1,846人／全町人口7,124人）

出典：住民基本台帳

■吉富町の人口・世帯数の推移（単位：世帯、人）

年	世帯	総数	男	女	人口 増加数	人口 増加率	1世帯当 り人口
昭和60年	2,323	7,672	3,644	4,028			3.30
平成2年	2,415	7,598	3,593	4,005	-74	-1.0	3.15
平成7年	2,454	7,464	3,538	3,926	-134	-1.8	3.04
平成12年	2,650	7,470	3,549	3,921	6	0.1	2.82
平成17年	2,751	7,369	3,494	3,875	-101	-1.4	2.68
平成22年	2,861	7,087	3,363	3,724	-282	-3.8	2.48
平成24年	2,891	7,124	3,379	3,745	37	0.5	2.46

出典：住民基本台帳

2. 土地利用の状況

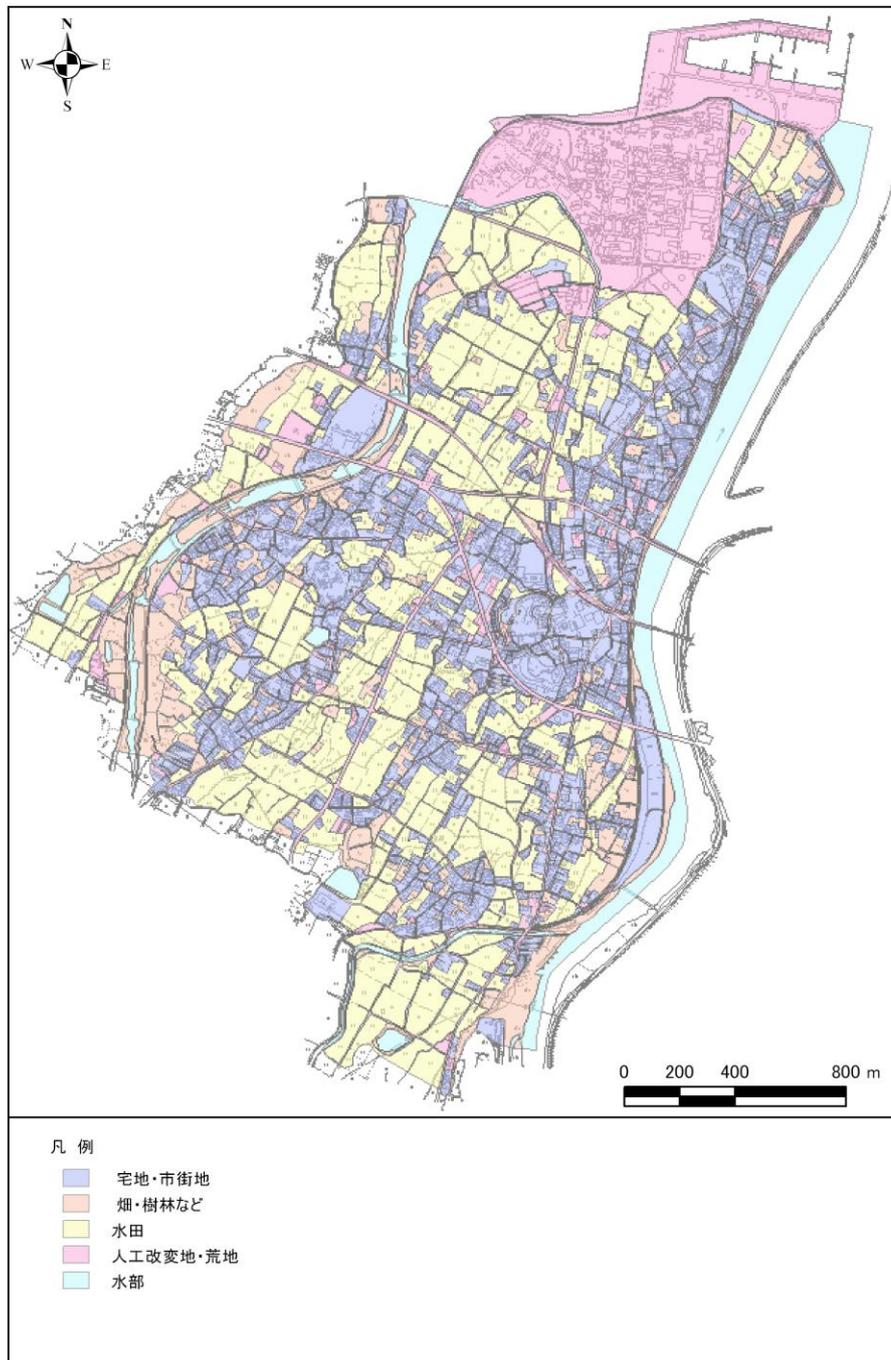
本町の土地利用は、耕地、宅地、その他が、それぞれ総面積の約1/3ずつを占めている。

■土地利用面積（単位：km²）

総面積	耕地	宅地	森林	その他
5.68	2.06	1.76	0.00	1.86

出典：データで見る吉富町

■土地利用状況図（平成23年）



出典：平成23年度吉富町都市計画基礎調査業務報告書（平成24年3月）

第4節 災害危険性

本町では、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）及び福岡県地域防災計画をふまえて、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。

その概要は、次のとおりである。

第1 災害履歴

1. 風水害等

県内では台風と集中豪雨による被害が多く、梅雨前線に伴う豪雨は河川の内水氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を引き起こしている。台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。

本町に被害を与えた風水害としては、昭和19年9月17日の台風の襲来による大災害で、佐井川及び黒川の堤防決壊によって町の大半が床上浸水し、国道の決壊2ヶ所、橋梁の流失及び国鉄（当時）の道床流失等に加えて家屋の流失3戸死者2名という大惨事となった。また、海岸堤防の決壊により海水が浸水し農作物に大きな被害をもたらしたことも数回に及んでいる。

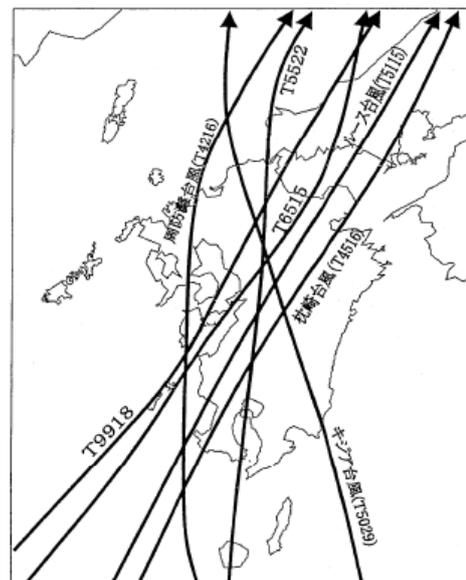
近年では、平成3年9月14日・27日の台風17号・19号の襲来による災害がおり、町内全域3日間の停電、N T T電話回線の甚大な被害等に加えて、住家全壊1棟・半壊6棟等の被害に及んだ。さらに、平成5年9月3日の台風13号では、暴風雨と満潮が重なり、海岸地区に床上浸水（47棟）・床下浸水（28棟）等の被害をもたらした。また、平成11年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

なお、平成24年7月の九州北部豪雨においては、床下浸水1棟である。

周防灘西岸の最大潮位偏差(cm)

年月日	台風名	地名		
		青浜	荻田	宇ノ島
1942. 8.27	周防灘台風	166	150	76
1945. 9.17	枕崎台風		129	
1950. 9.13	ギジア台風	131		
1951.10.15	ルース台風	124	115	103
1955. 9.30	台風第22号		147	121
1965. 8. 6	台風第15号	134		
1999. 9.24	台風第18号	201	219	

周防灘に高潮害が発生したときの台風経路



(T××××は、19××年台風××号を示す)

出典：福岡県地域防災計画・風水害編（平成22年）

また、福岡県の災害年報より、本町に係る気象注意報・警報の発表状況は、以下に示すとおりである。なお、平成22年5月27日以前は「京築」として、また、以後は市町ごとの発表となっている。

平成21年以前の各年の発表回数をみると、全体では200回～300回程度である。このうち、警報は7月～9月に多く、年10～20回程度、注意報は各年により若干異なるが、概ね1月～3月及び7月～9月が多く、年50～90回程度となっている。発表内容では、警報は7月～9月の大雨や洪水、注意報は各年7月～9月にかけての雷が最も多く、大雨もこの時期に多い。洪水、強風、波浪などは年次により変動はあるが7月～9月に比較的多くみられる。このほか、大雪注意報が1月～3月、10月～12月に毎年10回程度ある。

平成22年は、7月の大雨（土砂災害）及び洪水警報、7月～9月では大雨、雷、洪水注意報等が多く発表されている。

このようなことから、特に7月～9月における台風や集中豪雨等への対応には、十分留意する必要がある。

■本町に係る気象注意報・警報の発表回数

年月	警報							注意報									
	洪水	大雨	暴風	波浪	高潮	その他	計	洪水	強風	波浪	高潮	大雨	大雪	風雪	雷	その他	計
平成22年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	17	3	0	0	2	1	13	51	87
	4～6月	0	0	0	0	0	0	0	5	22	4	0	7	0	37	30	105
	7～9月	1	10	0	0	0	0	11	28	24	10	0	22	0	99	3	186
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	32	23	0	0	6	7	31	37
	計	1	10	0	0	0	0	11	33	95	40	0	29	8	8	180	121
平成21年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	10	6	0	0	9	2	12	46	85
	4～6月	0	4	0	0	0	0	4	13	8	1	0	9	0	19	14	64
	7～9月	6	10	0	0	0	0	16	15	11	0	0	11	0	40	5	82
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	1	3	1	5	15
	計	6	14	0	0	0	0	20	29	36	15	0	21	12	3	76	80
平成20年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	14	1	0	0	5	2	20	51	93
	4～6月	1	3	0	0	0	0	4	16	7	1	0	14	0	27	13	78
	7～9月	3	3	0	0	0	0	6	13	0	0	0	13	0	38	0	64
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	3	1	3	16	27
	計	4	6	0	0	0	0	10	29	25	2	0	27	8	3	88	80
平成19年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	11	5	0	0	6	1	19	52	94
	4～6月	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	1	0	23	26	61
	7～9月	3	3	2	2	1	0	11	14	6	3	1	14	0	45	1	84
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	0	2	0	9	31	49
	計	3	3	2	2	1	0	11	17	30	10	1	17	6	1	96	110
平成18年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	3	0	7	34	49
	4～6月	0	0	0	0	0	0	0	3	7	6	0	4	0	14	19	53
	7～9月	4	5	1	0	0	0	10	13	3	4	1	14	0	35	0	70
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	0	1	9	16	39
	計	4	5	1	0	0	0	10	16	19	19	1	18	3	1	65	69
平成17年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	3	14	0	0	7	4	10	38	76
	4～6月	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	4	0	15	15	40
	7～9月	4	7	5	5	3	0	24	8	2	2	1	9	0	27	0	49
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	7	2	12	35	62
	計	4	7	5	5	3	0	24	12	8	21	1	13	14	6	64	88
平成16年	1～3月	0	0	0	0	0	0	0	9	3	0	0	8	0	5	64	89
	4～6月	1	2	0	0	0	0	3	7	1	2	0	6	0	15	11	42
	7～9月	0	0	1	1	0	0	2	4	3	7	3	4	0	16	0	37
	10～12月	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	1	2	0	4	3	18
	計	1	2	1	1	0	0	5	11	15	18	3	11	10	0	40	78

出典：災害年報（福岡県）

注）平成22年5月27日より、市町単位での発表となった。

注）延べ発表回数であり、一日に数回の切替が行われる場合がある。

注）その他：乾燥、低温、濃霧、霜、着雪

2. 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年に県内で被害を受けた事例としては、2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震(震源深度約9km、マグニチュード7.0、最大震度6弱)がある。なお、この地震による津波の被害はない。

本町では、広津における過去の記録をみると、福岡県西方沖地震では震度4であったが被害記録はなく、以外の地震でも大きな被害を与える震度の地震は発生していない。

■吉富町広津における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
1923～2000年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2001年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2002年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2003年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2005年	16	1	1	1	0	0	0	0	0	19
2006年	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4
2007年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
2008年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2009年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
2010年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2011年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(注)平成8年9月以前の5,6は5弱,6弱として扱っている。

出典：気象庁震度データベース(1923～2011年)

■福岡県西方沖地震(平成17年3月20日)による被害状況

被害	死者	負傷者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊
			重傷	軽傷			
吉富町	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1	1,186	197	989	143	352	9,185

出典：平成17年災害年報(福岡県)

なお、南海トラフ巨大地震について、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」が公表されており、本町では最大震度5強、最大津波高(満潮位)4mが想定されている。

第2 災害危険性

1. 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。

水害関係では、重要水防箇所は、国指定が1箇所、県指定が3箇所（河川1箇所、海岸2箇所）、災害危険河川区域が2箇所指定されており、県による浸水想定区域内には約2,000棟の建物がある。

また、土砂災害関係では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所、急傾斜地崩壊危険区域（自然Ⅰ）が6箇所指定されており、これらの箇所には約50棟の人家がある。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・延長
水害	重要水防箇所（山国川）	1箇所（50m）
	重要水防箇所（佐井川）	1箇所（155m）
	重要水防箇所（吉富海岸）	1箇所（3樋門・705m）
	重要水防箇所（界木海岸）	1箇所（1樋門・365m）
	災害危険河川区域（山国川水系黒川）	2箇所（20m、340m）
土砂災害	砂防指定地	0箇所
	土石流発生危険箇所	0箇所
	地すべり防止区域	0箇所
	地すべり危険箇所	0箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	2箇所（御山、事比羅）
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	6箇所（鈴熊(a)、鈴熊、事比羅(1)(2)、御山、神揚）
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	0箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	0箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	0箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	0箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	0箇所
	地すべり危険地区（民有林）	0箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	0箇所

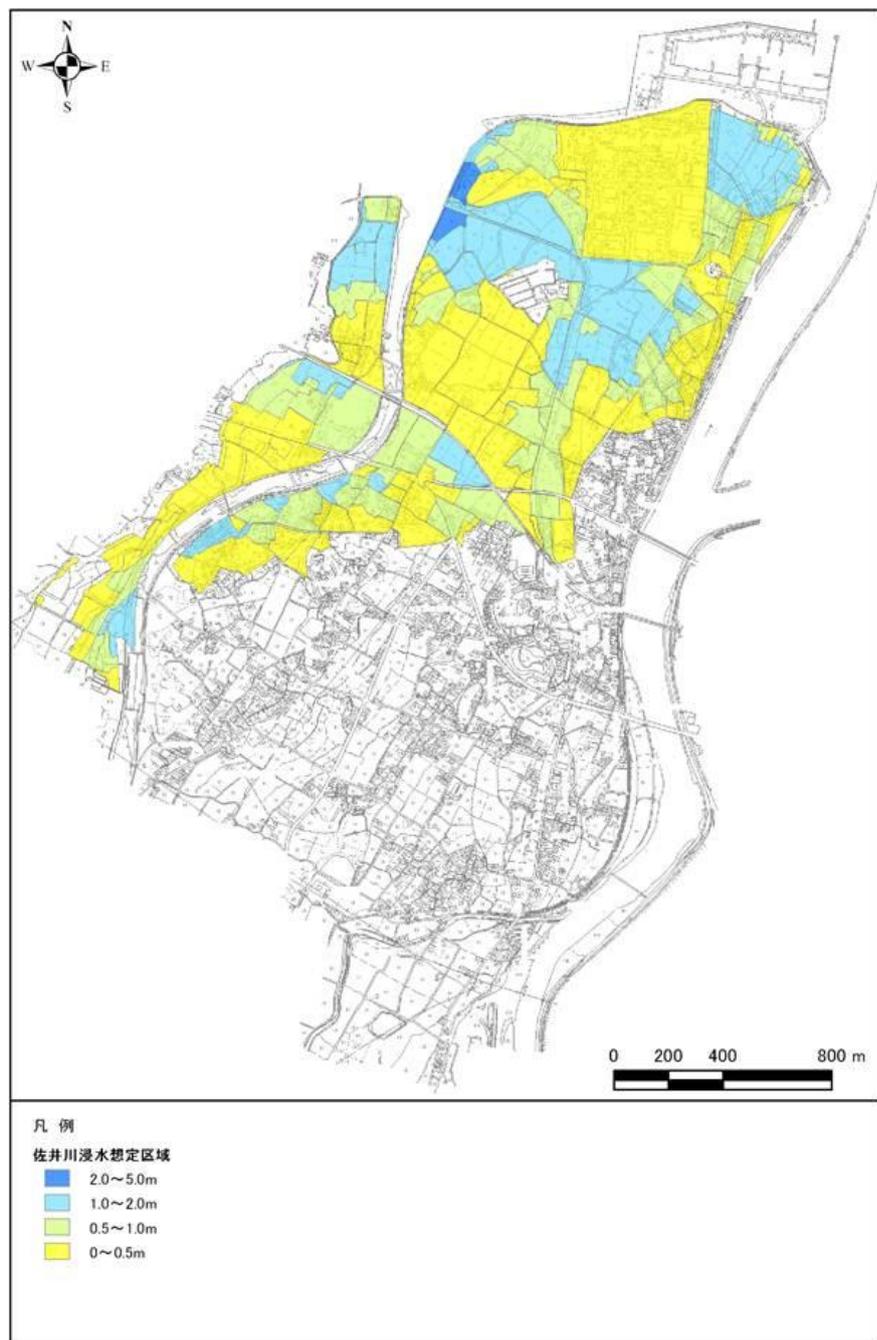
出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（平成24年3月）

本町における水害の危険性については、下図に示すように佐井川の洪水時における浸水想定区域として、佐井川沿いの北側低地部において広範な浸水が予想されている。

佐井川右岸河口部付近において「水深 2.0m～5.0m未満の区域」が広がり、「1.0m～2.0m未満の区域」が河川沿いだけでなく高浜に至るまでみられ、「0.5m～1.0m未満の区域」や「0.5m未満の区域」がその周囲に広がっている。

なお、本町は、現時点で山国川の浸水想定区域に含まれないが、平成24年7月の豪雨時に氾濫寸前にまで至ったこともあり、山国川からの洪水災害等に対して、十分警戒する必要がある。

■佐井川浸水想定区域



出典：佐井川水系佐井川浸水想定区域図（平成20年、福岡県）

2. 地震災害

福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成19年3月25日マグニチュード6.9）、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日マグニチュード6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日マグニチュード7.2）など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成18年度のアセスメント調査の想定規模（マグニチュード6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日マグニチュード9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることを踏まえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、県内の主要な6つの断層のうち、特に人口が集中する県内主要都市を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される代表的活断層（小倉東断層系、西山断層系、警固断層系、水縄断層系の4つの断層系）が活動した場合と、震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合の被害想定（基盤地震動一定）を行っている。

この中で、吉富町に最も近い小倉東断層と、最も大きい被害を与える基盤地震動一定における被害想定結果を整理し以下に示す。

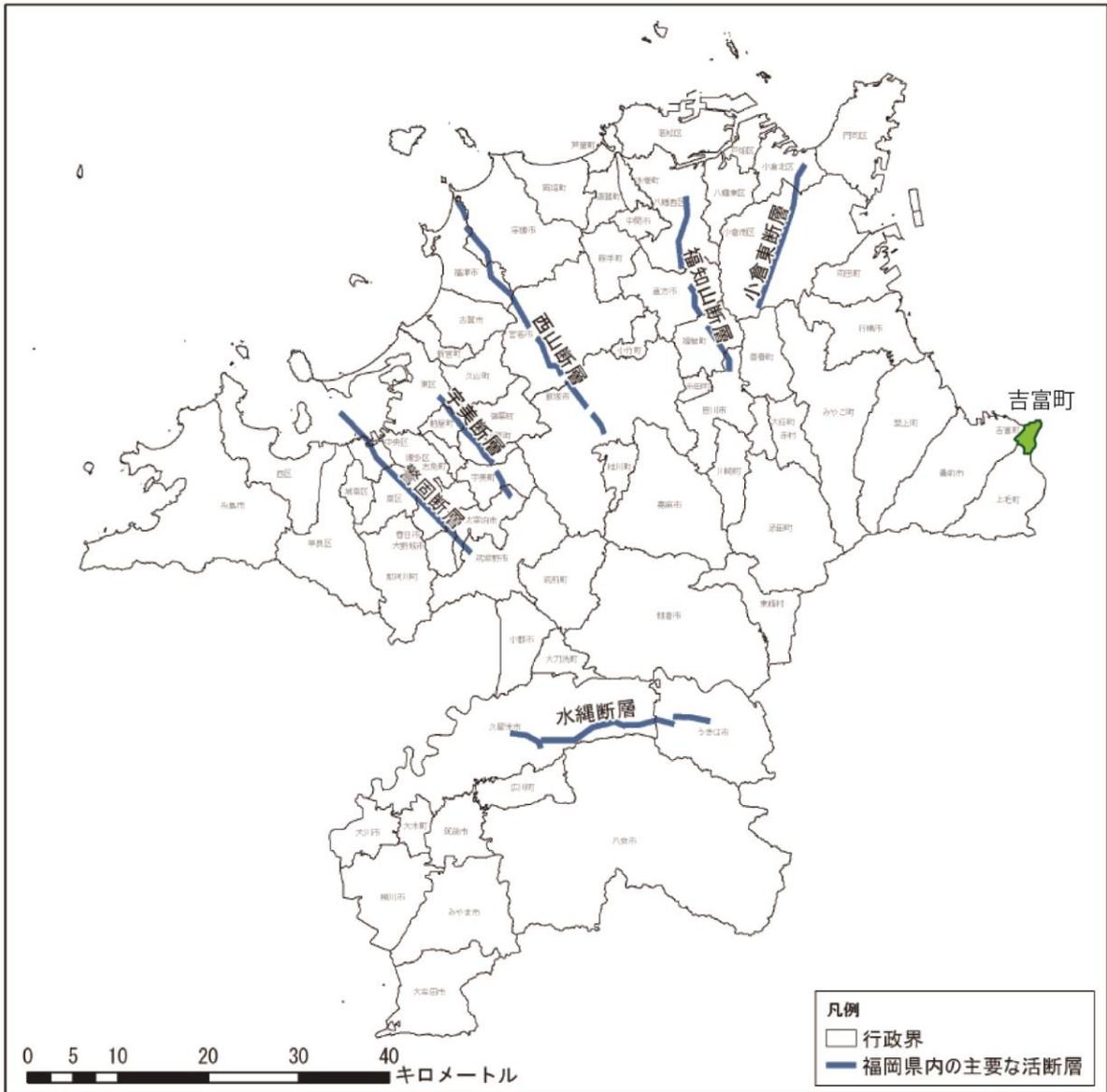
小倉東断層による被害想定では、最大震度が5弱であり、建物、ライフライン、人的被害の想定は0となっている。

一方、基盤地震動一定による被害想定では、最大震度が6弱であり、全壊建物が54棟、死者数3名、負傷者数219名、避難者数68名が想定されている。

■町域の地震想定の設定

想定震源断層	小倉東断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・長さ	幅 : 8.5 km 長さ : 17 km	—
震源断層の深さ	上端 : 2 km 下端 : 10.5 km	10 km
マグニチュード	6.9	6.9
破壊開始点	両端及び中央の下端	—
破壊形式	同心円状	—

■想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

■本町における地震被害想定結果

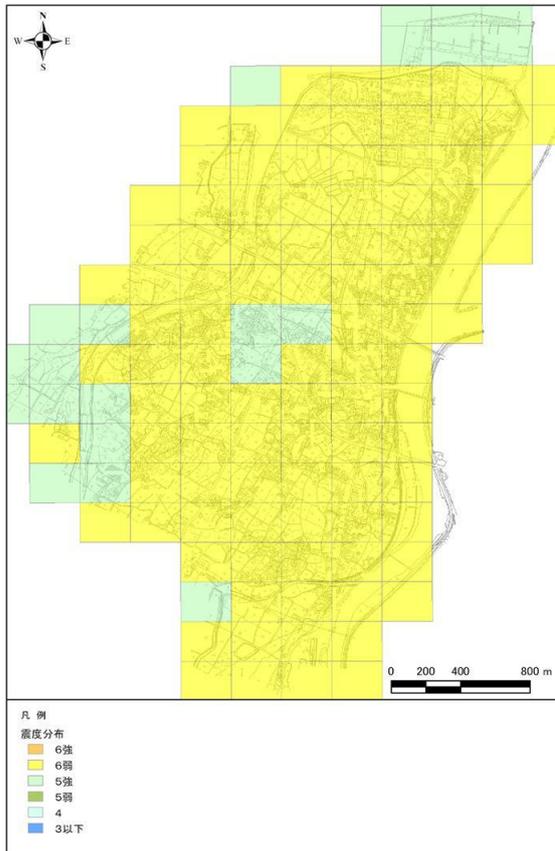
想定地震		小倉東断層	基盤一定
破壊開始点		中央下部	—
地震の規模 (M:マグニチュード)		6.9	6.9
震源の深さ		上端 2km 下端 10.5km	10.0km
最大震度		5 弱	6 弱
液状化現象		低い	高い～低い
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	0	0
	被災建物棟数	0	0
建物被害棟数	全壊 (木造・非木造)	0	54(53・1)
	半壊 (木造・非木造)	0	188(179・9)
	全半壊 (木造・非木造)	0	242(232・10)
	全半壊率 (%)	0	4.3
火災被害	出火件数	0	1
	焼失棟数	0	0
ライフライン被害箇所	上水道管	0	35
	下水道管	0	2
	都市ガス管	0	0
	LP ガス	—	—
	電柱	0	1
	電話柱	0	1
道路被害箇所*	吉富本耶馬溪線	0	1
鉄道被害箇所*	日豊本線	33	38
漁港被害延長 (m)	吉富漁港	0	3,665
人的被害	死者数	0	3
	負傷者数	0	219
	要救出現場数	0	22
	要救出者数	0	12
	要後方医療搬送者数	0	22
	避難者数	0	68
要救護者	ガス供給支障人口	—	—
	水道供給支障人口	—	—
	食糧供給対象人口	0	6,289
	給水対象世帯	0	2,542
	生活物資供給対象人口	0	68

(注) * : 道路被害及び鉄道被害は県内での被害箇所数 (吉富町域とは限らない)

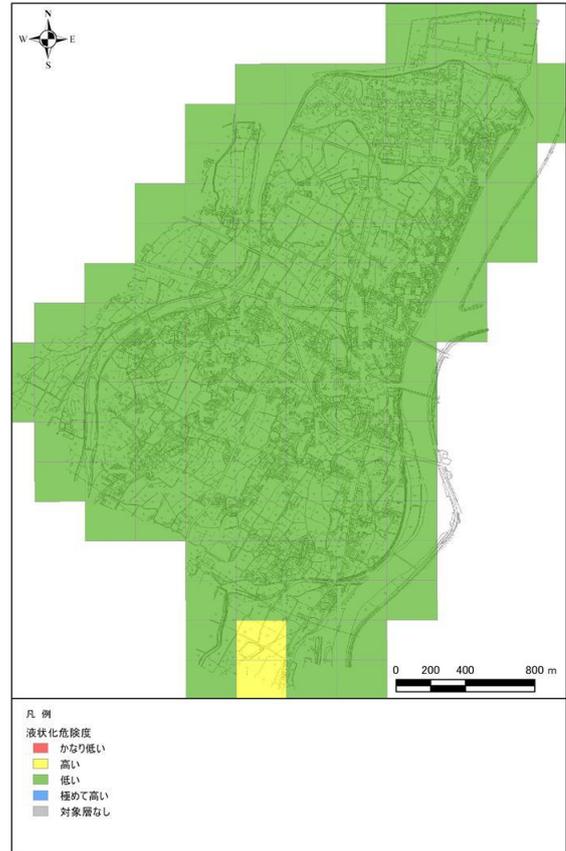
出典 : 地震に関する防災アセスメント調査報告書 (福岡県 平成 24 年 3 月)

基盤地震動一定における震度分布では、本町のほとんどの範囲が震度6弱となっており、部分的に5強がみられる。また、液状化の危険度は概ね「低い」となっているが、南部の大字幸子付近での危険度が「高い」となっている。

■震度分布図（基盤地震動一定）



■液状化危険度（基盤地震動一定）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

3. 津波災害

福岡県の「津波に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月）では、東日本大震災を踏まえて、福岡県においても最大クラスの津波を設定し、津波の予測結果を基に、過去の津波被害事例から導かれた経験式や現時点で適切と認められている関係図を用いて被害量の算定を行っている。なお、福岡県は過去に大きな津波被害を受けたことはない。

被害想定の対象となる波源は、①対馬海峡東の断層、②周防灘断層群主部、③雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、④別府湾-日出生断層帯東部の4つの断層となり、①～③の波源について被害想定が行われている。

このうち、本町に最も影響のある波源は「②周防灘断層群主部」であり、その結果を以下に示す。

なお、津波の到達時間は、気象庁の津波注意報が20cm以上予想される場合に発令されることから、20cmの水位変化が生じた時を津波の到達時間としている。

■対象波源位置



出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

津波の予測及び被害想定の結果は、以下に示すとおりである。

地震発生からの到達時間では、本町が朔望平均満潮位の場合は28分程度、平均潮位の場合は30分程度で、本町が最も早く到達する予測となっている。

なお、被害想定では、本町における建物被害の発生として、満潮位及び平均潮位ともに床上浸水が1棟となっている。

■本町における津波の予測

波源	地震発生からの到達時間	最大津波高	最大津波の到達時間	最大流速
周防灘断層群主部	朔望平均満潮位 28分 平均満潮位 30分	朔望平均満潮位 0.56m 平均満潮位 0.55m	朔望平均満潮位 91分 平均満潮位 136分	2.0m/s

■津波被害想定の結果（周防灘断層群主部）

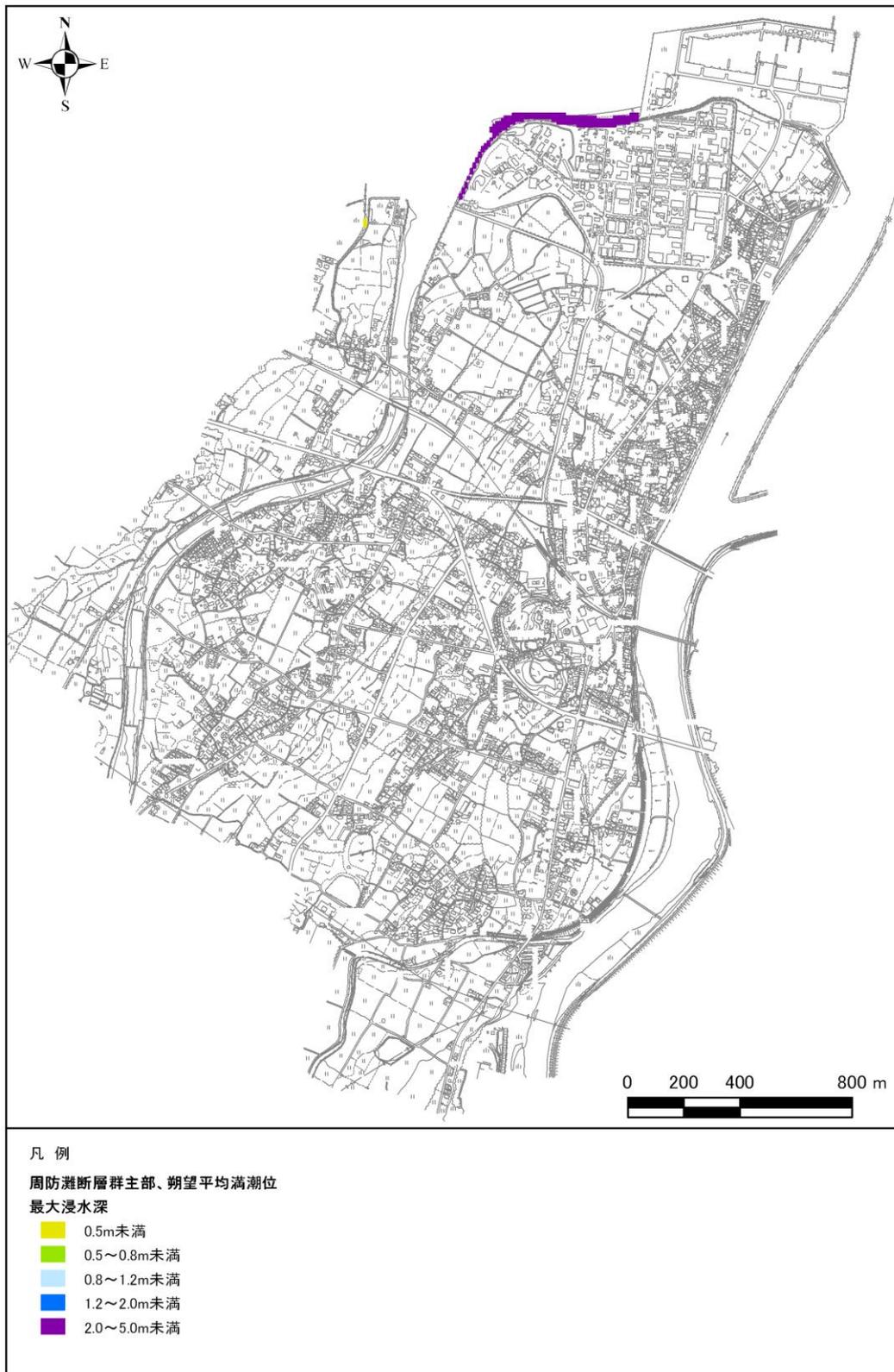
区 分		全 県		吉 富 町	
建物被害 (棟)	満潮位	全 壊		—	—
		半 壊		3	—
		床上浸水		3	1
		床下浸水		—	—
	平均潮位	全 壊		—	—
		半 壊		—	—
		床上浸水		1	1
		床下浸水		1	—
人的被害 (人)	満潮位	昼間	通常	—	—
			意識低い	—	—
		夜間	通常	—	—
			意識低い	—	—
	平均潮位	昼間	通常	—	—
			意識低い	—	—
		夜間	通常	—	—
			意識低い	—	—

出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

また、津波浸水予測図は、以下に示すとおりである。

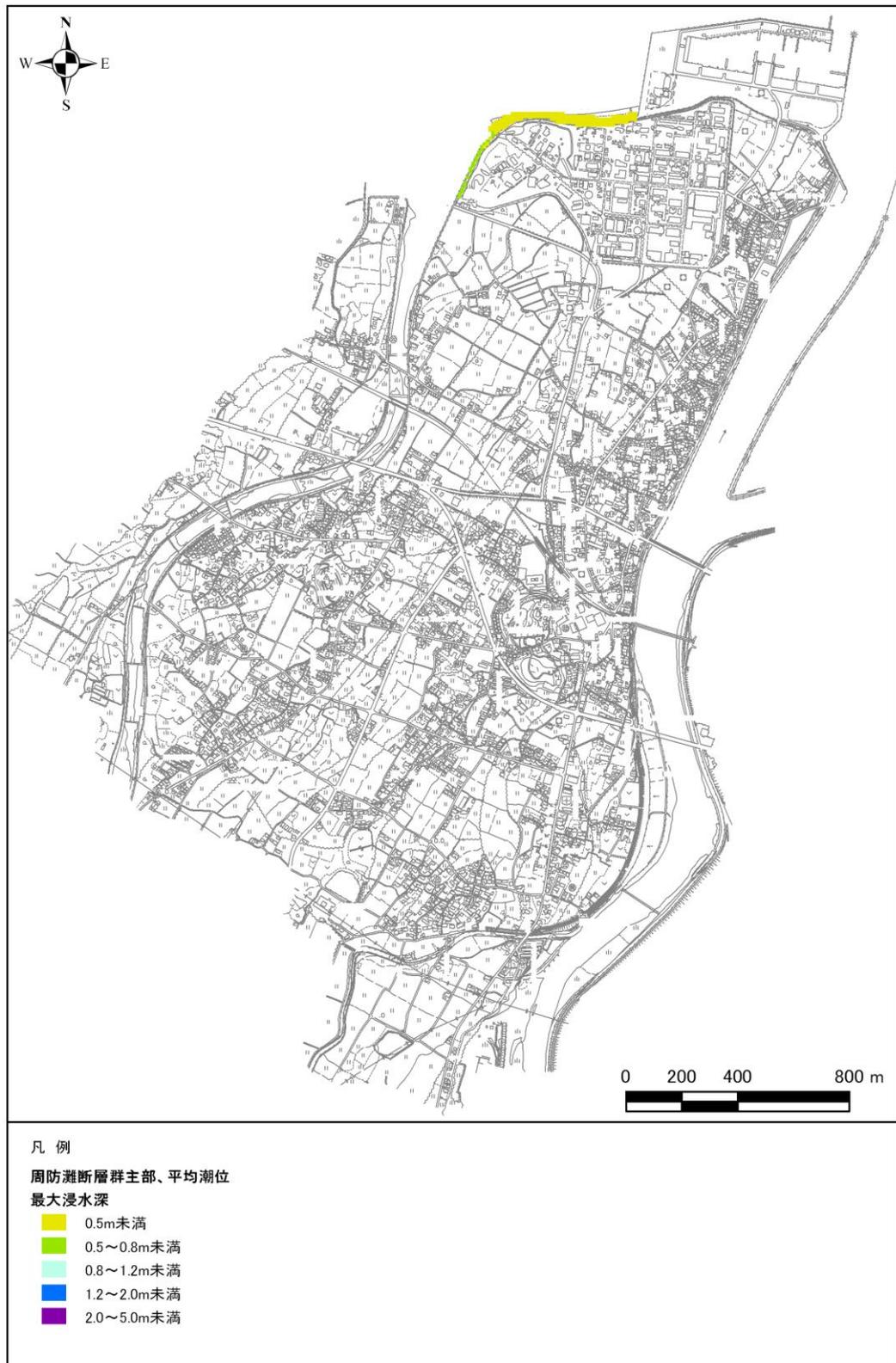
■津波浸水予測図

【周防灘断層群主部、朔望平均満潮位】



出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

【周防灘断層群主部、平均潮位】

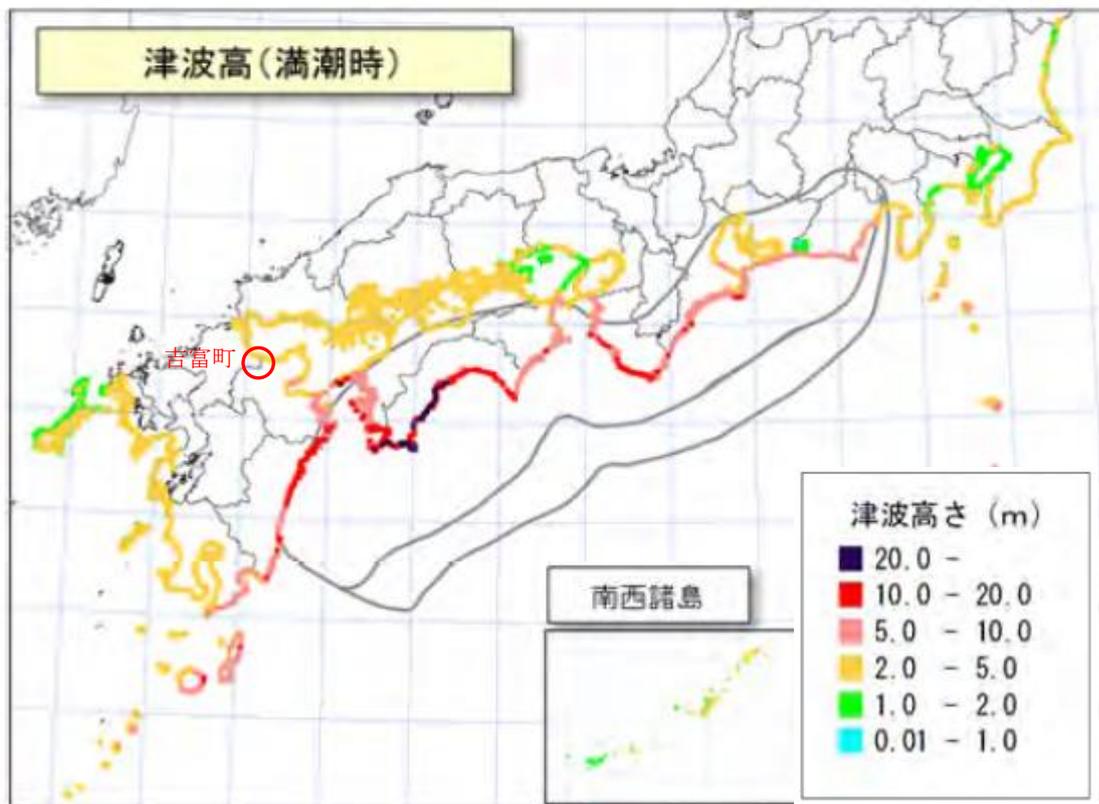


出典：津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

南海トラフ巨大地震については、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」について」が公表された。

本町では、最大震度5強、最大津波高（満潮位）4mが想定されている。この津波高さをふまえて町域をみると、町域北側の大きな範囲が標高4m未満の区域となっており、津波に対する警戒も必要となる。

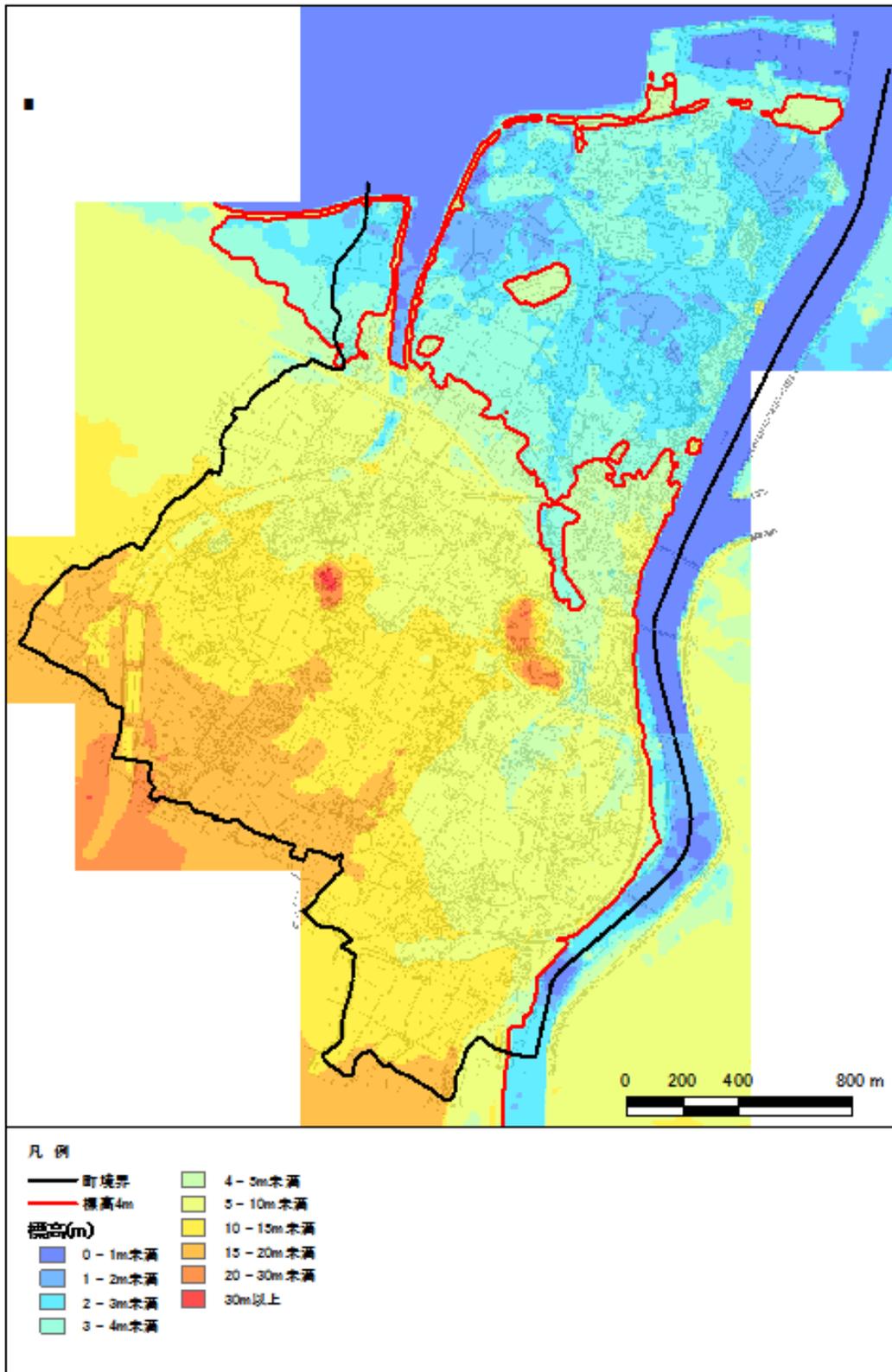
■南海トラフの巨大地震による津波高（満潮位）



【ケース⑤「四国沖～九州沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定】

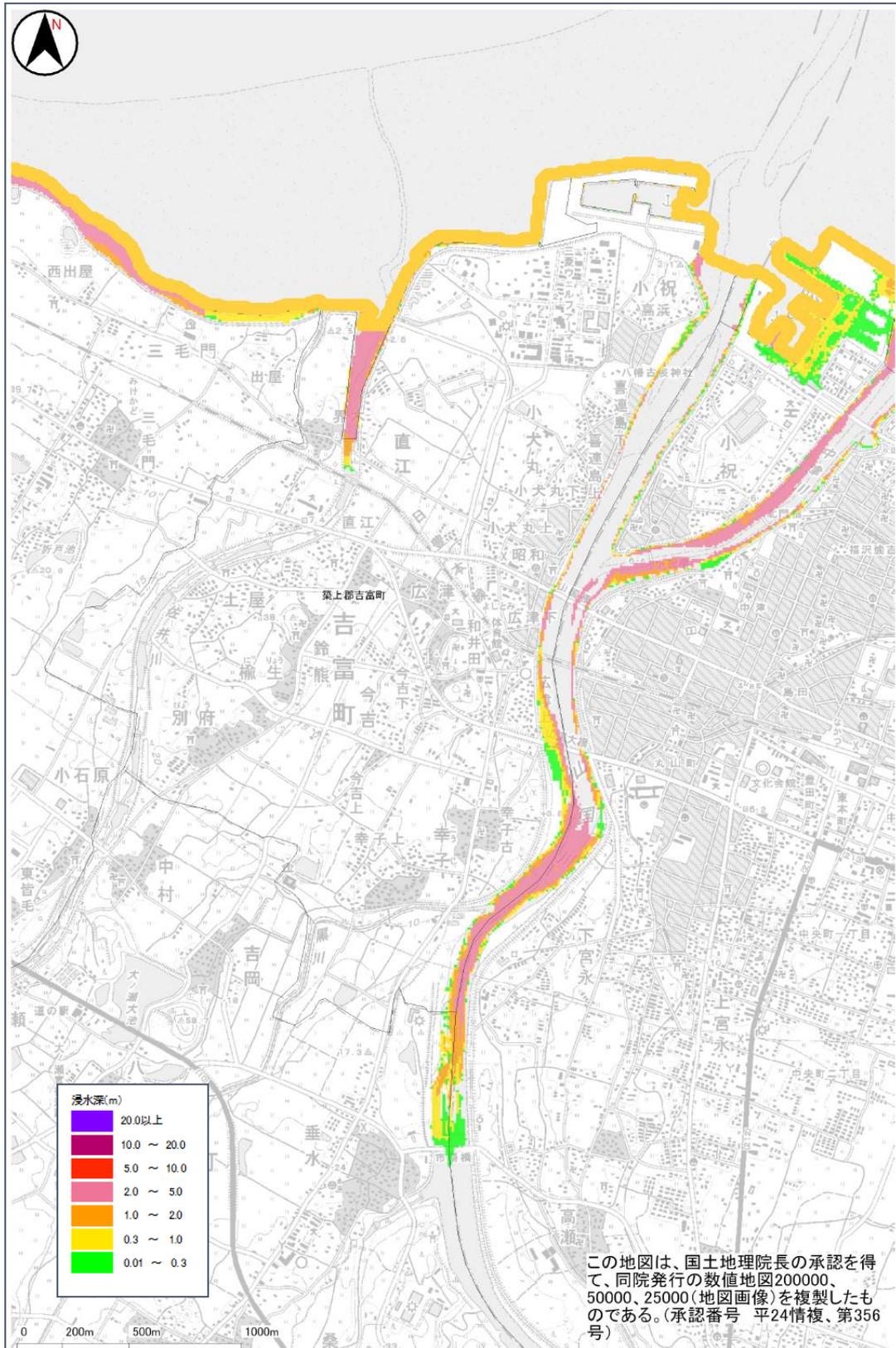
資料：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」

■本町の標高分布図



(注) 航空レーザー測量のメッシュデータを基に作成

■津波の浸水分布図



資料：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」

第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョン

本町周辺は台風の常襲区域であり、近年の異常気象や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性に十分配慮する必要がある。

また、地震・津波災害の危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」及び「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（いずれも福岡県、平成24年3月）、「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」（総務省、平成24年8月）の予測結果に基づいた対応を準備しておく必要がある。

このような状況を踏まえ、本町の防災ビジョンを次のとおりとする。

■防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基本として、行政は「減災」に向けたまちづくりや防災への取り組みを推進するとともに、行政をはじめ、住民・地域コミュニティ・事業者・その他関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、お互いの緊密な連携を図りながら、「自助・共助・公助」の理念のもと、町の総力を結集して災害対応を行う。

<基本理念>

- ① 災害に強い組織・ひとをつくる
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 防災施設・設備、体制を強化する
- ④ 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える

第2 基本目標

住民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

■基本目標

基本理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い組織・ひとをつくる	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民や企業・事業所等が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、町内の防災・減災に寄与するよう努める。 ○ 住民ひとり一人が、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑える。 ○ 町及び関係機関の職員は、知識と技術を身につけ、平常時から防災に係る必要な組織の整備等を行い、災害時には速やかに任務を遂行できるようにする。 ○ 大規模災害に備え、全住民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における2次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。 ○ 混乱期における被害の抑制や災害時要援護者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ○ 町、消防団、関係機関、学校、事業所、自主防災組織、住民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災知識の普及を推進する。
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強く、快適で安全な住民生活を確立するため、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、狭隘な道路の改善を図るなど防災機能を強化する。 ○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、被害の発生が予想される箇所における点検・整備、建物の耐震化、延焼の防止や消防水利の強化を図る。 ○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ○ 土砂災害や液状化の発生する危険がある箇所を把握し、二次災害を防止する対策を行う。 ○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○ 道路、橋りょう、漁港施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。

基本理念	災害予防計画	基本目標
防災施設・設備、体制を強化する	第3節 応急活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報のデータベース化、情報の分析・整理・活用に努める。 ○ 速やかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等に努める。 ○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制に努める。 ○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を支援し、災害時要援護者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。

基本理念	風水害、地震・津波 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。
	第2節 情報の収集・伝達、 災害警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ○ 町域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○ 住民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。
	第3節 災害広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的被害・混乱等を防止する。 ○ 情報の空白地域・時間を解消する。 ○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。
	第4節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。
	第5節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。
	第6節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・警察等の各機関、施設管理者、自主防災組織等と役割を分担し、住民、外来者等を安全に避難させる。 ○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は自主防災組織等と協働して運営する。 ○ 災害時要援護者や女性等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。

基本理念	風水害・地震 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第7節 救助・救急・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、町、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。 ○ クラッシュ症候群^{※1}等に対処するため、町、消防本部、消防団、関係機関・団体、住民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。 ○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。
	第9節 災害時要援護者等 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障害者・傷病者・乳幼児・妊産婦・外国人等の災害時要援護者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における災害時要援護者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。
	第10節 交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、町・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、町及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
	第11節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。 ○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。
	第12節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。 ○ （仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第13節 防疫・清掃対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。

※1 クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。

基本理念	風水害・地震 災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第14節 遺体の処理・埋葬	○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第15節 文教対策	○ 学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。
	第16節 公共施設等の 応急対策	○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。 ○ LPガスの供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
	第17節 農林水産の 応急対策	○ 農林水産物や施設の被害の実情を早期に把握し、速やかな応急対策の実施などを行う。
	第18節 災害警備	○ 警察と協力し、町・事業所・団体・住民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。

基本理念	大規模事故等 応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 大規模事故対策	○ 大規模事故における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や連絡、緊急避難、応急活動内容の明確化などを行う。
	第2節 危険物等災害対策	○ 危険物や有毒物等の安全性を強化するため、自主保安体制等の確立、施設管理者、保安監督者等による速やかな応急対策の実施などを行う。
	第3節 海上災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第4節 放射線災害対策	○ 事故現場及びその周辺における被害を最小限に抑えるため、活動体制、情報の収集や提供、事故現場における応急活動上の役割分担の明確化などを行う。
	第5節 原子力災害対策	○ 広域かつ長期に及ぶことが予想される原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達、観測体制、広域避難の受け入れ等の必要な措置を行う。

基本理念	災害復旧・復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える	第1節 災害復旧事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災施設の復旧にあたっては、関係機関との連携を図りながら、被害の再発防止と将来の災害に備えた災害復旧計画を策定し、速やかに復旧事業を行う。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、義援金品・災害弔慰金の支給、資金の貸与・融資、雇用機会の確保、生活相談、風評被害への対応など、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域復興への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独力での再建が困難な農林漁業者、中小事業者に対して、再起更生するよう、資金の融資等について支援することにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態への回復だけでなく、新たな視点による地域再生を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを行う。 ○ 関係機関等との調整・合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。 ○ 災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

第2章 災害予防計画

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「応急活動体制の整備」のための施策を体系化し、本町に必要な災害予防計画を提示した。

- 第1節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 応急活動体制の整備

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目
第1 防災組織の整備
第2 自主防災活動の推進
第3 防災訓練
第4 防災知識の普及・啓発
第5 調査・連携

第1 防災組織の整備

東日本大震災をはじめとする近年の災害規模の拡大化や多様化を鑑みると、今後の防災対策においては、町と各関係機関がより連携を図り、協力した取り組みが求められる。

このため、災害による被害を最小限に抑えるとともに、被災時には的確かつ円滑な対応を図られるよう、町は、各関係機関における防災活動体制の確立・強化を支援するとともに、平常時からそれぞれの役割について理解・把握しておくものとする。

1. 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、町長を会長として吉富町防災会議を開催し、町及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

なお、その組織及び所掌事務については、吉富町防災会議条例に基づき実施する。

2. 吉富町（災害対策本部）

町長（本部長）は、災害時に地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害初動マニュアル等を周知徹底し、職員の応急対応力の強化を図る。

各課（各班）は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や作業マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

3. 消防団

消防団は、消防本部及び災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備、環境の改善を図る。

町は、消防団の充実強化と活性化を図るため、若年層等の入団促進、消防団の防災訓練・研修等による人材育成の充実、資機材や物資の整備に努める。

4. 関係機関

関係機関は、災害発生時における応急対策実施のために必要な組織の整備・改善を

図る。

また、災害時要援護者に対する配慮等、近年の災害における新しい課題にも対応した防災体制の確立に努める。

5. 自主防災組織

自主防災組織は、平常時から地域内の安全点検や地域住民への防災知識の普及・啓発活動、防災訓練の実施、防災資機材の配備・強化等を行うなど、災害時における被害を最小限に留めるための体制づくりに努める。

6. 事業所

事業所は、町が行う防災事業や防災活動において必要となる人材や資機材の提供等に努める。

また、事業所は、自衛防災体制を整備・充実させ、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

町は、事業所における自衛防災組織の育成や防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を要請する。

7. 災害ボランティア

町は、社会福祉協議会と連携し、平常時から近隣の災害ボランティア団体との連携を図り、受け入れ体制の整備や協力・連絡体制の整備、さらに、必要に応じてこれら団体の活動支援に努める。

また、町及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、平常時から各種ボランティア団体との連携に努める。

第2 自主防災活動の推進

本町の自主防災組織の結成は、平成23年度に町内全自治会において行われ、現在は発展途上の段階にある。また、本町は、災害発生時に、限られた職員数の中から対処せざるを得ず、特に大規模災害時には応急対策に参加する人材の確保・増員は必然となる状況にある。

このような状況において、本町で円滑な防災対策を行うためには、行政及び防災関係機関等による防災活動だけでなく、住民や事業所、団体等が連携・協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えを持つことが必要であり、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害を未然に防ぐことや、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成にもつながり、災害対策上重要である。

このため、本町は、住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、住民による自主防災体制の育成・支援を行うとともに、住民による自主防災活動への積極的な参加を促すよう努める。

1. 活動内容

自主防災組織は、町と連携して、以下の内容の活動を行う。

■自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 災害時要援護者を含めた地域コミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所、消防水利、医療救護施設等）

[災害時]

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 避難情報の周知及び集団避難の誘導
- 避難所における被災者への生活支援
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 災害時要援護者の避難支援等

2. 育成強化対策

町は、町内における自主防災組織の育成を促進するとともに、自主防災組織に対して防災意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。

また、町は、自主防災組織の育成及び体制の強化対策として、組織構成等のあり方に対する助言や、各地区ごとのオリジナル防災マップの作成、講習会・研修会等の開催による組織リーダーの養成、初期消火活動や被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった防災訓練の実施及び参加要請、防災資機材の整備等、様々な地域活動における支援及び助成の実施に努める。

■育成強化対策

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 各種防災情報の提供
- 自主防災組織への個別指導・助言
- 各自主防災組織ごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（女性含む）の育成

3. 事業所等の地域防災活動への参画促進

町内の事業所や団体等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各事業所や団体等において災害時

に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

また、災害時における防災活動が円滑かつ速やかに実施できるよう、自主防災体制の整備、防災訓練、建物の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を行うなど、防災活動の推進充実に努める。

さらに、事業所や団体等は、地域における災害が拡大することがないように、自衛防災組織等の編成により、平常時から町及び自主防災組織との連携を図り、人材及び設備面での協力体制を確立するなど、地域の安全確保に向けて積極的な参加、協力を努める。

なお、町は、事業所等の取り組みに資する情報提供等を行うとともに、事業所等職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、防災に関する助言を行うとともに、防災体制の充実や防災マニュアル作成等について、積極的に支援を行う。

■対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵または取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）など

第3 防災訓練

本町では、3年ごとに町内河川敷において山国川水防演習を行っているが、大規模災害を想定した総合的な防災訓練は行っていない。

このため、町及び防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第28条に基づき、本計画や災害応急対策等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災思想の高揚を図ることを目的として、関係機関等の参加と住民その他関係団体、災害時要援護者を含めた地域住民等が連携して、各種災害に関する訓練を行う。

1. 防災訓練

町は、消防団、消防本部、近隣市町、県、警察、自衛隊等の関係機関、事業所、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、ボランティア組織等の団体、住民等の参加による防災訓練を総合的に実施する。

また、町は、訓練等を通じて、その成果の検証とともに、防災訓練マニュアル等の作成・見直しを随時行っていく。

■訓練種目

- 災害対策本部の設置、運営
- 交通規制及び交通整理
- 避難準備及び避難誘導、避難所の開設・運営
- 救出救護、医療救護
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧、障害物排除
- 緊急物資輸送
- 無線等による情報の収集伝達

2. 個別訓練

(1) 水防訓練

町は、台風及び集中豪雨等による、河川や水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、町職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選び、河川等の危険箇所において実施する。

② 訓練参加機関

・町及び所属機関 ・消防団 ・自主防災組織 ・その他必要な機関

③ 訓練事項

- 観測訓練 (水位、雨量等)
- 通信訓練 (電話、無線、伝達)
- 動員訓練 (消防団、自主防災組織、一般住民)
- 輸送訓練 (資材、器材、人員)
- 工法訓練 (各工法)
- 樋門開閉操作訓練 (電話、無線、伝達)
- 避難訓練 (危険区域住民の避難)
- 炊き出し訓練 (罹災者に対する炊き出し)
- 救助訓練 (罹災者の救助)

(2) 地震・津波等防災訓練の実施

町は、防災関係機関、自主防災組織、地域住民、事業所等が一体となり、災害時要援護者にも配慮した警報等の伝達、避難誘導、避難援助等、実践的な地震・津波等の防災訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

春または秋の時期において、随時行う。

② 訓練参加機関

・町及び所属機関 ・消防本部 ・消防団 ・自主防災組織 ・その他必要な機関

③ 訓練事項

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| <input type="radio"/> 通信訓練 | (緊急地震速報、無線、サイレン等) |
| <input type="radio"/> 動員訓練 | (消防団、自主防災組織、一般住民) |
| <input type="radio"/> 輸送訓練 | (資材、器材、人員) |
| <input type="radio"/> 避難誘導訓練 | (津波危険区域住民の避難誘導) |
| <input type="radio"/> 炊き出し訓練 | (罹災者に対する炊き出し) |
| <input type="radio"/> 救助訓練 | (倒壊建物からの救出等) |
| <input type="radio"/> 被災建築物応急危険度判定訓練 | (危険度の判定) |

(3) 消防訓練

消防団は、消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、下記の訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

火災予防週間（春3月・秋11月）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

・町及び所属機関 ・消防本部 ・消防団 ・自主防災組織 ・その他必要な機関

③ 訓練事項

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| <input type="radio"/> 操作訓練 | (消防機械器具) |
| <input type="radio"/> 非常招集訓練 | (消防団、自主防災組織、一般住民) |
| <input type="radio"/> 飛び火警戒訓練 | (燃え広がりの防止) |
| <input type="radio"/> 破壊消防訓練 | (建物破壊による延焼防止) |
| <input type="radio"/> 人命救助訓練 | (罹災者の救助) |
| <input type="radio"/> 通信連絡訓練 | (電話、無線、伝達) |
| <input type="radio"/> 避難誘導訓練 | (危険区域住民の避難誘導) |
| <input type="radio"/> 火災防御訓練 | (林野火災、車両火災、危険物等特殊火災) |

(4) 医療救護訓練

町は、災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するよう、実践に即した訓練等の実施について検討する。

訓練の実施にあたり、町は、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集、要請・指令に基づく医療救護部隊の緊急出動、傷病度合による選別等や症

例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練の計画を行う。

各医療機関は、災害対応マニュアルの作成及びこれに基づく自主訓練の実施に努める。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）～救急の日（9月9日）の期間において随時行う。

② 訓練参加機関

- | | | | |
|----------|-----------|-------|------|
| ・町及び所属機関 | ・医療機関 | ・消防本部 | ・消防団 |
| ・自主防災組織 | ・その他必要な機関 | | |

③ 訓練事項

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| <input type="radio"/> 通信訓練 | (災害対策本部と現場指揮本部との交信等) |
| <input type="radio"/> 救護所設営訓練 | (救護所の設営) |
| <input type="radio"/> トリアージ訓練 | (トリアージタグの取り付け、応急措置) |
| <input type="radio"/> 搬送訓練 | (重症患者の搬送) |

(5) 職員の訓練

町は、組織動員訓練、情報収集・伝達訓練、被害調査訓練、避難誘導訓練等の災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

- | | | |
|----------|------|-----------|
| ・町及び所属機関 | ・消防団 | ・その他必要な機関 |
|----------|------|-----------|

③ 訓練事項

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| <input type="radio"/> 情報収集・伝達訓練 | (電話、無線等による連絡) |
| <input type="radio"/> 組織動員訓練 | (職員、消防団の招集) |
| <input type="radio"/> 被害調査訓練 | (罹災者、所属機関の建物・設備等) |
| <input type="radio"/> 避難誘導訓練 | (建物からの避難) |
| <input type="radio"/> 図上訓練 | (災害対策本部設置、地域住民を対象とした訓練等) |

3. 地域住民等の訓練

本町の自主防災組織は発足から間もないため、組織としての防災体制の充実及び積極的な防災活動への参加が求められる。

このため、町は、自主防災組織と協働し、出火防止訓練、初期消火訓練、避難訓練・避難誘導訓練、応急救護訓練など、自主防災組織と地域住民による訓練を促進するとともに、その活動を支援する。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

・自主防災組織 ・地域住民 ・町 ・消防団 ・その他必要な機関

③ 訓練事項

- 情報収集・伝達訓練 (電話、広報車、声かけ等による連絡)
- 組織動員訓練 (自主防災組織、消防団の招集)
- 被害調査訓練 (罹災者、地域の建物等)
- 避難誘導訓練 (沿岸部からの避難等)
- 図上訓練 (ワークショップ等)

4. 各種施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校、その他公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害による建物被害等から人命を守るため、平常時から防災対策に努める必要がある。このため、関係機関の協力を得て、避難訓練等を実施する。

また、事業所は、消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。

町は、これら事業所における取り組みについて支援を行う。

① 訓練実施の時期

防災の日（9月1日）のほか、随時行う。

② 訓練参加機関

・施設管理者及び利用者 ・町 ・消防団 ・その他必要な機関

③ 訓練事項

- 情報収集・伝達訓練 (電話、無線、広報車等による連絡)
- 組織動員訓練 (施設管理者・防災担当者、消防団の招集)
- 被害調査訓練 (罹災者、建物・設備等)
- 避難誘導訓練 (建物からの避難等)
- 図上訓練 (ワークショップ等)

第4 防災知識の普及・啓発

災害の抑止や減災のためには、ハード面の施策である防災関係施設・設備等の整備と同時に、ソフト面である防災教育による啓発活動や訓練等による防災意識の高揚、防災力の向上が重要である。

よって、町は、次の基本方針に基づき、職員に対し防災教育を行うとともに、関係機関と連携しつつ、防災に関する知識の普及を推進する。

■基本方針

- 地域、職場、学校等と連携した防災知識の普及・啓発
- 防災関係職員に対する防災教育の実施
- 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- 学校での防災教育の推進
- 災害危険箇所等の調査、点検

なお、町は、防災知識の普及・啓発を行う際には、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違い等にも十分配慮するよう努める。

1. 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進、及び災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により職員に対する防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

以下に示す方法等により防災教育を行う。

■職員に対する防災教育の方法

- 新たに職員として採用された者に対する防災研修
- 研修会、講習会、講演会等の実施
- 見学、現地調査等の実施
- 防災活動手引等の冊子の配布

(2) 教育の内容

教育の内容は、以下のとおりとする。

■職員に対する防災教育の内容

- 災害に関する知識
 - ・災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - ・当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ・過去の主な被害事例
- 町地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- 防災知識と技術
- 防災関係法令の運用
- 被災時の男女のニーズの違いや災害時要援護者等に関する配慮
- その他の必要な事項

2. 住民に対する防災知識の普及

町は、住民に対し、災害に関する知識や災害発生時における行動指針等について、町の広報誌や防災マップ、ビデオの上映等を利用して、正しい防災知識の普及・醸成に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、災害時要援護者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

また、各施設管理者と協力し、園児・児童・生徒、従業者等に向けたわかりやすい防災教育の推進や、学校教育による防災活動・体験活動等による災害対応への知識の普及に努める。

特に、中学生や高校生については、地域における自主的な防災活動への協力を積極的に行えるよう、防災教育に努める。

■普及に向けた実施事項

- 広報紙、パンフレット、ポスター等の活用
- 防災ビデオの上映
- 講演会、説明会等の実施
- インターネット（ホームページ）の活用
- 地区別防災マップ等の活用
- 防災行政無線（同報系）による広報
- 社会教育（PTA、各種団体の会合・研修会、集会等）を通じての普及
- 学校教育（防災訓練・行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じての普及

■防災知識の内容

- 災害に関する一般知識
- 地域防災計画の概要
- 災害に備えた食糧、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- 避難所等の避難対策に関する知識
- 災害時要援護者への支援及び女性への配慮事項
- 火災予防に関する事項
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 屋内、屋外における災害発生時の心得
- 洪水、土砂災害、高潮、津波等の災害危険箇所の場所
- 防災訓練、自主防災活動の実施等

3. 住民に対する啓発活動の実施

町は、様々な災害への防災対策を迅速に行うため、日頃から地域住民に対して啓発活動を実施する。

(1) 日頃の備えの充実

避難場所や避難経路の地域住民への周知、避難の際の情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(2) 防災マップの整備

浸水等が予想される地域について事前に把握し、浸水想定の設定及び想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す防災マップの整備を行い、地域住民等に対し周知・啓発に努める。

(3) 街頭における防災知識の啓発

過去の災害時や今後予想される浸水域・浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などの表示の拡充など、地域住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、災害発生時に円滑な避難ができるような取り組みを行う。

(4) 津波に対する啓発

町は、津波発生時において、住民が迅速な避難行動を行えるよう、防災関連行事等を通じて、その危険性を周知徹底し啓発に努める。

また、本町はもとより、外出先での津波の遭遇に備え、沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があることをふまえて、津波からの避難行動に関する知識について周知徹底し啓発に努める。

■津波の防災知識に関する啓発事項

- 強い地震（震度4程度）や長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること
- 自ら率先して避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことになること
- 津波の特性に関する情報
- 津波に関する想定・予測の不確実性
- 家庭での予防・安全対策
- 警報・注意報の発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制の確保

第5 調査・連携

災害を未然に防ぎ、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、平常時から消防本部、近隣市町、関係機関との情報交換など、広域的な連携・強化に努める。

1. 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

町は、防災的な諸問題について、防災アセスメント調査等を実施するなど、今後、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等のほか、本町における災害記録をはじめ、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害関連資料について収集・整理に努める。

2. 近隣市町との情報交換、連携

町は、近隣市町と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

3. 関係機関等との情報交換

町は、国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を緊密にして情報交換に努める。

4. 地区別防災カルテの活用

町は、防災アセスメントや被害想定に、現地調査の結果の成果を地区別防災カルテとして、集落、自治会等の単位に防災に関連する各種情報を地図等によりわかりやすく整理するとともに、適宜見直しを行い、住民の自主的な防災活動に活用する。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目
第1 市街地の整備等
第2 建築物の安全化
第3 交通施設の整備
第4 ライフライン施設等の整備
第5 風水害予防対策の推進
第6 土砂災害予防対策の推進
第7 高潮災害予防対策の推進
第8 地震・津波災害予防対策の推進
第9 液状化対策の推進
第10 火災予防対策の推進
第11 農林水産業災害予防対策の推進
第12 原子力災害予防対策の推進
第13 文化財災害予防対策の推進

第1 市街地の整備等

本町は、昭和50年に用途地域を指定し、土地利用に関して規制・誘導を行ってきた。しかし、用途地域外における農地転用や建築が比較的緩やかであったため、用途地域外への市街地の拡大、住宅と工場が隣接するなど用途の混在がみられ、災害時における被害の拡大につながるおそれもある。

災害を予防するためには、個々の災害危険箇所等の対策と同時に、土地利用の規制や基盤整備を含めた総合的な防災対策を進めていく必要がある。

このため、町は、快適で安全な生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、水害、土砂災害、地震・津波災害、火災等の災害に強いまちづくりを推進する。

1. 安全な市街地の形成

町は、災害時における被害が町全体に広がることがないように、建築物の不燃化や宅地の緑化、狭隘な道路の改善等を推進し、防災機能を強化する。

また、広域避難地や避難路の安全確保、誘導標識の整備充実等に努める。

2. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペース、応援部

隊の集結・野営地、ガレキ等の仮置き場、ヘリコプターの臨時発着場等の機能を有している。

このため、町は、緑地保全に努めるとともに、公園・緑地の整備等においては、その適正な配置に努める。

3. 宅地開発

用途地域外での住宅建設が多いことから、町は、開発業者等に対して宅地開発における適正な助言を行い、安全で安心なまちづくりを促進する。

第2 建築物の安全化

一般に建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているが、その詳細な防災性については不明な点も多いのが現状である。

このため、町は、県に対して、被害の発生が予想される箇所に対する点検整備の強化、耐震化・不燃化・液状化対策の指導や、建築確認申請時における建築主への協力要請等について働きかけを行う。

1. 建築物の不燃化

町は、木造住宅や飲食店等が集積している地区において、火災による大きな被害が発生するおそれがあることから、これらの地区における新築や建て替え、民間の共同住宅等における新築等においては、可能な限り耐火構造・防火構造の建築物を建築するよう働きかける。

また、老朽化した町営住宅の建て替え等においては、不燃化はもとより、オープンスペースを確保した一体的な整備により、防災空間を創出するように努める。

2. 建築物の耐震化・液状化対策

町及び関係機関は、各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築物耐震改修促進実施計画等による耐震化及び土地の液状化の診断・改修を推進する。

(1) 公共建築物

防災上重要である公共施設については、町及び関係機関は耐震化等の点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震・耐火構造への改築・補強等の耐震改修等に努める。

(2) 一般建築物等

町は、空き家を含め老朽建築物等の所有者に対しては、建築物の補修・改修、窓ガラスや外装材等の落下物に対する予防措置についての助言・要請を行う。

また、自動販売機の転倒、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等を防止するため、所有者に対し安全確保についての助言・要請を行う。

第3 交通施設の整備

本町には、広域道路網として東西軸となる県道中津豊前線及び中津吉富線、南北軸として主要地方道吉富本耶馬溪線及び県道山内吉富線があるが、県道中津豊前線は交通量が多く混雑状態にある。

一方、町内の主な集落間道路である町道楡生佐井川線等は、通学路や巡回バス路線に利用されているが、幅員が狭く、安全性・快適性が不足する状況にあるほか、その他の道路では、緊急車両の進入や自動車のすれ違いが困難な箇所、見通しが確保されていない交差点などもあり、道路の拡幅や安全性の向上が整備課題となっている。

また、本町には吉富漁港があるが、大型船舶の停泊が困難なため、物資輸送拠点としての整備には適さない。

このため、道路管理者は、所管施設の実態を勘案しつつ、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、海上輸送の拠点となる港湾については、近隣の港湾管理者に対して連携を求め、災害時における協力体制の確立に努める。

1. 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や火災の延焼防止機能としても有効である。

本町では、県道の中津豊前線、中津吉富線、山内吉富線が重要な幹線道路であり、被災により不通となったときは、町域が分断され大きな障害が発生する。

そのため、町は、幹線道路として重要な役割を担っている県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等を促進するよう県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。

そのため、町は、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて整備する。

また、既存道路の交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持管理に努める。

(3) 緊急輸送道路の早期開通体制の整備

道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておくものとする。

また、障害物の除去や応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう努める。

さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう、受入れ体制の整備に努める。

2. 橋りょうの整備

橋りょうは、長寿命化計画に基づき、老朽化した施設から必要に応じて順次補修、補強に努めるとともに、拡幅や架替え等が必要な箇所は整備について検討を行う。

3. 港湾施設の利用

町は、災害時の緊急輸送ネットワークの一部となる海上ルートを確認するため、大型船舶の乗り入れが可能な近隣港湾施設の災害時における利用について、施設管理者と協定を結び、その港湾から陸上ルートにより町内に物資等を輸送するルートの確保に努める。

第4 ライフライン施設等の整備

本町は、町全域に給水を行っており、一部井戸水の使用している世帯があるが、平成22年度の上水道普及率は約91%である。また、公共下水道事業については、処理区域の拡大を進めているが、平成22年度の認可面積に対する整備率は69%と途上にある。

電気・通信・LPガスについては、各事業者が災害時のサービス確保に向けて、予防措置等の強化を進めている。

このようなライフライン施設は、日常生活及び産業活動において欠くことのできない施設であり、被災時には緊急を要する事態となる。

このため、各事業者は、所管施設の防災性・安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりに努めるとともに、被災時には早期復旧が行えるよう、体制の強化等の環境整備に努める。

1. 上水道施設

町は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を推進する。

2. 下水道施設

町は、公共下水道事業の全体計画に基づき、下水道整備を着実に進め、汚水の迅速な排除が行えるよう努めるとともに、施設については、耐震性の確保に努める。

3. 電気施設

九州電力株式会社は、災害による停電時においても早期の電力供給に努める。

町は、所有する電気施設の耐震化に努めるとともに、重要度の高い施設（防災拠点となる施設等）における非常用電源機器の設置を行うなど、停電時におけるライフラインの稼働停止を防ぐ対策に努める。

4. 電話施設

西日本電信電話株式会社及びNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

5. LPガス施設

LPガス事業者は、平常時からLPガス容器及び供給設備の転倒転落防止、配管の固定化等、容器具の流出防止や、設備の巡回点検等の維持管理の徹底等、防災対策の強化に努める。

第5 風水害予防対策の推進

本町は、東西に山国川と佐井川が流れ、その河川敷は住民の憩いの水辺空間として機能している。また、町内には農業用のため池が5箇所あり、これらの周辺は緑豊かな自然環境に恵まれている。

しかしながら、水害による危険箇所として、重要水防箇所4箇所、災害危険河川区域2箇所が存在し、これらの浸水想定区域内には約2,000棟の建物があることから、被災の規模により、その影響は町全体に広がる可能性がある。

よって、本町での発生が予想される危険性の高い水害について、防止対策を積極的に進めていく必要があるため、町は所管内の対策を進めるとともに、今後も防災対策の推進について関係機関に働きかけていく。

1. 河川等の整備

町は、関係機関、施設管理者と連携、協力し、水路、河川、海岸、漁港等の重要水防箇所等に対し、平常時から巡回点検を行うとともに、各施設の構造物の整備、改修に努める。

2. ため池の整備

町は、土地改良区と連携して、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農業用ため池の保全整備等の計画作成を行い、改修等の整備に努める。

また、防災上特に重要なため池については、県、土地改良区等と連携して調査を行い、安全対策の強化を図る。

3. 水防体制の強化

町は、水防計画に基づき、消防本部、消防団、関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

4. 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

町は、水防法第14条の規定に基づく浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法及び避難所等への円滑かつ迅速な避難確保を図るため、必要な事項及び災害時要援護者利用施設の名称・所在地、これらの施設への洪水予報等の伝達方法を本計画に定める。

また、浸水想定区域が指定された区域の住民及び該当施設を利用する周辺住民に対して、必要な事項等を町広報紙、洪水ハザードマップ、洪水関連標識等による周知に努める。

■浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
浸水想定区域の指定	国・県	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川が対象（町域では佐井川）
浸水想定区域ごとに定める事項	町	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 災害時要援護者が利用する施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法
住民への周知	町	○ 町広報紙 ○ 洪水ハザードマップ等 ○ 洪水関連標識等*の設置

（注）*洪水関連標識等：国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

5. 平常時の巡視

町及び施設管理者は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努めるとともに、異常が発見された場合には当該施設管理者に連絡し、当該施設管理者は速やかに調査を行い、必要に応じて補修等の対応に努める。

第6 土砂災害予防対策の推進

本町には、土砂災害の危険区域として、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が6箇所指定されており、これらの箇所の範囲内には約50棟の人家がある。

よって、本町での発生が予想される危険性の高い土砂災害について、防止対策を積極的に進めていく必要があるが、これについては県による事業として実施されることから、今後も防災対策の推進について県に働きかけていく。

1. 危険区域の指定、整備等

町は、県に対して、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

また、町は、急傾斜地崩壊危険区域内において、崩壊を助長または誘発するような行為を法律に基づき規制し、保全を図るとともに、建築基準法に基づき建築制限を行う。

さらに、町は、関係機関と連携して、急傾斜地崩壊危険区域内及び近隣の住民の避難が円滑に行われるよう、簡易雨量計や警報装置等の整備に努める。

2. ソフト対策等の推進

町は、県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、福岡県土砂災害危険度情報等を活用し、次のようなソフト対策等の推進に努める。

■土砂災害防止の対策事項

- 土砂災害危険区域の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

3. 自主防災組織との連携・協力体制の構築

町は、自主防災組織と連携して、特に梅雨期や台風期、集中豪雨が予想される場合のパトロールの実施や、土砂災害情報の収集・伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に行うことができる体制の構築に努める。

自主防災組織の主な活動は、次のとおりである。

■自主防災組織の活動内容

- 防災パトロールの実施
- 土砂災害に関する予警報の伝達、地区の情報の収集・伝達
- 避難の勧告、指示の伝達、地区の情報の収集・伝達
- 簡易雨量計による雨量の観測
- 事前の兆候現象の把握、町への報告

第7 高潮災害予防対策の推進

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吹き上げ、吹き寄せを原因として起き、特に満潮時と重なると甚大な被害をもたらすことがある。

本町は、県により、海岸部の重要水防箇所が2箇所指定されており、決壊や浸食等の災害が懸念されるところである。

このため、県や関係機関等と協力して、環境や景観に配慮しつつ、高潮対策事業や浸食対策事業等の海岸保全事業の実施に努め、町域の保全を図る。

1. 防潮堤等海岸施設の整備

町及び施設管理者は、高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、漁港等の施設を整備する場合には、高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。

また、各施設管理者は、高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

2. 高潮監視体制等の確立

町は、暴風や台風接近時には、海岸を突然大波が襲うことがあることから、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の情報収集等の体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報の住民に対する通報・伝達手段の確保等、監視体制等の確立に努める。

第8 地震・津波災害予防対策の推進

地震が発生した場合、強震動による建築物の倒壊、ライフライン等の寸断等により被害が想定される。また、大地震の発生後、間もなくして津波が沿岸部に来襲した場合、ほぼ平坦な土地柄である本町では、さらに被害が拡大するおそれもあり、地震と津波の被害を完全に防御することは極めて困難である。

そのため、地震の揺れに対しては、建築物等の耐震化、地震発生後の延焼の防止に努める。また、津波に対しては、可能な限り「防ぐ」対策（ハード対策）のみならず、「津波から逃げる」ための避難対策等（ソフト対策）を行うよう努める。

1. 地震・津波に強いまちづくり

町は、地震で発生する被害を少しでも軽減するため、まちづくりにおいては減災の理念を基本としつつ整備を行うとともに、町の耐震改修促進計画に基づき、建築物や構造物の耐震化の促進を図る。

津波については、浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画、短時間で避難が可能となる避難場所・津波避難ビル等や避難路などの避難関連施設の計画的整備、民間施設の活用による避難施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等の検討を行

う。

2. 津波災害予防施設の整備

町は、県及び関係機関と連携し、津波からの災害予防施設として、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備に努めるとともに、耐震診断の実施や耐震補強等による耐震性の確保に努める。

また、町及び施設管理者は、浸水防止機能を有する道路盛土等の活用を検討し、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう対策を図るとともに、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の維持管理の徹底を行う。

3. 津波監視体制等の確立

気象庁（福岡管区气象台）は、地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表するが、近地での地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられる。

よって、町は、津波の襲来に備えるため、震度4以上の地震を感じた場合、または長時間の揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等情報の地域住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

4. 津波におけるソフト対策の推進

津波対策においては、ハード面での対策とともに、ソフト面での対策も必要であり、特に住民に対する津波知識の提供や避難対策は重要である。

このため、町は、津波避難計画の検討、町と住民との役割分担や防災意識向上に向けた取り組み方策等の検討、津波による浸水が予測される区域と浸水の程度を示した地図に、必要に応じて避難場所・避難経路などの防災情報や津波に関する知識等を掲載した「津波ハザードマップ」の策定や、そのマップを利用した避難訓練、住民ワークショップの実施など、平常時から必要なソフト対策の推進に努める。

第9 液状化対策の推進

本町では、過去の地震災害によって液状化現象が起きたことはないが、県内では平成17年の福岡県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。近年では、埋立造成された博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだわき水が出る液状化現象が生じている。

よって、地震に起因する液状化による被害を最小限に止めるため、公共事業などの実施にあたっては、必要に応じて現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策の実施に努める。

1. 調査・研究

町は、県や関係機関と連携して、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

2. 液状化の対策

町は、県や関係機関と連携して、以下の対策に努める。

■液状化対策

- 液状化発生の防止
 - ・地盤改良等による液状化発生の防止対策の実施
- 液状化による被害の防止
 - ・発生した液状化による施設被害の防止・軽減に向けた構造的対策の実施
- 代替機能の確保
 - ・施設のネットワーク化等による代替機能の確保

3. 普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究等に基づき、住民や施工業者等に対して、地盤災害危険度、地形、地質、土質、地下水位等の情報を公開し、液状化等の地盤災害に関する知識と意識の向上に努める。

第10 火災予防対策の推進

本町における火災の発生は、平成2年から17年の16年間に41件発生しており、これは年に2～3件程度の発生である。

本町の消防体制としては、京築広域圏消防本部及び吉富町消防団がある。

消防団員数は62人（3分団、H24.4.1）で、平均年齢は約46歳、60歳以上が8人で約13%である。

消防施設は、京築広域圏消防本部には、高規格救急車、屈折式大型高所放水車、大型化学自動車、泡原液搬送車、救助工作車、積載車、水槽付消防ポンプ自動車2台が配備されている。また、吉富町消防団には、普通消防ポンプ自動車2台、水槽付消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ付積載車3台（可搬式ポンプを各1基積載）、その他1台が配備されている。

なお、本町は、住宅密集地である喜連島地区に防火水槽を3基設置するとともに、町内全域にわたり消火栓を383基設置しているが、大規模火災への対応においては不十分な状況にあり、防火水槽等の設置については今後も進めていく必要がある。

1. 予防対策の強化

火災予防のため、町は消防本部と連携し、予防対策を推進する。

(1) 防火対策の推進

町及び消防本部は、消防団や自主防災組織と連携して、道路が狭隘で消防車の進入が困難な地区における防火意識の普及高揚を図るとともに、消火訓練等の実施に努める。

また、防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及に努める。

(2) 住民に対する啓発

町は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、防災パンフレットや住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の設置及び使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住宅用の熱式・煙式の火災警報器）の設置・普及促進に努める。

(3) 自主的な消防組織の育成

消防本部は、事業所等における自主的な消防組織、あるいは民間消防組織の結成を促進し、消防計画に基づいた管理体制の徹底を図る。

(4) 火災予防の推進

消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

(5) 火災予防運動の推進

町、消防本部、消防団は、住民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 火災予防の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 広報紙と各種媒体等による防火思想の普及
- 夜間の特別警戒
- 消防車による巡回パトロール

2. 消防力の強化

消防本部及び消防団等は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

消防本部は、消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の性能点検並びに整備の実施により、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制を確立するとともに、国や県の補助制度を活用し、消防車両や資

機材等の整備充実に努める。

また、多様化する火災形態に対応するため、消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の更新・整備に努める。

(2) 消防水利の整備

現有水利の保全に努めるとともに、計画的な消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の設置や、地域の実状に応じた自然水利（河川、池）や井戸水、学校プールの活用検討など、消防水利の整備・強化に努める。

なお、防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地（公園、空地等）を中心とした設置を考慮して整備に努める。

(3) 消防団の強化

消防団は、消防力の強化に向けた教育訓練の充実や団員の確保、消防団の各分団相互間における消防活動の協力体制強化に努め、町はこれらの活動の支援を行う。

また、可搬式動力ポンプ等の施設・装備及び活動資機材の充実・強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所等との連携体制を整備する。

(4) 地域住民による消火体制

地域住民による初期消火は、火災による被害を軽減する重要な活動である。各地域には消火設備を収納する格納箱が設置されており、火災の発生時には円滑かつ速やかに消火活動が行えるように準備しておくことが必要である。

このため、町は消防団と協力して、地域住民に消火設備の使い方の説明や使用体験活動等を実施するとともに、消火設備の充実に努める。

第11 農林水産業災害予防対策の推進

本町の農業では、平成20年度より界木地区・幸子神揚地区の土地基盤整備に取り組んでおり、今後も引き続き円滑な整備を進めていくとともに、農業従事者の確保に向けた取り組みの推進が必要である。今後は、生産基盤の整備とともに、災害による農作物等の被害（病虫害を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得つつ指導体制の確立及びその普及に努める。

また、漁業は、底引き網漁や採貝のほか、沿岸漁業における栽培漁業としてクルマエビ等の中間育成も行っており、これらを支援すべく、平成21年度に設立された「漁業集落改善及び漁業振興協議会」では、漁業振興や漁村生活改善等に向けた協議が行われている。よって、今後は漁業環境の整備等への取り組みを支援していく必要がある。

1. 防災営農技術指導体制の確立

町は、防災営農技術等を各農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、県や農業協同組合の営農指導職員等と連携し、各農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の各農家への浸透に努める。

2. 防災営農技術の確立と普及

町は、防災営農技術の確立とともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

3. 水産業対策

町は、関係機関と連携し、漁港における漁具、漁船、養殖施設等の漁業用施設及び機材等について、気象状況に対応した避難等の適切な予防措置を講じる。

4. 林業対策

町は、関係機関と連携し、林地の荒廃を防止するため保全を図るとともに森林施業を推進する。

また、小規模林地開発等の監視体制の充実を図り、林地保全と無秩序な開発防止を推進する。

第12 原子力災害予防対策の推進

福岡県では、原子力災害への防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から半径30kmの円内の地域としている。

本町は、玄海原子力発電所と愛媛県の伊方原子力発電所のほぼ中間、各発電所より半径30km圏外の位置にあるが、原子力発電所の事故による被害状況については様々な要素が関係するため、実際の事故発生時には、事故の規模や気象条件、環境放射線モニタリング結果等を踏まえ、柔軟に対応する必要がある。

このため、緊急時環境放射線モニタリング活動への協力、情報伝達・広報活動、広域的避難者の受け入れ等に係る事項について検討する。

1. 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

町は、原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築等、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集、連絡体制の構築に努める。

また、町ホームページや自主防災組織等を活用した住民への情報連絡体制の構築、庁内に住民相談窓口を設置する等、住民等への情報伝達体制の構築に努める。

2. 放射能等モニタリング情報の収集体制の整備

町は、放射能発生源、近隣情報を含むモニタリング情報の収集体制を構築するため、国、県、その他モニタリング関係機関との平常時からの緊密な連携を図る。

3. 小型放射能測定器の導入と観測体制の整備

町は、平常時から小型放射線測定器等による定点観測・定期観測を行い、放射線数値情報の収集・分析・公表を行う体制整備・強化に努める。

4. 放射能等に関する知識等の普及・啓発

町は、放射性物質や放射線の特徴、放射線による健康への影響、緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難時の留意事項、汚染の除去・処理等に関する知識の普及・啓発を継続的に行う。

また、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、放射線による健康への影響及び放射線防護やモニタリング実施方法及び機器、放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）などの必要な知識について、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどにより、防災知識の習得、防災技術の習熟等の実施に努める。

5. 広域的避難者の受け入れ体制の整備

町は、原子力災害時に発生する広域避難者の受け入れ先となる避難所（学校や公民館等）の指定及び住民への周知、避難誘導等、受け入れ体制の構築に努める。

第13 文化財災害予防対策の推進

本町には、国指定4、県指定1、町指定25の文化財があり、このうち、史跡は8箇所、建造物は6箇所である。これらの文化財は、後世に残すべき地域の遺産であり、まちづくりや地域の活性化にも活用できる重要な資源でもある。

町は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るとともに、倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止に努める。

1. 文化財保護思想の普及・啓発

町は、県と連携し、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2. 火災予防体制の強化

町は、県と連携し、文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置の推進への支援や、改善点等について助言等を行うとともに、防火管理体制の徹底を要請する。

また、文化財所有者等を対象とした、文化財の防災に関する講習会等を行う。

■管理保護に係る事項

- 防火管理体制の整備
- 環境の整備
- 火気の使用制限
- 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
- 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
- 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

3. 防災設備等の強化

文化財所有者・管理者等は、次の防災設備等の整備充実に努める。

■強化する防災設備等

- 消火設備
- 警報設備
- その他の設備

4. 古墳遺跡等の点検整備

文化財所有者・管理者等は、平常時から古墳や遺跡等の点検整備を行い、その保全に努めるとともに、被災時の被害軽減対策について調査し、その対応に努める。

第3節 応急活動体制の整備

項 目
第1 情報の収集伝達体制の整備
第2 応援体制の整備
第3 災害ボランティア活動環境の整備
第4 避難体制の整備
第5 救出救助体制の整備
第6 医療救護体制の整備
第7 輸送体制の整備
第8 災害時要援護者等の安全確保体制の整備
第9 給水体制の整備
第10 食糧、生活物資の供給体制の整備
第11 防疫・清掃体制の整備
第12 二次災害の防止体制の整備
第13 業務継続計画の策定
第14 資機材等の点検整備

第1 情報の収集伝達体制の整備

本町は、平成8年に防災行政無線（同報系）の運用を開始し、ほぼ全戸に戸別受信機の設置及び屋外子局を町内10箇所に設置を行った。平成21年にはJ-ALERTの運用を開始し、防災行政無線と接続を行い、平成23年から24年にかけてエリアメール及び緊急速報メールの運用開始、さらに防災行政無線の戸別受信機貸与範囲を町内事業所に拡大した。

今後は、防災行政無線のデジタル化対応（親機更新）、避難所への双方向通信設備の設置を行う予定である。

このように、今後も災害時における情報伝達を確保し、さらに強化を図るため、通信施設や資機材等及び運用・連絡体制の整備充実に努める。

1. ハード面での体制整備

(1) 情報関連施設等の整備

① 無線通信施設の整備

町は、災害現場からの情報収集、住民への情報伝達等のため、町防災行政無線のデジタル化等の充実整備を図るとともに、MCA無線の導入について検討を行う。

② 避難所との通信手段の整備

町は、庁舎と学校等の避難所との情報伝達のため、双方向通信設備の設置等、通信施設の整備強化を図る。

③ 新しい情報通信設備の導入

町は、関係機関等との連携を図り、情報通信技術の高度化にともない、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話やスマートフォンの活用など、災害時に有効な通信手段の導入に努める。

④ 防災情報ネットワークの整備

町は、庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルートの多重化を図るとともに、防災関連情報の各分野での共有化を推進し、情報の一元化を図る。

また、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の活用やインターネット、電子メール、twitter（ツイッター）、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等による情報伝達手段の強化に努める。

■ 多様な伝達手段の確保

- 町防災行政無線（同報系）（屋外子局、戸別受信機）
- 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」
- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- 携帯電話、スマートフォン（エリアメール・緊急速報メール、ワンセグ受信を含む。）
- テレビ、ラジオ（ケーブルテレビ、コミュニティFM放送を含む。）
- エリアトーク
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオでの自動的受信）
- 小型漁船の無線機設置の促進
- 防災相互通信用無線の整備
- MCA無線の整備

⑤ 被災者支援システムの整備

町は、被災者台帳やり災証明の発行、避難所の管理、仮設住宅の管理等、災害時において速やかに被災者の支援体制を確立するため、被災者支援システムの整備を検討する。

なお、大規模災害時における円滑なり災証明の発行に向けて、住家調査に従事する職員の育成や、他市町との連携の確保など、平常時より災証明の交付に必要な業務の実施体制の強化にも努める。

⑥ 防災関連地理情報システムの導入

町は、災害や被害情報、応急活動情報などの早期収集・把握、情報の一元化のため、防災関連情報の表示・分析機能、施設・資機材・要員の管理機能をもつシステムを構築し、災害対策の円滑化に努める。

■導入に向けての検討事項

- 平常時における地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積
- 防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備
- 関係機関、インターネット通信関係事業者との情報（災害状況、安否、ボランティア等）の共有化

⑦ 通信機能確保のための措置

町は、災害時の通信機能を確保するため、応急対策活動の拠点となる庁舎等や避難所となる学校等の施設における非常用電源の確保、通信機器の耐震固定化等の落下防止等の措置を実施するよう努める。

(2) 通信連絡体制の整備

町は、災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信連絡体制の整備及び運用体制の強化に努める。

① 情報通信設備の維持

町及び防災関係機関は、雨量計、水位計、地震計、潮位計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、防災行政無線等の活用により、震度情報ネットワークや全国瞬時警報システムその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、災害時の通信確保を図るため、平常時から災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に行うとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練の実施に努める。

さらに、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに、耐震性があり、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

② 非常通信体制の強化

町は、災害時に自己の所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県が行う非常通信体制の整備充実に協力する。

③ 非常時における通信の運用方法の確立等

町は、災害が発生し、またはそのおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など、非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目等について整備する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 災害時の電話利用ルールへの周知

町は、住民に対し、災害発生直後の固定電話、携帯電話の利用による通信障害を防止するため、電話利用ルールの周知を行う。

■災害時における電話利用に関する周知事項

- 通報、緊急通話以外の利用控え
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板の活用

(2) 無線通信に関する関係者との連携強化

町は、多方面にわたる情報収集先を確保するため、無線を取り扱う事業所や民間団体等と連携し、通信網の多重ルート化に努める。

■連携に係る検討事項

- タクシー無線・MCA無線取り扱い業者
- 災害時相互協力協定の締結
- 情報連絡の訓練、技術研修の実施

(3) 情報共有・伝達体制の強化

町は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の強化に努める。

① 町職員間の情報共有と伝達

災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに携帯電話等で閲覧できるシステムの導入を検討する。

② 町と関係機関の情報共有と伝達

町、河川管理者、道路管理者、警察署等関係機関との間で交換すべき情報の項目、内容、時機、手段、ルール等を検討する。

③ 住民等への情報伝達

町は、住民、自主防災組織員等に、防災情報を携帯電話等に一齐メール配信する福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」への登録を促進するとともに、防災行政無線をはじめ、町ホームページや広報車等の活用による情報伝達ルートの多様化に努める。

また、町は、災害発生後に町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を、容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築に努める。

なお、町外への避難者の把握については、「全国避難者情報システム※（総務省）」により提供される所在地情報等を活用して、所在地の把握及び住民への情報提供に努める。

※避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を

避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。

第2 応援体制の整備

本町の町域は、九州の自治体の中で最も小さく、町職員の人数も70人程度と少ないことから、大規模災害時において応急対策を迅速かつ的確に行うためには、広域あるいは専門的な支援・協力体制の確立が不可欠である。

このため、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時から応援体制の整備・強化を行う。

1. 国・県・他市町等との連携体制の整備

町は、国・県等と、防災訓練の実施等を通じて、平常時から連携体制の強化を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう、相互の情報連絡体制の充実に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定の体制整備に努める。特に、津波災害時においては内陸部の市町からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、本町と同時に被災しない市町等との応援体制の整備を推進する。

また、町は、関係機関と災害応急活動及び復旧活動に関する相互応援の協定を締結する等、平常時から連携の強化を図り、食糧、水、生活必需品、医薬品、資機材等の調達、広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

■相互協力体制の構築

- 近隣の自治体との後方支援に関する災害時相互応援協定
- 同時に被災する可能性の低い自治体との災害時相互応援協定
- 災害時における港湾施設利用の協力に関する協定（港湾管理者） など

2. 自衛隊との連携体制の整備

町は、防災訓練の実施等を通じ、平常時から自衛隊との連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、共同の訓練実施や派遣要請手続きの明確化等、必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、平常時から自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置、宿営地の候補地やヘリポートの選定等の準備を行っておく。

3. 民間団体等との協定締結の促進

町は、大規模災害時における食料、飲料水、その他生活必需品等の物資の調達や応急・復旧対策を迅速に実施するため、町内外の関係団体等から協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、応援協定の締結に努める。

■民間団体等との協力体制の構築

- 災害時における応急食糧、生活物資等の供給に関する協定（農協、企業等）
- 災害時の医療救護活動に関する協定（医師会等）
- 災害時における緊急・救援輸送に関する協定（県トラック協会等）
- 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定（建設事業者団体等）
- 災害時における帰宅困難者支援に関する協定（コンビニエンスストア等）
- 災害時における福祉避難所としての利用に関する協定（社会福祉施設等） など

4. その他の関係団体等との協力体制の確立

町は、社会福祉協議会等と連携し、災害時における被災者支援を円滑に行うための人材を確保するため、平常時から各種ボランティア団体等との応援協力体制を確立する。

また、定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換等の実施に努める。

なお、町は、ボランティア活動に対する意識を高めるため、ボランティア団体の普及・啓発活動に協力する。

5. 受け入れ体制等の整備

町は、災害時の関係機関、自衛隊、他自治体等への応援要請方法を検討し、効率的な運用に向け必要な整備を図る。

また、町は、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行うとともに、円滑な受け入れ・受援のため、平常時から相互交流を深めておく。

■運用に向けての検討事項

- 担当者不在、情報不足時の想定
- 応援要請、受け入れ、派遣実施手順の検討
- マニュアル化

第3 災害ボランティア活動環境等の整備

大規模な災害の発生においては、被災者の多様なニーズに、きめ細かな対応を行うためには、町内外からのボランティア団体の協力が必要となることから、被災地の支援に参加する災害ボランティアに対しては、受け入れ体制を構築していく必要がある。

しかし、近年の大きな災害時における受け入れ対応の状況をみると、各地のボランティア受け入れ窓口では、殺到するボランティアを登録する作業に忙殺されるなど、結果的に多くのボランティアが指示待ち状態となり、速やかな活動に結びつかないといった問題が発生した。

このため、町は、社会福祉協議会等と協力し、平常時からボランティアや関係団体

との連携を強化するとともに、受け入れ体制の整備など、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、各種対策の推進に努める。

(1) 受け入れ体制の整備

町は、平常時からボランティアの担当窓口を設置するとともに、その活動が円滑に行われるよう支援する。

また、大規模災害の発生時には、ボランティアによる速やかな支援活動が必要となることから、現地受け入れ窓口や連絡体制の確立等の災害ボランティア受け入れ体制について定めた実施計画の策定や、災害ボランティア支援本部の開設及び災害ボランティア支援本部運営マニュアル等の策定など、災害ボランティアの円滑な受け入れ体制の整備に努める。

(2) ボランティア団体の把握と人材の確保

町は、平常時から、各種ボランティア団体の把握に努めるとともに、被災地からの要請と対応するボランティアの調整役となる人材の確保について検討しておく。

(3) ボランティア活動の普及・啓発

町は、住民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

また、学校教育におけるボランティア活動の紹介や体験活動等による普及・啓発等により、ボランティア活動への参加意識を高めるよう努める。

(4) ボランティア活動の環境整備

町は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、人材のネットワーク化、活動拠点の確立、資機材等の充実備蓄など、活動環境の整備に努める。

第4 避難体制の整備

本町は、災害時における地域条件等を考慮し、地域ごとに避難所を定めている。現在、本町が指定する避難所は、吉富フォーユー会館をはじめ、小中学校等の公共施設及び寺社等の施設であるが、これらの避難所は防災ハザードマップ等に記載し、住民等に周知を図っている。

災害時における避難所の選定に当たっては、被災地に近く、集団的に収容できる既存建物を優先するとともに、既存建物を利用する場合には、炊き出し施設その他の条件を考慮して、適切なものから順次開設することになる。

また、避難所への通路となる避難路も安全性が確保されており、災害時でも容易に避難所に到達できることが必要である。

1. 避難所の整備

(1) 避難所の指定

町は、災害から人命の安全を確保するため、避難所（施設、場所）の指定において

は、安全性、収容能力、近接性、設備の状況、規模等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。

なお、避難所の設置においては、以下の事項に留意するよう努める。

■避難所設置の留意事項

- 一人あたりの避難所面積は、原則として1.5㎡/人以上を目安とする。
- 浸水しない場所に非常用電源設備を確保する。
- 避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等設備を確保する。
- 学校施設を避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する。
(地震時には校庭も必要に応じ使用)
- 洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には、必要に応じて建物の2階以上を使用することができるものとする。
- 津波による浸水危険性が想定される場合には、建築物の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、必要な物資の備蓄などに留意する。
- 老朽化した避難所等は、新設や改良(鉄筋コンクリート造や耐火建築物への変更、バリアフリー化等)、災害防止対策の実施等を行う。
- 公園等のオープンスペースは、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること、津波による浸水深以上の高さを有することとする。
- 当該避難所から別の避難所に移動する際の車両を確保する。

(2) 避難所機能の整備

災害発生時には、避難所生活について、長期にわたって使用することも予想される。

このため、町は、避難所施設の耐震性・耐火性等の確保による防災安全性の向上とともに、防災拠点、生活の場としての機能について整備充実を図る。

■避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
 - ・防災行政無線(同報系)、MCA無線 など
- 避難生活の環境を良好に保つための設備等
 - ・パーティション(間仕切り)
 - ・マットレス
 - ・日常生活用具等、備品
 - ・非常用電源設備(自家発電設備等)
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽
 - ・福祉仕様トイレ、簡易トイレ
 - ・テレビ、ラジオ
 - ・電話
 - ・パソコン等の通信設備
 - ・愛護動物のスペース(必要に応じて) など

(3) 福祉避難所の確保

避難所での滞在が長期間にわたる際には、特にその影響が大きいと考えられる災害時要援護者の支援について留意する必要がある。

このため、町は、災害時要援護者の受け入れ先となる福祉避難所を確保するため、あらかじめ社会福祉施設等と連携し、災害時における協力体制を確立するよう努める。

福祉避難所の候補となる施設としては、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、吉富町保健センター等があげられる。

なお、災害時要援護者は、自力での避難が極めて困難であるため、福祉施設等は想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能な施設となるように努める。

■福祉避難所として求められる機能

- 施設自体の安全性が確保されていること
 - ・土砂災害危険箇所区域外 [土砂災害]
 - ・耐震、耐火構造の建築物 [地震、火災]
 - ・浸水しても一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保できる [水害]
 - ・近隣に危険物取扱施設等がない
- 施設内における要援護者の安全性が確保されていること
 - ・バリアフリー化されている
 - ・バリアフリー化されていない施設の場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とする
- 要援護者の避難スペースが確保されていること
 - ・要援護者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保する

2. 避難路の整備

町は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路、生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■避難路の整備項目

- 広幅員の確保による歩道の整備
- 避難路沿道の危険箇所の周知
 - ・危険な重量塀、ブロック塀
 - ・看板等の落下物、自動販売機等の転倒 など
- 避難誘導標識の設置

3. 避難体制の整備

(1) 避難計画の策定

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を作成し、訓練を行う。

また、平常時から災害危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に

応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画の策定を推進する。

■避難計画等の検討事項

- 避難の長期化に配慮した計画の作成・更新
- 居住地外(町外)に避難する被災者への情報提供や支援等を行う体制の整備

なお、災害時の避難に際しては、徒歩等による避難を原則とし、速やかに避難所に移動するものとするが、家屋の倒壊や落下物、道路の損傷等に留意し移動する必要があるため、災害時要援護者の存在、津波の到達時間や避難所までの距離、避難路の状況等を踏まえて、自動車による避難も検討に加えるものとする。

(2) 安全な避難誘導體制の確立

町は、消防団、自主防災組織等と連携して、安全な避難誘導體制を整える。

また、災害時要援護者を適切に避難誘導するため、要援護者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、災害時要援護者の支援体制を整える。

水防に係る避難誘導においては、消防団員、警察官、町職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とする。特に、水門の閉鎖については、操作する者が被害にあうことがないように、連絡手段の確保や管理規則等を改めるなどの措置を行うよう努める。

■避難誘導體制の検討事項

- 住民、来訪者等への避難情報の連絡体制の整備
- 自主防災組織、関係機関等との応援協力体制の確立
- 広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じての住民への避難誘導方法の周知

(3) 地域住民の避難行動

町は、地域住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により、各地域における避難所や避難経路の周知に努める。また、中学生や高校生などもそれぞれの地域において避難行動の手助けができるよう日頃からの教育に努める。

また、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者の把握・誘導及び必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(4) 町外からの来訪者等の避難誘導

本町の地理に不案内な町外からの来訪者が多数訪れる施設等の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等は、あらかじめそれらの施設の来訪者に対する災害時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

4. 避難所の運営・管理体制の整備

(1) 避難所の運営組織の整備

町は、災害時に避難所の自治組織を設け、住民等による自主運営体制を確立するため、自治会長、自主防災組織等と協力して共通認識を深める。

また、災害時の避難所運営の支援体制を確立するため、災害ボランティア団体等との協力関係を整える。

(2) 避難所の施設管理体制の整備

町は、災害時における避難所の開設及び運営を円滑に行うための体制を整える。

また、避難所運営マニュアル等の作成を行うとともに、マニュアルに基づき避難所の施設管理者、自治会長、自主防災組織等と連携して、避難所の開設・運営訓練を行う。

なお、避難所となり得る民間施設等の管理者に対しても、可能な範囲において協力を求める。

■避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理における、施設、町、地域代表間での明確化
- 管理者不在時における開設体制の確立
- 避難所の運営に携わる避難所担当職員派遣の明確化
- 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制の確立
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類の整備
- 避難所及び福祉避難所の運営マニュアルの作成及び活用

5. 避難所の環境整備

町は、避難所の生活が長期化する場合に対応するため、次のような環境整備を行うよう努める。

- 施設としての機能維持に向けた非常用電源設備の整備・強化
- 衛生対策の推進
 - ・ し尿処理ができない場合
 - ・ 水道が復旧しない場合
 - ・ 下水道が復旧しない場合 など
- 二次被害防止対策の推進
 - ・ 避難した被災者が避難所で亡くならない等
- 被災者の健康管理、衛生管理体制の整備
 - ・ 避難所での集団生活や長期化による持病の悪化
 - ・ インフルエンザ等の集団感染などの防止
- 専門職（医療・保健・福祉）の視点による被災者の健康観察
- 女性や子育て家族に配慮したスペースの確保
 - ・ 乳幼児のいる家庭専用の部屋
 - ・ 女性用物干し場
 - ・ トイレ、更衣室以外での女性専用スペース
- 避難所、不在住宅等の防犯対策
- 避難所運営訓練の実施による課題等の整理と避難所運営マニュアルへの反映

6. 避難所の周知

町は、災害時に的確な避難が行われるよう、町広報紙への掲載、防災マップの配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、住民への避難所の周知に努める。

第5 救出救助体制の整備

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の震災時において明らかとなった、倒壊家屋により下敷きとなった人びとや、津波により取り残された人びと等の救出救助は時間の経過で生存率が下がるため、一刻も早く助けることが重要である。

そのため、救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要であることから、平常時から住民、自主防災組織、消防団等が参加し、救出救助体制について検討を行うとともに、救出用資機材の整備充実に努める。

1. 住民及び自主防災組織の活動能力の向上

住民及び自主防災組織は、救出救助方法の習熟や周知活動の推進に努め、町は、これらの活動等の支援を行う。

2. 消防団の活動能力の向上

町及び消防本部は、消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、活動体制の強化に努める。

3. 救出救助設備の構築

町及び消防本部は、救出事案に的確かつ速やかに対処できるよう、救出用資機材の計画的な整備に努めるとともに、ジャッキ、クレーン等の重機を含む資機材を保有する建設業組合等との協力体制の確立に努める。

第6 医療救護体制の整備

本町の医療機関は、病院が1箇所・72床、診療所6箇所（いずれも平成22年時点）である。なお、京築地区における災害拠点病院は新行橋病院である。

大規模な災害が発生した場合は、局地的あるいは広域的に多数の負傷者が発生する事が想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる体制づくりが必要である。

また、負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、保健福祉環境事務所、医療機関等と連携し、必要な医療救護体制の整備に努める

1. 医療体制の整備

(1) 医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため、県と連携して医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定を締結することにより、あらかじめ医療救護班の編成を行う。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等によるものとする。

※医療救護班の各人数等は、第3章、4章の関連節にて記載。

(2) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。

そのため、町は、必要な事項について、平常時から保健福祉環境事務所等との連絡調整を行うなど、連携体制の強化を図る。

(3) 医師会等との連携強化

災害時の医療体制は、災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。

そのため、町は、医師会等に協力を求め、医療体制の整備を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

町は、長期間にわたる避難所生活に対する医療体制を整えるため、避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、平常時から災害精神保健活動を実施するための体制整備に努める。

(5) 近隣市町の病院との連携

町は、大規模災害時における負傷者等の大量発生に対応するため、平常時から近隣市町の医療機関との連携強化、応援協定の締結等に努める。

2. 医薬品・医療資機材の準備

町は、応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を確立しておく。

また、町及び関係機関は、負傷者等が多数となる場合を想定して、応急救護用医薬品や医療資機材等の備蓄に努める。

第7 輸送体制の整備

本町の緊急輸送路は、本町の南北軸である主要地方道吉富本耶馬溪線が指定されている。この道路をはじめ町内の幹線道路は、緊急時の人や物資の輸送経路となる生命

線であり、災害により通行に障害が生じる場合は迅速に対処を行い、一刻も早く開通させる必要がある。また、避難や物資輸送においては車両の確保が必要であることから、各事業者との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、町は関係機関と連携し、平常時から応急対策用資機材や輸送車両、輸送施設等の確保に努める。

1. 緊急輸送路の確保

町は、緊急輸送を円滑かつ効果的に実施するため、建設事業者団体と事前に協議し、道路の早期開通に必要な資機材及び車両等を調達できるよう、協力体制の整備に努める。

また、住民に対し、町広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2. 車両、燃料等の調達体制の整備

町は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制の整備に努める。

3. 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、県公安委員会に対し、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を提出しておく。

なお、県公安委員会は、事前届出車両については確認に係る審査を省略し、証明書及び標章を直ちに申請者に交付することになっている。

4. 物資集配拠点の整備

町は、物資集配拠点となる施設について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。

■物資集配拠点の検討事項

- 案内標識の設置、区画指定計画の策定
- 緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく、確保すべき輸送施設及び輸送拠点の事前把握
- 輸送施設及び輸送拠点における耐震性の確保

5. 臨時ヘリポートの指定

町は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

なお、町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、あるいは報告事項に変更が生じた場合には、県に次の事項を報告（略図添付）する。

■ 県への報告事項

- 臨時ヘリポート番号
- 所在地及び名称
- 施設等の管理者、電話番号
- 発着場面積
- 付近の障害物等の状況
- 離着陸可能な機種

6. 海上輸送の確保

町は、災害時の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ近隣の港湾施設管理者と協定を締結するなど、被災者や災害応急対策要員の輸送、救援用物資、応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の整備に努める。

また、必要に応じ県、自衛隊、第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、海上輸送の確保に努める。

第8 災害時要援護者等の安全確保体制の整備

本町では高齢化が進んでおり、今後は団塊の世代が高齢期を迎えることで、高齢者の急激な増加が予想される。このような中、吉富町高齢化福祉計画（平成21年）に基づき、高齢者福祉サービスの提供、介護予防事業や高齢者交流事業を進めている。また、吉富町障害者基本計画及び吉富町障害福祉計画（平成19年）に基づき、関係機関と連携して障害福祉サービスの提供等を行っている。

このような高齢者、障害者をはじめ、傷病者や乳幼児、妊産婦、外国人等の、いわゆる災害時要援護者は、災害時にはその行動等に多くの困難を伴うことになり、避難所生活においても厳しい環境下に置かれる事も予想され、特に支援が必要な災害時要援護者に対しては、平常時から配慮した防災対策の検討や、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策の推進、在宅の災害時要援護者の支援体制の確立等に努める。

1. 社会福祉施設等に対する対策

(1) 施設の整備

町は、社会福祉施設や病院、保育園等の管理者を支援し、災害時要援護者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設等の管理者を支援し、災害時要援護者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備への支援を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、災害時要援護者の安全確保に関する協力体制の整備に努める。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の防災計画の作成に努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力がえられるような体制づくりに努める。

(3) 防災基盤の整備

町は、災害時要援護者自身の災害対応能力、社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地・避難路等の防災基盤の整備に努める。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育の実施に努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

町は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等についての支援を行う。

2. 災害時要援護者に対する対策

町及び関係機関は、「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」（内閣府）の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、支援体制の整備に努める。

(1) 災害時要援護者の把握

町は、民生委員、児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、災害時要援護者について、プライバシーに配慮しつつ、災害時に迅速な対応がとれるよう、地区単位での把握に努める。

(2) 災害時要援護者支援体制の整備

町は、災害時要援護者の支援情報を活用し、自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での災害時要援護者の避難への支援体制づくりを行う。

(3) 防災設備の整備

町は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障害者等の安全を確保するため、災害時要援護者に対する防災設備の整備に努める。

また、消防本部及び関係機関は、一般住宅防火指導の中で、障害者に対して防災機器についての指導・助言を行う。

(4) 防災基盤の整備

町は、災害時要援護者自身の災害対応能力及び災害時要援護者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(5) 防災知識の普及等

町は、災害時要援護者及びその家族に対し、防災知識や避難方法等の普及を図るため、パンフレットやチラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかける。

3. 外国人に対する防災教育、訓練等

町は、町内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報紙等における外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備等の取り組みを推進する。

4. 帰宅困難者への支援体制

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

町は、県及び関係機関と連携して、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

(2) 帰宅困難者の安否確認の支援

町は、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。

(3) 避難場所の提供

町は、所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、来訪者等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

(4) 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町は、企業等との協定の締結により、災害時における徒歩帰宅者支援サービスステーションの設置等を促進し、情報提供や水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 企業、通勤者等への意識啓発

町は、インターネットや町広報誌、リーフレット、企業との合同の帰宅困難者対策訓練等を通じ、企業や通勤者等への意識啓発を行う。

(6) 企業、学校等における対策の推進

町は、企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、児童・生徒、顧客等の扱いの検討について支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、

企業、学校等において必要となる飲料水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第9 給水体制の整備

本町は、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設等の整備を図るとともに、上水道事業の安定経営を目指している。

しかしながら、災害時は、施設の被災や停電等による浄水施設の停止などにより、水道水の断水や汚染等が予想される。

このため、災害時における応急対策のため、緊急補修等に対する体制づくりが必要である。

また、大規模災害時による断水を想定し、必要とされる飲料水の備蓄が必要である。

1. 水の確保

町は、京築地区水道企業団と連携し、災害時の水の安定供給に努めるほか、生活を維持していく上で重要な水道施設・設備について、施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備、被災時の被害軽減化対策の実施等に努め、災害時の水を確保するとともに、被災時には迅速な応急復旧を図ることができるよう、非常用施設・設備の充実強化に努める。

2. 給水体制の整備

町は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水車や給水タンク、給水容器類等の給水用資機材の整備充実を図るとともに、水道工事業者等との協力体制を確立する。

また、平常時から給水施設・設備について定期的な点検整備を実施し、非常時における作動確保が図られるよう努める。

3. 家庭における備蓄の促進

町は、住民、事業所等に対して、町広報紙、防災パンフレット等による広報活動を通じて、各家庭における非常用飲料水や給水容器類の備蓄の促進に努める。

また、飲料水の備蓄量については、1人当たり1日3ℓを目安とし、これを3日分程度確保するよう奨励する。

第10 食糧、生活物資の供給体制の整備

本町では、防災備蓄倉庫を2基設置し、飲料水や米、毛布等の備蓄を行っている。しかし、大規模災害の発生時に対する各物資の備蓄数量は必ずしも十分ではなく、今後の体制整備が必要な状況である。

このため、各物資の備蓄体制の強化とともに、平常時から食糧及び生活物資の関係団体等との協力関係を整備する。

1. 被害を想定した備蓄計画の策定

町は、東日本大震災等の過去の災害を踏まえ、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源その他の物資について検討を行い、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備する。

なお、備蓄物資は、後述する流通備蓄、家庭、事業所等の備蓄と合わせ、避難者の3日分程度を確保するものとし、下表に示す品目及び目標数を確保するよう努める。

■備蓄物資の品目及び目標数量

	品目	目標数量	備考
食料	粉ミルク	105食	0～1才の割合(0.91%)×9食
	アルファ米	11,538食	避難者数×9食
	ビスコ等	3,846食	避難者数×3食
	飲料水	3,846リットル	避難者数×3回
生活必需品	紙皿・コップ・割箸等	11,538食	避難者数×9回
	毛布	1,282枚	供給対象者1人1枚
	マット(タタミ)	1,282枚	供給対象者1人1枚(2㎡)
	トイレトペーパー	385個	1人1日0.1個
	生理用品	1,065枚	10～50才の女性割合(21.9%)のうち1/4週、3日×5枚
	紙おむつ(乳幼児)	280枚	0～1才の割合(0.91%)×1日8枚
	紙おむつ(大人)	398枚	65才以上の在宅要介護者割合(1.29%)×1日8枚
	ビニール袋	360枚	指定避難所12×30枚
	ラジオ付懐中電灯	12個	指定避難所12×1個

(注) 避難者数・供給対象者数を1,282人(吉富町防災アセスメント調査による佐井川氾濫)として算出

2. 備蓄倉庫及び物資の整備

町は、災害に備えて、緊急物資等の備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料及び生活必需品等の各種物資の備蓄を推進する。

なお、備蓄に際しては、男女によるニーズの違いや、物資による保存方法や保存期間の違い等を考慮する。

3. 流通備蓄の確保

町は、災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について、関係団体・企業等と協議し、協定締結の促進に努める。

また、災害時に積極的な協力がえられるよう、平常時からコミュニケーション強化に努める。

4. 家庭、事業所等の備蓄の推進

町は、住民、事業所等に対し、町広報紙、防災パンフレット等による広報活動を通じて、3日分程度の食糧、生活物資の備蓄を奨励する。

5. 物資を避難所等への的確に供給する仕組みの構築

町は、町の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を、物資集配拠点から迅速かつ円滑に避難所等に搬送できるよう、次の事項を踏まえつつ、物資供給体制の構築に努める。

■留意事項

- 発災直後で被災者のニーズが把握できない場合
 - ・当面必要とされる物資の短時間での効率的な供給（プッシュシステム）
- 最低限の必要物資が行き渡った後の場合
 - ・被災者のニーズに対応した物資の供給（プルシステム）
- 地域の宅配事業者の協力による避難所へ配送
- 必要物資情報の出荷元への的確な伝達による物資集配拠点の滞留在庫の解消
 - ・必要な物資、不要な物資の情報を明確な発信
- 義援物資の整理の際はダンボール箱への混載を避け、中身の明示を徹底
- 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置

第11 防疫・清掃体制の整備

災害の被災地域では、衛生条件が極度に悪化する事が予想され、このために感染症等の疾病の発生が懸念される。また、施設の被災により、し尿処理及び大量のごみやがれきの処理が滞れば、衛生環境の悪化も懸念される。

このため、平常時から関係機関との連携・協力のもと、災害時における適正な処理体制を整備しておく。

1. 防疫体制の整備

災害により浸水した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、防疫用薬剤や器具等の確保が必要である。

このため、町は、消毒薬剤や薬剤散布用器械、運搬機材等の消毒資機材の備蓄に努めるとともに、薬品業者等と連携・協力し、災害時には速やかに消毒資機材が確保できる体制を確立する。

2. し尿、ごみ、がれきの処理体制の整備

(1) 仮設トイレの確保

町は、災害時に浄化槽や下水道施設の被災により、トイレが使用できなくなった地域において仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄を図るとともに、関連業者等との連携により、災害時に速やかに確保できる体制を確保する。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

町は、豊前市外二町清掃施設組合と連携し、災害時に大量に発生するごみ・がれき

を処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。
また、大量のごみ・がれきの仮置場の設置場所等をあらかじめ選定しておく。

(3) 応援協力体制の整備

町は、し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町との協力体制を整備する。

第12 二次災害の防止体制の整備

本町は、災害時における二次災害の防止体制や応急仮設住宅の確保体制等は、現在のところ確立されていない。

このため、余震や降雨等に伴う二次災害の防止体制として、被災時に迅速な対応を行うことができるよう、あらかじめ必要な体制の整備や、土砂災害等危険箇所の危険度、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行うための、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町職員OB等）の登録及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等を推進する。

2. 建築物応急危険度判定体制の整備

町は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、応急危険度判定士の登録を推進する。

また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3. 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握し、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした、被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録を推進する。

また、被災時の連絡支援体制の整備を図る。

4. 住宅供給体制の整備

(1) 応急仮設住宅の供給体制の整備

町は、災害時に応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備を行う。

また、東日本大震災等の事例を参考に、応急仮設住宅の配置案を検討する。

(2) 空家住宅の確保体制の整備

町は、民間賃貸住宅関連事業者と協力し、災害時における民間住宅の空家状況を把握する体制を確立する。

第13 業務継続計画の策定

町や住民とともに、企業等も協力して災害に強い町づくりを行うことは、被害の軽減につながり、社会秩序の維持等に大きく寄与するものである。企業等も災害時に事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを災害前の状態に早急に近づけられるよう、事前の備えを行っておく必要がある。

このため、企業等は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続等）を認識し、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

また、町は、その責務を果たすため、災害時における業務の遂行について検討し、事業継続計画の策定に努める。

1. 企業等における業務継続計画の策定・運用

企業等は、災害時において重要業務を継続するため、業務継続計画の策定・運用に努める。

また、防災組織・防災体制の整備、取引先とのサプライチェーンの確保、事業継続上の取り組みの継続的な実施など、防災活動に取り組む。

なお、町は、企業等に対して、事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

■ 防災活動の検討事項

- 従業者、顧客等の安全の確保
- 火災や構築物の倒壊など、二次災害の防止に向けた取り組みの実施
- 住民、行政、取引先等との連携による早期復旧

2. 町における業務継続計画の策定・運用

町は、災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確立するよう努める。

■業務継続計画策定のための主な検討項目

- 業務継続体制
 - ・全庁的な検討体制の構築
 - ・国、県、関係機関等との連携、調整など
- 業務継続体制の検討
 - ・検討の対象、実施体制
 - ・被害状況の想定
 - ・非常時優先業務の選定
 - ・必要資源に関する分析と対策
 - ・非常時の対応
- 業務継続体制の向上
 - ・教育、訓練等
 - ・点検、是正

第14 資機材等の点検整備

災害発生時に速やかに対処できるよう、平常時から応急対策等に必要な資機材等は点検整備を行っておく必要がある。

特に、大規模災害時には地域における救助活動が重要であり、また、早期の救助活動が必要となるため、町の備蓄だけでなく、家庭が保有している資機材の利活用も可能にしておく必要がある。

1. 常時点検整備を行う主な資機材等

町及び関係機関は、災害応急対策に必要な資機材等及び施設について、災害時にその機能を有効かつ適切に発揮できるよう、以下に示す資機材等において、平常時から点検整備及び必要に応じて補強を行う。

なお、自主防災組織が行う資機材等の点検整備について、町は支援に努める。

■点検整備を行う資機材等

- 救助用備蓄資材、器材
 - ・給水資材、器材等
 - ・救急薬品、器材等
 - ・その他救助用資材、器材
- 水防用備蓄資材、器材
- 消防用資材、器材
- 医療、助産、防疫に必要な資材、器材
- 災害救助用備蓄物資
- その他水道、交通施設等復旧に必要な資材、器材

■町で保有する整備資機材の品目と数量

	品目	数量	備考
救 護 用 品	エンジンカッター	2台	革手袋、防塵眼鏡がセット 850×335×455mm
	発電機	5台	530×310×470mm
	レスキュージャッキ	1台	4トン油圧ユニット、附属品
	投光機	5台	シールドビーム 300W
	スコップ	5本	全長 970mm
	金属梯子	1本	アルミ合金製、全長 4.6m、縮伸 2.9m
	救命ロープ	5本	直径 12mm、200m 巻
	つるはし	5本	両ツル、全長 900mm
	大バール	5本	平型、900mm
	てこ棒	5本	口径 25mm、全長 1.2m
	掛矢	2個	胴径 135mm、全長 900mm
	大ハンマー	5本	両口、全長 900mm
	大なた	5本	全長 750mm、本製柄付
	のこぎり	5本	刃渡り 330mm
	ワイヤーカッター	5本	全長 350mm
	担架	10本	2,100×540×140mm
	ポール（応急担架用）	10本	口径約 38mm、全長 2m
	ハンドマイク	2個	口径 210mm、全長 360mm
	ヘルメット	10個	樹脂製
	リヤカー	2台	折タタミ式、ノーパンクタイヤ 2×1m
	グラウンドシート	10枚	ポリエチレン製 2,700×3,600mm
	保温用シート	50枚	多層構造、1,900～1,350mm
	松葉杖	5組	全長 1,000～1,300mm
	簡易トイレ	6基	トイレパック...3000セット
仮設組立式トイレ（和式）	2基		
ろ水機	1台	1,000×500× 1,500mm	

（注）防災拠点に整備される資機材等を他市の事例より設定。

■自主防災組織で保有する整備資機材の品目と数量（1自主防災組織当たり）

	品目	数量	備考
救 護 用 品	発電機	1台	530×310×470mm
	投光機	2台	シールドビーム 300W
	スコープ	各家庭	全長 970mm
	金属梯子	各家庭	アルミ合金製、全長 4.6m、縮伸 2.9m
	救命ロープ	2本	直径 12mm、50m 巻
	つるはし	5本	両ツル、全長 900mm
	大バール	2本	平型、900mm
	大ハンマー	1本	両口、全長 900mm
	担架	2本	2,100×540×140mm
	ハンドマイク	2個	口径 210mm、全長 360mm
	ヘルメット	10個	樹脂製
	リヤカー	2台	折たたみ式、ノーパンクタイヤ 2×1m
	グラウンドシート	3枚	ポリエチレン製 2,700×3,600mm
	簡易トイレ	1基	トイレパック...3000セット

（注）その他、数量および種類は、地域の状況に応じる

2. 点検整備の内容

町及び関係機関は、災害応急対策に必要な資機材等及び施設について、次の事項に留意して点検する。

■点検整備における留意事項

機械類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不良箇所の有無、故障の整備 ○ 不良部分の取り替え ○ 機能試験の実施 ○ その他
資材、器材類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規格ごと数量の確認 ○ 不良品の取替え ○ 薬剤等効果判定 ○ その他

第3章 風水害応急対策計画

本章は、風水害時に町及び防災関係機関が実施するさまざまな対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な災害が発生した場合を想定し、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 災害時要援護者等対策
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 防疫・清掃活動
- 第14節 遺体の処理・埋葬
- 第15節 文教対策
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 農林水産の応急対策
- 第18節 災害警備

時期区分	目安とする機関
初動活動期	災害警戒または発生直後から2日目まで
応急活動期	3日目から7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 職員の動員配備				総務統括班、関係各班
第2 警戒活動				総務統括班
第3 災害警戒本部の設置				総務統括班、関係各班
第4 災害対策本部の設置				総務統括班、関係各班
第5 災害対策本部の運営				総務統括班、関係各班

第1 職員の動員配備

1. 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【風水害】

区分	配備体制	配備基準	主な活動内容	* 責任者 配備要員
災害対策準備体制	第1 配備 (準備体制)	○本町に大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害等の警報が発表された場合 ○その他総務課長が必要と認めるとき	○気象情報等の収集、警戒 ○災害関連情報の収集・伝達	* 総務課長 総務課
	第2 配備 (注意体制)	○本町に大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害等の警報が発表され、被害の発生が予測される場合 ○その他総務課長が必要と認めるとき	○気象情報等の収集・伝達、警戒 ○連絡調整 ○河川はん濫注意水位の対応 ○被害発生状況の把握 ○災害警戒本部体制への移行準備	* 総務課長 総務課 産業建設課 関係課長 消防団長

区分	配備体制	配備基準	主な活動内容	* 責任者 配備要員
災害警戒本部	第3配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○本町に大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合 ○台風の強風域に入る場合等で、町長が必要と認めるとき ○その他町長（本部長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報等の収集・伝達、警戒 ○住民からの通報への対応 ○連絡調整 ○河川避難判断水位の対応 ○町内の巡視 ○被害発生状況の把握 ○局地的な災害に対する応急対策活動 ○被災者への救援活動の実施 ○災害対策本部体制への移行準備 	<ul style="list-style-type: none"> * 町長（本部長） 総務課 産業建設課 全課長 消防団役員 ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 ※消防団長は必要に応じて消防団員を招集
	第4配備 (救助体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○本町に大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害等の警報が発表され、被害発生の可能性が極めて高くなった場合、あるいは、町内の一部に被害が発生した場合 ○台風の暴風圏に入る場合等で、町長（本部長）が必要と認めるとき ○その他町長（本部長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報等の収集・伝達、警戒 ○住民からの通報への対応 ○連絡調整 ○河川はん濫危険水位の対応 ○町内の巡視 ○広範囲な災害に対する応急対策活動 ○被災者への救援活動の実施 ○二次災害の注意、警戒 ○非常体制への移行準備 	<ul style="list-style-type: none"> * 町長（本部長） 災害対策本部会議 全員 総務課 産業建設課 全課長、係長 消防団員 男性職員 ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集
災害対策本部	第5配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報が発表されたとき ○町内の全域に被害が発生するおそれがある場合、或いは発生し、多数の被災者（避難者）が発生した場合（大規模災害） ○その他町長（本部長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員全員による災害応急対策の全活動 	<ul style="list-style-type: none"> * 町長（本部長） 職員全員 消防団員

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員または減員する。

※ 配備基準に該当しなくても、町職員は、マスコミ報道、防災メール・まもるくん（福岡県）等から警報情報等を得て、可能な限り自宅待機する。

2. 配備体制の決定

総務統括班は、災害情報を収集し、その状況及び必要な対策を町長に報告する。

町長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3. 参集指示

総務統括班は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。

参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、速やかに行う。

勤務時間（内）	○ 庁内メール、携帯メール、電話など
勤務時間（外）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯メール、電話など ○ 当直者は、以下の情報を察知したときは、総務統括班長を通じて、町長及び副町長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡する。 ・ 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を行う必要が認められたとき。 ・ 災害が発生し、緊急に必要措置を行う必要があるとき。 ・ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

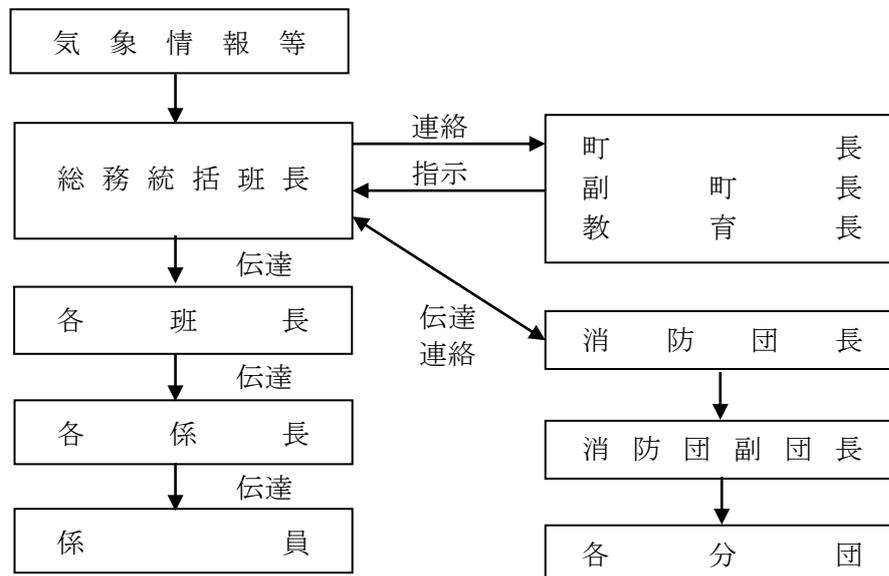
4. 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間（内・外）を問わず、災害時における緊急電話連絡網等により、本部員及び非常配備要員を動員する。

なお、勤務時間（外）（夜間・休日を含む）において、配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく、各自適切な交通手段（自動車、バイク、自転車、徒歩）により、直ちに自主的に参集する。

■職員動員指令の連絡系統（案）



5. 参集場所

各職員は、勤務時間（内・外）ともに、各自の所属先に参集する。

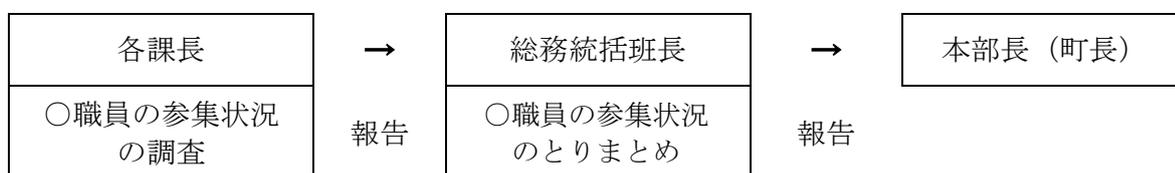
なお、災害現場及び所属先以外に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する避難所に参集する。

6. 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班でとりまとめたあと、総務統括班長に報告する。

■参集報告の系統



7. 職員の動員要請

応急活動については、各々の職員が担当する活動（対策）を基本としながら行うことになるが、限られた職員が円滑かつ速やかに活動するためには、担当部署の枠を越えて、人材が不足する活動（対策）への支援を行う事が求められる。

このため、各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の班の応援を必要とするときには、総務統括班に職員の動員を要請する。

総務統括班は、各班長から職員の動員要請があった場合には、各班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整を行う。

第2 警戒活動

1. 警戒活動の実施

災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、本節第1の1に示す「災害対策準備体制（第1、第2配備）」をとる。

なお、町内の一部に被害が発生した場合には、直ちに災害警戒本部体制に移行する。

■警戒活動の基準

- 本町に、大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害等の注意報・警報が発表され、被害の発生が予想されるとき
- 台風の進路にあるが時間的余裕がある場合等で、総務課長が必要と認めるとき

2. 設置、指揮の権限

総務課長は、災害対策準備体制の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位：健康福祉課長

第2順位：住民課長

3. 活動内容

配備された職員は、次の警戒活動を行う。

■主な活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 水害等に関する情報収集、伝達
- 被害発生状況の把握
- 災害警戒本部体制への移行準備

第3 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の設置

町長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、本節第1の1に示す「災害警戒本部（第3配備）」として担当職員を配備する。

なお、町内の被害が拡大するおそれがある場合には、直ちに災害対策本部体制に移行する。

■災害警戒本部の設置基準

- 本町に、大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合
- 台風の強風圏に入る場合等で、本部長（町長）が必要と認めるとき

2. 設置、指揮の権限

町長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位：副町長

第2順位：総務課長

第3順位：健康福祉課長

3. 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■主な活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 住民からの通報の対応
- 連絡調整
- 河川避難判断水位の対応
- 町内の警戒巡視（パトロール）
- 水害等に関する情報収集
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 応急対策、救援活動
- 災害対策本部体制への移行準備

4. 災害警戒本部の廃止等

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害応急対策に備えるため、または災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、直ちに災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、本節第1の1に示す「災害対策本部（第4、第5配備）」を設置し、配備基準に応じて担当職員を配備する。

■災害対策本部の設置基準

- 本町に大雨、洪水、暴風、高潮等の警報が発表され、被害の発生が極めて高くなった場合、あるいは一部に被害が発生した場合
- 台風の暴風圏に入る場合等で町長が必要と認めるとき
- 町内全域への被害（大規模災害）が予想されるとき、または発生したとき
- その他、町長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、吉富町役場（庁舎内・総務課）に置く。
- 住民からの電話対応は、総務統括班が行う。
- 庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1候補：吉富フォーユー会館 第2候補：吉富あいあいセンター

2. 活動内容

災害対策本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■主な活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 住民からの通報の対応
- 連絡調整
- 河川はん濫危険水位の対応
- 町内の警戒巡視（パトロール）
- 被災者、避難者への対応
- 二次災害の注意、警戒
- その他応急対策全般

3. 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4. 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務統括班は、本部長（町長）が災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■通知・公表先と方法

通知・公表先	通知及び公表の方法
庁内、出先の職員	○ 防災行政無線、一般電話、ファックス、携帯メール等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、ファックス等
住民等	○ 防災行政無線、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1. 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、町長が行う。

町長が不在または連絡困難な場合は、以下の順位により、町長に代わり意思決定を速やかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後速やかに町長にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位：副町長	第2順位：総務課長	第3順位：健康福祉課長
----------	-----------	-------------

2. 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

職員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

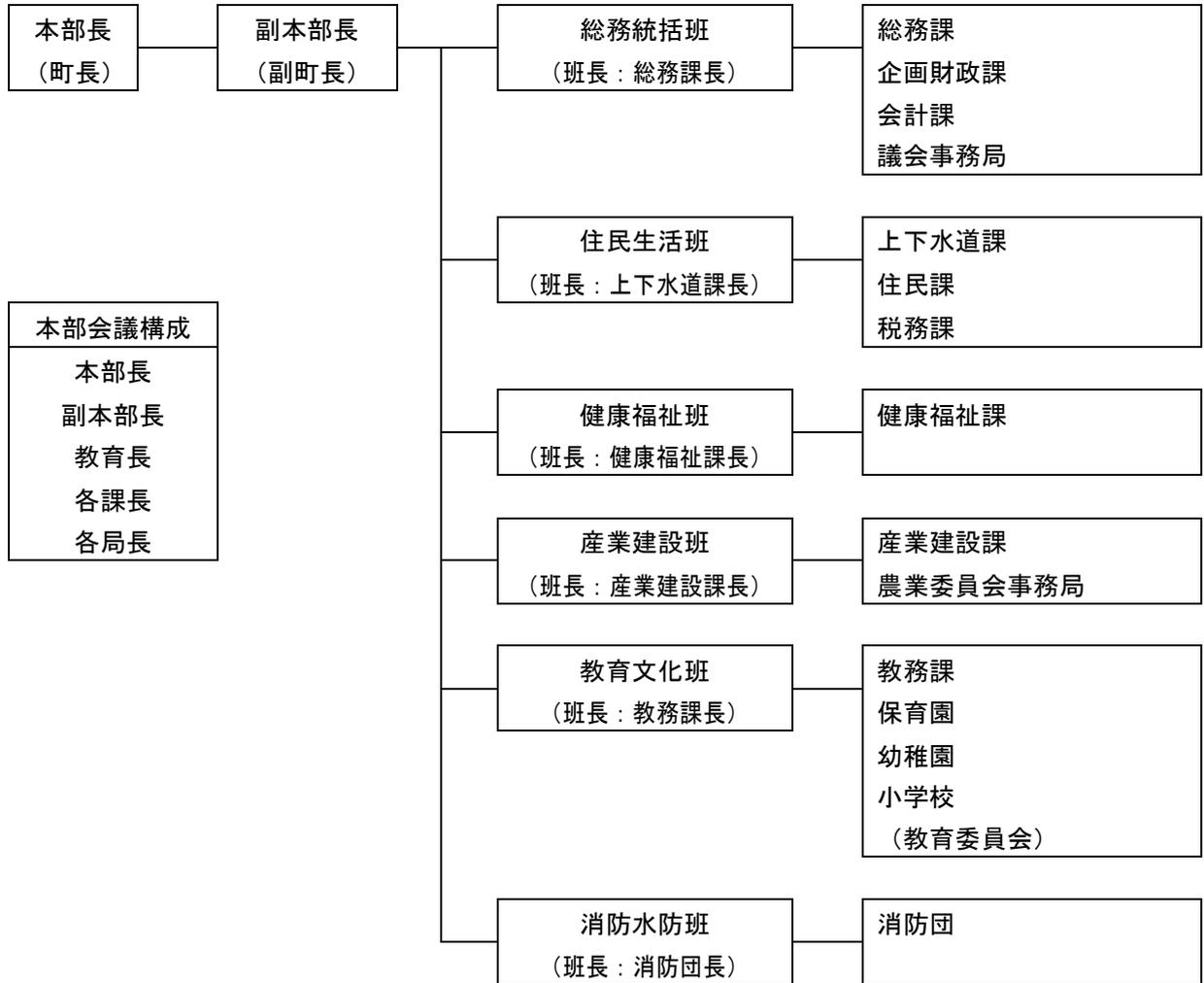
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	町長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	課長	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、各班の事務を処理する。
部員	職員	○ 本部員（課長）の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「■吉富町災害対策本部の組織構成図」に示す。

■吉富町災害対策本部の組織構成図（平成25年4月1日現在）



3. 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の組織構成図を参照
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課
協議事項	<p>本部会議の議題（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 町の体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配備態勢の切替 ・班間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 ○ 外部への応援要請等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4. 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5. 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「■吉富町災害対策本部の事務分担表」のとおりである。

なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■吉富町災害対策本部の事務分担表（平成25年4月1日現在）

本部長	町 長		
副本部長	副町長		
名称	班長	班員	主な業務内容
各班共通	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害、土砂災害等への警戒 ○ 課内の動員調整、安否確認 ○ 所管施設の被害調査、応急対策、連絡調整 ○ 災害対策本部会議及び総務統括班への報告（情報の取りまとめ） ○ 所管事項に関連する民間事業者への協力要請 ○ その他必要なこと
総務統括班	総務課長	総務課職員 企画財政課職員 会計課職員 議会事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班との連絡調整、動員調整、活動状況の取りまとめ ○ 本部長、副本部長等との連絡調整 ○ 災害対策本部、水防本部の設置及び廃止 ○ 応急対策全般の調整 ○ 災害情報の集約、整理、報告 ○ 災害広報（インターネット、メール等） ○ 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 ○ 土砂災害警戒情報等の受信、指定区域への対応 ○ 防災資機材等の確保、提供 ○ 指定避難所（福祉避難所を含む）の開設決定、開設及び閉鎖の指示 ○ 避難所への職員配置指示 ○ 食糧、生活物資等の調達、輸送 ○ 消防団の出動指示、連絡調整 ○ 県、警察、消防、自衛隊、協定機関等との連絡調整、応援要請 ○ 臨時ヘリポートの開設指示 ○ 報道機関への協力要請、取材対応 ○ り災証明書等の申請受付、発行 ○ 災害救助法の適用、関連事務 ○ 義援金品等の受け入れ、配分 ○ 被災者相談窓口の開設 ○ 公用車等の確保、配車 ○ 応急対策に係る財政措置 ○ 復興計画の総合調整 ○ その他いずれの班にも属さない事項に関すること。

名称	班長	部員	主な業務内容
住民生活班	上下水道課長	上下水道課職員 住民課職員 税務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所担当職員の指名 ○ 避難所開設・運営・閉鎖 ○ 避難誘導、支援 ○ 避難者名簿の作成 ○ 行方不明者名簿の作成 ○ 避難所への職員の配置 ○ 食料、生活物資等の受入調整、分配供給 ○ 自主防災組織との連絡調整 ○ ボランティア団体等との連絡調整、活動支援 ○ 飲料水の確保、供給 ○ 下水道及び雨水排水対策 ○ 遺体の火葬・埋葬 ○ 仮設トイレの設置、し尿処理 ○ 廃棄物の処理、清掃 ○ がれき、障害物等の処理 ○ 被災家屋等の消毒 ○ 動物の保護、収容
健康福祉班	健康福祉課長	健康福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急、救護 ○ 避難誘導、支援 ○ 救護班の編成 ○ 検疫班の編成、防疫対策 ○ 医療救護所の開設、支援 ○ 医療関係機関への協力要請、連絡調整 ○ 被災者の健康管理、衛生管理 ○ 被災者のケア対策 ○ 災害時要援護者の安全確保、安否確認、生活支援、避難対策 ○ 災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援 ○ 遺体の収容、安置等受け入れ態勢準備、手配、支援
産業建設班	産業建設課長	産業建設課職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防作業の指導、危険箇所の巡回監視 ○ 被災建築物・宅地・家屋の被害調査、被災家屋等の応急危険度判定 ○ 仮設住宅の建設、入居者の選定 ○ 道路情報等の収集、通行規制 ○ 道路交通の確保 ○ 道路、河川上の障害物の除去 ○ 公共施設の応急修理、復旧 ○ 農林水産・商工関係施設の被害調査 ○ 家畜等の対策

名称	班長	部員	主な業務内容
教育文化班	教務課長	教務課職員 保育園職員 幼稚園職員 小学校職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認、避難対策 ○ 乳幼児・児童・生徒の健康管理、衛生管理 ○ 応急文教対策 ○ 応急保育対策 ○ 母子等のケア対策 ○ 文化財の保護 ○ 所管施設の避難所開設及び初期対応 ○ 住民生活班との連携、支援
消防水防班	消防団長	消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部との連絡・調整 ○ 消火活動 ○ 水防活動（応急活動、警戒活動、巡回パトロール） ○ 救急、救助、救護活動 ○ 避難勧告・指示等の伝達、避難誘導 ○ 行方不明者等の捜索・救助、支援 ○ 公安、交通整理 ○ 防災用資機材の配分 ○ 住民の安全確保 ○ その他必要なこと

■施設管理者としての主な業務

関係各課	主な業務内容
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理施設の被害状況調査 ○ 施設利用者等の安全確保 ○ 避難勧告・指示の伝達 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開錠・開設・運営 ○ 福祉避難所の管理・運営（福祉避難所の指定を受けた施設） ○ 被災施設の保全・回復

■吉富町防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	吉富町役場（庁舎内：総務課） *建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 吉富フォーユース会館 2. 吉富あいあいセンター
応援要請	自衛隊	状況に応じて指定
	ボランティアセンター	状況に応じて指定
医療救護	地域災害医療情報センター	保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	新行橋病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	（2次）主要地方道 福岡県道・大分県道16号吉富本耶馬溪線
	物資集配拠点	吉富中学校
	臨時ヘリポート	吉富小学校、吉富中学校 山国川河川敷（使用可能の場合）
避難対策	指定避難所 *福祉避難所を除く。	吉富フォーユース会館、吉富町体育館、 吉富町武道館、吉富保育園、 吉富町老人福祉センター、 吉富町子育て支援センター、 吉富小学校、吉富中学校、西光寺、 宝福寺、八幡古表神社
災害時要援護者対策	福祉避難所	吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
生活救援	町備蓄倉庫	吉富フォーユース会館、吉富町武道館
	給水拠点	指定避難所
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食棟・家庭科室、 公民館など
	被災者相談窓口	庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	状況に応じて指定
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防倉庫（資機材）	広津405番地3

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 気象情報等の収集伝達				関係機関
第2 通信体制の確保				総務統括班
第3 風水害、土砂災害の警戒活動				総務統括班、産業建設班、消防団、関係各班
第4 初期情報の収集				総務統括班、関係各班
第5 被害調査				総務統括班、関係各班
第6 災害情報のとりまとめ				総務統括班
第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供				総務統括班
第8 県、関係機関への報告、通知				総務統括班
第9 国への報告				総務統括班

第1 気象情報等の収集伝達

1. 気象情報

(1) 気象情報等の種類

福岡管区気象台は、次の気象情報等を発表する。

なお、注意報・警報等の細分区域では、本町は福岡県北九州地方（京築）に該当する。

■気象情報の定義・種類

	定義	種類
注意報	本町において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷（雪）注意報、霜注意報、低温注意報、なだれ注意報 津波注意報、高潮注意報、波浪注意報、洪水注意報
警報	本町において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、津波警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報

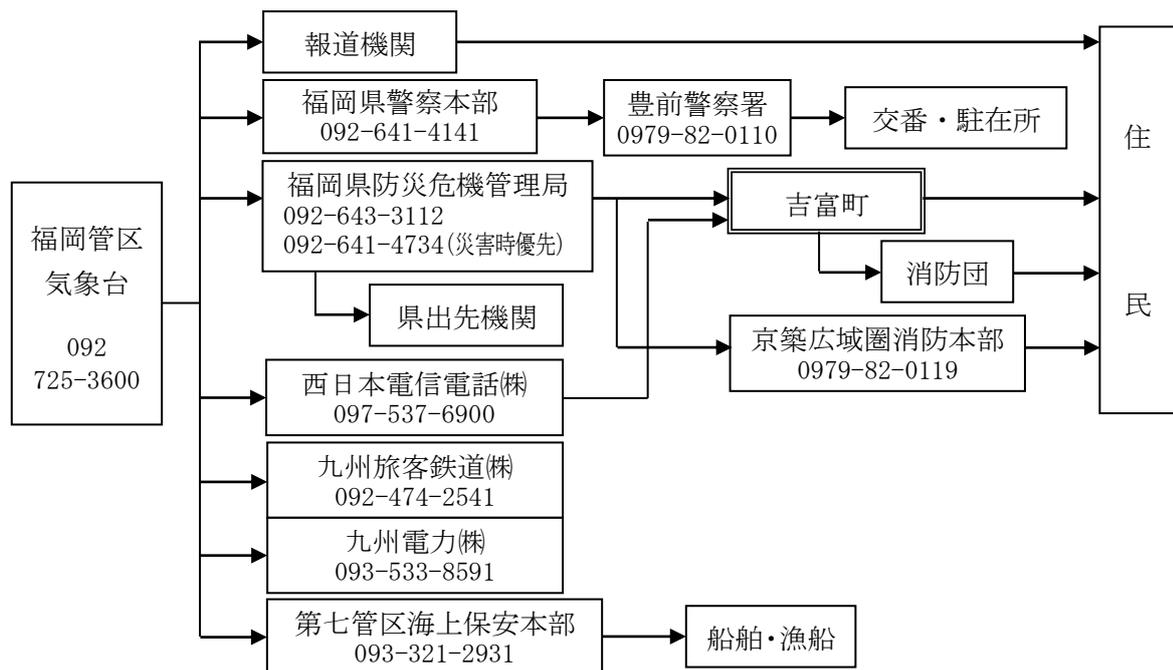
	定 義	種 類
特別警報	本町において、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して特別な警戒を喚起するために発表する。	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、津波、火山噴火、地震（地震動）
気象情報	気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」、「土砂災害警戒情報」及び「竜巻注意情報」を発表する。	

(2) 情報の伝達系統

総務統括班は、気象情報の収集・伝達を行う。

住民への周知については、防災行政無線、防災メール「まもるくん」、広報車等のほか、海岸部においては防災行政無線屋外子局を活用し、適宜行う。

■気象情報の伝達系統



2. 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第54条）

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	○ 大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ○ 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	○ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

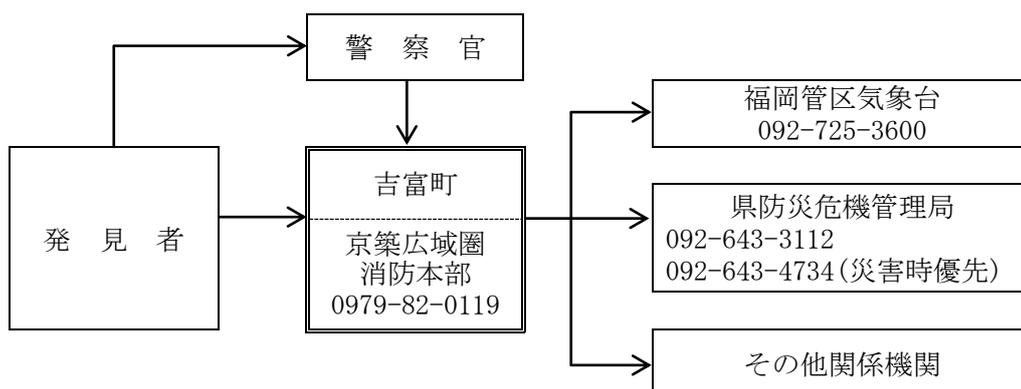
(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局に通報する。

■通報の流れ



通報先機関名	電話番号	備 考
福岡管区気象台	092-725-3600	気象等に関する事項
福岡県防災危機管理局	092-641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	092-641-4141	内線：5722 5723(警備課) ファクシミリ：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	093-321-2931	

3. 水防警報

(1) 水防警報の種類

県知事は、洪水により相当な損害が生ずるおそれがある河川（本町は佐井川）を指定し、水防団の水防活動の指針となる水防警報を発表する。（水防法第16条）

詳細については、吉富町水防計画を参照のこと。

■水防警報の各段階の状況と指示事項など

段階	区分	状 況	町への指示等	指示の方法
第1	待機	はん濫注意水位（潮位）に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	ファクシミリ 電話
第2	準備	はん濫注意水位（潮位）を突破すると思われるとき	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと	ファクシミリ 電話
第3	出動	はん濫注意水位（潮位）に達し、なお上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	ファクシミリ 電話
—	警戒	はん濫警戒情報等により、または既にはん濫注意水位を超え、災害の起こる恐れがあるとき	水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等、河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	ファクシミリ 電話
第4	解除	はん濫注意水位（潮位）以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢の解除	ファクシミリ 電話

なお、県は、水位情報周知河川の水位が避難判断水位に達したときは、関係水防管理者及び報道機関へ通知することになっている。

また、通知を受けた町は、住民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

本町の山国川及び佐井川における、水防警報に係る各水位は次表のとおりである。

■河川水位

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)
山 国 川	下唐原	福岡県築上郡上毛町大字下唐原地先 (恒久橋下流約100m)	4.40	5.00	6.00	6.60
佐 井 川	新大の 瀬橋	福岡県豊前市皆毛 (新大の瀬橋地点)	1.22	1.60	1.73	1.96

(2) 水防警報の伝達系統

水防地方本部（京築県土整備事務所）は、町長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。

水防管理者（町長）は、水防警報の通知を受けたときは、職員及び関係する地域住民に連絡する。

また、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■警報等の伝達

種類	住民等の伝達先	伝達、広報手段等
大雨警報 高潮警報 大雪警報 暴風雪警報 洪水警報	職員等	○ 電話、県防災メール、ファックス、携帯メール等で伝達
水防指令	消防団及び職員等	○ 防災行政無線、電話、ファックス、携帯メール等で伝達
水防警報	消防団及び職員等	○ 防災行政無線、電話、ファックス、携帯メール等で伝達
避難判断水位 到達情報	職員等	○ 電話、県防災メール、ファックス、携帯メール等で伝達
	浸水想定区域内の 災害時要援護者関連施設	○ 総務統括班に伝達を依頼する。

■連絡通信系統

県水防本部(河川課) (代)092-651-1111 河川課 092-643-3666 無線 78-700-4523	有線 無線	水防地方本部 (京築県土整備事務所) 0979-82-3350 無線 78-823-311	有線 無線	吉富町水防本部 (吉富町役場) 0979-24-1122 無線 78-642-70
---	----------	--	----------	--

なお、日本電信電話株の電話利用が不可能になった場合における非常通信については、次の専用施設電話を利用することができる。

①警察電話	②鉄道電話	③気象官署電話	④電気事業電話
-------	-------	---------	---------

第2 通信体制の確保

1. 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

総務統括班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、発電機等の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置をとる。

■関係機関及び住民への伝達

提供先	主な連絡手段
各班、消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス ○ 消防無線、防災行政無線、MCA無線 ○ 携帯メール ○ 連絡員による伝令 ※連絡員は、連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する。
県（防災企画課）、警察署、JR九州、九州電力、西日本電信電話（株）、福岡県LPガス協会、報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス ※必要に応じて、相互に連絡員を派遣する。
近隣市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線 ○ 防災メール「まもるくん」 ○ 広報車 ○ 消防団等からの声かけ ○ テレビ、ラジオ等

2. 窓口の統一

関係機関等との連絡に使用するために、一定規模の災害や電話が輻輳した場合は、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3. 代替通信機能の確保

町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、または災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

■利用できる通信設備

○警察通信設備 ○消防通信設備 ○自衛隊通信設備 ○その他

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4項の規定に基づき、他機関が設置する無線局を利用することができる。

4. 住民への周知

総務統括班は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告または指示を実施することが予想される場合、住民に対し避難準備情報等を周知する。

第3 風水害、土砂災害の警戒活動

1. 水害の警戒活動

総務統括班、産業建設班、消防団（水防団）は、各々連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 災害警戒本部体制

第1節第3で示す災害警戒本部では、気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合に、水防機関と連携して災害警戒本部体制をとり、警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員（水防団員）を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備を行う。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、ため池、水路、漁港等の警戒巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

(2) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■活動内容

- 水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、危険な地域を通行止めにする等の措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(3) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には現地調達あるいは京築県土整備事務所、関係業者等から調達する。

2. 土砂災害の警戒活動

総務統括班、産業建設班、消防団（水防団）は、各々連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れの危険箇所の警戒巡視
- 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

■警戒体制の雨量の目安と対応

体制	雨量の目安	対 応
第1次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パトロールの実施 ○ 地元自主防災組織等の活動の要請 ○ 必要に応じて警戒区域の設定
第2次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえ、時間降雨量が30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえ、30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民へ避難準備活動の広報 ○ 必要に応じて、災害対策基本法に基づき避難勧告・指示

第4 初期情報の収集

1. 被害状況の把握

災害が発生した際は、町は被災後直ちに災害情報について、県及び国（消防庁）に報告を行うことになる。（本節・第8及び第9を参照）

このため、総務統括班及び関係各班は、防災行政無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの被害情報をもとに、災害の初期情報の収集活動に努める。

また、必要に応じて、現地での被害状況の把握に努める。

なお、災害の初期の段階においては、個々の被災状況だけでは災害の全体像を把握することが難しいため、具体的な被害状況だけでなく、例えば住民等からの通報の殺到状況など、ある程度の被害規模を推定できるような概括的な情報にも留意する。

2. 災害情報の把握内容

県及び国（消防庁）への報告においては、災害発生の日時や場所、被害状況や避難の状況等を把握する必要がある。

このため、関係各班は、可能な限り速やかに、次の情報収集を行う。

なお、災害当初においては、次の10項目のうち①～⑧の情報収集に努める。

■収集項目

<ul style="list-style-type: none"> ① 人的被害（行方不明者を含む） ② 火災の発生状況 ③ 家屋等の被災状況 ④ 住民の行動・避難状況 ⑤ 土砂災害等の発生状況 ⑥ 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間 ⑦ 海上交通の運航・被災状況 ⑧ 水道・電気・LPガス、電話等の生活関連施設の運営・被害状況 ⑨ 医療救護関係情報 ⑩ その他必要な被害報告

3. 初期情報の収集方法

災害の規模にもよるが、発災当日から数日は混乱が予想されるため、初期情報の収集においては、各自が安全の確保を図りつつ、可能な範囲での収集に努める。

初期情報の収集については、以下によるものとする。

■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間（内）	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間（外）	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務統括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 本部長（町長）が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。 	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

第5 被害調査

発災当初の混乱から落ち着きを取り戻していく中で、職員は正確な被害の状況を把握するため、概況の調査から専門的な調査へと移行させ、災害の全体像を明らかにする。

1. 調査内容

各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設（土木施設、農林水産施設、商工業施設）等の状況を関係職員等からなる調査係等を編成し、被害状況を調査する。

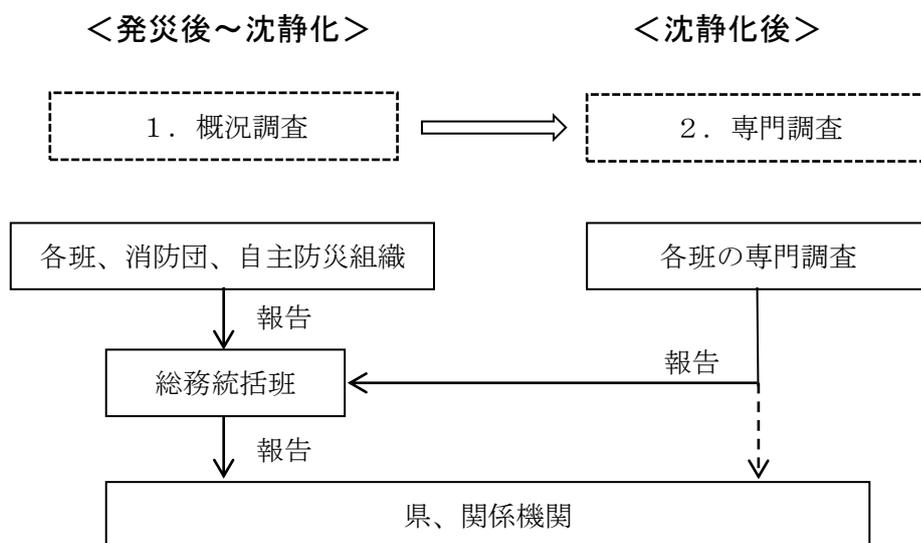
また、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に被災者や住家、農産物等の被害調査を行い、総務統括班に報告する。

各班は、被害調査担当者の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、町域全体の被害確認を行い、総務統括班に報告する。

総務統括班は、被害調査結果をもとに、り災台帳として整理し、り災証明の基礎資料とする。

なお、必要に応じて、県、九州地方整備局と連携し、災害関係情報収集用カメラや交通監視用テレビ等の活用も行う。

■被害調査の主な流れ



災害情報の調査にあたっては以下の事項に留意し、被害状況を的確に収集・調査する。

■主な調査項目

- 災害の原因
- 災害が発生した日時・場所または地域
- 被害の状況
- とられている対策
- 今後の見込み、必要とする救助の種類 など

■調査要領：発災後～沈静化

- 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら行う。
- 総務統括班は、警察及び消防本部との密な連絡により、被害情報の収集にあたる。
- 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、住民生活班が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
- 被害状況によっては、時刻や現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあることから、自主防災組織等と連携・協力により概況を把握し、例えば、被災人員は平均世帯により計算するなどにより即報を行う。
- 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して町や防災関係機関へ報告する。

■調査要領：沈静化後

- 各班は、被害の程度、状況がわかるように、また、被害の報告・広報に役立つような写真の撮影を行い、総務統括班に報告する。
- 各班は、情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。
- 総務統括班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。
- 全壊・流失・半壊、死者・重傷者が発生したときは、その住所、氏名や年齢等を速やかに調査する。
- 被害状況調査にあたっては、災害救助法による「被害認定基準」に基づき判定を行う。

2. 被害概況、活動状況の報告

各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務統括班に報告する。

総務統括班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

第6 災害情報のとりまとめ

総務統括班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長（町長）に報告する。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県に連絡する。

第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

総務統括班は、住民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

1. 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集に努め、家族からの問い合わせに対応できるよう情報提供体制を整える。

また、住民への支援・サービス情報についても、住民に確実に伝達できるよう配慮する。

2. 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）※」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

※避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。

第8 県、関係機関への報告

1. 県への報告

総務統括班は、災害が発生したとき、災害対策基本法第53条第1項に基づき、速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、県に報告する。

2. 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報については、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式により、県へ報告する。

また、災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況の報告についても、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要領に定める様式により、県へ報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

■報告の区分、内容、様式

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があれば、その都 度報告	第1号	防災行政無線 電話または ファックス	県災害対策 地方本部
被害状況報告 (即 報)	・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	・災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	・応急対策終了後、15日以内に報告	第3号	文書（2部）	県災害対策本部

3. 関係機関への災害情報の提供

総務統括班は、消防本部、警察、自衛隊等関係機関から被災状況等の問い合わせがあった場合には、それまでに収集整理を行っている災害情報を提供する。

第9 国への報告

総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、災害即報基準に該当する一定規模以上の災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

即報基準の内容は、以下に示すとおりである。

■即報基準

一般基準	○ 災害救助法の適用基準に合致するとき ○ 町が災害対策本部を設置したとき
個別基準 (風水害)	○ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたとき ○ 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたとき

第3節 災害広報

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 災害広報				総務統括班、関係各班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応				総務統括班

第1 災害広報

1. 災害時の広報活動

災害時における広報活動は、住民が災害に対し、適切かつ迅速に対応するうえで重要な活動である。

このため、災害の発生後は、被害の状況や応急措置の実施方法、町が行う応急対策の内容等について、住民に迅速かつ正確に周知するよう努めるとともに、二次災害による被害の発生及び拡大を防ぐため、予想される災害に対する情報や被害防止に必要な措置等についても、住民に周知するように努める。

なお、広報活動に当たっては、災害時要援護者に配慮した広報の実施に努める。

また、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

2. 広報の内容

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務統括班に提供するとともに、状況に応じて広報活動を支援する。

総務統括班は、時期に配慮し、適切な手段と被災者等のニーズに応じた多様な内容の広報活動に努めるとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

また、総務統括班は、時間の経過とともに変化する住民のニーズや、安否に関する情報の照会手続き等、被災者を取り巻く状況に対応した情報については、住民等（避難者、避難所外の被災者、町外への避難者等）に周知するように努める。

なお、避難勧告・指示等の情報を住民等へ確実に伝達することができるよう、防災行政無線等のあらゆる手段を活用する。

■住民への広報内容

- 気象予警報等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ等により周知されるが、警報・注意報は市町村ごとに発表される。しかし、放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域名称、本町は福岡県北九州地方（京築）を用いる場合がある。このため、気象庁の発表の際は、本町が該当する地域名称にも留意し、住民に伝えるものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘、海岸部では防災行政無線屋外子局などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。
- 周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

■広報の時期と内容、手段

時期の目安	広報の内容	手段
①警戒段階 (災害発生前)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風・気象情報 ○ 河川情報（水位等） ○ 各種警報 ○ 避難情報 ○ 災害対策の状況 (災害警戒本部、水防活動、通行規制の状況・予定等) ○ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況 (利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等) 	防災行政無線 エリアメール・ 緊急速報メール
②災害発生直後 (災害発生後 から 3日目まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生状況 ○ 浸水、土砂災害等に関する情報 ○ 災害対策本部の設置 ○ 安否情報 ○ 被害状況の概要 ○ 避難場所等の情報 ○ 救援活動の状況 ○ 二次災害防止に関する情報 ○ 災害応急対策の実施状況 ○ 医療機関の活動状況 ○ 水・食料など生活物資の供給状況 ○ ボランティアの受け入れ情報 ○ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板の利用について周知 	広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール ほか

時期の目安	広報の内容	手段
③生活再開時 (災害発生 4日目から 10日目まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの被害状況と復旧の見込み ○ 仮設住宅の設置、入居の情報 ○ 生活必需品の供給状況 ○ 道路・交通情報 ○ 医療情報 ○ 教育関連情報 ○ 災害ごみの処理方法 ○ 相談窓口の開設状況 ○ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信 (災害規模、被害総額等) 	防災行政無線 エリアメール・ 緊急速報メール 広報車 消防団 災害広報紙 チラシ・看板 ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール
④復旧・復興期 (災害発生 10日目以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明・義援金の受付手続き情報 ○ 各種減免措置等の状況 ○ 各種貸付・融資制度情報 ○ 復興関連情報 ○ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信 (復興状況等) 	ほか

3. 災害相談窓口の設置

総務統括班は、応急時における住民からの問合せや相談等に対応するため、庁舎内に災害相談窓口を開設する。

関係各班は、災害相談窓口において、問合せや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

■住民等からの問合せへの対応

<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者情報の受付 ○ り災証明（被災家屋調査等） ○ 税の減免 ○ 仮設住宅への入居申請 ○ 住宅応急修理の相談 ○ 医療相談 ○ 生活相談等 ○ 災害によって生じる法律相談 など
--

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1. 放送要請

総務統括班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	○県、または緊急時等やむを得ない場合に要請 ・日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSSFM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局
要請事由	○災害が発生し、または発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ・事態が切迫し、避難の勧告・指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ・通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	・放送要請の理由 ・放送事項 ・放送を行う日時及び放送系統 ・その他必要な事項

2. 情報提供

総務統括班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長 副本部長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

なお、総務統括班は、報道機関に対して、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第4節 応援要請

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等				総務統括班
第2 県、他市町村等への応援要請				総務統括班
第3 消防応援の要請、受け入れ等				総務統括班、消防本部
第4 民間団体等への協力要請				関係各班
第5 ボランティアの活動支援				住民生活班、関係各班

大規模災害の発生時においては、その被害がさらに拡大することが予想されるが、本町は応急対策に係る人員規模が限られるため、町単独では人員不足により応急対策活動に支障をきたすことが考えられる。

このため、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、連携の強化を図っておく必要がある。

第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等

町長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性：差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性：自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1. 派遣要請依頼

総務統括班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に

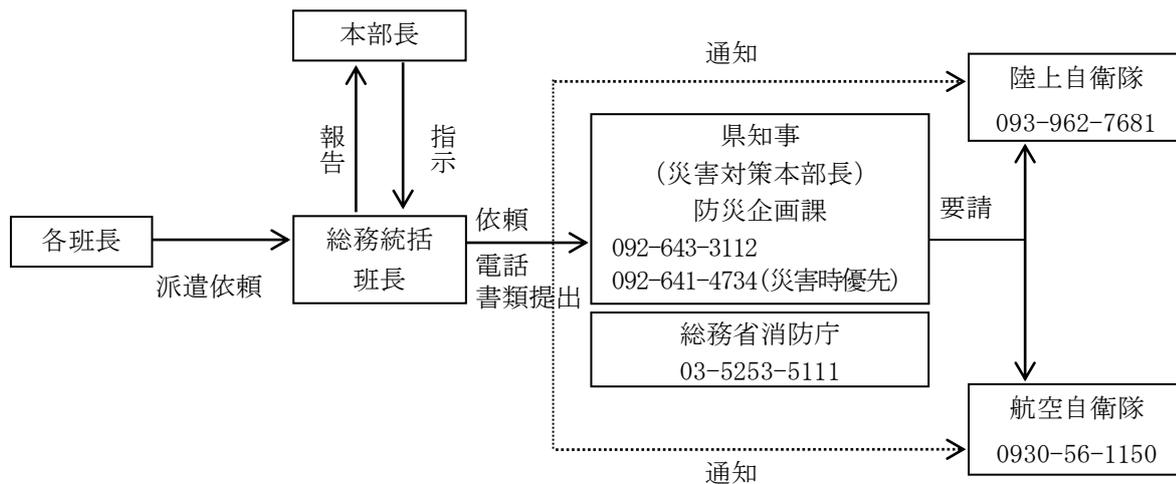
対し、知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

総務統括班は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話または口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■自衛隊派遣要請の流れ



■連絡先

駐屯部隊名	所在地	電話	部隊の長	要請先
陸上 小倉駐屯地 第40普通科連隊	小倉南区北方	093-962-7681	連隊長	第3科
航空 築城基地 第8航空団	築上郡築上町	0930-56-1150	基地司令	防衛部

2. 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

○被害状況の把握	○避難の援助	○被災者の捜索救助
○水防活動	○消防活動	○道路、水路の応急啓開
○応急医療、救護、防疫	○人員、物資の緊急輸送	○炊飯、給水の支援
○危険物の保安、除去	○その他	

3. 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4. 派遣部隊の受け入れ

総務統括班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ 臨時ヘリポートの開設準備 （ヘリコプターの応援要請を行った場合） ＊臨時ヘリポート：吉富小学校、吉富中学校 山国川河川敷（使用可能の場合）
資機材の準備	○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ○ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	○ 町が指定する場所（小中学校グラウンド）
連絡窓口	○ 総務統括班に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。

5. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、町と自衛隊で協議する。

6. 撤収要請

町長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 国、県、他市町村への応援要請

1. 国の機関への要請

総務統括班は、指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

また、国土交通省九州地方整備局の長に対し、「九州地方整備局との協定」に基づき、大規模災害時における現地情報連絡員の派遣等を要請する。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要 請 先	指定地方行政機関または県防災危機管理局	
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
職 員 派 遣 要 請 ・ 斡 旋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

2. 県への要請

総務統括班は、必要に応じて県（知事）に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

■ 県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
応 援 要 請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項
職 員 派 遣 要 請 ・ 幹 旋	<input type="checkbox"/> 派遣・幹旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

3. 他市町村への要請

総務統括班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

第3 消防応援の要請、受け入れ等

1. 県内への消防応援要請

本部長（町長）は、大規模災害で必要と認めるときは、福岡県消防相互応援協定書に基づき、県内の他市町村長または消防長に対し、応援を要請する。

また、個別に結んだ応援協定書による場合は、協定に基づき、応援を要請する。

(1) 応援要請の種別

■ 県の応援要請に基づく内容

第一要請	<input type="checkbox"/> 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第 2 条第 1 項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	<input type="checkbox"/> 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(2) 応援要請の方法

本部長（町長）から、他の市町村等の長または消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(3) 県への連絡

本部長（町長）は、応援要請を行った場合には、県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要となった場合は、消防長が直ちに本部長（町長）に報告し、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行う。

この場合、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

2. 県外への消防応援要請

本部長（町長）は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

■消防応援要請

要 請 先	県知事（防災危機管理局）
伝達方法	文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付）
伝達事項	<input type="checkbox"/> 災害発生日時 <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害の種別・状況 <input type="checkbox"/> 人的・物的被害の状況 <input type="checkbox"/> 応援要請日時・応援要請者職氏名 <input type="checkbox"/> 必要な部隊種別 <input type="checkbox"/> その他参考事項

3. 広域消防応援の受け入れ

総務統括班及び消防本部は、広域消防応援が確定したときは、受け入れ準備を行う。

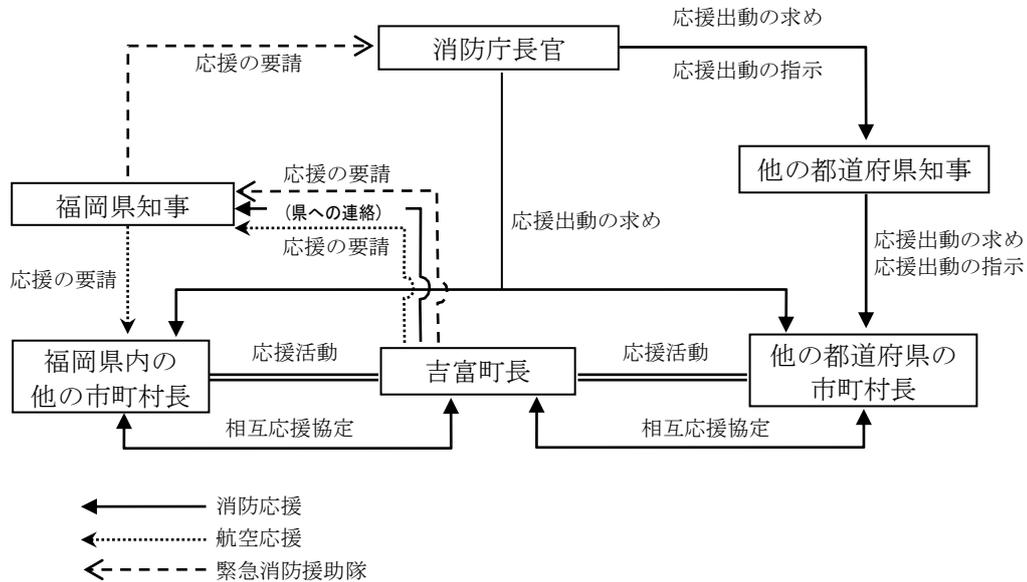
■受け入れ準備

- 応援を求める任務の策定
- ヘリポートの確保
- 応援要員の宿舎の手配
- 装備資機材の配付準備等

4. 消防機関への応援要請の流れ

消防機関への応援要請の流れは、以下に示すとおりである。

■消防機関への応援要請の流れ



第4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、日赤奉仕団、赤十字ボランティア等の民間団体や、販売業者、流通業者、事業所等の民間業者等へ災害時応援協定等に基づき協力要請を行う。

また、特別な技術や資機材等が必要となるライフライン等での応急対策や復旧活動においては、民間建設会社等で構成されている組合等の団体の協力が不可欠となることから、事前に応援協定の締結を行ったうえで、こうした団体にも協力を要請する。

■応援要請の手続き

- 要請者：町災害対策本部 総務統括班
(町災害対策本部が設置されていない場合は、総務課長)
- 手続き：下記の事項について電話等により要請し、事後速やかに書類を提出する。
 - ・ 要請する理由
 - ・ 災害の状況・場所
 - ・ 活動の内容
 - ・ 必要人員・必要資機材・必要物資
 - ・ その他必要な資料

第5 ボランティアの活動支援

1. ボランティアセンターの設置

住民生活班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの設置、運営を要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

■ボランティアセンターの役割

- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 町からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 町との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

2 連絡調整等

一般ボランティアの活動支援を必要とする各班は、住民生活班に要望等を連絡する。住民生活班は、ボランティアセンターの代表者に情報を提供し、活動内容等について調整を行う。

また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するよう努める。

3. 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■一般ボランティアの活動内容

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 避難所での避難者に対する生活支援
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 在宅者の支援（災害時要援護者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 高齢者、障害者等の介護補助
- 被災者の話し相手、励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

4. 専門ボランティアの対応

専門ボランティアは、ボランティアセンターが中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 災害救助法の適用申請				総務統括班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告				総務統括班、関係各班

第1 災害救助法の適用申請

災害救助法に基づく応急救助にかかる事務処理については、すべて法令の規定によって実施する。

1. 災害救助法の適用申請

総務統括班は、町域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法適用について協議を行う。

情報提供に際しては、次に掲げる事項について口頭、電話またはファックスをもつて行い、後日文書により改めて報告する。

■災害救助法の申請に伴う県への報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

なお、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、本部長（町長）は、併せて法適用を県知事に要請する。

法適用の要請を受けた県知事は、県災害対策本部会議を開いて適用の可否を判断し、必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう本部長（町長）に指示するとともに、関係機関等に通知または報告し、一般に告示する。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報の報告に基づき、都道府県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本町における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内2,500世帯以上 かつ 町20世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内12,000世帯以上 かつ 町多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

3. 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となる。

なお、県知事は救助を迅速に行うため、必要があると認めるときには、救助事務の一部を本部長（町長）が行えるようにする。

また、本部長（町長）は、その他の救助事務についても、県知事が行う救助を補助する。

4. 適用申請の特例

本部長（町長）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5. 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則による。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長することがある。

■救助の種類

- 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供与
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 医療及び助産
- り災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 学用品の供与
- 遺体の捜索及び処理
- 遺体の埋葬
- 災害によって住居及びその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 応急仮設住宅の供与

6. 特別基準の適用申請

救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

本部長（町長）は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

総務統括班は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第6節 避難対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 避難の勧告・指示				総務統括班、関係各班、消防本部
第2 警戒区域の設定				総務統括班、関係各班、消防本部、関係機関
第3 避難誘導				住民生活班、健康福祉班、消防団、消防本部、関係機関
第4 避難所の開設				住民生活班、関係各班
第5 避難所の運営				住民生活班、教育文化班、関係各班
第6 広域的避難者の受け入れ				住民生活班、関係各班
第7 旅行者、滞在者の安全確保				総務統括班、住民生活班

災害が発生し、または発生のおそれのある危険区域がある場合に、住民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の勧告・指示、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の勧告・指示

1. 避難の勧告・指示権者

本部長（町長）は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生しまたは発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の勧告」を行う。

また、事態が切迫し、急を要するときは「避難の指示」を行う。

災害時要援護者へは、避難に要する時間に配慮して「避難準備情報」を提供する。

ただし、災害による危険がより切迫し、本部長（町長）の判断を得るいとまがないとき、または本部長（町長）が不在のときは、第3章 第1節 第4の災害対策本部の運営「1. 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が本部長（町長）の権限を代行（職務代理者として町長の権限を行使するもので、その効果は町長に帰属する）する。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の勧告・指示に関する事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令	措置
町長	意志決定 代行順位 その他の 委任町職員	災害全般	勧告	・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条 第1項	県知事に 報告
			指示	・上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めるとき		
	知事	災害全般	勧告 指示	・上記の場合において、町長がその全部または大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上 第5項	事務代行の 公示
	警察官 海上保安官	災害全般	指示	・上記の場合において、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき	同上 第61条 第1項	市町村に 通知

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法 第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	・上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	・海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合または天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、または財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安法 第18条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	・警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	・警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	地すべり	指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	洪水・高潮	指示	・洪水または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2. 避難勧告・指示等の区分

避難勧告等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難勧告等の区分

	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備 情報 (要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3. 避難勧告・指示等の基準

本部長（町長）が行う避難の勧告・指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、または予想され、住民等の生命または身体に危険が及びおそれがある場合を基準として実施する。

具体的な避難基準は、次のとおりとする。

■避難基準

＜山国川（洪水予報河川）の決壊・溢れによるはん濫＞

山国川の決壊・溢れによるはん濫に対する避難勧告の発令の判断基準は、以下のとおりである。

観測所名	下唐原水位観測所 (はん濫危険水位：6.60m・避難判断水位：6.00m・はん濫注意水位：5.00)
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発令され、避難判断水位（6.00m）に到達し、さらに増水が見込まれるとき 破堤につながるおそれのある漏水等が発見されたとき その他、河川の特長、堤防の整備状況、要援護者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発令され、はん濫危険水位（6.60m）に達したとき 周囲で床上浸水、床下浸水が発生したとき その他、河川の特長、堤防の整備状況、要援護者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき 広範囲の床上浸水、床下浸水が発生したとき、 その他、河川の特長、堤防の整備状況、要援護者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎはん濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれなくなった場合
情報の入手先	<p>①水位観測状況 福岡県河川防災情報 http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&no=2&no2=0</p> <p>②雨量観測状況 福岡県河川防災情報 http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&no=1&no2=0</p> <p>③河川管理者 国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 電話 0979-24-0571</p>

＜佐井川（水位周知河川）の決壊・溢れによるはん濫＞

佐井川の決壊・溢れによるはん濫に対する避難勧告の発令の判断基準は、以下のとおりである。

観測所名	新大の瀬橋水位観測所 (はん濫危険水位：1.96m・避難判断水位：1.73m・はん濫注意水位：1.60)
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発表され、はん濫注意水位（1.60m）に到達し、さらに増水が見込まれるとき その他、河川の特長、堤防の整備状況、要援護者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発令され、避難判断水位（1.73m）に到達し、さらに増水が見込まれるとき 破堤につながるおそれのある漏水等が発見されたとき その他、河川の特長、堤防の整備状況、要援護者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報が発令され、はん濫危険水位（1.96m）に達したとき 周囲で床上浸水、床下浸水が発生したとき 堤防の決壊、または破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき その他、河川の特長、堤防の整備状況、要援護者の住家・施設の状況及び今後の気象予測等を考慮し、町長が発令すべきと判断するとき
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎはん濫注意水位を下回り、気象状況などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合
情報の入手先	<ul style="list-style-type: none"> ①水位観測状況 福岡県河川防災情報 http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&no=2&no2=0 ②雨量観測状況 福岡県河川防災情報 http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/main.html?fnm=openMap&no=1&no2=0 ③河川管理者 福岡県京築県土整備事務所 電話 0979-82-3305

避難準備や勧告、指示は、基本的には上記の「■避難基準」の考え方により発令することとするが、その際には、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報、さらには町域での降雨状況や災害発生状況等を踏まえ、以下のめやすも含めて、総合的に判断し決定するものとする。

■避難勧告・指示等をする場合の目安

<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時 ○ 防災関係機関から災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断される時 ○ 河川のはん濫注意水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがある時 ○ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険がある時 ○ 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがある時 ○ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険な時、または建物の倒壊により周囲に影響を及ぼす時 ○ 延焼火災が拡大または拡大のおそれがある時 ○ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがある時 ○ その他住民の生命・身体を保護するため必要な時

4. 避難の勧告・指示の伝達

総務統括班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の勧告・指示を、町防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、または直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要援護者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の勧告・指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務統括班、関係各班	町防災行政無線、広報車、消防団、福岡県防災メール・まもるくん、エリアメール・緊急速報メール等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難対象地域 ○ 避難の勧告・指示の理由 ○ 避難先 ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等 ○ 避難経路 	

伝達情報の例は、以下に示すとおりである。

■伝達情報の例：避難準備情報

<p>ア. 吉富町役場からお知らせします。</p> <p>イ. ただ今、土砂災害の危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。</p> <p>ウ. お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間がかかる方は、ただちに指定の避難所へ避難してください。</p> <p>エ. その他の方も、避難の準備を始めてください。</p>

■伝達情報の例：避難勧告

ア. こちらは、吉富町です。
 イ. ただ今、土砂災害の危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難勧告を出しました。
 ウ. なお、浸水により〇〇の道路は通行できません。
 エ. 〇〇地区の方は、ただちに最寄りの避難所に避難してください。

■伝達情報の例：避難指示

ア. こちらは、吉富町です。
 イ. ただ今、土砂災害の危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難指示を出しました。
 ウ. なお、浸水により〇〇の道路は通行できません。
 エ. 非常に危険な状態です。すぐに避難してください。

5. 県・関係機関への報告、要請

総務統括班は、避難の勧告・指示等が発令された場合は、以下のとおり県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報 告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	消防本部、警察署等
避難所開設要請	住民生活班、避難施設管理者等

6. 解除とその伝達、報告

本部長（町長）は、関係各班からの報告により、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除する。

総務統括班は、住民に対しその情報を伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、または発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止または退去を命じることができる。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長（町長）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命

ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、災害対策基本法第116条第2項に基づき、立入禁止若しくは制限または退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金または拘留（災害対策基本法第116条第2項）、または6月以下の懲役または30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
町長	意志決定 代行順位 その他の委任町職員	災害全般	・災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	・上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する）	同上 第2項
	自衛官	災害全般	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する）	同上 第3項
	知事	災害全般	・町長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	・ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	・上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときまたは消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	・火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	・上記の場合において、消防吏員または消防団員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	・水防上緊急の必要があるとき	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	・上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

2. 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止または退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3. 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

4. 解除とその伝達

本部長（町長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1. 危険地域における避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。

なお、避難は、災害時要援護者を除き、原則として徒歩とする。

また、避難所までの避難が困難な場合は、自宅等の屋内での待機のほか、建物の2階以上や屋上で待機するなど垂直避難を行うものとする。

■ 避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
住 民	○ 自主防災組織、消防団、警察官、消防本部等 ※在宅の災害時要援護者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

2. 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、平常時から、おおむね次のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料（2～3食分）・飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品、印鑑等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾、ヘルメット等）、雨具類、必要に応じ防寒具、下着等

3. 避難の誘導方法

消防団は、被災地区の実情に詳しい自主防災組織と連携して避難誘導者となり、避難者を自治会および隣組等のグループ単位にまとめ、避難誘導を行う。

避難者は、町の広報や自主防災組織等の呼びかけにより、地域の公民館等の一時集合場所に移動し、避難誘導者の指示により避難所への移動を行う。

なお、災害時要援護者の避難誘導においては、災害初期の緊急措置として、健康福祉班が自主防災組織等と協力して行うが、その後は、消防団、民生委員・児童委員、福祉関係団体、社会福祉協議会等に協力を要請する。

また、中学生や高校生も、在宅時にはそれぞれの地域において自主防災組織等が実施する災害対応に協力し、避難誘導の援助等に協力するよう努める。

各関係機関等は、各々の災害時要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

■避難誘導の方法

- 避難者に、火の始末や戸締まりの確認を行う。
- 避難誘導は、病人、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人など、災害時要援護者を優先する。
- 状況が許す限り、避難誘導者があらかじめ避難経路の安全を確認し、徒歩等により避難させる。
- 自動車による避難は、原則として災害時要援護者のみとし、その際は安全性に配慮する。
- 車両使用による家財の持ち出し等は危険であることから中止させる。

また、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

4. 避難誘導時の留意事項

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

■避難誘導時の留意事項

- 避難の目的・場所を明確にする。
- 自治会等の、地域住民の生活単位ごとにまとまるようにグループを編成して避難者の確認を行い誘導する。
- 可能であれば、災害時要援護者は、介添人や家族とともに、避難所へ誘導する。
なお、避難所に対応できない場合は、福祉避難所へ誘導する。
- 避難誘導者は、少なくとも先頭・中間・後方に位置し、脱落者等のないように注意する。
- 避難誘導に際しては、必要に応じロープ等で身体を繋いだり、車両等を利用する。

第4 避難所の開設

1. 避難所の区分

避難所の使用区分としては、以下のような考え方を基本とする。

■指定避難所・避難場所の使用区分

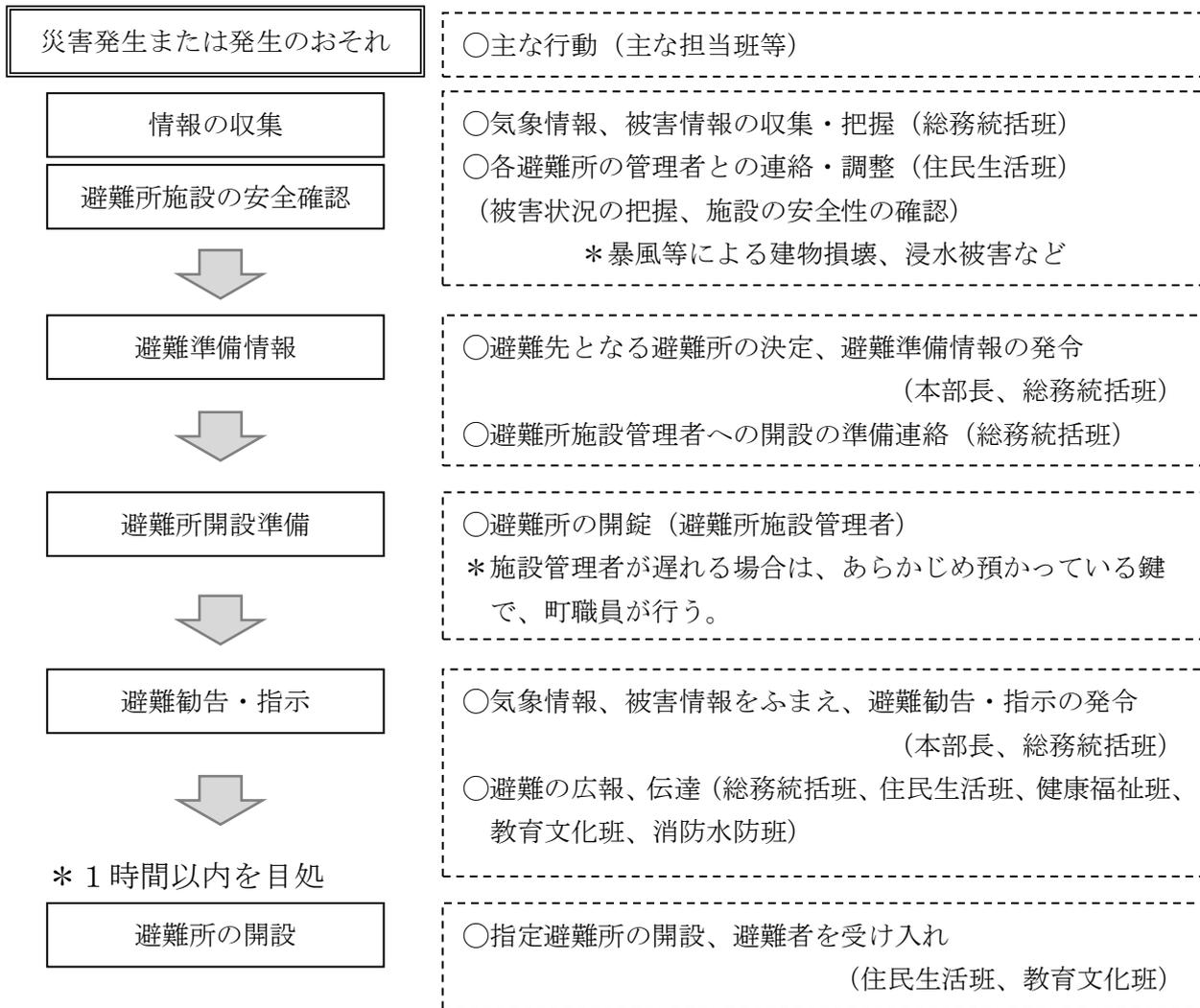
区 分	摘 要
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等で避難が必要な際に、避難者を受け入れる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富フォーユー会館 ・ 吉富町老人福祉センター ・ 吉富保育園（こどもの森） ・ 吉富町体育館、吉富町武道館、吉富町子育て支援センター（旧幼稚園） ・ 吉富小学校（校舎）、吉富中学校（校舎） ・ 西光寺、宝福寺、八幡古表神社
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者の受け入れを行う施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
広域避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災に対しても十分な広さを有する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富小学校（運動場）、吉富中学校（運動場）

2. 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長（町長）により、指定避難所・避難場所から選定する。避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員及び教育文化班が、各施設の管理者等の協力を得て実施する。

なお、住民生活班は、あらかじめ避難所担当職員を指名しておくものとする。緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員等が実施する。また、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。避難所開設までの流れについては、概ね以下のとおりである。

■避難所開設までの主な流れ



2. 避難所の追加指定

大規模災害により被災者が多くなった場合や指定避難所の被災により、避難所の不足が生じた際は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時避難所とすることができるものとする。

なお、町域の避難所では収容力が不足するときは、県または近隣市町村へ避難所開設を要請する。

3. 自主避難等への対応

町が開設する指定避難所・避難場所への避難とは別に、住民が自主避難するときは、自治会等で開設する公民館等を使用する。

また、指定避難所への移動等が困難な場合は、一時避難場所（地域の公園や広場）において一時的に避難し、その後の状況により安全が確認されれば指定避難所への移動を行う。

なお、台風時には吉富フォーユー会館での受け入れを行う。

ただし、災害発生前後より災害対策本部が立ち上がるまでの間については、教務課が管理

を行うものとし、災害対策本部が設置された場合には、住民生活班への円滑な移行がなされるよう連携・協力を図る。

4. 避難所開設の周知、報告

住民生活班の避難所担当職員は、避難所を開設したときは、開設及び収容人数等の報告を総務統括班に行うとともに、速やかに住民に周知する。

総務統括班は、県（知事）に対し次の報告を行う。

■県への報告事項

- 避難発令の理由
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）
- 避難所開設の日時及び場所、施設名
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間の見込み
（災害救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

5. 避難者の受け入れ

避難所担当職員は、避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、一旦広いスペースに誘導する。

その後、災害時要援護者とその他避難者のスペースを確保・決定し、それぞれを受け入れる。

■避難者の受け入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

6. 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

第5 避難所の運営

1. 運営担当

避難所の運営は、災害初期では住民生活班が避難所担当職員として行い、担当するとともに、学校等では教育文化班がこれに協力する。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

■運営事項

- 避難者名簿等の作成
- 居住区域の割り振りと班長の選出
- 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給
- 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- 運営記録の作成
- 生活ルールの作成

2. 避難者カード・名簿の作成

避難所担当職員は、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管する。

また、その写しを総務統括班に送付する。

3. 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合、教育文化班と協力し、円滑に避難所を運営するため必要な調整を行う。

4. 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所担当職員は、自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、班長や副班長等について女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

5. 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所担当職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を総務統括班に請求する。

物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

6. 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務統括班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

7. 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者等、情報の入手が困難な避難者には十分配慮する。

8. 管理・運営の留意点

関係各班、自主防災組織は、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。

■避難所の管理・運営の留意点

- 避難者の把握（出入りの確認）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 災害時要援護者への配慮
- 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る。

9. 長期化への対応

関係各班は、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等を行う。
- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）を取り入れる。
- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

10. 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

総務統括班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

総務統括班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースを確保する。

1 1. 福祉避難所の運営

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設とする。

本町では、指定避難所の吉富あいあいセンター(吉富町保健センター)が該当する。福祉避難所の運営に際しては、下記の点に留意する必要がある。

■福祉避難所の留意事項

- 各避難所において災害時要援護者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。この際、必要に応じて、家族同伴等の対応を行う。
- 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。
(介助員の配置は災害救助法に基づく経費負担ができるが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となる。)

1 2. 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの(在宅避難者)については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

在宅避難者への食料等の配給は、各避難所または状況により地区の要所で行う。

配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第6 広域的避難者の受け入れ

総務統括班及び関係各班は、町外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第7 旅行者、滞在者の安全確保

総務統括班及び関係各班は、交通機関の管理者等と連携し、高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し支援を行う。

1. 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、町、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2. 施設等の提供

住民生活班は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、または危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第7節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 行方不明者名簿の作成				住民生活班
第2 救助活動の実施				消防団、消防本部、健康福祉班
第3 救急活動の実施				消防団、消防本部、健康福祉班
第4 消防活動の実施				消防団、消防本部、総務統括班

救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者名簿の作成

住民生活班は、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

■行方不明者名簿

- 庁舎内に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署、消防本部、消防団にも提供する。

第2 救助活動の実施

1. 救助活動

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

本部長（町長）は、災害の規模、状況等に応じて健康福祉班を現地に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防本部、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

2. 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署や隣接する消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、国、県や隣接市町村の協力または建設事業者団体等に出動を要請する。

3. 住民及び事業所等の救助活動

住民及び事業所等は、災害が発生したときは、当該地区の自主防災組織と連携し、自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

自主防災組織等においても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

なお、消防団及び消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部、消防団及び健康福祉班は、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所または救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署、町、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 町内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第4 消防活動の実施

1. 活動体制の確立

消防本部は、総務統括班と連携し、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、消防長は、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防本部は、災害により必要と判断したときは、本部長（町長）を通じて、消防団長に対して団員の招集を要請し、適切な警備体制を確立する。

2. 留意事項

消防本部及び消防団は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。 ○ 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。 ○ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を努める。 ○ 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。 ○ 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 ○ 地域住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。
--

3. 活動内容

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

■消防団の活動内容

出 火 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消 火 ・ 救 急 救 助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避 難 誘 導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告・指示がなされたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4. 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は、第4節 第3「消防応援の要請、受け入れ等」を参照。

5. 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防団及び消防本部が到着したときは、その指示に従い協力する。

6. 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 医療救護チームの編成				健康福祉班
第2 医療救護所の設置				健康福祉班
第3 医療救護活動				医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送				健康福祉班、消防本部
第5 医薬品、医療資機材の確保				健康福祉班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理				健康福祉班
第7 心のケア対策				健康福祉班

災害が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

なお、本町では、新行橋病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

1. 医療情報の収集

健康福祉班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2. 要請及び出動

健康福祉班は、必要により次のように医療救護チームの出動を要請する。

■出動要請

災害により多数の傷病者が発生した場合	<input type="radio"/> 医師会に医療救護チームの出動を要請する <input type="radio"/> 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
医療関係者が自ら必要と認めたとき	<input type="radio"/> 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3. 医療救護チームの編成

健康福祉班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

医師会は、歯科医師会、薬剤師会と連携し編成する。

災害の規模、状況によっては、町外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

なお、救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

名称	編成機関	チームの構成	備考
医療救護チーム	医師会	医師：1～2名 看護師：1～4名 薬剤師：1名 補助員：1名	必要により 運転手：1名

第2 医療救護所の設置

健康福祉班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として避難所等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館や集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

■医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ※）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ・タグ※の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

※トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重傷に見えないので注意が必要。

第4 後方医療機関の確保と搬送

1. 後方医療機関の確保

健康福祉班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

また、町内の医療機関では収容が困難な重症病者については、町外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠点病院等に収容する。

なお、町外への転送が必要な時は、県または近隣市町村へ要請する。

2. 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がないときは、住民の協力を得て搬送するか、または消防団、警察署、後方医療機関へ搬送要請を行う。

なお、総務統括班は、交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、町、自主防災組織等
医療救護所から後方医療機関へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から後方医療機関へ	当該医療機関

第5 医薬品、医療資機材の確保

1. 医薬品、医療資機材の確保

健康福祉班は、医薬品、医療資機材が不足するときは、薬剤師会等と連携して、原則として次のとおり確保する。

また、町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、町が手配したもので対応する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する。
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する。
- 入手が困難な場合は、町災害対策本部から京築保健福祉環境事務所を通じて県災害対策本部へ、または県災害対策本部へ直接、供給を要請する。
- なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する。
この場合、費用は町が実費弁償する。

2. 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を要請する。

また、必要に応じて住民に献血の協力を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

健康福祉班は、この活動に協力する。

1. 生活環境の整備、確認

保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2. 健康状況の把握

健康福祉班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

また、保健福祉環境事務所と協力し、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

3. 相談・指導

健康福祉班は、保健福祉環境事務所と協力して、巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4. 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者等への医療体制の確保に努める。

第7 心のケア対策

健康福祉班は、大規模な災害が発生したとき、または避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安への対策を行う。

第9節 災害時要援護者等対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 災害時要援護者の安全確保、安否確認				健康福祉班
第2 災害時要援護者の避難支援				健康福祉班
第3 避難所の災害時要援護者に対する応急支援				健康福祉班
第4 福祉避難所等の確保、災害時要援護者の移送				健康福祉班
第5 災害時要援護者への各種支援				健康福祉班
第6 福祉仮設住宅の供給				健康福祉班、産業建設班
第7 福祉仮設住宅での支援				健康福祉班
第8 外国人等への支援対策				総務統括班
第9 帰宅困難者への支援対策				総務統括班

災害時要援護者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者（児）、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 災害時要援護者の安全確保、安否確認

1. 安全確保

健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、災害時要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2. 安否確認

健康福祉班は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認を行う。

安否確認は、吉富町災害時要援護者台帳等の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告（業者委託）または町が名簿により直接確認
- 身体障害者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、町が名簿により直接確認

第2 災害時要援護者の避難支援

健康福祉班は、避難誘導にあたり、吉富町災害時要援護者台帳に登録されている要援護者をはじめ、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等の災害時要援護者を十分考慮するとともに、避難支援のために必要と認めるときは、台帳の情報を関係機関に提供する。

また、要援護者の中でも、特に自らの移動が困難な要介護・要介助の者を優先するなど、避難の優先順位等についても配慮する。

なお、避難にあたっては、自主防災組織等により、速やかに地域住民を集団避難させる。

第3 避難所の災害時要援護者に対する応急支援

健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、避難所の災害時要援護者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

■避難所の災害時要援護者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド、マットレス ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
災害時要援護者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所の確保、災害時要援護者の移送

1. 福祉避難所の確保

健康福祉班は、必要と認めるときは、福祉避難所に緊急受け入れを要請する。

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保
 - ・ 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
- 不足するときは、協定を結んでいる社会福祉施設等に特別受け入れ要請を行う。
 - ・ 老人保健施設、老人ホーム、障害者福祉施設など

なお、福祉避難所への入所対象者は、以下のとおりである。

■福祉避難所の入所対象者等について

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者。
- 介護認定を受けている者、被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図る。
- なお、災害時における要援護者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要援護者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する
- 要援護者一人あたりの面積の目安としては、2～4 m²/人とする。

2. 福祉避難所への移送

健康福祉班は、福祉避難所が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに災害時要援護者を移送する。

この際、要援護者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

3. 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 災害時要援護者への各種支援

健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の災害時要援護者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など、次のような支援を行う。

■災害時要援護者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第6 福祉仮設住宅の供給

産業建設班は、健康福祉班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、災害時要援護者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 災害時要援護者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 災害時要援護者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

健康福祉班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他災害時要援護者向けサービスの実施

第8 外国人等への支援対策

1. 外国人の支援対策

総務統括班は、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、町内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に、県が実施する(公財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、防災メールまもるくん英語版、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

2. 旅行者への対応

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等からの情報を収集し状況を把握するとともに、災害応急対策の実施に際し、関係機関等から情報提供の要請があった場

合には迅速に提供する。

第9 帰宅困難者への支援対策

総務統括班は、災害により、公共交通機関が停止した場合に、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1. 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2. 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第10節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 交通情報の収集、規制				産業建設班
第2 道路及び海上交通の確保				産業建設班
第3 車両等、燃料の確保、配車				総務統括班
第4 緊急通行車両の確認申請				総務統括班
第5 緊急輸送				総務統括班
第6 物資集配拠点の設置				総務統括班、住民生活班
第7 臨時ヘリポートの設置				総務統括班、産業建設班

第1 交通情報の収集、規制

1. 情報収集

産業建設班は、消防団と連携し、警察署、第七管区海上保安本部、漁港管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

2. 町道の交通規制

産業建設班は、必要に応じ、道路管理者として町道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止または制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止または制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 または第114条の3
警察官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 または第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び 消防職員	○ 警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限することができる。	道路法（昭和27年法律 第180号）第46条

3. 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止または制限及び指導の措置を講じる。

産業建設班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、または使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様または海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1. 交通施設の応急復旧

道路管理者は、産業建設班、県及び関係機関等と連携・協力し、安全、円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

■通行確保のための措置

- 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。
- 通行の禁止及び制限を行った場合は、必要に応じて適当なまわり道等を明示し、一般の交通に支障がないように配慮する。
- 警察と連携・協力し、警察より交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について警察へ連絡する。
- 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- 避難道路は、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 上下水道、電気、ガス、電話等、道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

2. 緊急輸送道路の確保

産業建設班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

3. 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

町域に該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	町域の路線
緊急輸送道路（2次）	主要地方道：吉富本耶馬溪線

4. 道路の障害物の除去

産業建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。
 なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

5. 海上輸送路の確保

産業建設班は、海上における緊急輸送ネットワークの拠点となる近隣の港湾の利用について、関係自治体と連携して被害状況を把握し、必要に応じて応急復旧に協力するなどにより、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、関係自治体、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、近隣の港湾内の航行可能路を選定するなど、海上輸送ルート確保に努める。

なお、海上輸送拠点は近隣の港湾とし、当該港湾において陸揚げされた緊急物資等は、陸上輸送により本町内へ搬送を行う。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1. 車両、燃料の確保

(1) 車両、燃料の調達

総務統括班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
町有車両の把握	○ 調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 町有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

総務統括班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。

車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員を充てる。

2. 県への要請依頼

総務統括班は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1. 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制または制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務統括班は、災害対策に使用する車両について、県または公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県または公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

2. 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

総務統括班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画・調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

また、総務統括班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水など生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

住民生活班は、総務統括班と連携して、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、または大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

■物資集配拠点施設

- 吉富中学校体育館

第7 臨時ヘリポートの設置

総務統括班は、産業建設班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。本町における、災害時の臨時ヘリポートは下表のとおりである。

■臨時ヘリポート

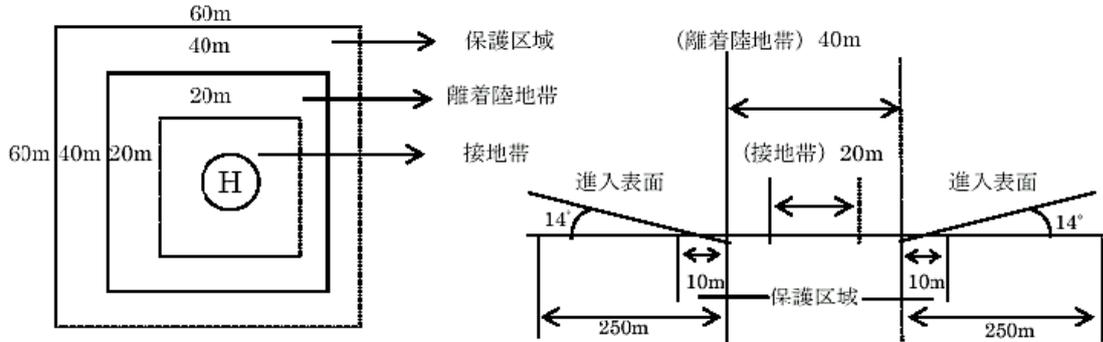
名称	所在地	連絡先
吉富小学校グラウンド	吉富町大字広津 665-1	0979-23-2179
吉富中学校グラウンド	吉富町大字直江 612	0979-22-0813
山国川河川敷（使用可能の場合に利用する）		

■設置に係る留意事項

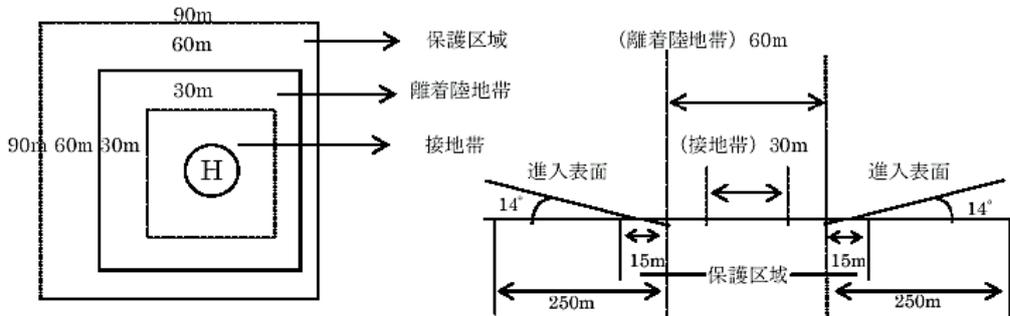
- 標示
 - ・上空から確認しうる風の方向を標示する旗または発煙筒等を用意する。
 - ・着陸地点には、石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中に「H」の字を標示する。
- 危険防止
 - ・離着陸時は、風圧などにより危険であるため、安全上の警戒員を配し、関係者以外の者及び車両の進入を規制すること。注) 児童・生徒の接近をさせないこと。
 - ・離着陸場所の付近には、飛散物を放置しないこと。
 - ・砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を行うこと。
 - ・ヘリコプターを中心として、半径20m以内は火気厳禁とすること。

■臨時ヘリポートの基準（目安要件）：福岡県地域防災計画より

ア 中型（AS365、ベル412等以下）のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、A332等以上）のヘリコプターの場合



- 注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。
 接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。
- 注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離着陸時には着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す幅を目安とする。
 表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。
- 注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

第11節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 飲料水の確保、供給				住民生活班、総務統括班
第2 食糧の確保、供給				総務統括班
第3 炊き出しの実施、支援				総務統括班
第4 生活物資の確保、供給				総務統括班
第5 物資の受け入れ、仕分け等				住民生活班
第6 被災者相談				総務統括班

災害時においては、断水や汚染による応急給水、食糧や生活必需品の応急配給、緊急物資等の受け入れ等が必要となる。

応急給水や食糧及び生活物資の配給は指定避難所、炊き出しは指定避難所をはじめ、学校の給食棟や家庭科室、公民館などで行う。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたることになるため、自主防災組織やボランティアの協力を得て生活救援活動が円滑に進むよう努めるものとする。

第1 飲料水の確保、供給

災害による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水には多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など、災害時に特に優先的に給水を確保する必要がある施設等については事前に把握し、災害発生後には速やかな給水の確保を図る。

1. 給水需要の調査

住民生活班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2. 給水活動の準備

住民生活班は、給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3ℓ/人・日とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

応急給水においては、次表を参考に目標水量を設定する。

■ 応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3リットル／人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20リットル／人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100リットル／人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約250リットル／人・日	概ね10m以内	自宅での洗濯・入浴
29日以降	通水	—	被災前と同水準

■ 給水活動の準備事項

活動計画作成	<input type="checkbox"/> 給水方法 <input type="checkbox"/> 人員配置	<input type="checkbox"/> 給水量 <input type="checkbox"/> 広報の内容・方法	<input type="checkbox"/> 資機材の準備 <input type="checkbox"/> 水質検査等
資機材などの確保	<input type="checkbox"/> 保有する車両及び資機材を使用する。 <input type="checkbox"/> 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	<input type="checkbox"/> 町単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。		

3. 給水活動

住民生活班は、原則として避難所等に給水所を設置し、設置場所には給水所の看板等を掲示し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所担当職員等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により給水を行い、容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

なお、飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期すものとする。

また、給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、事前に実施した調査結果により飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

4. 広報

住民生活班は、総務統括班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

5. 災害救助法に基づく措置**(1) 対象**

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる内容

- 水の購入費
- 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 薬品及び資材費

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(4) 期間

災害発生の日から7日以内

(5) 給水量等の基準

給水の条件	給水量の基準	備考
ア. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル	飲料水のみ
イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14リットル	洗面、食器洗い
ウ. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ+洗濯用水
エ. イ、ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ+入浴用水

第2 食糧の確保、供給

1. 基本的な考え方

- ① 給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に行う。
- ② 当初は、公民館等の給食・炊事施設で、被害を受けていない施設での炊き出しを行う。また、弁当業者、製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を行う。この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には、各避難所等までの配送を含めて依頼し、町職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。
- ③ ②による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として、備蓄の乾パン等を供給するが、できるだけ早期に②による給食に切り替える。
- ④ 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- ⑤ ④以外の施設等への直接の配送は、以下のような場合に行う。
 - ・災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域。
 - ・病院、社会福祉施設等の傷病人、災害時要援護者関係の施設。
- ⑥ 住民においては、以下のように対応する。
 - ・避難所に収容された以外の住民については、2～3日間は、原則として、住民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - ・住民相互で助け合う。
- ⑦ 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

2. 食糧供給の対象者等

食糧は、次の者を対象に、弁当、パンまたは米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、町内通過者等で、他に食糧を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食糧の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼または床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 町長が、給与が必要と認めた者
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う。 ○ 知事が指定する者から給与を受ける。

3. 需要の把握方法

総務統括班は、食糧の需要について、避難所担当職員等からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所の必要数は、総務統括班が把握する。
- 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て総務統括班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務統括班が把握する。

4. 業者からの調達

総務統括班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

5. 国の米穀等の調達

本部長（町長）は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀等の供給を県に要請する。

米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局福岡地域センターから調達する。

なお、手続きは、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領による。

6. 食糧の輸送

総務統括班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで食糧の輸送を依頼する。業者の輸送が困難なときは、総務統括班が町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

7. 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。

避難所への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

第3 炊き出しの実施、支援

住家の被害によって自宅で炊事することができない者、または避難所に收容された者及び災害応急対策要員等に対して、一時的に食生活を確保するため、必要に応じて炊き出しを行う。

1. 炊き出しの実施

住民生活班は、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2. 炊き出しの方法

住民生活班は、炊出し及び食糧の配給のために必要な原材料や燃料等の確保を行う。なお、炊出し及び食品の配給を実施する場合には責任者の指定を行い、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる施設、学校の家庭科室、公民館等を使用する。なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は、業者等から調達する。
- 状況に応じて自衛隊等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

また、炊き出し、その他による食糧の給与は、できるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれや重複支給がないように注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1. 基本的な考え方

- ① 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に行う。
- ② 当初は、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。また、協定業者に依頼する場合は、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は、管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- ③ 住民においては、以下のように対応する。
 - ・原則として、2～3日間は、住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - ・住民相互で助け合うものとし、在宅の災害時要援護者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。
- ④ 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画をたて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に行う。
- ⑤ 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する生活必需品等の支給が必要になってくることから、自主防災組織は、町が行う生活必需品等の配付活動に協力する。

2. 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし、コップ等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレットペーパー、電池、使い捨てカイロ等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
給与の方法	○ 一括購入し、または備蓄物資から供与する。
費用の限度額	○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与・貸与期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

3. 需要の把握方法

総務統括班は、生活物資の需要について、食糧と同様に、避難所担当職員からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 各避難所での必要数は、総務統括班が把握する。
- 住宅残留者の必要数は、自主防災組織等の協力を得て総務統括班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務統括班が把握する。

4. 業者からの調達

総務統括班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣業者等から生活物資を調達する。

5. 生活物資の輸送

総務統括班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務統括班が町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

6. 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

7. 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。

避難所への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

第5 物資の受け入れ、仕分け等

1. 物資の保管、仕分け、在庫管理

住民生活班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達または救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

■物資集配拠点施設

- 吉富中学校体育館

2. 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。
特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第6 被災者相談

1. 相談窓口の設置

総務統括班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、被災者相談窓口を状況に応じて庁舎、指定避難所等に設置し、関係各班の担当者を配置する。

2. 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 被災証明書等の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他の相談事項

第12節 住宅対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 応急仮設住宅の建設等				産業建設班、総務統括班、健康福祉班
第2 応急仮設住宅の入居者選定				産業建設班
第3 被災住宅の応急修理				産業建設班、総務統括班

第1 応急仮設住宅の建設等

1. 需要の把握

産業建設班は、総務統括班と連携して、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口または避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2. 用地の確保

産業建設班は、町有地について被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、建設場所を確保する。

なお、町有地が困難な場合は、公有地及び私有地とする。

3. 応急仮設住宅の建設

産業建設班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障害者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を行う。

(1) 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は本部長（町長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（町長）が行う。

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたときは、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

■仮設住宅の建設基準等

建設の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1戸当たり 29.7 m² (9 坪) を基準 ○ 木造平屋建て ○ 1戸当たりの費用については、町長がその都度定める。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅建設の工事は、町指定の建設業者に協力を要請する。
建設の期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、速やかに完成する。

(3) 供与機関

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から 2 年以内とする。

4. 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5. 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内におおむね 50 戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6. 応急仮設住宅の管理

産業建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

7. 公営住宅の確保

健康福祉班は、住宅を失った被災者に対し、町営住宅の空き家の確保、供給に努める。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1. 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。
なお、産業建設班は県と協議のうえ、入居者を選定する。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者
 - 自らの資力では、住宅を確保することのできない者
- ※被災地における住民登録の有無は問わない

2. 入居者の選定

産業建設班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

災害時要援護者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第3 被災住宅の応急修理

産業建設班は、災害のために住家が半壊、半焼し、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

1. 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による応急修理の対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2. 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

修理を実施する住宅の選定は、県が町（産業建設班）の協力を得て行う。

3 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、総務統括班は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第13節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 被災地の防疫				健康福祉班、産業建設班
第2 仮設トイレの設置				住民生活班
第3 し尿の処理				住民生活班
第4 生活ごみの処理				住民生活班、健康福祉班
第5 住家、河川等の障害物の除去				産業建設班
第6 がれきの処理				産業建設班
第7 動物の保護、収容				健康福祉班、住民生活班

第1 被災地の防疫

町は県と連携し、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

1. 防疫対策

健康福祉班は、保健福祉環境事務所の指導または指示により、清潔方法・消毒方法の施行、そ族昆虫等駆除の防疫活動を行う。

また、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

■災害時における防疫対策の内容及び留意点

- 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- 健康状態の把握、健康診断の実施
- 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- 優先地域、優先患者の確認

2. 防疫チーム等の編成

健康福祉班は、保健福祉環境事務所及び医師会等の協力を得て、防疫活動を行うための防疫チームを編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を行う。

なお、人員が不足するときは、県に応援要請を行う。

また、被災地区の防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫チームの補助を行う地区防疫班を編成する。

地区防疫班の班長は自治会長とし、班員は自治会員とする。

■防疫チーム等の編成

名 称	編成機関	チームの構成人員
防疫チーム	健康福祉班	衛生技術者1名、作業員2～3名、事務1名
地区防疫班	住 民	班長：自治会長、班員：自治会員

3. 防疫活動

災害により感染症が発生し、または発生のおそれがある地域において消毒等を行う。消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や住民の協力を得て、防疫活動を実施する。

(1) 災害防疫業務の内容

防疫チームは、地区防疫班の協力を得ながら、県（知事）の指導または指示に基づき、以下に示す防疫活動を行う。

■災害防疫業務の内容

- 感染症の予防教育及び広報活動の強化
- 消毒の施行
- そ族、昆虫等の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

(2) 消毒方法

防疫活動における消毒方法については、下表によるものとする。

■防疫活動における消毒方法

対 象	消毒場所	消毒方法
飲料水	井 戸	クレゾール石灰水（または次亜鉛素酸ソーダの投入） 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。 安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上水道	塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	石灰酸、クレゾール石鹼水の使用 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭
	床下等	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤を散布 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭
便槽、浄化槽	便 槽	汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性がある ので注意する。 汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄化槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。
芥溜、溝渠	芥溜周辺 溝 渠	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却

(3) 消毒薬剤の所要量及び算出基準

使用する消毒薬剤の所要量及び算出基準は、下表を目安とする。

■消毒薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類	容量の目安
床上浸水家屋 (全壊、流出を含む)	石炭酸またはクレゾール	1戸あたり 0.3 リットル
	混合乳剤	1戸あたり 0.2 リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 0.2 リットル
床下浸水家屋	石炭酸またはクレゾール	1戸あたり 0.1 リットル
	混合乳剤	1戸あたり 0.1 リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 0.2 リットル

(4) ライフラインの寸断時の対応

ライフラインが寸断された場合の対応については、下表によるものとする。

■ライフライン寸断時の対応

- アルコール綿や速乾性手指消毒液の配布を行う。
- 手洗い用の水（ペットボトル等）の配布を行う。
- 紙タオル、ウエットティッシュの配布を行う。（温めて、身体の清拭に使用する等）

(5) そ族、昆虫等の駆除

県（知事）より、そ族、昆虫等の駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条に基づき、それらの駆除を行う。

4. 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や町が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

5. 避難所の防疫措置

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあることから、健康福祉班は、次の防疫措置を実施する。

■避難所における防疫措置

- 避難所の清掃、消毒方法
- 避難者に対する健康調査の実施
- 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- トイレの清掃
- 簡易トイレの設置
- 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

6. 町に対する指示及び制限（福岡県）

県知事は、伝染病予防上必要があると認めたときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、その範囲及び期間等を定めて、町長に対し、次の事項について指示または制限を行う。

■町に対する指示等

- 消毒の指示
- そ族、昆虫等の駆除の指示
- 物件に係る消毒の指示
- 生活用水の使用制限及び供給の指示

7. 家畜の防疫

産業建設班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

第2 仮設トイレの設置

住民生活班は、大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。

仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したもので、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に協力を要請する。

第3 し尿の収集・処理

住民生活班は、環境衛生事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、貯留した、し尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設（周防苑）において処理する。

収集・処理が困難なときは保健福祉環境事務所に連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

なお、浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

■留意点

○ し尿処理量の算出基準

$$\text{要総処理量 (㍑㍒)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \text{戸数} \times 75 \text{㍑㍒}$$

第4 生活ごみの処理

住民生活班は、豊前市外二町清掃施設組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、自治会ごとに収集し、地区清掃班長（自治会長）の指定する場所に集積し処理する。

車両による収集・運搬は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて町職員が行い、ごみ処理場（豊前市外二町清掃センター）で焼却、処理する。

大量の発生により、収集・処理が困難なときは、保健福祉環境事務所へ連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

■生活ごみの収集・処理の留意点

- ごみ処理量の算出基準（1戸当たり）
 - ・全壊（流出）1トン ・半壊0.5トン ・床上浸水 0.2トン
- 住民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

第5 住家、河川等の障害物の除去

1. 住家に係る障害物の除去

産業建設班は、住家またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

その対象は、次のとおりである。

■住家障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊または床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、必要に応じて町が実施し、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

2. 河川関係の障害物の除去

産業建設班は、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障害物を除去する。

なお、町管理以外の河川などについては、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

第6 がれきの処理

1. がれき処理の対象

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、産業建設班が収集・処理を行う。

2. 実施体制

町のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

3. 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所ではがれきの分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者または最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別により可能な限りリサイクルを行う。
- 施設の処理能力を越えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

なお、がれきの処理量については、環境省による算定例を参考に被害家屋数より算定する。

■水害廃棄物の処理量等算定例（水害廃棄物対策指針・H17 環境省）

- 水害廃棄物発生量の算定
概 算：全被害家屋1棟あたり2トン
参考1：水害廃棄物量＝(3.79×床上浸水家屋数)＋(0.08×床下浸水家屋数)
参考2：水害廃棄物量＝16.1a＋1.20b＋1.37c－0.015d
a：床上浸水家屋数(0～49cm)
b：床上浸水家屋数(50～99cm)
c：床上浸水家屋数(100cm～)
d：床下浸水家屋数
- 一次仮置き場面積＝5.8 m²/棟
- 二次仮置き場面積＝3.5 m²/トン(水害廃棄物1トンあたり)

第7 動物の保護、収容

1. 死亡獣畜の処理

住民生活班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2. 愛護動物への対応

住民生活班は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護等

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

3. 放浪する愛護動物への対応

住民生活班は、保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。

保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

第14節 遺体の処理・埋葬

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 遺体の搜索				消防本部
第2 遺体の検案等				警察、健康福祉班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置				健康福祉班
第4 遺体の埋火葬				健康福祉班

第1 遺体の搜索

1. 遺体の搜索

消防本部は、警察、第七管区海上保安本部、自衛隊等と協力し、総務統括班の作成する行方不明者名簿等に基づき、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者について搜索を行う。

消防本部等は、救出作業あるいは搜索中に遺体を発見したときは、速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

なお、搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、現に遺体を搜索する必要がある場合は、厚生大臣の承認を得て延長することができる。

2. 漂着遺体の取り扱い

第七管区海上保安本部等は、漂着遺体を発見した場合には、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族または被災地の市町村に引き渡す。
- 身元が判明しない場合であって、救助法を適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村長に引き渡す。
- その他遺体の身元が判明しない場合、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の検案等

1. 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取

扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、または身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて本部長（町長）に引き渡す。

2. 遺体の取り扱い

健康福祉班は、町に引き渡された遺体については、寺院や医療機関等に協力を求め、以下のように取り扱うものとする。

■遺体（検視及び医学的検査を終了した遺体）の取り扱い

- 遺体識別のための遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため、短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設または敷地に仮設）に集め、火葬の処置をするまで一時保存する。

なお、健康福祉班は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するために必要な資機材等について配備に努める。

■遺体の取り扱い等に必要な資機材

- ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1. 納棺用品等の確保

健康福祉班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2. 身元の確認

健康福祉班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3. 遺体の収容、安置

健康福祉班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合においては、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

- 公共施設の施設管理者又は寺院等と協議の上、適切な施設を確保する。

第4 遺体の埋火葬

1. 埋火葬許可書

住民生活班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

■火葬場の所在地

名称	所在地	処理能力	電話番号
築上東部火葬場	上毛町大字宇野 1236-5	1日12体	72-2095

2. 埋火葬の実施

健康福祉班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、または遺族がいないときは、葬儀社の協力を得て、次のように遺体の埋火葬を行う。

■埋火葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を要請する。
- 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間、遺留品とともに保管し、後に本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、健康福祉班は、火葬を実施し、または火葬等に要する現品若しくは経費の支出の際は、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

- 救助実施記録日計票
- 火葬費支出関係証拠書類

また、災害救助法による遺体の埋火葬等は、以下のとおりである。

■災害救助法に基づく遺体の埋火葬等

<p>対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の混乱の際に死亡した者 ○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき
<p>埋火葬の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棺または骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬または納骨等について現物給付をもって実施する。
<p>期 間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)
<p>費用の限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額

第15節 文教対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 事前の措置				施設管理者
第2 児童、生徒の安全確保、安否確認				教育文化班
第3 応急教育				教育文化班
第4 保育園児の安全確保、安否確認				教育文化班
第5 応急保育				教育文化班
第6 文化財の保護				教育文化班、施設管理者

第1 事前の措置

1. 災害発生前の事前措置

園長、学校長は、気象情報等により災害の発生が予測されるときは、町教育委員会と連携して、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

町教育委員会は、臨時休校や一斉下校等を決定したときは、京築教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

なお、園長、学校長は、あらかじめPTA等と協議し、緊急時の保護者との連絡方法や登下校時の安全経路、園児、児童、生徒の保護措置等について定めておく。

2. 避難所としての事前対策

避難所指定を受けている学校においては、学校長は職員の緊急連絡体制を整え、教育文化班を通じて総務統括班との連絡調整を行うとともに、避難所指定施設の安全点検を行う。

第2 児童、生徒の安全確保、安否確認

1. 安全の確保

(1) 在校時の対応

学校長は、風水等が強くなるおそれがあるときは、気象情報等に注意し状況を把握するとともに、児童、生徒の安全確保に留意する。

災害が発生した場合は、直ちに児童、生徒の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、町教育委員会に報告する。

また、学校長は、以下の対応を行う。

■災害発生後の対応

- 災害により、学校に危険があるときは、教職員は児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。
- また、必要に応じ、教育文化班を通じて、総務統括班に消防団等の出動を要請する。
- 救急・救護が必要な児童、生徒が発生した場合は、速やかに消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

(2) 下校時の危険防止

学校長は、学校周辺の状況から、児童、生徒を帰宅させた方が安全であると認められるときは、教職員の誘導により下校させる。

また、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意事項を伝える。

気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校等の措置をとる。

(3) 保護者への引渡し、保護

学校長は、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。

また、保護者が被災するなどにより迎えができないときは、学校で保護する。

(4) 在宅時の対応

学校長は、夜間や休日等に災害が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休校とするなどの措置を講じる。

また、学校長は、参集した教職員により、児童、生徒の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2. 安否の確認

教育文化班は、災害が発生したときは、学校長を通じて児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、児童、生徒が町外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。

これにより疎開先に対する照会や児童、生徒への連絡を行う。

なお、災害により教職員に被害が発生した場合、町教育委員会は速やかに京築教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第3 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害を調査し、教育文化班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄りの学校、公共施設（分散授業） ○ 応急仮設校舎の設置

(注) 二部授業：午前と午後に分けて授業を行うこと。この場合、学校教育法施行令第25条の規定により、町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

分散授業：不足する教室を、地域の公共施設等を利用し、臨時教室として授業を行うこと。

(2) 応急教育の準備

学校長は、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育文化班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童、生徒等へのメンタルケアを行う。

■ 応急教育の内容

学習に関する教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、児童、生徒の心のケア対策を行う。

3. 学用品の調達及び給与

教育文化班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■学用品の調達・給与

給与の対象	○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の仕方	○ 教育文化班は、県教育委員会の協力を得て調達する。
費用の限度	○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

4. 学校給食の措置

教育文化班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

- 被害があってもできうる限り継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。
- 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第4 保育園児の安全確保、安否確認

1. 安全の確保

(1) 在園時の対応

保育園長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意し状況を把握するとともに、園児の安全確保に留意する。

災害が発生したときは、直ちに保育園児の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、教育文化班に報告する。

また、保育園長は、以下の対応を行う。

■災害発生後の対応

- 災害により、保育園に危険があるときは、職員は消防団等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導する。
- 救急・救護が必要な園児が発生した場合は、速やかに消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

(2) 帰宅時の危険防止

保育園長は、保育園周辺の状況から、園児を帰宅させた方が安全であると認められるときは、職員の誘導により帰宅させる。

(3) 保護者への引渡し、保護

保育園長は、園児を帰宅させることが危険なときは、保育園で保護者に引き渡す。また、保護者が被災するなどにより迎えができないときは、保育園で保護する。

(4) 在宅時の対応

保育園長は、夜間や休日等に災害が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休園とするなどの措置を講じる。

また、保育園長は、参集した職員により、園児の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2. 安否の確認

教育文化班は、災害が発生したときは、保育園長を通じて保育園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第5 応急保育

教育文化班は、保育園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。

既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第6 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育文化班に通報する。

町が所有・管理者する文化財については、教育文化班がその被害状況を調査し、町域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第16節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 上水道施設				住民生活班
第2 下水道施設				住民生活班
第3 電気施設				事業者
第4 ガス施設				事業者
第5 通信施設				事業者
第6 道路施設				産業建設班、関係機関
第7 河川				産業建設班、関係機関
第8 ため池				産業建設班、関係機関
第9 漁港・海岸				産業建設班、関係機関
第10 鉄道施設				事業者
第11 その他の公共施設				産業建設班、施設管理者

第1 上水道施設

住民生活班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1. 応急対策

配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2. 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

住民生活班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2. 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報する。
必要に応じて、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、または停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2. 復旧対策

住民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無、復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程、完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

福岡県L Pガス協会は、災害が発生した場合、直ちに応急対策を行う。

1. 緊急対策

L Pガス協会は被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害の防止措置の実施

2. 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等の社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 復旧要員の確保
- 代替熱源等の提供
- 災害広報
- 救援要請

第5 通信施設

西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、災害が発生し、また

は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備、点検
- 通信ふくそうの緩和、重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置（避難場所への設置を含む）、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

2. 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保、災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

町が管理する道路は、産業建設班が次の通り応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、町道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通報・通知し、応急復旧の実施を要請する。

2. 復旧対策

町道が被災したときは、産業建設班が建設事業者団体等の協力により応急復旧を行

うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。
また、町単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、その情報を町長に報告するとともに、河川を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

町管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 ため池

ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。

第9 漁港・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。

また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）は、災害が発生または発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、「運転事故並びに災害応急処理標準」等に基づき、応急復旧対策を行う。

■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土または掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

1. 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2. 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3. 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、またはそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

庁舎、公民館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第17節 農林水産の応急対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 農業の応急対策				産業建設班、施設管理者
第2 水産業の応急対策				産業建設班、施設管理者

第1 農業の応急対策

1. 農業用施設応急対策

産業建設班は、かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう協力する。

また、浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を行う。

■農業用施設の応急対策

- 浸水時の用水路やポンプ等による排水
- 破損箇所の応急復旧
- 流入した土砂等の除去

2. 種苗の確保

産業建設班は、災害により農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

3. 病害虫の防除対策

県の指導を仰ぐとともに、普及指導センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を検討し、措置を行う。

4. 野菜の対策

産業建設班は、野菜の被災を低減させるため、以下のような対策について協力・支援を行う。

■野菜の台風・水害対策

- 収穫可能なものは早めに収穫する。
- 株元が露出した場合は、早急に土寄せ等を行う。
- 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の追肥を行う。
- 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病害虫防除のため薬剤を散布する。
- 被害の程度によっては代作を実施する。

5. 果樹の対策

産業建設班は、果樹の被災を低減させるため、以下のような対策について協力・支援を行う。

■果樹の台風・水害対策

- 台風の襲来直前、おおむね熟期に達した果実は早めに収穫する。
- 樹が倒伏した場合は早急に起し、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。また、枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じてさらに摘果を行う。
- 潮風害の発生が懸念される場合には、潮風飛来直後十分散水して塩分を洗い落とす。
- 土砂崩れ等で埋没したものは土砂を除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。
- 落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、藁を巻くか、石灰乳を塗布する等の措置を講ずる。
- 襲来前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。
- 冠水した場合は、早急に排水に努めるとともに病害防除を徹底する。

6. 干ばつ対策

本町は、水害を受け易い地域で、過去に干ばつによる被害は見られないが、干ばつの基本的対策として、灌漑用ため池などの保全、充実等が必要である。

このため、産業建設班は、以下のような対策について協力・支援を行う。

- 水稻の要水量は極めて多量であり、干ばつの恐れがある場合は、ため池の貯水量と稲の成育に応じた計画的な配水灌漑をするように努める。
- 県有揚水機の貸与申請をし、揚水を実施する。

第2 水産業の応急対策

1. 中間育成及び養殖用種苗の補充斡旋

産業建設班は、災害により中間育成及び養殖用種苗に被害が出た場合は、県、関係機関に連絡し、補充斡旋の措置を受ける。

2. 病害の防除

産業建設班は、災害により、水産物に病害の発生が予想され、また発生した場合は、県の水産海洋技術センターに連絡し、防除対策について指導を受ける。

第18節 災害警備

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 防犯活動への協力				消防団、総務統括班、関係各班

第1 防犯活動への協力

風水害など自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、町は、警察、消防本部、消防団、防犯組織等と協力して、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1. 巡回パトロール

防犯組織は、警察と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2. 防犯活動への協力要請等

総務統括班は、豊築防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

第4章 地震・津波応急対策計画

本章は、震災時に町及び防災関係機関が実施するさまざまな対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な災害が発生した場合を想定し、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 災害時要援護者等対策
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 防疫・清掃活動
- 第14節 遺体の処理・埋葬
- 第15節 文教対策
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 農林水産の応急対策
- 第18節 災害警備

時期区分	目安とする機関
初動活動期	災害警戒または発生直後から2日目まで
応急活動期	3日目から7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 職員の動員配備				総務統括班、関係各班
第2 警戒活動				総務統括班
第3 災害警戒本部の設置				総務統括班、関係各班
第4 災害対策本部の設置				総務統括班、関係各班
第5 災害対策本部の運営				総務統括班、関係各班

第1 職員の動員配備

1. 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、津波情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【地震災害】

区分	配備体制	配備基準	主な活動内容	* 責任者 配備要員
警戒 体制	第1 配備 (注意体制)	○町内で震度3の地震が発生したとき ○その他総務課長が必要と認めるとき	○地震・津波情報等の収集、警戒 ○被害情報の収集、警戒	* 総務課長 総務課
	第2 配備 (警戒体制)	○町内で震度4の地震が発生したとき ○津波注意報が発表されたとき ○その他総務課長が必要と認めるとき	○地震・津波情報等の収集、警戒 ○被害情報の収集、状況の把握 ○連絡調整 ○被害発生状況の把握 ○漁港、河川敷利用者への津波の注意喚起	* 総務課長 総務課 産業建設課 関係課長 消防団長
災害 警戒 本部	第3 配備 (緊急体制)	○町内で震度5弱の地震が発生したとき ○津波警報が発表されたとき ○町内の一部に被害が発生した場合 ○その他町長が必要と認めるとき	○地震・津波情報等の収集・伝達、警戒 ○住民からの通報への対応 ○連絡調整 ○被害発生状況の把握 ○漁港、河川敷利用者への津波警報の周知及び避難喚起 ○局地的な災害に対する応急対策活動 ○被災者への救援活動の実施	* 町長（本部長） 総務課 産業建設課 全課長 消防団役員 ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 ※消防団長は必要に応じて消防団員を招集

区分	配備体制	配備基準	主な活動内容	* 責任者 配備要員
災害対策本部	第4配備 (救助体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度5強の地震が発生したとき ○津波による被害発生の可能性が高まったとき ○被災者（避難者）が発生したとき ○その他町長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震・津波情報等の収集・伝達、警戒 ○住民からの通報への対応 ○連絡調整 ○漁港、河川敷利用者への津波からの避難喚起 ○広範囲な災害に対する応急対策活動 ○被災者への救援活動の実施 ○二次災害の注意、警戒 ○非常体制への移行準備 	*町長（本部長） 災害対策本部会議 全員 総務課 産業建設課 全課長、係長 消防団員 男性職員 ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集
	第5配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき ○大津波警報（特別警報）が発表されたとき ○多数の被災者（避難者）が発生したとき ○その他町長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員全員による災害応急対策の全活動 	*町長（本部長） 職員全員 消防団員

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員または減員する。

※ 配備基準に該当しなくても、町職員は、マスコミ報道、防災メール・まもるくん（福岡県）等から警報情報等を得て、可能な限り自宅待機する。

※ 各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。

※ 消防団員は、町内で震度5弱以上の地震が発生したときは、各分団の消防格納庫に自主的に参集し、招集に備える。

2. 配備体制の決定

総務統括班は、地震情報を収集し、その状況及び必要な対策を町長に報告する。

町長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3. 参集指示

総務統括班は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。

参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、速やかに行う。

勤務時間（内）	○ 庁内メール、携帯メール、電話など
勤務時間（外）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯メール、電話など ○ 当直者は、以下の情報を察知したときは、総務統括班長を通じて、町長及び副町長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡する。 ・災害発生のおそれのある津波情報等が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を行う必要が認められたとき ・災害が発生し、緊急に必要な措置を行う必要があるとき ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき

4. 動員指令

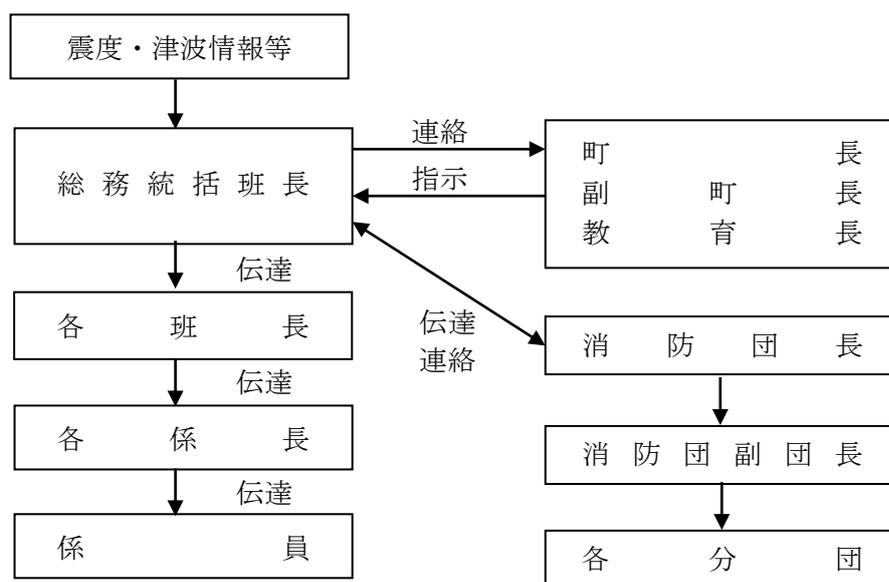
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間（内・外）を問わず、災害時における緊急電話連絡網等により、本部員及び非常配備要員を動員する。

なお、勤務時間（外）（夜間・休日を含む）において、配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく、各自適切な交通手段（自動車、バイク、自転車、徒歩）により、直ちに自主的に参集する。

また、事前に指名された避難所担当職員は、夜間・休日において、町域に震度5強以上の地震が発生した場合、またはテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各指定避難所に参集し、避難所開設の準備を進める。

■職員動員指令の連絡系統（案）



5. 参集場所

各職員は、勤務時間（内・外）ともに、各自の所属先に参集する。

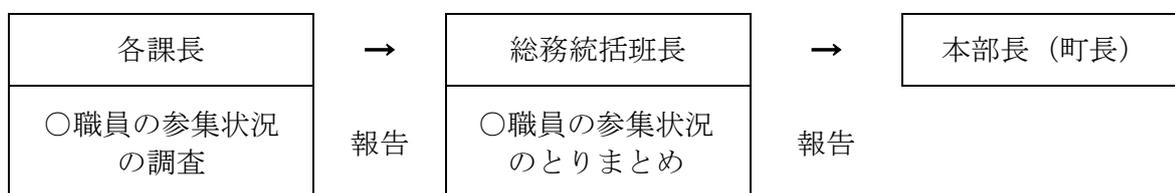
なお、災害現場及び所属先以外に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する避難所に参集する。

6. 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班でとりまとめたあと、総務統括班長に報告する。

■参集報告の系統



7. 職員の動員要請

応急活動については、各々の職員が担当する活動（対策）を基本としながら行うことになるが、限られた職員が円滑かつ速やかに活動するためには、担当部署の枠を越えて、人材が不足する活動（対策）への支援を行う事が求められる。

このため、各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の班の応援を必要とするときには、総務統括班に職員の動員を要請する。

総務統括班は、各班長から職員の動員要請があった場合には、各班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整を行う。

第2 警戒活動

1. 警戒活動の実施

災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、本節第1の1に示す「警戒体制（第1、第2配備）」をとる。

■警戒活動の基準

- 町域で震度3または震度4の地震が発生したとき
- 津波注意報が発令されたとき
- その他、総務課長が必要と認めるとき

2. 設置、指揮の権限

総務課長は、災害対策準備体制の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位：健康福祉課長

第2順位：住民課長

3. 活動内容

配備された職員は、次の警戒活動を行う。

■主な活動内容

- 地震・津波情報等の収集・伝達、警戒
- 被害状況に関する情報収集・伝達、警戒
- 住民への地震・津波情報等の伝達
- 漁港、河川敷利用者への津波への注意喚起

第3 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の設置

町長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、本節第1の1に示す「災害警戒本部（第3配備）」として担当職員を配備する。

なお、町内の被害が拡大するおそれがある場合には、直ちに災害対策本部体制に移行する。

■災害警戒本部の設置基準

- 町域で震度5弱の地震が発生したとき
- 町域沿岸に津波警報が発表されたとき
- その他、町長が必要と認めたとき

2. 設置、指揮の権限

町長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位：副町長

第2順位：総務課長

第3順位：健康福祉課長

3. 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■主な活動内容

- 地震・津波情報等の収集・伝達、警戒
- 住民からの通報への対応
- 連絡調整
- 被害発生状況の把握
- 漁港、河川敷利用者への津波警報の周知及び避難喚起
- 局地的な災害に対する応急対策活動
- 被災者への救援活動の実施
- 災害対策本部体制への移行準備

4. 災害警戒本部の廃止等

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害応急対策に備えるため、または災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、直ちに災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、本節第1の1に示す「災害対策本部（第4、第5配備）」を設置し、配備基準に応じて担当職員を配備する。

■災害対策本部の設置基準

- 町域で震度5強以上の地震が発生したとき
- 津波による被害発生の可能性が高まったとき
- 町域沿岸に大津波警報が発表されたとき
- 被災者（避難者）が発生したとき
- その他、町長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、吉富町役場（庁舎内・総務課）に置く。
- 住民からの電話対応は、総務統括班が行う。
- 庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1候補：吉富フォーユー会館 第2候補：吉富あいあいセンター

2. 活動内容

災害対策本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■主な活動内容

- 地震・津波情報等の収集・伝達、警戒
- 住民からの通報の対応
- 連絡調整
- 町内の警戒巡視（パトロール）
- 被災者、避難者への対応
- 二次災害の注意、警戒
- その他応急対策全般

3. 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4. 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務統括班は、本部長（町長）が災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■通知・公表先と方法

通知・公表先	通知及び公表の方法
庁内、出先の職員	○ 防災行政無線、一般電話、ファックス、携帯メール等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、ファックス等
住民等	○ 防災行政無線、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1. 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、町長が行う。

町長が不在または連絡困難な場合は、以下の順位により、町長に代わり意思決定を速やかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後速やかに町長にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

第1順位：副町長	第2順位：総務課長	第3順位：健康福祉課長
----------	-----------	-------------

2. 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

職員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

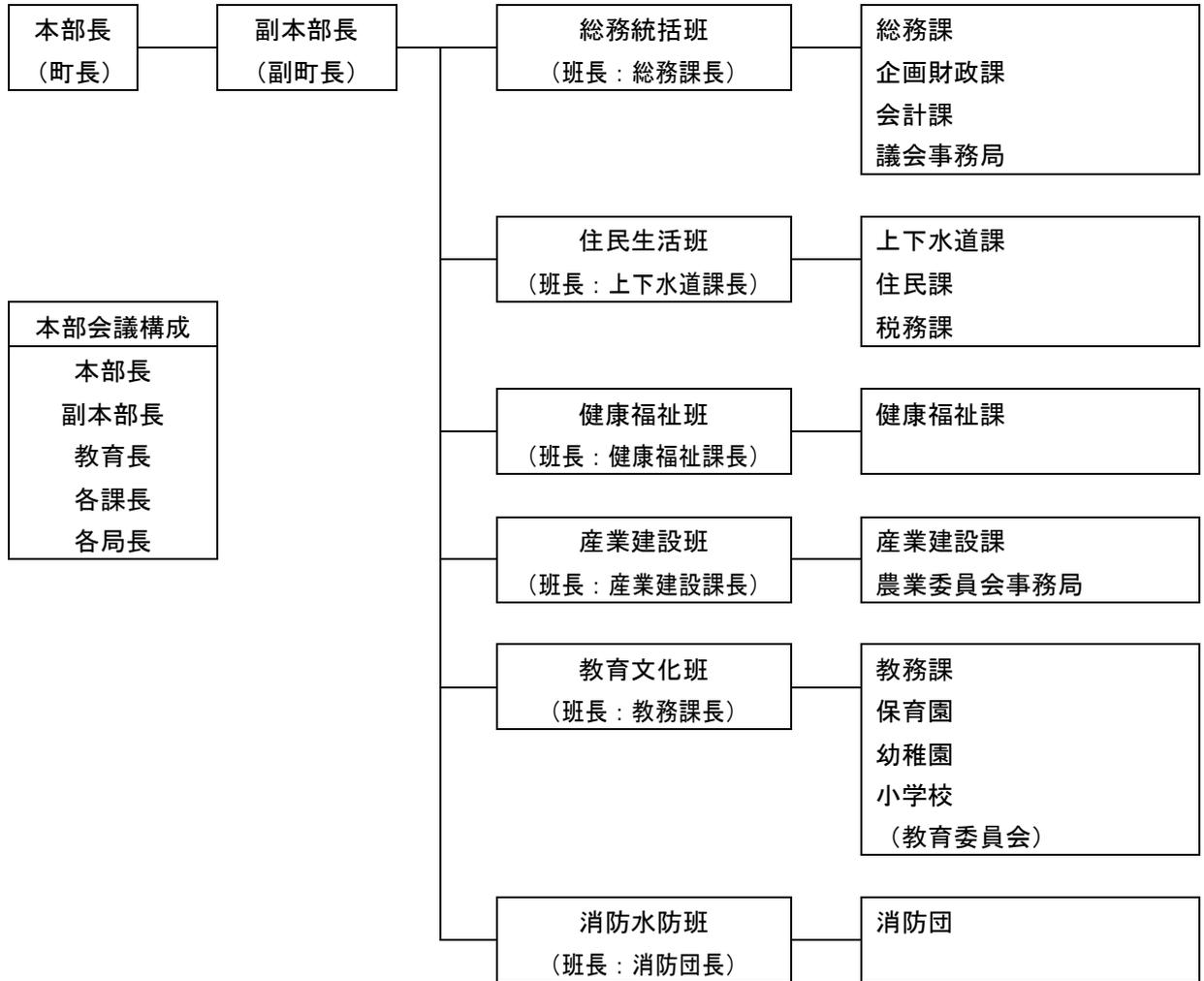
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

本部長	町長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	課長	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、各班の事務を処理する。
部員	職員	○ 本部員（課長）の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「■吉富町災害対策本部の組織構成図」に示す。

■吉富町災害対策本部の組織構成図（平成25年4月1日現在）



3. 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の組織構成図を参照
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課
協議事項	<p>本部会議の議題（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 町の体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配備態勢の切替 ・班間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 ○ 外部への応援要請等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4. 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5. 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「■吉富町災害対策本部の事務分担表」のとおりである。

なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■吉富町災害対策本部の事務分担表（平成25年4月1日現在）

本部長	町 長		
副本部長	副町長		
名称	班長	班員	主な業務内容
各班共通	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波等への警戒 ○ 課内の動員調整、安否確認 ○ 所管施設の被害調査、応急対策、連絡調整 ○ 災害対策本部会議及び総務統括班への報告（情報の取りまとめ） ○ 所管事項に関連する民間事業者への協力要請 ○ その他必要なこと
総務統括班	総務課長	総務課職員 企画財政課職員 会計課職員 議会事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班との連絡調整、動員調整、活動状況の取りまとめ ○ 本部長、副本部長等との連絡調整 ○ 災害対策本部、水防本部の設置及び廃止 ○ 応急対策全般の調整 ○ 災害情報の集約、整理、報告 ○ 災害広報（インターネット、メール等） ○ 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 ○ 土砂災害警戒情報等の受信、指定区域への対応 ○ 防災資機材等の確保、提供 ○ 指定避難所（福祉避難所を含む）の開設決定、開設及び閉鎖の指示 ○ 避難所への職員配置指示 ○ 食糧、生活物資等の調達、輸送 ○ 消防団の出動指示、連絡調整 ○ 県、警察、消防、自衛隊、協定機関等との連絡調整、応援要請 ○ 臨時ヘリポートの開設指示 ○ 報道機関への協力要請、取材対応 ○ り災証明書等の申請受付、発行 ○ 災害救助法の適用、関連事務 ○ 義援金品等の受け入れ、配分 ○ 被災者相談窓口の開設 ○ 公用車等の確保、配車 ○ 応急対策に係る財政措置 ○ 復興計画の総合調整 ○ その他いずれの班にも属さない事項に関すること。

名称	班長	部員	主な業務内容
住民生活班	上下水道課長	上下水道課職員 住民課職員 税務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所担当職員の指名 ○ 避難所開設・運営・閉鎖 ○ 避難誘導、支援 ○ 避難者名簿の作成 ○ 行方不明者名簿の作成 ○ 避難所への職員の配置 ○ 食料、生活物資等の受入調整、分配供給 ○ 自主防災組織との連絡調整 ○ ボランティア団体等との連絡調整、活動支援 ○ 飲料水の確保、供給 ○ 下水道及び雨水排水対策 ○ 遺体の火葬・埋葬 ○ 仮設トイレの設置、し尿処理 ○ 廃棄物の処理、清掃 ○ がれき、障害物等の処理 ○ 被災家屋等の消毒 ○ 動物の保護、収容
健康福祉班	健康福祉課長	健康福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急、救護 ○ 避難誘導、支援 ○ 救護班の編成 ○ 検疫班の編成、防疫対策 ○ 医療救護所の開設、支援 ○ 医療関係機関への協力要請、連絡調整 ○ 被災者の健康管理、衛生管理 ○ 被災者のケア対策 ○ 災害時要援護者の安全確保、安否確認、生活支援、避難対策 ○ 災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援 ○ 遺体の収容、安置等受け入れ態勢準備、手配、支援
産業建設班	産業建設課長	産業建設課職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防作業の指導、危険箇所の巡回監視 ○ 被災建築物・宅地・家屋の被害調査、被災家屋等の応急危険度判定 ○ 仮設住宅の建設、入居者の選定 ○ 道路情報等の収集、通行規制 ○ 道路交通の確保 ○ 道路、河川上の障害物の除去 ○ 公共施設の応急修理、復旧 ○ 農林水産・商工関係施設の被害調査 ○ 家畜等の対策

名称	班長	部員	主な業務内容
教育文化 班	教務課長	教務課職員 保育園職員 幼稚園職員 小学校職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認、避難対策 ○ 乳幼児・児童・生徒の健康管理、衛生管理 ○ 応急文教対策 ○ 応急保育対策 ○ 母子等のケア対策 ○ 文化財の保護 ○ 所管施設の避難所開設及び初期対応 ○ 住民生活班との連携、支援
消防水防 班	消防団長	消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部との連絡・調整 ○ 消火活動 ○ 水防活動（応急活動、警戒活動、巡回パトロール） ○ 救急、救助、救護活動 ○ 避難勧告・指示等の伝達、避難誘導 ○ 行方不明者等の捜索・救助、支援 ○ 公安、交通整理 ○ 防災用資機材の配分 ○ 住民の安全確保 ○ その他必要なこと

■施設管理者としての主な業務

関係各課	主な業務内容
施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理施設の被害状況調査 ○ 施設利用者等の安全確保 ○ 避難勧告・指示の伝達 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開錠・開設・運営 ○ 福祉避難所の管理・運営（福祉避難所の指定を受けた施設） ○ 被災施設の保全・回復

■吉富町防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	吉富町役場（庁舎内：総務課） *建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 吉富フォーユース会館 2. 吉富あいあいセンター
応援要請	自衛隊	状況に応じて指定
	ボランティアセンター	状況に応じて指定
医療救護	地域災害医療情報センター	保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	新行橋病院
交通輸送対策	県緊急輸送路	（2次）主要地方道 福岡県道・大分県道16号吉富本耶馬溪線
	物資集配拠点	吉富中学校
	臨時ヘリポート	吉富小学校、吉富中学校 山国川河川敷（使用可能の場合）
避難対策	指定避難所 *福祉避難所を除く。	吉富フォーユース会館、吉富町体育館、 吉富町武道館、吉富保育園、 吉富町老人福祉センター、 吉富町子育て支援センター、 吉富小学校、吉富中学校、西光寺、 宝福寺、八幡古表神社
災害時要援護者対策	福祉避難所	吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
生活救援	町備蓄倉庫	吉富フォーユース会館、吉富町武道館
	給水拠点	指定避難所
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食棟・家庭科室、 公民館など
	被災者相談窓口	庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	状況に応じて指定
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定
水防対策	水防倉庫（資機材）	広津405番地3

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 地震・津波情報の収集伝達				関係機関
第2 通信体制の確保				総務統括班
第3 津波災害の警戒活動				総務統括班、産業建設班、消防団、関係各班
第4 初期情報の収集				総務統括班、関係各班
第5 被害調査				総務統括班、関係各班
第6 災害情報のとりまとめ				総務統括班
第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供				総務統括班
第8 県、関係機関への報告、通知				総務統括班
第9 国への報告				総務統括班

第1 地震・津波情報等の収集伝達

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、被害を受けるおそれのある地域の住民、観光客、漁民等に、できるだけ早く情報を伝達することが必要である。

また、漁港の漁船や漁具などにおいても速やかに避難（移動）を行うことにより、減災につながることになる。

このように、一刻も早く伝える必要があるため、緊急地震速報、津波警報・注意報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

1. 地震関連情報の発表

福岡管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表する。

なお、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

■地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
特別警報	震度 6 弱以上	○ 震度 6 弱以上の地震動が予想される場合の緊急地震速報を位置づけ
震度速報	震度 3 以上	○ 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 ○ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	○ 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○ 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	○ 観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○ 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 ○ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波予報	○ 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報、または津波注意報を発表
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	○ 各津波予報区（本町は「福岡県瀬戸内海沿岸」に該当）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	○ 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	○ 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	○ 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	○ 津波に関するその他必要な事項を発表

■津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	○ 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	○ 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	○ 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

■津波予報区の対象区域

地方中枢	対象予報区	津波予報区	区 域
福岡管区气象台	17区	福岡県瀬戸内海沿岸	○ 福岡県 （北九州市門司区以東に限る。）

■津波警報の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

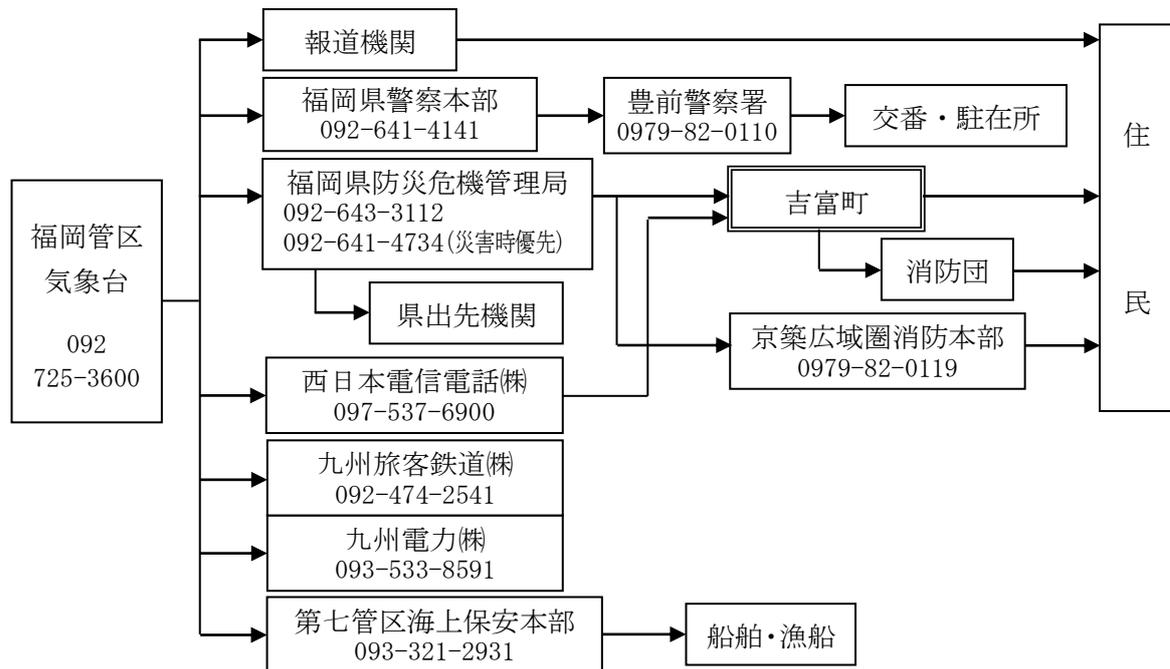
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 情報の伝達系統

総務統括班は、地震・津波の関連情報の収集・伝達を行い、速やかに住民及び関係機関へ伝達する。

住民への周知については、防災行政無線、防災メール「まもるくん」、広報車等のほか、海岸部においては防災行政無線屋外子局を活用し、適宜行う。

■地震・津波情報の伝達系統



3. 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
※ 吉富町では、吉富町役場に計測震度計を設置している。

4. 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第54条）

(1) 発見者の通報

地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

事 項	現 象
地震に関する事項	○ 群発地震 * 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	○ 潮位の異常な変動

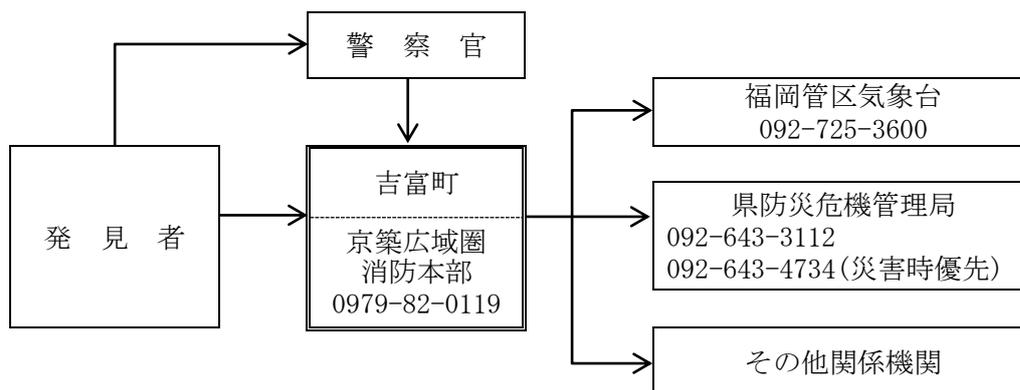
(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局に通報する。

■通報の流れ



通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区気象台	092-725-3600	気象等に関する事項
福岡県防災危機管理局	092-641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	092-641-4141	内線：5722 5723(警備課) ファクシミリ：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	093-321-2931	

第2 通信体制の確保

1. 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

総務統括班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、発電機等の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置をとる。

■関係機関及び住民への伝達

提供先	主な連絡手段
各班、消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス ○ 消防無線、防災行政無線、MCA無線 ○ 携帯メール ○ 連絡員による伝令 <p>※連絡員は、連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する。</p>
県（防災企画課）、警察署、JR九州、九州電力、西日本電信電話（株）、福岡県LPガス協会、報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス <p>※必要に応じて、相互に連絡員を派遣する。</p>
近隣市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線 ○ 防災メール「まもるくん」 ○ 広報車 ○ 消防団等からの声かけ ○ テレビ、ラジオ等

2. 窓口の統一

関係機関等との連絡に使用するために、一定規模の災害や電話が輻輳した場合は、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3. 代替通信機能の確保

町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、または災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

■利用できる通信設備

<input type="checkbox"/> 警察通信設備	<input type="checkbox"/> 消防通信設備	<input type="checkbox"/> 自衛隊通信設備	<input type="checkbox"/> その他
---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------------------

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4項の規定に基づき、他機関が設置する無線局を利用することができる。

4. 住民への周知

総務統括班は、関係各班と連携し、地震・津波警報等に基づき、地震・津波などによる被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告または指示を実施することが予想される場合、住民に対し避難準備情報等を周知する。

■活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波警報等は、エリアメール・緊急速報メール、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施すること等によって周知される。 ○ 津波による被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘、海岸部では防災行政無線屋外子局などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。 ○ 周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第3 地震・津波災害の警戒活動

1. 警戒活動

(1) 地震（余震）の警戒活動

総務統括班、産業建設班、消防団（水防団）は、各々連携し、余震等の発生により二次災害の危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震情報の収集伝達 ○ 土砂災害、斜面崩壊等の警戒巡視 ○ 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達 ○ 住民への地震情報等の伝達、自主避難の呼びかけ ○ 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応
--

(2) 津波の警戒活動

総務統括班、産業建設班、消防団（水防団）は、各々連携し、津波の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応
- 水門、樋門等の管理者との密接な連絡による水位変化への対応

2. 沿岸地域住民等の自衛措置

(1) 沿岸地域住民

- 強い揺れ（震度4程度以上）や、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。
- 「津波注意報」が発令された場合には、釣り人等は直ちに海浜付近から離れる。
- 「津波警報」が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。
- 「大津波警報」が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、防災行政無線屋外子局などを通じて入手する。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで、上記5項目の最善の措置をとる。（避難を継続する。）
- 津波注意報でも、磯釣りは危険なので行わない。
- 河川のそばにいるときは、流れに対して直角方向に素早く避難する。

(2) 船舶

- 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。
- 警報、注意報が発表されたら、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線、防災行政無線屋外子局などを通じて入手する。
- 津波の来襲に猶予時間がある場合、港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 警報、注意報が解除されるまで、上記4項目の最善の措置をとる。

第4 初期情報の収集

1. 被害状況の把握

災害が発生した際は、町は被災後直ちに災害情報について、県及び国（消防庁）に報告を行うことになる。（本節・第8及び第9を参照）

このため、総務統括班及び関係各班は、発災後、直ちに防災行政無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの被害情報をもとに、災害の初期情報の収集活動に努める。

また、必要に応じて、現地での被害状況の把握に努める。

なお、災害の初期の段階においては、個々の被災状況だけでは災害の全体像を把握することが難しいため、具体的な被害状況だけでなく、例えば住民等からの通報の殺到状況など、ある程度の被害規模を推定できるような概括的な情報にも留意する。

2. 災害情報の把握内容

県及び国（消防庁）への報告においては、災害発生の日時や場所、被害状況や避難の状況等を把握する必要がある。

このため、関係各班は、可能な限り速やかに、次の情報収集を行う。

なお、災害当初においては、次の10項目のうち①～⑧の情報収集に努める。

■収集項目

- ① 人的被害（行方不明者を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 海上交通の運航・被災状況
- ⑧ 水道・電気・LPガス、電話等の生活関連施設の運営・被害状況
- ⑨ 医療救護関係情報
- ⑩ その他必要な被害報告

3. 初期情報の収集方法

災害の規模にもよるが、発災当日から数日は混乱が予想されるため、初期情報の収集においては、各自が安全の確保を図りつつ、可能な範囲での収集に努める。

初期情報の収集については、以下によるものとする。

■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間（内）	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間（外）	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務統括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 本部長（町長）が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。 	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

第5 被害調査

発災当初の混乱から落ち着きを取り戻していく中で、職員は正確な被害の状況を把握するため、概況の調査から専門的な調査へと移行させ、災害の全体像を明らかにする。

1. 調査内容

各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設（土木施設、農林水産施設、商工業施設）等の状況を関係職員等からなる調査係等を編成し、被害状況を調査する。

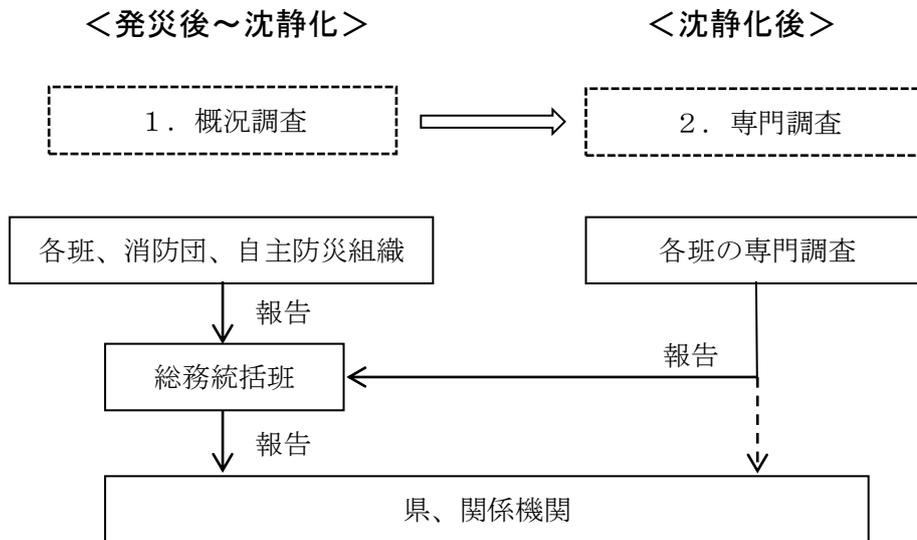
また、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に被災者や住家、農産物等の被害調査を行い、総務統括班に報告する。

各班は、被害調査担当者の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、町域全体の被害確認を行い、総務統括班に報告する。

総務統括班は、被害調査結果をもとに、り災台帳として整理し、り災証明の基礎資料とする。

なお、必要に応じて、県、九州地方整備局と連携し、災害関係情報収集用カメラや交通監視用テレビ等の活用も行う。

■被害調査の流れ



災害情報の調査にあたっては以下の事項に留意し、被害状況を的確に収集・調査する。

■主な調査項目

- 災害の原因
- 災害が発生した日時・場所または地域
- 被害の状況
- とられている対策
- 今後の見込み、必要とする救助の種類 など

■調査要領：発災後～沈静化

- 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら行う。
- 総務統括班は、警察及び消防本部との密な連絡により、被害情報の収集にあたる。
- 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、住民生活班が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
- 被害状況によっては、時刻や現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあることから、自主防災組織等と連携・協力により概況を把握し、例えば、被災人員は平均世帯により計算するなどにより即報を行う。
- 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して町や防災関係機関へ報告する。

■調査要領：沈静化後

- 各班は、被害の程度、状況がわかるように、また、被害の報告・広報に役立つような写真の撮影を行い、総務統括班に報告する。
- 各班は、情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。
- 総務統括班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。
- 全壊・半壊、死者・重傷者が発生したときは、その住所、氏名や年齢等を速やかに調査する。
- 被害状況調査にあたっては、災害救助法による「被害認定基準」に基づき判定を行う。

2. 被害概況、活動状況の報告

各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務統括班に報告する。

総務統括班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

第6 災害情報のとりまとめ

総務統括班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長（町長）に報告する。

■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県に連絡する。

第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

総務統括班は、住民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

1. 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集に努め、家族からの問い合わせに対応できるよう情報提供体制を整える。

また、住民への支援・サービス情報についても、住民に確実に伝達できるよう配慮する。

2. 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）※」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

※避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。）

第8 県、関係機関への報告、通知

1. 県への報告

総務統括班は、災害が発生したとき、災害対策基本法第53条第1項に基づき、速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、県に報告する。

2. 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報については、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式により、県へ報告する。

また、災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況の報告についても、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要領に定める様式により、県へ報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

■報告の区分、内容、様式

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があれば、その都 度報告	第1号	防災行政無線 電話または ファックス	県災害対策 地方本部
被害状況報告 (即 報)	・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	・災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	・応急対策終了後、15日以内に報告	第3号	文書（2部）	県災害対策本部

3. 関係機関への災害情報の提供

総務統括班は、消防本部、警察、自衛隊等関係機関から被災状況等の問い合わせがあった場合には、それまでに収集整理を行っている災害情報を提供する。

第9 国への報告

総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準及び即報基準に該当する一定規模以上の地震・津波について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

災害即報の基準は、以下に示すとおりである。

■災害即報の基準

直接即報基準	○ 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したとき (被害の有無を問わない)	
即報基準	一般基準	○ 災害救助法の適用基準に合致するとき ○ 町が災害対策本部を設置したとき
	個別基準 (地震・津波)	○ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したとき ○ 津波により、人的被害または住家被害を生じたとき

第3節 災害広報

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 災害広報				総務統括班、関係各班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応				総務統括班

第1 災害広報

1. 災害時の広報活動

災害時における広報活動は、住民が災害に対し、適切かつ迅速に対応するうえで重要な活動である。

このため、災害の発生後は、被害の状況や応急措置の実施方法、町が行う応急対策の内容等について、住民に迅速かつ正確に周知するよう努めるとともに、二次災害による被害の発生及び拡大を防ぐため、予想される災害に対する情報や被害防止に必要な措置等についても、住民に周知するように努める。

なお、広報活動に当たっては、災害時要援護者に配慮した広報の実施に努める。

また、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

2. 広報の内容

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務統括班に提供するとともに、状況に応じて広報活動を支援する。

総務統括班は、時期に配慮し、適切な手段と被災者等のニーズに応じた多様な内容の広報活動に努めるとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

また、総務統括班は、時間の経過とともに変化する住民のニーズや、安否に関する情報の照会手続き等、被災者を取り巻く状況に対応した情報については、住民等（避難者、避難所外の被災者、町外への避難者等）に周知するように努める。

なお、避難勧告・指示等の情報を住民等へ確実に伝達することができるよう、防災行政無線等のあらゆる手段を活用する。

■住民への広報内容

- 津波注意報・警報は、防災行政無線、テレビ・ラジオ等により周知されるが、津波の到達予想時刻などは、津波予報区（本町は「福岡県瀬戸内海沿岸」に該当）で発表される。また、緊急地震速報は、最大震度が5弱以上と予測された場合に、区域（本町は「福岡県北九州」に該当）で発表される。このため、気象庁の発表の際は、本町が該当する予報区や区域に留意し、住民に伝えるものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘、海岸部では防災行政無線屋外子局などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。
- 周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

■広報の時期と内容、手段

時期の目安	広報の内容	手段
①災害発生直後 (災害発生後 から 3日目まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生状況 ○ 緊急地震速報、津波に関する情報 ○ 浸水、土砂災害等に関する情報 ○ 災害対策本部の設置 ○ 安否情報 ○ 被害状況の概要 ○ 避難場所等の情報 ○ 救援活動の状況 ○ 二次災害防止に関する情報 ○ 災害応急対策の実施状況 ○ 医療機関の活動状況 ○ 水・食料など生活物資の供給状況 ○ ボランティアの受け入れ情報 ○ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板の利用について周知 	防災行政無線 エリアメール・ 緊急速報メール 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール ほか
②生活再開時 (災害発生 4日目から 10日目まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの被害状況と復旧の見込み ○ 仮設住宅の設置、入居の情報 ○ 生活必需品の供給状況 ○ 道路・交通情報 ○ 医療情報 ○ 教育関連情報 ○ 災害ごみの処理方法 ○ 相談窓口の開設状況 ○ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信 (災害規模、被害総額等) 	防災行政無線 エリアメール・ 緊急速報メール 広報車 消防団 災害広報紙 チラシ・看板 ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール

時期の目安	広報の内容	手段
③復旧・復興期 (災害発生 10日目以降)	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明・義援金の受付手続き情報 ○ 各種減免措置等の状況 ○ 各種貸付・融資制度情報 ○ 復興関連情報 ○ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信 (復興状況等) 	ほか

3. 災害相談窓口の設置

総務統括班は、応急時における住民からの問合せや相談等に対応するため、庁舎内に災害相談窓口を開設する。

関係各班は、災害相談窓口において、問合せや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

■住民等からの問合せへの対応

- 行方不明者情報の受付
- り災証明（被災家屋調査等）
- 税の減免
- 仮設住宅への入居申請
- 住宅応急修理の相談
- 医療相談
- 生活相談等
- 災害によって生じる法律相談 など

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1. 放送要請

総務統括班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、または緊急時等やむを得ない場合に要請 ・ 日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局
-----	---

要請事由	<p>○災害が発生し、または発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態が切迫し、避難の勧告・指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ・通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・放送要請の理由 ・放送事項 ・放送を行う日時及び放送系統 ・その他必要な事項

2. 情報提供

総務統括班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

発表者	内容
本部長 副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

なお、総務統括班は、報道機関に対して、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第4節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等				総務統括班
第2 県、他市町村等への応援要請				総務統括班
第3 消防応援の要請、受け入れ等				総務統括班、消防本部
第4 民間団体等への協力要請				関係各班
第5 ボランティアの活動支援				住民生活班、関係各班

大規模災害の発生時においては、その被害がさらに拡大することが予想されるが、本町は応急対策に係る人員規模に限られるため、町単独では人員不足により応急対策活動に支障をきたすことが考えられる。

このため、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、連携の強化を図っておく必要がある。

第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等

町長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性：差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性：自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1. 派遣要請依頼

総務統括班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に

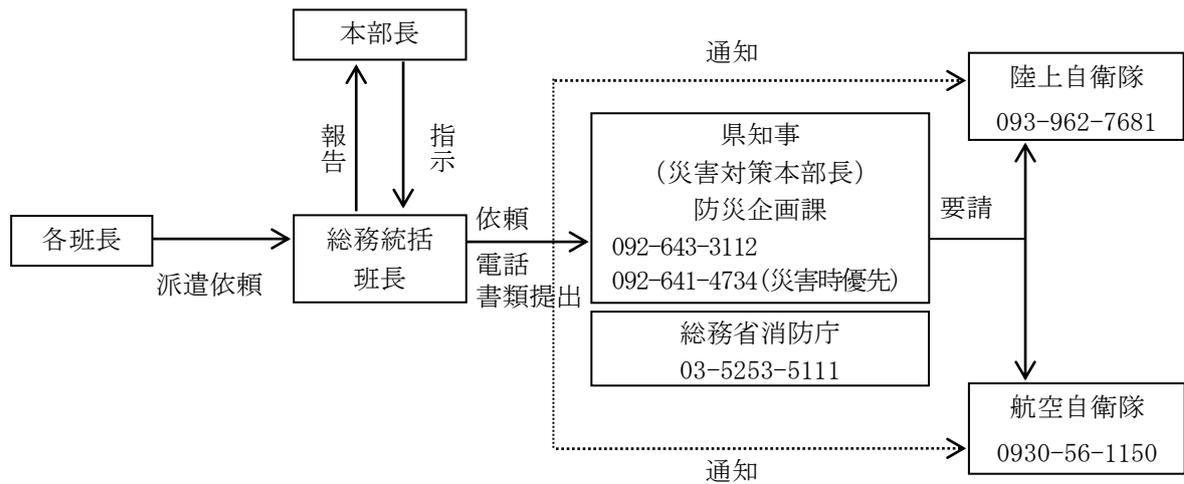
対し、知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

総務統括班は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。

■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話または口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■自衛隊派遣要請の流れ



■連絡先

駐屯部隊名	所在地	電話	部隊の長	要請先
陸上 小倉駐屯地 第40普通科連隊	小倉南区北方	093-962-7681	連隊長	第3科
航空 築城基地 第8航空団	築上郡築上町	0930-56-1150	基地司令	防衛部

2. 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

○被害状況の把握	○避難の援助	○被災者の捜索救助
○水防活動	○消防活動	○道路、水路の応急啓開
○応急医療、救護、防疫	○人員、物資の緊急輸送	○炊飯、給水の支援
○危険物の保安、除去	○その他	

3. 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4. 派遣部隊の受け入れ

総務統括班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ 臨時ヘリポートの開設準備 （ヘリコプターの応援要請を行った場合） ＊臨時ヘリポート：吉富小学校、吉富中学校 山国川河川敷（使用可能の場合）
資機材の準備	○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ○ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。
自衛隊集結地	○ 町が指定する場所（小中学校グラウンド）
連絡窓口	○ 総務統括班に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。

5. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、町と自衛隊で協議する。

6. 撤収要請

町長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 国、県、他市町村への応援要請

1. 国の機関への要請

総務統括班は、指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

また、国土交通省九州地方整備局の長に対し、「九州地方整備局との協定」に基づき、大規模災害時における現地情報連絡員の派遣等を要請する。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要 請 先	指定地方行政機関または県防災危機管理局
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）
職 員 派 遣 要 請 ・ 斡 旋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

2. 県への要請

総務統括班は、必要に応じて県（知事）に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

■県への応援要請の手続き

要 請 先	県防災危機管理局	
伝 達 方 法	文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付）	
応 援 要 請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量	<input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項
職 員 派 遣 要 請 ・ 幹 旋	<input type="checkbox"/> 派遣・幹旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間	<input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

3. 他市町村への要請

総務統括班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

第 3 消防応援の要請、受け入れ等

1. 県内への消防応援要請

本部長（町長）は、大規模災害で必要と認めるときは、福岡県消防相互応援協定書に基づき、県内の他市町村長または消防長に対し、応援を要請する。

また、個別に結んだ応援協定書による場合は、協定に基づき、応援を要請する。

(1) 応援要請の種別

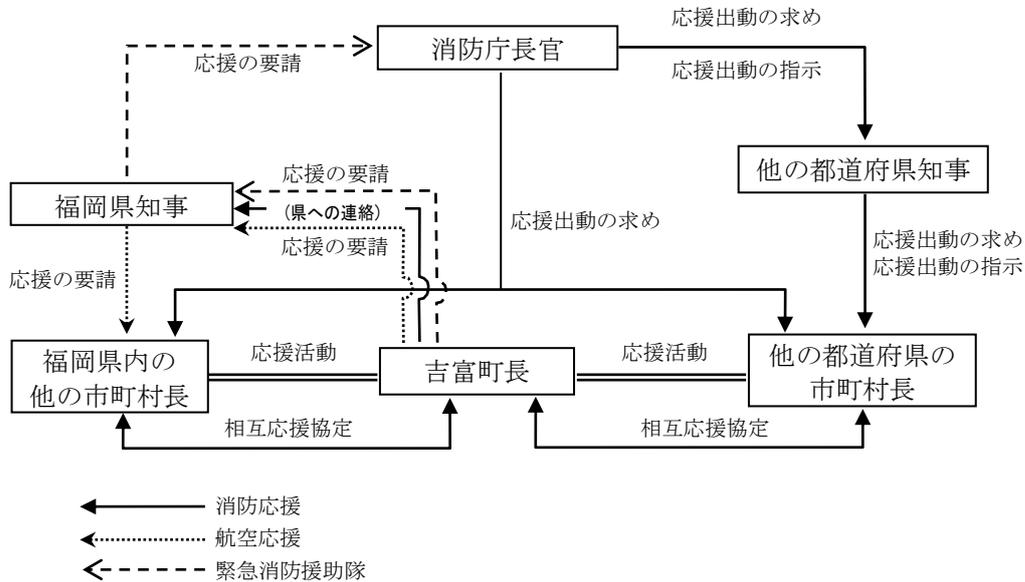
■県の応援要請に基づく内容

第一要請	<input type="checkbox"/> 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第 2 条第 1 項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	<input type="checkbox"/> 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

4. 消防機関への応援要請の流れ

消防機関への応援要請の流れは、以下に示すとおりである。

■消防機関への応援要請の流れ



第4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、日赤奉仕団、赤十字ボランティア等の民間団体や、販売業者、流通業者、事業所等の民間業者等へ災害時応援協定等に基づき協力要請を行う。

また、特別な技術や資機材等が必要となるライフライン等での応急対策や復旧活動においては、民間建設会社等で構成されている組合等の団体の協力が不可欠となることから、事前に応援協定の締結を行ったうえで、こうした団体にも協力を要請する。

■応援要請の手続き

- 要請者：町災害対策本部 総務統括班
(町災害対策本部が設置されていない場合は、総務課長)
- 手続き：下記の事項について電話等により要請し、事後速やかに書類を提出する。
 - ・要請する理由
 - ・災害の状況・場所
 - ・活動の内容
 - ・必要人員・必要資機材・必要物資
 - ・その他必要な資料

第5 ボランティアの活動支援

1. ボランティアセンターの設置

住民生活班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの設置、運営を要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

■ボランティアセンターの役割

- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 町からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 町との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

2 連絡調整等

一般ボランティアの活動支援を必要とする各班は、住民生活班に要望等を連絡する。住民生活班は、ボランティアセンターの代表者に情報を提供し、活動内容等について調整を行う。

また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するよう努める。

3. 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■一般ボランティアの活動内容

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 避難所での避難者に対する生活支援
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 在宅者の支援（災害時要援護者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 高齢者、障害者等の介護補助
- 被災者の話し相手、励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

4. 専門ボランティアの対応

専門ボランティアは、ボランティアセンターが中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 災害救助法の適用申請				総務統括班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告				総務統括班、関係各班

第1 災害救助法の適用申請

災害救助法に基づく応急救助にかかる事務処理については、すべて法令の規定によって実施する。

1. 災害救助法の適用申請

総務統括班は、町域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法適用について協議を行う。

情報提供に際しては、次に掲げる事項について口頭、電話またはファックスをもって行い、後日文書により改めて報告する。

■災害救助法の申請に伴う県への報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

なお、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、本部長（町長）は、併せて法適用を県知事に要請する。

法適用の要請を受けた県知事は、県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう本部長（町長）に指示するとともに、関係機関等に通知または報告し、一般に告示する。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報の報告に基づき、都道府県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本町における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ 町 20 世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000 世帯以上 かつ 町多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

3. 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となる。

なお、県知事は救助を迅速に行うため、必要があると認めるときには、救助事務の一部を本部長（町長）が行えるようにする。

また、本部長（町長）は、その他の救助事務についても、県知事が行う救助を補助する。

4. 適用申請の特例

本部長（町長）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5. 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則による。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長することがある。

■救助の種類

- 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供与
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 医療及び助産
- り災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 学用品の供与
- 遺体の捜索及び処理
- 遺体の埋葬
- 災害によって住居及びその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 応急仮設住宅の供与

6. 特別基準の適用申請

救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

本部長（町長）は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

総務統括班は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第6節 避難対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 避難の勧告・指示				総務統括班、関係各班、消防本部
第2 警戒区域の設定				総務統括班、関係各班、消防本部、関係機関
第3 避難誘導				住民生活班、健康福祉班、消防団、消防本部、関係機関
第4 避難所の開設				住民生活班、関係各班
第5 避難所の運営				住民生活班、教育文化班、関係各班
第6 広域的避難者の受け入れ				住民生活班、関係各班
第7 旅行者、滞在者の安全確保				総務統括班、住民生活班

災害が発生し、または発生のおそれのある危険区域がある場合に、住民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の勧告・指示、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の勧告・指示

1. 避難の勧告・指示権者

本部長（町長）は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生しまたは発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の勧告」を行う。

また、事態が切迫し、急を要するときは「避難の指示」を行う。

災害時要援護者へは、避難に要する時間に配慮して「避難準備情報」を提供する。

ただし、災害による危険がより切迫し、本部長（町長）の判断を得るいとまがないとき、または本部長（町長）が不在のときは、第3章 第1節 第4の災害対策本部の運営「1. 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が本部長（町長）の権限を代行（職務代理者として町長の権限を行使するもので、その効果は町長に帰属する）する。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の勧告・指示に関する事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令	措置
町長	意志決定 代行順位 その他の 委任町職員	災害 全般	勧告	・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条 第1項	県知事に 報告
			指示	・上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めるとき		
	知事	災害 全般	勧告 指示	・上記の場合において、町長がその全部または大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上 第5項	事務代行 の公示
	警察官 海上保安官	災害 全般	指示	・上記の場合において、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき	同上 第61条 第1項	市町村に 通知

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法 第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	・上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	・海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合または天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、または財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安法 第18条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	・警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	・警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法 第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	地すべり	指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	洪水・高潮	指示	・洪水または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

2. 避難勧告・指示等の区分

避難勧告等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難勧告等の区分

	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備 情報 (要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

3. 避難勧告・指示等の基準

本部長（町長）が行う避難の勧告・指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、または予想され、住民等の生命または身体に危険が及びおそれがある場合を基準として実施する。

■避難勧告、指示の基準

種 類	基 準
避難準備情報 (要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを観測したとき、または、津波に対して避難準備の必要性を認めるとき ○ 福岡県瀬戸内海沿岸津波予報区に「津波注意報」が発表されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県瀬戸内海沿岸津波予報区に「津波警報」が発表されたとき ○ 延焼火災、危険物の漏洩・爆発等の二次災害等により危険な状況が予測されるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県瀬戸内海沿岸津波予報区に「大津波警報」が発表されたとき ○ 延焼火災、危険物の漏洩・爆発等の二次災害等による危険が迫っているとき

■避難勧告・指示等をする場合の目安

<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台から津波に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき ○ 防災関係機関から災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき ○ 河川の上流地域が被害を受け、下流の地域に危険があるとき ○ 地すべり、がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき ○ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、または建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ○ 延焼火災が拡大または拡大のおそれがあるとき ○ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ○ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

4. 避難の勧告・指示の伝達

総務統括班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の勧告・指示を、町防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、または直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要援護者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の勧告・指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務統括班、関係各班	町防災行政無線、広報車、消防団、福岡県防災メール・まもるくん、エリアメール・緊急速報メール等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難の勧告・指示の理由 <input type="checkbox"/> 避難先 <input type="checkbox"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等 <input type="checkbox"/> 避難経路	

伝達情報の例は、以下に示すとおりである。

■伝達情報の例：避難準備情報

<p>ア. 吉富町役場からお知らせします。</p> <p>イ. ただ今、津波による危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。</p> <p>ウ. お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間がかかる方は、ただちに指定の避難所へ避難してください。</p> <p>エ. その他の方も、避難の準備を始めてください。</p>

■伝達情報の例：避難勧告

<p>ア. こちらは、吉富町です。</p> <p>イ. ただ今、津波による危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難勧告を出しました。</p> <p>ウ. なお、地震により〇〇の道路は通行できません。</p> <p>エ. 〇〇地区の方は、ただちに最寄りの避難所に避難してください。</p>

■伝達情報の例：避難指示

<p>ア. こちらは、吉富町です。</p> <p>イ. ただ今、津波による危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難指示を出しました。</p> <p>ウ. なお、地震により〇〇の道路は通行できません。</p> <p>エ. 非常に危険な状態です。すぐに避難してください。</p>

5. 県・関係機関への報告、要請

総務統括班は、避難の勧告・指示等が発令された場合は、以下のとおり県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

報 告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	消防本部、警察署等
避難所開設要請	住民生活班、避難施設管理者等

6. 解除とその伝達、報告

本部長（町長）は、関係各班からの報告により、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除する。

総務統括班は、住民に対しその情報を伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、または発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止または退去を命じることができる。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長（町長）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、災害対策基本法第116条第2項に基づき、立入禁止若しくは制限または退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金または拘留（災害対策基本法第116条第2項）、または6月以下の懲役または30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
町長	意志決定 代行順位 その他の委任町職員	災害全般	・災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	・上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する）	同上 第2項
	自衛官	災害全般	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する）	同上 第3項
	知事	災害全般	・町長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	・ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	・上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときまたは消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	・火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	・上記の場合において、消防吏員または消防団員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	・水防上緊急の必要があるとき	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	・上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

2. 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止または退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3. 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

4. 解除とその伝達

本部長（町長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1. 危険地域における避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。

なお、避難は、災害時要援護者を除き、原則として徒歩とする。

また、避難所までの避難が困難な場合は、自宅等の屋内での待機のほか、建物の2階以上や屋上で待機するなど垂直避難を行うものとする。

■避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
住 民	○ 自主防災組織、消防団、警察官、消防本部等 ※在宅の災害時要援護者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

2. 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、平常時から、おおむね次のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料（2～3食分）・飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品、印鑑等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾、ヘルメット等）、雨具類、必要に応じ防寒具、下着等

3. 避難の誘導方法

消防団は、被災地区の実情に詳しい自主防災組織と連携して避難誘導者となり、避難者を自治会および隣組等のグループ単位にまとめ、避難誘導を行う。

避難者は、町の広報や自主防災組織等の呼びかけにより、地域の公民館等の一時集合場所に移動し、避難誘導者の指示により避難所への移動を行う。

なお、災害時要援護者の避難誘導においては、災害初期の緊急措置として、健康福祉班が自主防災組織等と協力して行うが、その後は、消防団、民生委員・児童委員、福祉関係団体、社会福祉協議会等に協力を要請する。

また、中学生や高校生も、在宅時にはそれぞれの地域において自主防災組織等が実施する災害対応に協力し、避難誘導の援助等に協力するよう努める。

各関係機関等は、各々の災害時要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

■避難誘導の方法

- 避難者に、火の始末や戸締まりの確認を行う。
- 避難誘導は、病人、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人など、災害時要援護者を優先する。
- 状況が許す限り、避難誘導者があらかじめ避難経路の安全を確認し、徒歩等により避難させる。
- 自動車による避難は、原則として災害時要援護者のみとし、その際は安全性に配慮する。
- 車両使用による家財の持ち出し等は危険であることから中止させる。

また、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

4. 避難誘導時の留意事項

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

■避難誘導時の留意事項

- 避難の目的・場所を明確にする。
- 自治会等の、地域住民の生活単位ごとにまとまるようにグループを編成して避難者の確認を行い誘導する。
- 可能であれば、災害時要援護者は、介添人や家族とともに避難所へ誘導する。
なお、避難所では対応できない場合は、福祉避難所へ誘導する。
- 避難誘導者は、少なくとも先頭・中間・後方に位置し、脱落者等のないように注意する。
- 避難誘導に際しては、必要に応じロープ等で身体を繋いだり、車両等を利用する。

第4 避難所の開設

1. 避難所の区分

避難所の使用区分としては、以下のような考え方を基本とする。

■ 指定避難所・避難場所の使用区分

区 分	摘 要
避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等で避難が必要な際に、避難者を受け入れる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富フォーユー会館 ・ 吉富町老人福祉センター ・ 吉富保育園（こどもの森） ・ 吉富町体育館、吉富町武道館、吉富町子育て支援センター（旧幼稚園） ・ 吉富小学校（校舎）、吉富中学校（校舎） ・ 西光寺、宝福寺、八幡古表神社
福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者の受け入れを行う施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
広域避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災に対しても十分な広さを有する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富小学校（運動場）、吉富中学校（運動場） ・ 吉富漁港総合グラウンド

2. 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長（町長）により、指定避難所・避難場所から選定する。

避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員及び教育文化班が、各施設の管理者等の協力を得て実施する。

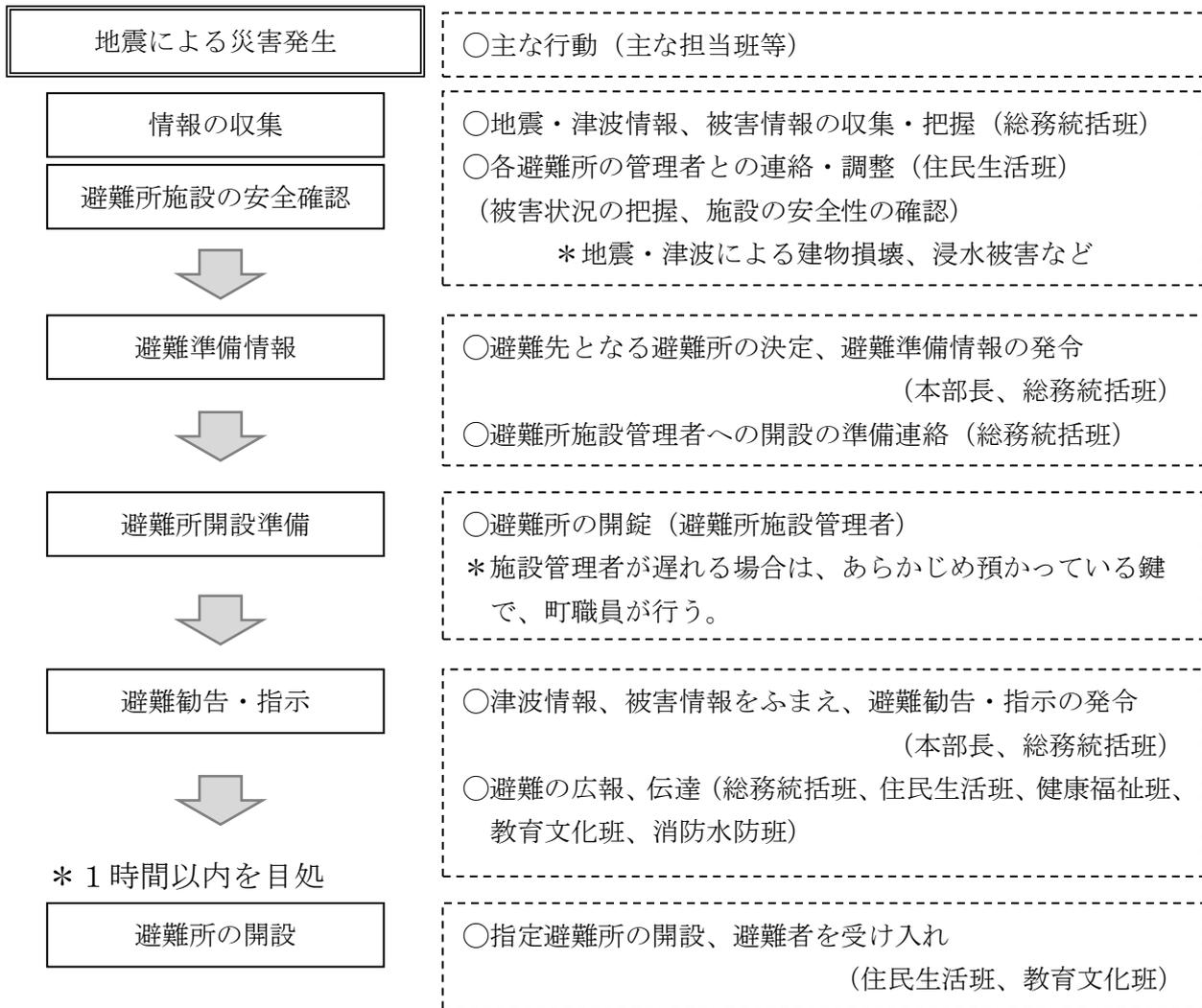
なお、住民生活班は、あらかじめ避難所担当職員を指名しておくものとする。

緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員等が実施する。

また、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

避難所開設までの流れについては、概ね以下のとおりである。

■避難所開設までの主な流れ



2. 避難所の追加指定

大規模災害により被災者が多くなった場合や指定避難所の被災により、避難所の不足が生じた際は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時避難所とすることができるものとする。

なお、町域の避難所では収容力が不足するときは、県または近隣市町村へ避難所開設を要請する。

3. 自主避難等への対応

町が開設する指定避難所・避難場所への避難とは別に、住民が自主避難するときは、自治会等で開設する公民館等を使用する。

また、指定避難所への移動等が困難な場合は、一時避難場所（地域の公園や広場）において一時的に避難し、その後の状況により安全が確認されれば指定避難所への移動を行う。

4. 避難所開設の周知、報告

住民生活班の避難所担当職員は、避難所を開設したときは、開設及び収容人数等の報告を総務統括班に行うとともに、速やかに住民に周知する。

総務統括班は、県（知事）に対し次の報告を行う。

■県への報告事項

- 避難発令の理由
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）
- 避難所開設の日時及び場所、施設名
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間の見込み
（災害救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

5. 避難者の受け入れ

避難所担当職員は、避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、一旦広いスペースに誘導する。

その後、災害時要援護者とその他避難者のスペースを確保・決定し、それぞれを受け入れる。

■避難者の受け入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

6. 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

第5 避難所の運営

1. 運営担当

避難所の運営は、災害初期では住民生活班が避難所担当職員として行い、担当するとともに、学校等では教育文化班がこれに協力する。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

■運営事項

- 避難者名簿等の作成
- 居住区域の割り振りと班長の選出
- 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給
- 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- 運営記録の作成
- 生活ルールの作成

2. 避難者カード・名簿の作成

避難所担当職員は、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。
 避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管する。
 また、その写しを総務統括班に送付する。

3. 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合、教育文化班と協力し、円滑に避難所を運営するため必要な調整を行う。

4. 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所担当職員は、自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、班長や副班長等について女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

5. 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所担当職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を総務統括班に請求する。
 物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

6. 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務統括班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

7. 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者等、情報の入手が困難な避難者には十分配慮する。

8. 管理・運営の留意点

関係各班、自主防災組織は、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。

■避難所の管理・運営の留意点

- 避難者の把握（出入りの確認）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 災害時要援護者への配慮
- 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る。

9. 長期化への対応

関係各班は、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等を行う。
- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）を取り入れる。
- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

10. 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

総務統括班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

総務統括班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースを確保する。

1 1. 福祉避難所の運営

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設とする。

本町では、指定避難所の吉富あいあいセンター(吉富町保健センター)が該当する。福祉避難所の運営に際しては、下記の点に留意する必要がある。

■福祉避難所の留意事項

- 各避難所において災害時要援護者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。この際、必要に応じて、家族同伴等の対応を行う。
- 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。
(介助員の配置は災害救助法に基づく経費負担ができるが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となる。)

1 2. 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの(在宅避難者)については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

在宅避難者への食料等の配給は、各避難所または状況により地区の要所で行う。

配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第6 広域的避難者の受け入れ

総務統括班及び関係各班は、町外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第7 旅行者、滞在者の安全確保

総務統括班及び関係各班は、交通機関の管理者等と連携し、高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し支援を行う。

1. 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、町、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2. 施設等の提供

住民生活班は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、または危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第7節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 行方不明者名簿の作成				住民生活班
第2 救助活動の実施				消防団、消防本部、健康福祉班
第3 救急活動の実施				消防団、消防本部、健康福祉班
第4 消防活動の実施				消防団、消防本部、総務統括班

救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者名簿の作成

住民生活班は、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

■行方不明者名簿

- 庁舎内に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署、消防本部、消防団にも提供する。

第2 救助活動の実施

1. 救助活動

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

本部長（町長）は、災害の規模、状況等に応じて健康福祉班を現地に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防本部、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

2. 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署や隣接する消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、国、県や隣接市町村の協力または建設事業者団体等に出動を要請する。

3. 住民及び事業所等の救助活動

住民及び事業所等は、災害が発生したときは、当該地区の自主防災組織と連携し、自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

自主防災組織等においても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

なお、消防団及び消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部、消防団及び健康福祉班は、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所または救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署、町、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 町内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第4 消防活動の実施

1. 活動体制の確立

消防本部は、総務統括班と連携し、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、消防長は、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防本部は、災害により必要と判断したときは、本部長（町長）を通じて、消防団長に対して団員の招集を要請し、適切な警備体制を確立する。

2. 留意事項

消防本部及び消防団は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 地域住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

3. 活動内容

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

■消防団の活動内容

出 火 防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。
消 火 ・ 救 急 救 助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避 難 誘 導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告・指示がなされたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

4. 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は、第4節 第3「消防応援の要請、受け入れ等」を参照。

5. 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防団及び消防本部が到着したときは、その指示に従い協力する。

6. 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 医療救護チームの編成				健康福祉班
第2 医療救護所の設置				健康福祉班
第3 医療救護活動				医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送				健康福祉班、消防本部
第5 医薬品、医療資機材の確保				健康福祉班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理				健康福祉班
第7 心のケア対策				健康福祉班

災害が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

なお、本町では、新行橋病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

1. 医療情報の収集

健康福祉班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2. 要請及び出動

健康福祉班は、必要により次のように医療救護チームの出動を要請する。

■出動要請

災害により多数の傷病者が発生した場合	<input type="radio"/> 医師会に医療救護チームの出動を要請する <input type="radio"/> 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
医療関係者が自ら必要と認めたとき	<input type="radio"/> 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3. 医療救護チームの編成

健康福祉班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

医師会は、歯科医師会、薬剤師会と連携し編成する。

災害の規模、状況によっては、町外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

なお、救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

名 称	編成機関	チームの構成	備 考
医療救護チーム	医師会	医 師：1～2名 看護師：1～4名 薬剤師：1名 補助員：1名	必要により 運転手：1名

第2 医療救護所の設置

健康福祉班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として避難所等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館や集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

■医療救護所設置の留意点

<input type="radio"/> 被災傷病者の発生及び避難状況 <input type="radio"/> 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制 <input type="radio"/> 被災地の医療機関の稼働状況 <input type="radio"/> 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し <input type="radio"/> 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ※）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ・タグ※の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

※トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重傷に見えないので注意が必要。

第4 後方医療機関の確保と搬送

1. 後方医療機関の確保

健康福祉班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

また、町内の医療機関では収容が困難な重症病者については、町外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠点病院等に収容する。

なお、町外への転送が必要な時は、県または近隣市町村へ要請する。

2. 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がないときは、住民の協力を得て搬送するか、または消防団、警察署、後方医療機関へ搬送要請を行う。

なお、総務統括班は、交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、町、自主防災組織等
医療救護所から後方医療機関へ	医療救護チームを派遣した機関
医療機関から後方医療機関へ	当該医療機関

第5 医薬品、医療資機材の確保

1. 医薬品、医療資機材の確保

健康福祉班は、医薬品、医療資機材が不足するときは、薬剤師会等と連携して、原則として次のとおり確保する。

また、町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、町が手配したもので対応する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する。
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する。
- 入手が困難な場合は、町災害対策本部から京築保健福祉環境事務所を通じて県災害対策本部へ、または県災害対策本部へ直接、供給を要請する。
- なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する。
この場合、費用は町が実費弁償する。

2. 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を要請する。
また、必要に応じて住民に献血の協力を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

健康福祉班は、この活動に協力する。

1. 生活環境の整備、確認

保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2. 健康状況の把握

健康福祉班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

また、保健福祉環境事務所と協力し、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

3. 相談・指導

健康福祉班は、保健福祉環境事務所と協力して、巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4. 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者等への医療体制の確保に努める。

第7 心のケア対策

健康福祉班は、大規模な災害が発生したとき、または避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安への対策を行う。

第9節 災害時要援護者等対策

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 災害時要援護者の安全確保、安否確認				健康福祉班
第2 災害時要援護者の避難支援				健康福祉班
第3 避難所の災害時要援護者に対する応急支援				健康福祉班
第4 福祉避難所等の確保、災害時要援護者の移送				健康福祉班
第5 災害時要援護者への各種支援				健康福祉班
第6 福祉仮設住宅の供給				健康福祉班、産業建設班
第7 福祉仮設住宅での支援				健康福祉班
第8 外国人等への支援対策				総務統括班
第9 帰宅困難者への支援対策				総務統括班

災害時要援護者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者（児）、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 災害時要援護者の安全確保、安否確認

1. 安全確保

健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、災害時要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2. 安否確認

健康福祉班は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認を行う。

安否確認は、吉富町災害時要援護者台帳等の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告（業者委託）または町が名簿により直接確認
- 身体障害者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、町が名簿により直接確認

第2 災害時要援護者の避難支援

健康福祉班は、避難誘導にあたり、吉富町災害時要援護者台帳に登録されている要援護者をはじめ、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等の災害時要援護者を十分考慮するとともに、避難支援のために必要と認めるときは、台帳の情報を関係機関に提供する。

また、要援護者の中でも、特に自らの移動が困難な要介護・要介助の者を優先するなど、避難の優先順位等についても配慮する。

なお、避難にあたっては、自主防災組織等により、速やかに地域住民を集団避難させる。

第3 避難所の災害時要援護者に対する応急支援

健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、避難所の災害時要援護者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

■避難所の災害時要援護者への支援内容

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド、マットレス ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
災害時要援護者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所の確保、災害時要援護者の移送

1. 福祉避難所の確保

健康福祉班は、必要と認めるときは、福祉避難所に緊急受け入れを要請する。

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保
 - ・ 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
- 不足するときは、協定を締結している社会福祉施設等に特別受け入れ要請を行う。
 - ・ 老人保健施設、老人ホーム、障害者福祉施設など

なお、福祉避難所への入所対象者は、以下のとおりである。

■福祉避難所の入所対象者等について

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者。
- 介護認定を受けている者、被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図る。
- なお、災害時における要援護者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要援護者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する
- 要援護者一人あたりの面積の目安としては、2～4㎡/人とする。

2. 福祉避難所への移送

健康福祉班は、福祉避難所が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに災害時要援護者を移送する。

この際、要援護者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

3. 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 災害時要援護者への各種支援

健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の災害時要援護者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など、次のような支援を行う。

■災害時要援護者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第6 福祉仮設住宅の供給

産業建設班は、健康福祉班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、災害時要援護者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 災害時要援護者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 災害時要援護者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

健康福祉班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他災害時要援護者向けサービスの実施

第8 外国人等への支援対策

1. 外国人の支援対策

総務統括班は、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、町内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に、県が実施する(公財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、防災メールまもるくん英語版、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

2. 旅行者への対応

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等からの情報を収集し状況を把握す

るとともに、災害応急対策の実施に際し、関係機関等から情報提供の要請があった場合には迅速に提供する。

第9 帰宅困難者への支援対策

総務統括班は、災害により、公共交通機関が停止した場合に、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1. 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2. 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第10節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 交通情報の収集、規制				産業建設班
第2 道路及び海上交通の確保				産業建設班
第3 車両等、燃料の確保、配車				総務統括班
第4 緊急通行車両の確認申請				総務統括班
第5 緊急輸送				総務統括班
第6 物資集配拠点の設置				総務統括班、住民生活班
第7 臨時ヘリポートの設置				総務統括班、産業建設班

第1 交通情報の収集、規制

1. 情報収集

産業建設班は、消防団と連携し、警察署、第七管区海上保安本部、漁港管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

2. 町道の交通規制

産業建設班は、必要に応じ、道路管理者として町道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止または制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止または制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 または第114条の3
警 察 官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 または第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び 消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限することができる。	道路法（昭和27年法律 第180号）第46条

3. 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止または制限及び指導の措置を講じる。

産業建設班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、または使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様または海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1. 交通施設の応急復旧

道路管理者は、産業建設班、県及び関係機関等と連携・協力し、安全、円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

■通行確保のための措置

- 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。
- 通行の禁止及び制限を行った場合は、必要に応じて適当なまわり道等を明示し、一般の交通に支障がないように配慮する。
- 警察と連携・協力し、警察より交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について警察へ連絡する。
- 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- 避難道路は、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 上下水道、電気、ガス、電話等、道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

2. 緊急輸送路の確保

産業建設班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

3. 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

町域に該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

路線区分	町域の路線
緊急輸送道路（2次）	主要地方道：吉富本耶馬溪線

4. 道路の障害物の除去

産業建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。
 なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

5. 海上輸送路の確保

産業建設班は、海上における緊急輸送ネットワークの拠点となる近隣の港湾の利用について、関係自治体と連携して被害状況を把握し、必要に応じて応急復旧に協力するなどにより、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、関係自治体、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、近隣の港湾内の航行可能路を選定するなど、海上輸送ルート確保に努める。

なお、海上輸送拠点は近隣の港湾とし、当該港湾において陸揚げされた緊急物資等は、陸上輸送により本町内へ搬送を行う。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1. 車両、燃料の確保

(1) 車両、燃料の調達

総務統括班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。

■車両、燃料の調達

区 分	内 容
町有車両の把握	○ 調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 町有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

総務統括班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。

車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員を充てる。

2. 県への要請依頼

総務統括班は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1. 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制または制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務統括班は、災害対策に使用する車両について、県または公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県または公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

2. 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

総務統括班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画・調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

また、総務統括班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■ 緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水など生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

住民生活班は、総務統括班と連携して、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、または大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

■物資集配拠点施設

- 吉富中学校体育館

第7 臨時ヘリポートの設置

総務統括班は、産業建設班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。本町における、災害時の臨時ヘリポートは下表のとおりである。

■臨時ヘリポート

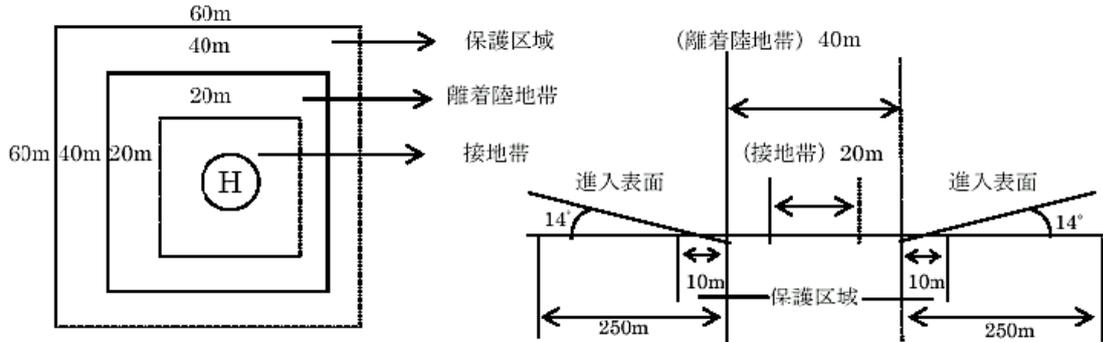
名称	所在地	連絡先
吉富小学校グラウンド	吉富町大字広津 665-1	0979-23-2179
吉富中学校グラウンド	吉富町大字直江 612	0979-22-0813
山国川河川敷（使用可能の場合に利用する）		

■設置に係る留意事項

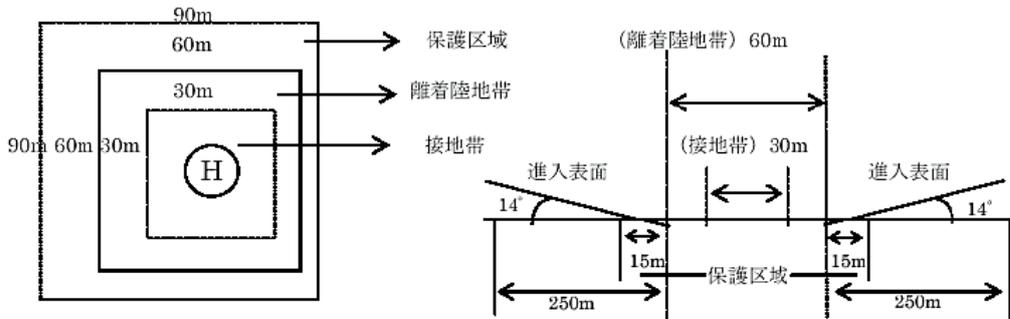
- 標示
 - ・上空から確認しうる風の方向を標示する旗または発煙筒等を用意する。
 - ・着陸地点には、石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中に「H」の字を標示する。
- 危険防止
 - ・離着陸時は、風圧などにより危険であるため、安全上の警戒員を配し、関係者以外の者及び車両の進入を規制すること。（注）児童・生徒の接近をさせないこと。
 - ・離着陸場所の付近には、飛散物を放置しないこと。
 - ・砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を行うこと。
 - ・ヘリコプターを中心として、半径20m以内は火気厳禁とすること。

■臨時ヘリポートの基準（目安要件）：福岡県地域防災計画より

ア 中型（AS365、ベル412等以下）のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、A332等以上）のヘリコプターの場合



- 注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。
 接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。
- 注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離着陸時には着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。
 表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。
- 注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

第11節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 飲料水の確保、供給				住民生活班、総務統括班
第2 食糧の確保、供給				総務統括班
第3 炊き出しの実施、支援				総務統括班
第4 生活物資の確保、供給				総務統括班
第5 物資の受け入れ、仕分け等				住民生活班
第6 被災者相談				総務統括班

災害時においては、断水や汚染による応急給水、食糧や生活必需品の応急配給、緊急物資等の受け入れ等が必要となる。

応急給水や食糧及び生活物資の配給は指定避難所、炊き出しは指定避難所をはじめ、学校の給食棟や家庭科室、公民館などで行う。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたることになるため、自主防災組織やボランティアの協力を得て生活救援活動が円滑に進むよう努めるものとする。

第1 飲料水の確保、供給

災害による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水には多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など、災害時に特に優先的に給水を確保する必要がある施設等については事前に把握し、災害発生後には速やかな給水の確保を図る。

1. 給水需要の調査

住民生活班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2. 給水活動の準備

住民生活班は、給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3ℓ/人・日とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

応急給水においては、次表を参考に目標水量を設定する。

■ 応急給水の目標水量

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3リットル／人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20リットル／人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100リットル／人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約250リットル／人・日	概ね10m以内	自宅での洗濯・入浴
29日以降	通水	—	被災前と同水準

■ 給水活動の準備事項

活動計画作成	<input type="checkbox"/> 給水方法 <input type="checkbox"/> 人員配置	<input type="checkbox"/> 給水量 <input type="checkbox"/> 広報の内容・方法	<input type="checkbox"/> 資機材の準備 <input type="checkbox"/> 水質検査等
資機材などの確保	<input type="checkbox"/> 保有する車両及び資機材を使用する。 <input type="checkbox"/> 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	<input type="checkbox"/> 町単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。		

3. 給水活動

住民生活班は、原則として避難所等に給水所を設置し、設置場所には給水所の看板等を掲示し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所担当職員等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により給水を行い、容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

なお、飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期すものとする。

また、給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、事前に実施した調査結果により飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

4. 広報

住民生活班は、総務統括班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

5. 災害救助法に基づく措置

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる内容

- 水の購入費
- 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 薬品及び資材費

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(4) 期間

災害発生の日から7日以内

(5) 給水量等の基準

給水の条件	給水量の基準	備考
ア. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル	飲料水のみ
イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14リットル	洗面、食器洗い
ウ. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ+洗濯用水
エ. イ、ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ+入浴用水

第2 食糧の確保、供給

1. 基本的な考え方

- ① 給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に行う。
- ② 当初は、公民館等の給食・炊事施設で、被害を受けていない施設での炊き出しを行う。また、弁当業者、製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を行う。この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には、各避難所等までの配送を含めて依頼し、町職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。
- ③ ②による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として、備蓄の乾パン等を供給するが、できるだけ早期に②による給食に切り替える。
- ④ 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- ⑤ ④以外の施設等への直接の配送は、以下のような場合に行う。
 - ・地震災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域。
 - ・病院、社会福祉施設等の傷病人、災害時要援護者関係の施設。
- ⑥ 住民においては、以下のように対応する。
 - ・避難所に収容された以外の住民については、2～3日間は、原則として、住民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - ・住民相互で助け合う。
- ⑦ 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

2. 食糧供給の対象者等

食糧は、次の者を対象に、弁当、パンまたは米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、町内通過者等で、他に食糧を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食糧の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼または床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 町長が、給与が必要と認めた者
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う。 ○ 知事が指定する者から給与を受ける。

3. 需要の把握方法

総務統括班は、食糧の需要について、避難所担当職員等からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所の必要数は、総務統括班が把握する。
- 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て総務統括班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務統括班が把握する。

4. 業者からの調達

総務統括班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

5. 国の米穀等の調達

本部長（町長）は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀等の供給を県に要請する。

米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局福岡地域センターから調達する。

なお、手続きは、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領による。

6. 食糧の輸送

総務統括班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで食糧の輸送を依頼する。業者の輸送が困難なときは、総務統括班が町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

7. 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。

避難所への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

第3 炊き出しの実施、支援

住家の被害によって自宅で炊事することができない者、または避難所に收容された者及び災害応急対策要員等に対して、一時的に食生活を確保するため、必要に応じて炊き出しを行う。

1. 炊き出しの実施

住民生活班は、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2. 炊き出しの方法

住民生活班は、炊出し及び食糧の配給のために必要な原材料や燃料等の確保を行う。

なお、炊出し及び食品の配給を実施する場合には責任者の指定を行い、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる施設、学校の家庭科室、公民館等を使用する。なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は、業者等から調達する。
- 状況に応じて自衛隊等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

また、炊き出し、その他による食糧の給与は、できるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれや重複支給がないように注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1. 基本的な考え方

- ① 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に行う。
- ② 当初は、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。また、協定業者に依頼する場合は、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は、管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- ③ 住民においては、以下のように対応する。
 - ・原則として、2～3日間は、住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - ・住民相互で助け合うものとし、在宅の災害時要援護者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。
- ④ 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画をたて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に行う。
- ⑤ 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する生活必需品等の支給が必要になってくることから、自主防災組織は、町が行う生活必需品等の配付活動に協力する。

2. 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし、コップ等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレットペーパー、電池、使い捨てカイロ等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品の給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害（全焼、全壊、半焼、半壊等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
給与の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一括購入し、または備蓄物資から供与する。
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額
給与・貸与期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て延長できる。

3. 需要の把握方法

総務統括班は、生活物資の需要について、食糧と同様に、避難所担当職員からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 各避難所での必要数は、総務統括班が把握する。
- 住宅残留者の必要数は、自主防災組織等の協力を得て総務統括班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務統括班が把握する。

4. 業者からの調達

総務統括班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣業者等から生活物資を調達する。

5. 生活物資の輸送

総務統括班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務統括班が町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

6. 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

7. 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。

避難所への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

第5 物資の受け入れ、仕分け等

1. 物資の保管、仕分け、在庫管理

住民生活班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達または救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

■物資集配拠点施設

- 吉富中学校体育館

2. 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。
特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第6 被災者相談

1. 相談窓口の設置

総務統括班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、被災者相談窓口を状況に応じて庁舎、指定避難所等に設置し、関係各班の担当者を配置する。

2. 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- り災証明書等の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他の相談事項

第12節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 被災建築物の応急危険度判定				産業建設班
第2 被災宅地の応急危険度				産業建設班
第3 応急仮設住宅の建設等				産業建設班、総務統括班、健康福祉班
第4 応急仮設住宅の入居者選定				産業建設班
第5 被災住宅の応急修理				産業建設班、総務統括班

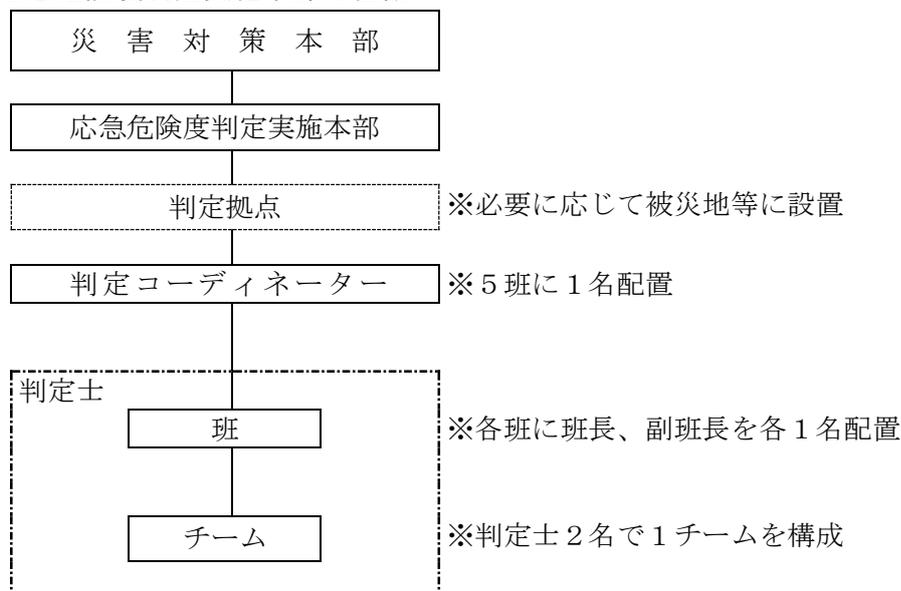
第1 被災建築物の応急危険度判定

1. 応急危険度判定実施本部の設置

本部長（町長）は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置する。

産業建設班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル（日本建築防災協会）等に基づき判定作業を行う。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2. 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 住民への広報、相談等

3. 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された町職員が担当する。

不足するときは、県に支援を要請する。

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4. 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○ その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	○ 立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	○ 建築物は使用可能

※ 判定士の育成
町職員の中から判定士の育成に努める。

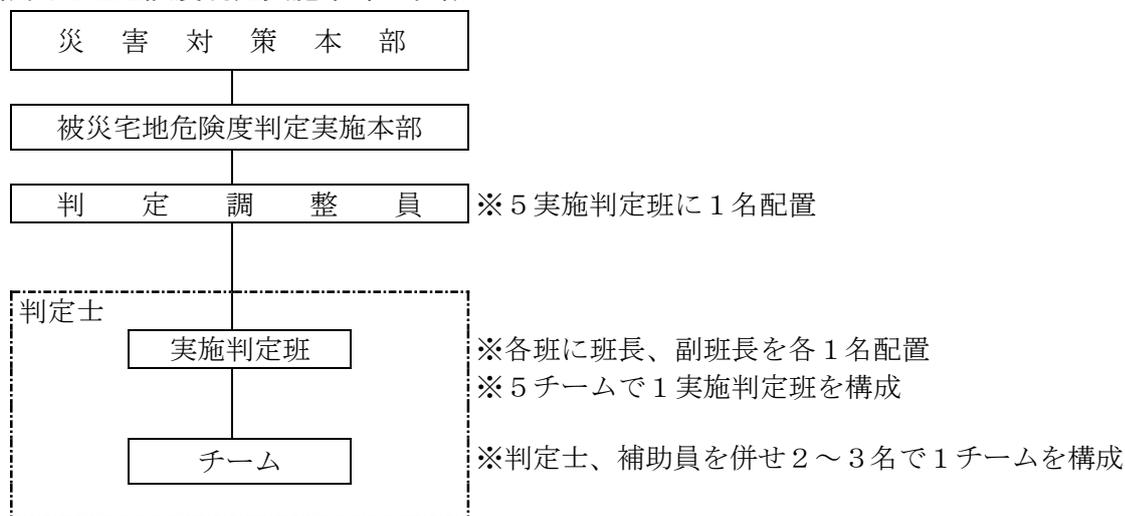
第2 被災宅地の危険度判定

1. 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長（町長）は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

産業建設班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2. 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 住民への広報、相談等

3. 判定調整員

判定調整員は、事前登録された町職員が担当する。

不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4. 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。

判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

※ 判定士の育成
町職員の中から判定士の育成に努める。

第3 応急仮設住宅の建設等

1. 需要の把握

産業建設班は、総務統括班と連携して、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口または避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2. 用地の確保

産業建設班は、町有地について被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、建設場所を確保する。

なお、町有地が困難な場合は、公有地及び私有地とする。

3. 応急仮設住宅の建設

産業建設班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障害者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を行う。

(1) 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は本部長（町長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（町長）が行う。

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたときは、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

■仮設住宅の建設基準等

建設の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1戸当たり 29.7 m² (9坪) を基準 ○ 木造平屋建て ○ 1戸当たりの費用については、町長がその都度定める。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、町指定の建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、速やかに完成する。

(3) 供与機関

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4. 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5. 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6. 応急仮設住宅の管理

産業建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

7. 公営住宅の確保

健康福祉班は、住宅を失った被災者に対し、町営住宅の空き家の確保、供給に努める。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

1. 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

なお、産業建設班は県と協議のうえ、入居者を選定する。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者
- 自らの資力では、住宅を確保することのできない者
- ※被災地における住民登録の有無は問わない

2. 入居者の選定

産業建設班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

災害時要援護者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第5 被災住宅の応急修理

産業建設班は、災害のために住家が半壊、半焼し、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

1. 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による応急修理の対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2. 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

修理を実施する住宅の選定は、県が町（産業建設班）の協力を得て行う。

3 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、総務統括班は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第13節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 被災地の防疫				健康福祉班、産業建設班
第2 仮設トイレの設置				住民生活班
第3 し尿の処理				住民生活班
第4 生活ごみの処理				住民生活班、健康福祉班
第5 住家、河川等の障害物の除去				産業建設班
第6 がれきの処理				産業建設班
第7 動物の保護、収容				健康福祉班、住民生活班

第1 被災地の防疫

町は県と連携し、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

1. 防疫対策

健康福祉班は、保健福祉環境事務所の指導または指示により、清潔方法・消毒方法の施行、そ族昆虫等駆除の防疫活動を行う。

また、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

■災害時における防疫対策の内容及び留意点

- 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- 健康状態の把握、健康診断の実施
- 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- 優先地域、優先患者の確認

2. 防疫チーム等の編成

健康福祉班は、保健福祉環境事務所及び医師会等の協力を得て、防疫活動を行うための防疫チームを編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を行う。

なお、人員が不足するときは、県に応援要請を行う。

また、被災地区の防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫チームの補助を行う地区防疫班を編成する。

地区防疫班の班長は自治会長とし、班員は自治会員とする。

■防疫チーム等の編成

名 称	編成機関	チームの構成人員
防疫チーム	健康福祉班	衛生技術者1名、作業員2～3名、事務1名
地区防疫班	住 民	班長：自治会長、班員：自治会員

3. 防疫活動

災害により感染症が発生し、または発生のおそれがある地域において消毒等を行う。消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や住民の協力を得て、防疫活動を実施する。

(1) 災害防疫業務の内容

防疫チームは、地区防疫班の協力を得ながら、県（知事）の指導または指示に基づき、以下に示す防疫活動を行う。

■災害防疫業務の内容

- 感染症の予防教育及び広報活動の強化
- 消毒の施行
- そ族、昆虫等の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

(2) 消毒方法

防疫活動における消毒方法については、下表によるものとする。

■防疫活動における消毒方法

対 象	消毒場所	消毒方法
飲料水	井 戸	クレゾール石灰水（または次亜鉛素酸ソーダの投入） 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。 安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上水道	塩素滅菌処理の実施
家屋内	炊事場等	石灰酸、クレゾール石鹼水の使用 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭
	床下等	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤を散布 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭
便槽、浄化槽	便 槽	汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性がある ので注意する。 汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄化槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。
芥溜、溝渠	芥溜周辺 溝 渠	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却

(3) 消毒薬剤の所要量及び算出基準

使用する消毒薬剤の所要量及び算出基準は、下表を目安とする。

■消毒薬剤所要量の算出方法

区 分	薬剤の種類	容量の目安
床上浸水家屋 (全壊、流出を含む)	石炭酸またはクレゾール	1戸あたり 0.3 リットル
	混合乳剤	1戸あたり 0.2 リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 0.2 リットル
床下浸水家屋	石炭酸またはクレゾール	1戸あたり 0.1 リットル
	混合乳剤	1戸あたり 0.1 リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 0.2 リットル

(4) ライフラインの寸断時の対応

ライフラインが寸断された場合の対応については、下表によるものとする。

■ライフライン寸断時の対応

- アルコール綿や速乾性手指消毒液の配布を行う。
- 手洗い用の水（ペットボトル等）の配布を行う。
- 紙タオル、ウエットティッシュの配布を行う。（温めて、身体の清拭に使用する等）

(5) そ族、昆虫等の駆除

県（知事）より、そ族、昆虫等の駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条に基づき、それらの駆除を行う。

4. 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や町が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

5. 避難所の防疫措置

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあることから、健康福祉班は、次の防疫措置を実施する。

■避難所における防疫措置

- 避難所の清掃、消毒方法
- 避難者に対する健康調査の実施
- 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- トイレの清掃
- 簡易トイレの設置
- 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

6. 町に対する指示及び制限（福岡県）

県知事は、伝染病予防上必要があると認めたときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、その範囲及び期間等を定めて、町長に対し、次の事項について指示または制限を行う。

■町に対する指示等

- 消毒の指示
- そ族、昆虫等の駆除の指示
- 物件に係る消毒の指示
- 生活用水の使用制限及び供給の指示

7. 家畜の防疫

産業建設班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

第2 仮設トイレの設置

住民生活班は、大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。

仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したもので、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に協力を要請する。

第3 し尿の収集・処理

住民生活班は、環境衛生事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、貯留した、し尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設（周防苑）において処理する。

収集・処理が困難なときは保健福祉環境事務所に連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

なお、浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

■留意点

○ し尿処理量の算出基準

$$\text{要総処理量 (㍑)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \text{ 戸数} \times 75 \text{㍑}$$

第4 生活ごみの処理

住民生活班は、豊前市外二町清掃施設組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、自治会ごとに収集し、地区清掃班長（自治会長）の指定する場所に集積し処理する。

車両による収集・運搬は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて町職員が行い、ごみ処理場（豊前市外二町清掃センター）で焼却、処理する。

大量の発生により、収集・処理が困難なときは、保健福祉環境事務所へ連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

■生活ごみの収集・処理の留意点

- ごみ処理量の算出基準（1戸当たり）
 - ・全壊（流出）1トン ・半壊0.5トン ・床上浸水 0.2トン
- 住民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

第5 住家、河川等の障害物の除去

1. 住家に係る障害物の除去

産業建設班は、住家またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

その対象は、次のとおりである。

■住家障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊または床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、必要に応じて町が実施し、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

2. 河川関係の障害物の除去

産業建設班は、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障害物を除去する。

なお、町管理以外の河川などについては、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

第6 がれきの処理

1. がれき処理の対象

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、産業建設班が収集・処理を行う。

2. 実施体制

町のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

3. 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

○ 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
○ 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
○ 木くずは、焼却処分とする。
○ コンクリート等は、選別して再生処理業者または最終処分場に運搬し、処理する。
○ 適切な分別により可能な限りリサイクルを行う。
○ 施設の処理能力を越えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。
○ がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

なお、震災によるがれきの処理量については、環境省による「災害廃棄物対策指針」を参考に算定するものとし、下表に、過去の震災等における発生量原単位及び計算例を示す。

■震災廃棄物の処理量等算定例 1

<床面積当たり原単位から求める例（原単位：トン/m²）>

建物構造	被害程度	発生量原単位	災害／地域	提示された計算式	出典等
木造	倒壊	0.6	—	(全壊+半壊/2)× (床面積×原単位)+ 焼失×焼失原単位	中央防災会議 (2001)
非木造	倒壊	1			
—	焼失	0.23			
木造	—	0.31	東京都	—	大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係る調査報告書 (2009)
R C構造	—	1.1			
S造	—	0.8			
—	焼失	0.21			
木造	—	可燃 0.13~0.26	阪神・淡路大震災(兵庫県資料)	(一棟あたりの平均延床面積)×発生量原単位×解体建物の棟数	環境省 震災廃棄物対策指針
		不燃 0.6~0.37			
鉄筋	—	可燃 0.0~0.15			
		不燃 0.85~1.5			
鉄骨	—	可燃 0.05~0.14			
		不燃 0.36~1.13			
木造	—	0.61~0.71	同上 (京都市資料)		
木造・非木造	—	0.20~0.61			

＜棟・世帯・戸当たり原単位から求める例（原単位：トン／棟・世帯・戸＞

建物構造	被害程度	発生量原単位	災害／地域	提示された計算式	出典等
—	—	39.7～44.7(戸)	—	—	住宅作業解体処理業者連絡協議会(2012)
—	—	57～85(棟)	新潟県 中越沖地震	—	環境省報告書(2006)
非公共・公共を含む	—	61.9(世帯) 113(棟)	阪神・淡路 及び 中越沖地震	—	N. Hirayama 他(2011)
木造	—	29.3(棟)	東京都	—	大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係る調査報告書(2009)
RC構造	—	230.7(棟)			
S造	—	195.9(棟)			
—	焼失	19.82(棟)			
—	—	49.2(棟)	新潟県 中越沖地震	うち、廃木材 7.2、木くず 2.1、コンクリート 24、可燃 2.3、廃家電 0.1 等	

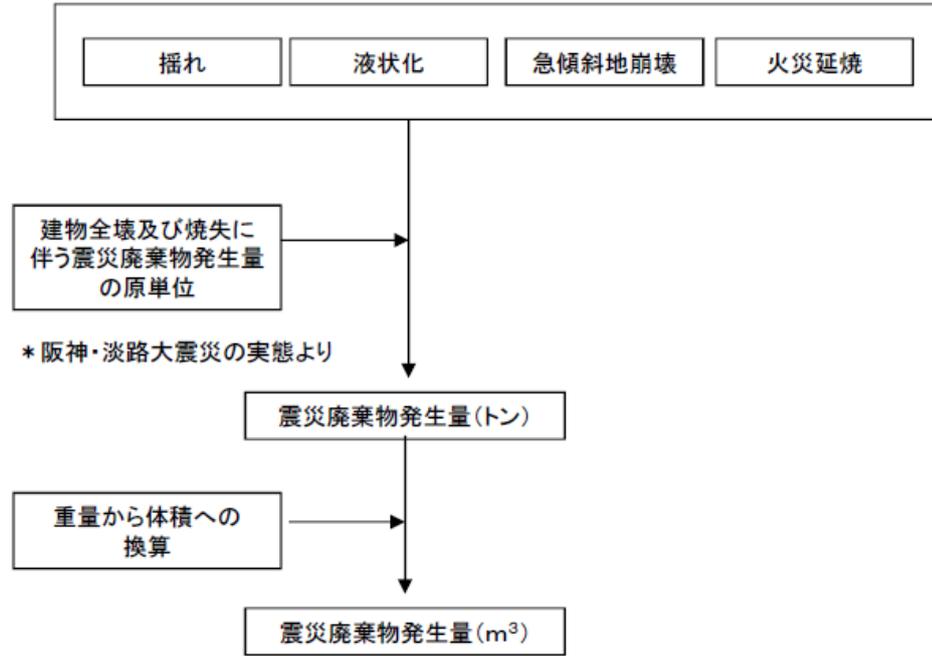
資料：災害廃棄物対策指針 暫定版 資料編（環境省）

災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえてー（平成24年）
一般社団法人 廃棄物資源循環学会

■震災廃棄物の処理量等算定例2

<p>○ 主に建物の全壊・焼失による躯体残骸物を対象とする。 震災廃棄物発生量＝被害を受けた建物の総床面積×面積あたりがれき重量 ＝（全壊・焼失棟数＋半壊棟数／2）×1棟あたり床面積×面積あたりがれき重量</p>		
<p>○ 面積あたりがれき重量（t／m²）</p>		
木造	非木造	火災による焼失
0.6	1.0	0.23
<p>○ 重量から体積への換算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造：1.9 m³／トン ・非木造：0.64 m³／トン 		

資料：首都直下地震に係る被害想定手法について（内閣府）



資料：首都直下地震に係る被害想定手法について（内閣府）

第7 動物の保護、収容

1. 死亡獣畜の処理

住民生活班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2. 愛護動物への対応

住民生活班は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護等

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

3. 放浪する愛護動物への対応

住民生活班は、保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。

保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

第14節 遺体の処理・埋葬

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 遺体の搜索				消防本部
第2 遺体の検案等				警察、健康福祉班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置				健康福祉班
第4 遺体の埋火葬				健康福祉班

第1 遺体の搜索

1. 遺体の搜索

消防本部は、警察、第七管区海上保安本部、自衛隊等と協力し、総務統括班の作成する行方不明者名簿等に基づき、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者について搜索を行う。

消防本部等は、救出作業あるいは搜索中に遺体を発見したときは、速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

なお、搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、現に遺体を搜索する必要がある場合は、厚生大臣の承認を得て延長することができる。

2. 漂着遺体の取り扱い

第七管区海上保安本部等は、漂着遺体を発見した場合には、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族または被災地の市町村に引き渡す。
- 身元が判明しない場合であって、救助法を適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村長に引き渡す。
- その他遺体の身元が判明しない場合、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の検案等

1. 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取

扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、または身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて本部長（町長）に引き渡す。

2. 遺体の取り扱い

健康福祉班は、町に引き渡された遺体については、寺院や医療機関等に協力を求め、以下のように取り扱うものとする。

■遺体（検視及び医学的検査を終了した遺体）の取り扱い

- 遺体識別のための遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため、短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設または敷地に仮設）に集め、火葬の処置をするまで一時保存する。

なお、健康福祉班は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するために必要な資機材等について配備に努める。

■遺体の取り扱い等に必要な資機材

- ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1. 納棺用品等の確保

健康福祉班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2. 身元の確認

健康福祉班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3. 遺体の収容、安置

健康福祉班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合においては、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

公共施設の施設管理者又は寺院等と協議の上、適切な施設を確保する。

第4 遺体の埋火葬

1. 埋火葬許可書

住民生活班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

■火葬場の所在地

名称	所在地	処理能力	電話番号
築上東部火葬場	上毛町大字宇野 1236-5	1日12体	72-2095

2. 埋火葬の実施

健康福祉班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、または遺族がいないときは、葬儀社の協力を得て、次のように遺体の埋火葬を行う。

■埋火葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を要請する。
- 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間、遺留品とともに保管し、後に本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、健康福祉班は、火葬を実施し、または火葬等に要する現品若しくは経費の支出の際は、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

- 救助実施記録日計票
- 火葬費支出関係証拠書類

また、災害救助法による遺体の埋火葬等は、以下のとおりである。

■災害救助法に基づく遺体の埋火葬等

<p>対 象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の混乱の際に死亡した者 ○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき
<p>埋火葬の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棺または骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬または納骨等について現物給付をもって実施する。
<p>期 間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)
<p>費用の限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額

第15節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 児童、生徒の安全確保、安否確認				教育文化班
第2 応急教育				教育文化班
第3 保育園児の安全確保、安否確認				教育文化班
第4 応急保育				教育文化班
第5 文化財の保護				教育文化班、施設管理者

第1 児童、生徒の安全確保、安否確認

1. 安全の確保

(1) 在校時の対応

学校長は、地震が発生した場合は、直ちに児童、生徒の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、町教育委員会に報告する。

また、学校長は、以下の対応を行う。

■災害発生後の対応

- 地震や津波により、学校に危険があるときは、教職員は児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。
- また、必要に応じ、教育文化班を通じて、総務統括班に消防団等の出動を要請する。
- 救急・救護が必要な児童、生徒が発生した場合は、速やかに消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

(2) 下校時の危険防止

学校長は、学校周辺の被害状況から、児童、生徒を帰宅させた方が安全であると認められるときは、教職員の誘導により下校させる。

また、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意事項を伝える。

(3) 保護者への引渡し、保護

学校長は、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。

また、保護者が被災するなどにより迎えができないときは、学校で保護する。

(4) 在宅時の対応

学校長は、夜間や休日等に地震が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休校とするなどの措置を講じる。

また、学校長は、参集した教職員により、児童、生徒の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2. 安否の確認

教育文化班は、地震が発生したときは、学校長を通じて児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、児童、生徒が町外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。

これにより疎開先に対する照会や児童、生徒への連絡を行う。

なお、災害により教職員に被害が発生した場合、町教育委員会は速やかに京築教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害を調査し、教育文化班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄りの学校、公共施設（分散授業） ○ 応急仮設校舎の設置

(注) 二部授業：午前と午後に分けて授業を行うこと。この場合、学校教育法施行令第25条の規定により、町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

分散授業：不足する教室を、地域の公共施設等を利用し、臨時教室として授業を行うこと。

(2) 応急教育の準備

学校長は、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育文化班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童、生徒等へのメンタルケアを行う。

■ 応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、児童、生徒の心のケア対策を行う。

3. 学用品の調達及び給与

教育文化班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■ 学用品の調達・給与

給与の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
調達の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育文化班は、県教育委員会の協力を得て調達する。
費用の限度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

4. 学校給食の措置

教育文化班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

- 被害があってもできうる限り継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。
- 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第3 保育園児の安全確保、安否確認

1. 安全の確保

(1) 在園時の対応

保育園長は、地震発生後、直ちに園児の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、教育文化班に報告する。

また、保育園長は、以下の対応を行う。

■地震発生後の対応

- 地震や津波により、保育園に危険があるときは、職員は消防団等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導する。
- 救急・救護が必要な園児が発生した場合は、速やかに消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

(2) 帰宅時の危険防止

保育園長は、保育園周辺の被害状況から、園児を帰宅させた方が安全であると認められるときは、職員の誘導により帰宅させる。

(3) 保護者への引渡し、保護

保育園長は、園児を帰宅させることが危険なときは、保育園で保護者に引き渡す。また、保護者が被災するなどにより迎えができないときは、保育園で保護する。

(4) 在宅時の対応

保育園長は、夜間や休日等に地震が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休園とするなどの措置を講じる。

また、保育園長は、参集した職員により、園児の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2. 安否の確認

教育文化班は、災害が発生したときは、保育園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

教育文化班は、保育園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。
既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育文化班に通報する。

町が所有・管理者する文化財については、教育文化班がその被害状況を調査し、町域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第16節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 上水道施設				住民生活班
第2 下水道施設				住民生活班
第3 電気施設				事業者
第4 ガス施設				事業者
第5 通信施設				事業者
第6 道路施設				産業建設班、関係機関
第7 河川				産業建設班、関係機関
第8 ため池				産業建設班、関係機関
第9 漁港・海岸				産業建設班、関係機関
第10 鉄道施設				事業者
第11 その他の公共施設				産業建設班、施設管理者

第1 上水道施設

住民生活班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1. 応急対策

配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■ 応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2. 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

住民生活班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2. 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報する。
必要に応じて、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、または停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2. 復旧対策

住民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無、復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程、完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

福岡県L Pガス協会は、災害が発生した場合、直ちに応急対策を行う。

1. 緊急対策

L Pガス協会は被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害の防止措置の実施

2. 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等の社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 復旧要員の確保
- 代替熱源等の提供
- 災害広報
- 救援要請

第5 通信施設

西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、災害が発生し、また

は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備、点検
- 通信ふくそうの緩和、重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置（避難場所への設置を含む）、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

2. 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保、災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

町が管理する道路は、産業建設班が次の通り応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、町道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通報・通知し、応急復旧の実施を要請する。

2. 復旧対策

町道が被災したときは、産業建設班が建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、町単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、その情報を町長に報告するとともに、河川を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

町管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 ため池

ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。

第9 漁港・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。

また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）は、災害が発生または発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、「運転事故並びに災害応急処理標準」等に基づき、応急復旧対策を行う。

■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土または掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

1. 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2. 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3. 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、またはそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

庁舎、公民館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第17節 農林水産の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当
第1 農業の応急対策				産業建設班、施設管理者
第2 水産業の応急対策				産業建設班、施設管理者

第1 農業の応急対策

1. 農業用施設応急対策

産業建設班は、かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう協力する。

また、津波等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を行う。

■農業用施設の応急対策

- 浸水時の用水路やポンプ等による排水
- 破損箇所の応急復旧
- 流入した土砂等の除去

2. 種苗の確保

産業建設班は、災害により農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

3. 野菜の対策

産業建設班は、津波等による野菜の被災を低減させるため、以下のような対策について協力・支援を行う。

■野菜の対策

- 株元が露出した場合は、早急に土寄せ等を行う。
- 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の追肥を行う。
- 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病虫害防除のため薬剤を散布する。
- 被害の程度によっては代作を実施する。

5. 果樹の対策

産業建設班は、津波等による果樹の被災を低減させるため、以下のような対策について協力・支援を行う。

■果樹の対策

- 樹が倒伏した場合は早急に起し、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。
- 潮害が懸念される場合には、十分散水して塩分を洗い落とす。
- 土砂等で埋没したものは除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。
- 冠水した場合は、早急に排水に努めるとともに病害防除を徹底する。

第2 水産業の応急対策

産業建設班は、漁業協同組合等と連携して、災害により漁港の各種施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を把握し、機能を維持するための応急措置を講じる。

また、地震・津波により、中間育成及び養殖用種苗に被害が出た場合は、県、関係機関に連絡し、補充斡旋の措置を受ける。

第18節 災害警備

項 目	初動	応急	復旧	担 当
第1 防犯活動への協力				消防団、総務統括班、関係各班

第1 防犯活動への協力

地震・津波災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、町は、警察、消防本部、消防団、防犯組織等と協力して、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1. 巡回パトロール

防犯組織は、警察と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2. 防犯活動への協力要請等

総務統括班は、豊築防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

第5章 大規模事故等応急対策計画

本章は、大規模あるいは広範囲にわたる災害や事故等において、町及び防災関係機関が実施する対策について定めたものである。

- 第1節 大規模事故対策
- 第2節 危険物等災害対策
- 第3節 海上災害対策
- 第4節 放射線災害対策
- 第5節 原子力災害対策



第1節 大規模事故対策

項 目	担 当
第1 大規模事故の応急対策	総務統括班、関係各班、消防本部、消防団

第1 大規模事故の応急対策

1. 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

■対象となる災害の種類

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他

大規模事故は、風水害及び地震・津波災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、町全域に甚大な被害が発生する可能性は低いと考えられる。

なお、大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

2. 災害対策本部の設置

町長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

※詳細は、第3章・4章の第1節を参照。

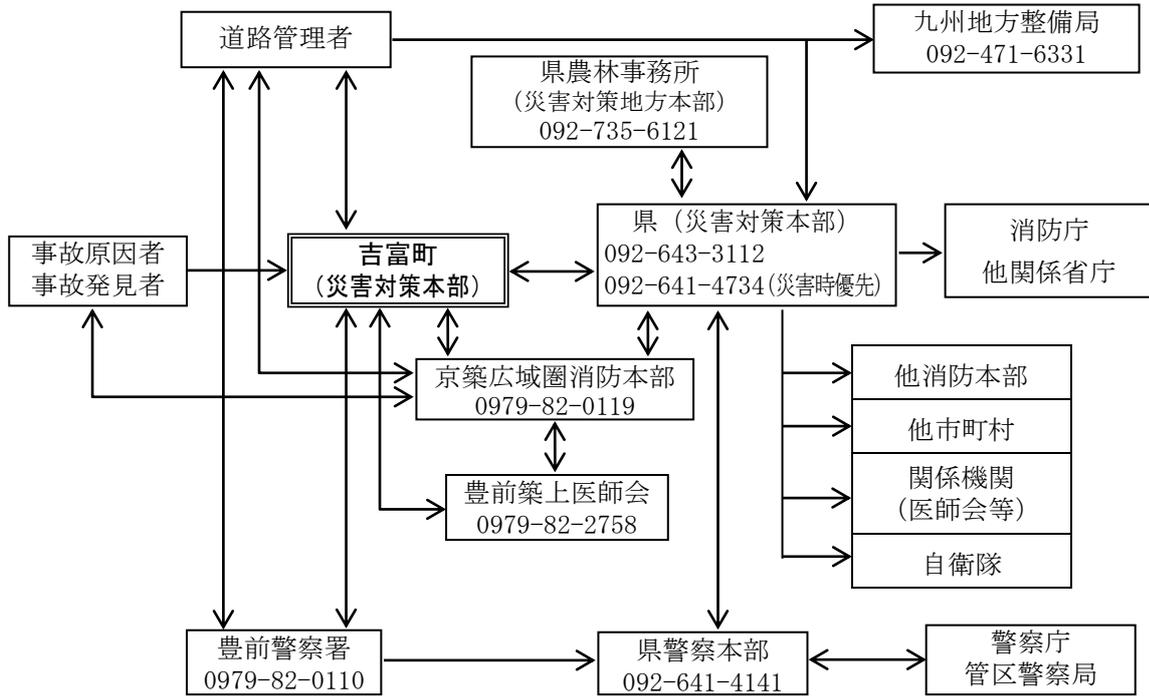
3. 情報の収集、連絡

総務統括班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

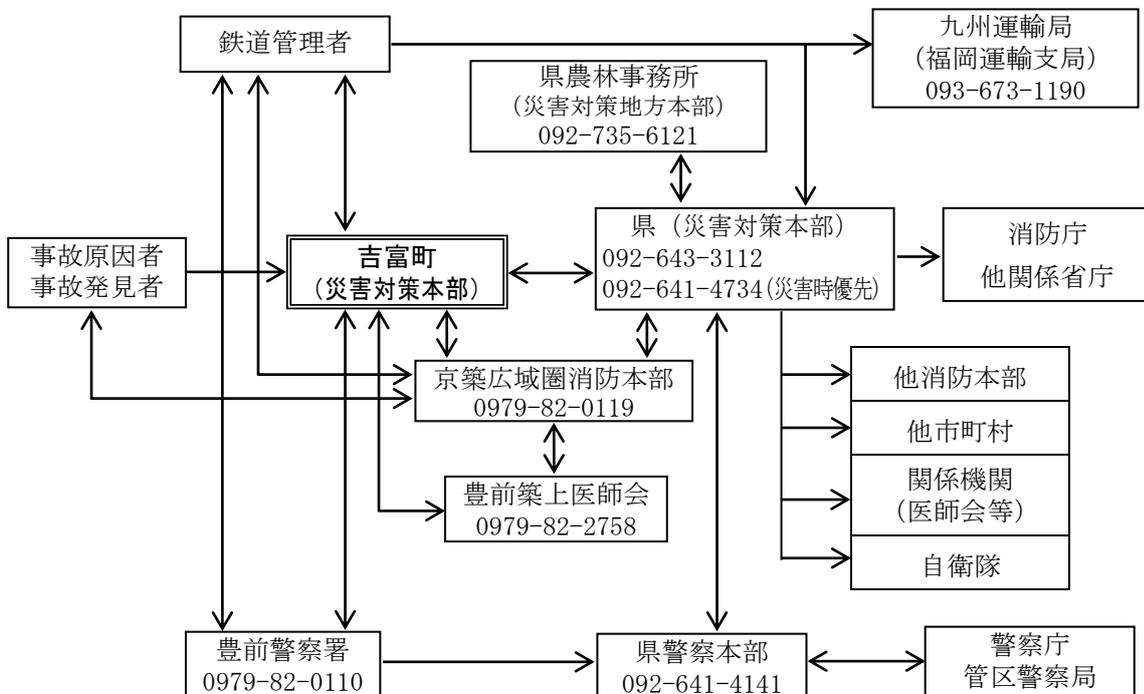
なお、町及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

※詳細は、第3章・4章の第2節を参照。

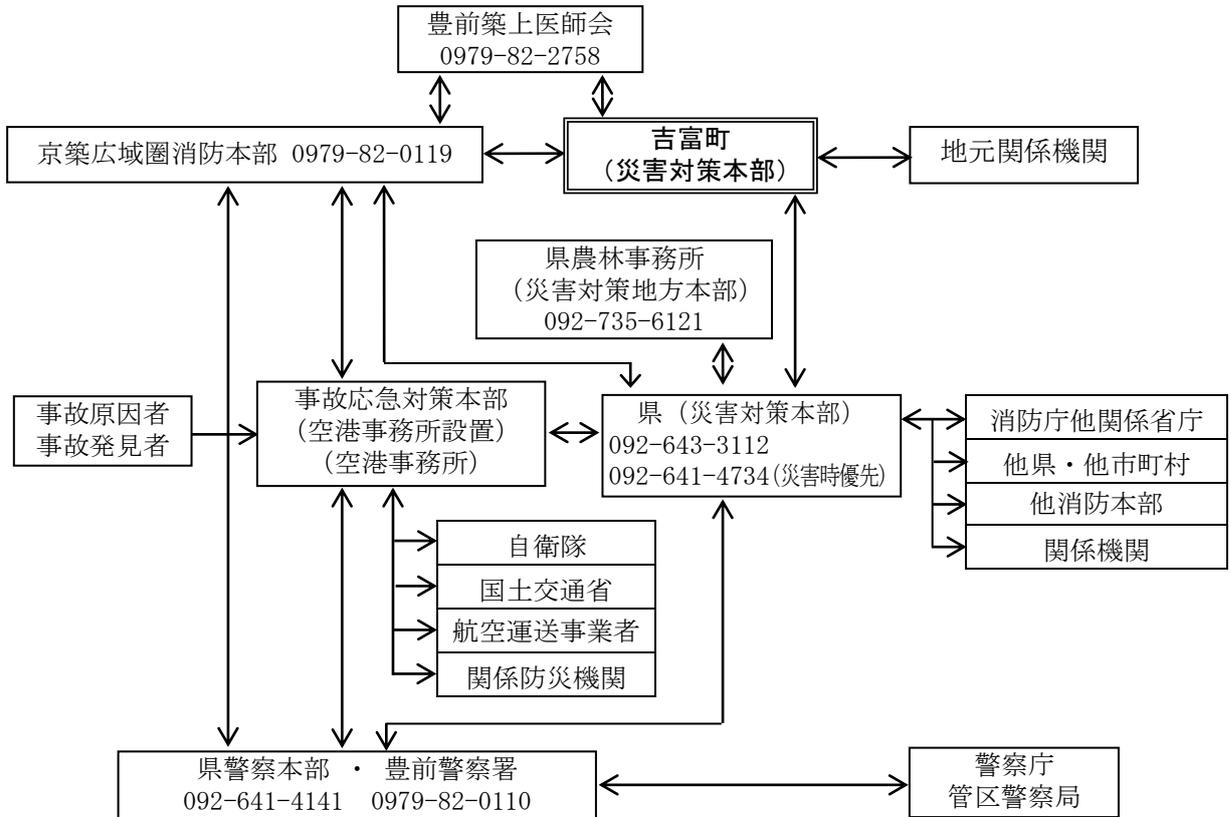
■道路災害情報伝達系統



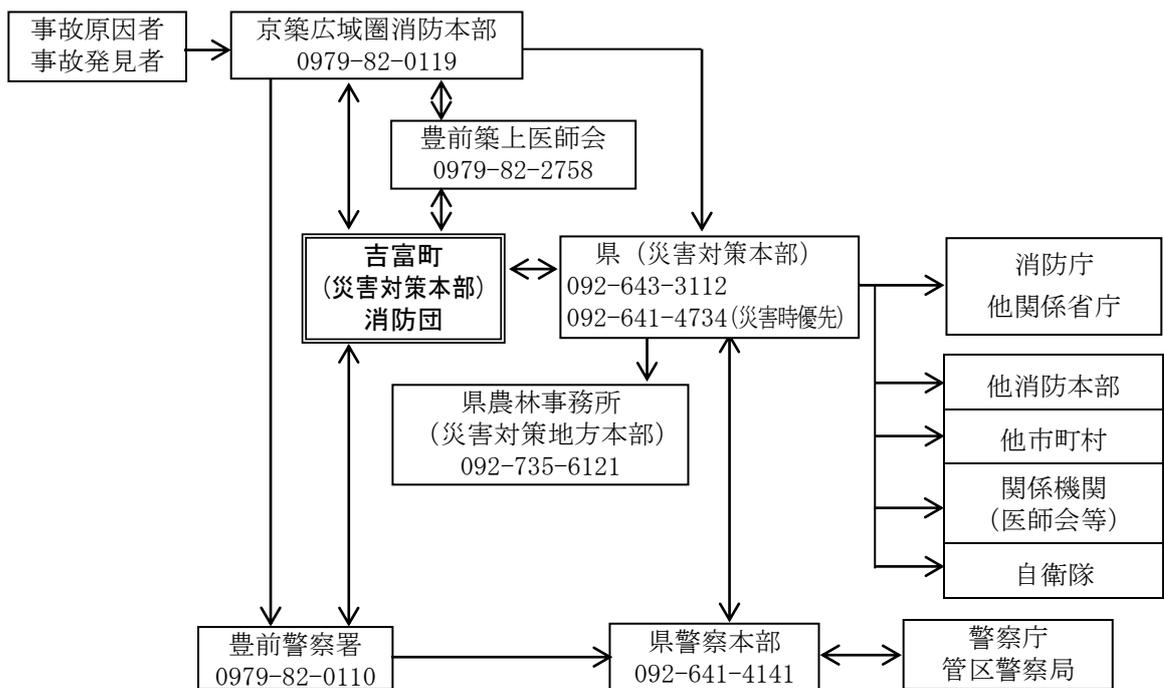
■鉄道災害情報伝達系統



■航空災害情報伝達系統



■大規模火災情報伝達系統



4. 国への報告

総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

直接即報基準の内容は、以下に示すとおりである。

■直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ・ 航空機火災、タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災、トンネル内車両火災、列車火災
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

※詳細は、第3章・4章の第2節を参照。

5. 緊急避難

本部長（町長）は、大規模火災などで必要と認めたとき、消防本部、消防団、警察署と協力して事故現場周辺の地域住民に避難勧告・指示を行う。

なお、避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

6. 応急対策活動

総務統括班及び関係各班は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

大規模事故における応急対策活動は、次のとおりである。

(1) 応援要請

大規模事故の際は、町単独では人員不足により応急対策活動に支障をきたすことが考えられるため、総務統括班は、直ちに、県及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

また、必要に応じて、他市町村や民間団体等に対しても応援要請を行う。

※詳細は、第3章・4章の第4節を参照。

(2) 警戒区域の設定等

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定や立ち入りの制限等の措置、現場の警戒等を実施する。

また、必要に応じて、現場付近の住民や事業所等の就業者に対し、避難の勧告・指示等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(3) 避難所の開設

住民等の避難が必要となった場合には、本部長（町長）の指示により避難所の開設を行う。

避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員が、避難所となる施設の管理者等の協力を得て行う。

なお、住民等を避難所へ誘導する際は、災害時要援護者に留意し、自主防災組織や消防団等の協力を得て行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(4) 被災者の救助等

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに事故現場に出動する。また、事故拡大を防止するための消防活動においては、消防団は、消防本部の活動に協力を行う。

本部長（町長）は、健康福祉班を事故現場に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

※詳細は、第3章・4章の第7節を参照。

(5) 医療救護活動

健康福祉班は、医師会等と協力して、医療救護チームを編成し、事故現場付近の指定避難所等において医療救護活動を行う。

現場では、負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第8節を参照。

第2節 危険物等災害対策

項目	担当
第1 危険物等災害の応急対策	総務統括班、関係各班、消防本部、消防団

第1 危険物等災害の応急対策

1. 危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生したときは、消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模事故等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2. 災害対策本部の設置

町長は、災害の状況から判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

※詳細は、第3章・4章の第1節を参照。

3. 情報の収集、連絡

総務統括班、消防本部、消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、町及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

※詳細は、第3章・4章の第2節を参照。

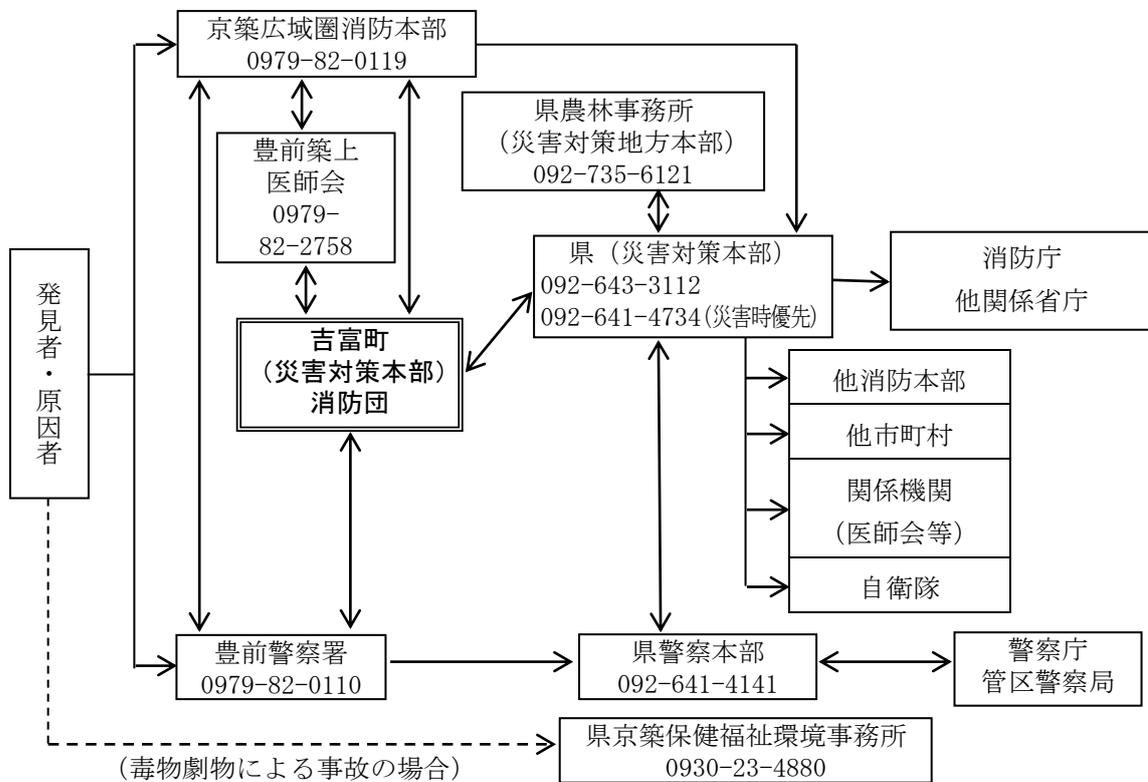
4. 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、または保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模事故等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、速やかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区 分	応 急 対 策
危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物取り扱い作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措施
毒物・劇物保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措施 ○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険なときの警告、通報措置

■危険物等災害情報伝達系統



5. 国への報告

総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

直接速報基準の内容は、以下に示すとおりである。

■直接即報基準

<p>火災等即報</p>	<p>危険物等に係る事故 （石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵または取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災
--------------	--	--

6. 応急対策活動

関係各班は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

危険物等の事故における応急対策活動は、次のとおりである。

(1) 応援要請

危険物等の事故の際は、町単独では人員不足により応急対策活動に支障をきたすことが考えられるため、総務統括班は、直ちに、県及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

また、必要に応じて、他市町村や民間団体等に対しても応援要請を行う。

※詳細は、第3章・4章の第4節を参照。

(2) 警戒区域の設定等

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定や立ち入りの制限等の措置、現場の警戒等を実施する。

また、必要に応じて、現場付近の住民や事業所等の就業者に対し、避難の勧告・指示等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(3) 避難所の開設

住民等の避難が必要となった場合には、本部長（町長）の指示により避難所の開設を行う。

避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員が、避難所となる施設の管理者等の協力を得て行う。

なお、住民等を避難所へ誘導する際は、災害時要援護者に留意し、自主防災組織や消防団等の協力を得て行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(4) 被災者の救助等

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに事故現場に出動する。また、事故拡大を防止するための消防活動においては、消防団は、消防本部の活動に協力を行う。

本部長（町長）は、健康福祉班を事故現場に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

※詳細は、第3章・4章の第7節を参照。

(5) 医療救護活動

健康福祉班は、医師会等と協力して、医療救護チームを編成し、事故現場付近の指定避難所等において医療救護活動を行う。

現場では、負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第8節を参照。

第3節 海上災害対策

項 目	担 当
第1 海上災害の応急対策	総務統括班、関係各班、消防本部、消防団

第1 海上災害の応急対策

1. 災害の対象と対応方針

町域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故及び海難事故が発生、または発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確にその拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を実施する。

■対象となる災害の種類

海難事故	○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生
船舶等による油流出事故	○ 町域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生 ※ 有害液体物質（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第3項）の流出事故対策については、第5章 第2節 危険物等災害対策による。

2. 災害対策本部の設置

町長は、事故の状況から判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

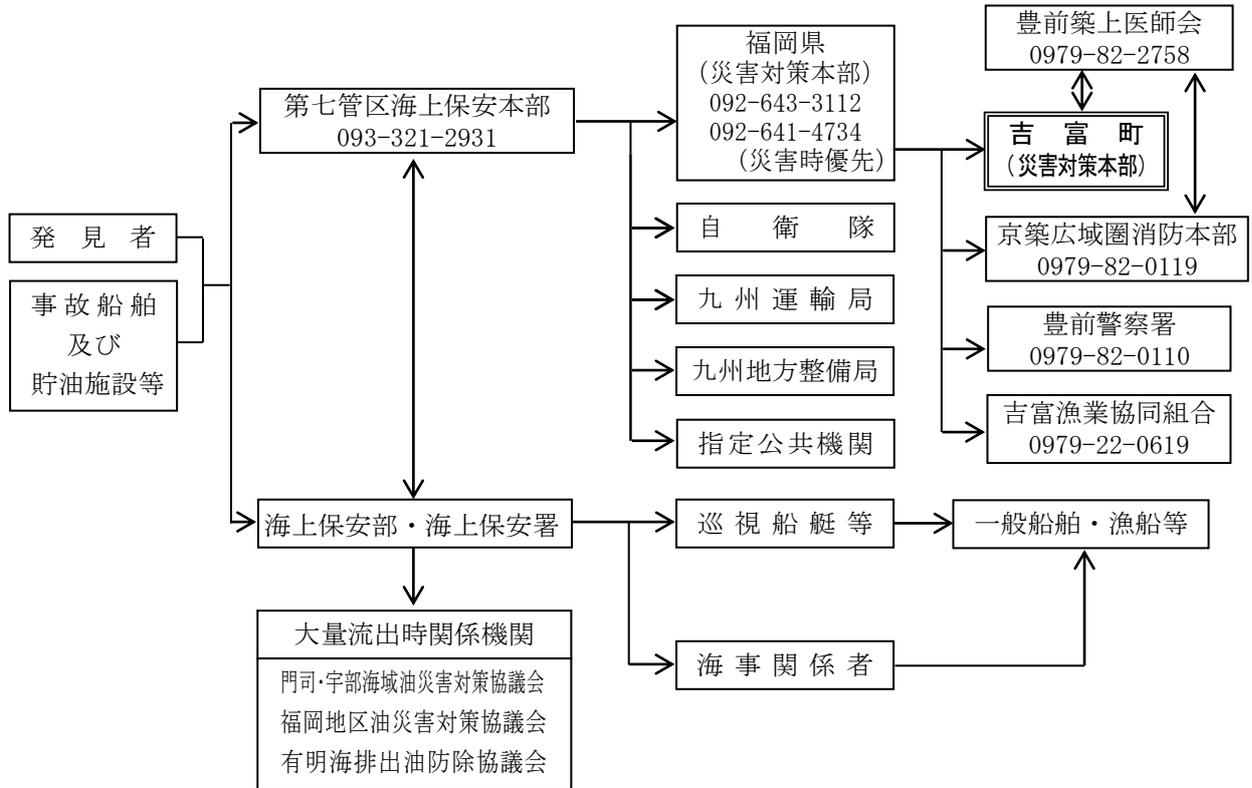
※詳細は、第3章・4章の第1節を参照。

3. 情報の収集、連絡

総務統括班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

※詳細は、第3章・4章の第2節を参照。

■海上災害情報伝達系統



4. 国への報告

総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

直接即報基準の内容は、以下に示すとおりである。

■直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ・ 航空機火災、タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災、トンネル内車両火災、列車火災
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

5. 海上災害発生時における応急措置

海上災害の発生時における応急措置については以下のとおりとする。

■海上災害発生時における応急措置

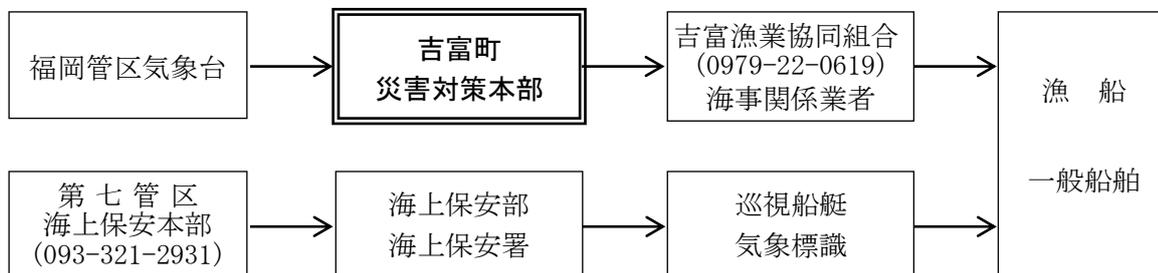
- 健康福祉班及び施設管理者は、関係機関と協力し、負傷者等の救出・救護にあたる。
- 施設管理者は、流出物による災害が発生し、または災害の波及が予想される場合には、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、無線、ラジオ、拡声器等により付近航行の船舶に対し周知に努める。
- 総務統括班は、海上保安部による船舶交通の制限等の応急対策に協力する。
- 総務統括班は、沿岸の住民及び施設等に災害が波及し、または災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について広報車等により、住民に対して周知する。
- 油流出の事故に際しては、オイルフェンス、化学消火剤、油処理剤等を多量に必要とすることから、防災資機材の調達に協力する。
- 産業建設班及び施設管理者は、関係機関と協力し、流出油の拡散防止を図るため、オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等の散布、油回収船等による流出油の回収を行う。

6. 在港船舶の災害対策

産業建設班は、台風等による災害が発生するおそれがある場合には、船舶の破壊及び船舶による港湾施設の損害を軽減するため、台風情報等に注意しながら港内を巡回し、係留中の船舶の保船状況を確認し、台風の強度に応じ被害の恐れのある場合は、管理者に係留索の補強等について臨船指導を行う。

また、台風情報、気象情報により、一般船舶及び漁船に対する出港の見合わせ、避難の指示等を行う場合は、次の経路で行う。

■船舶への避難指示の経路



7. 応急対策活動

関係各班は、県、漁業協同組合、第七管区海上保安本部等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、流出油等の防除措置、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

海上事故における応急対策活動は、次のとおりである。

(1) 沿岸部住民等への広報

海上事故の状況や被害の状況等について、沿岸部の住民や事業所等の就業者等に速やかに周知を行うとともに、被害の拡大を防ぐため、予想される災害情報や被害防止に必要な措置等についても周知する。

※詳細は、第3章・4章の第3節を参照。

(2) 警戒区域の設定等

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定や立ち入りの制限等の措置、現場の警戒等を実施するとともに、沿岸及び地先海面の警戒を行う。

また、必要に応じて、沿岸部の住民や事業所等の就業者等に対し、避難の勧告・指示等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(3) 避難所の開設

住民等の避難が必要となった場合には、本部長（町長）の指示により避難所の開設を行う。

避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員が、避難所となる施設の管理者等の協力を得て行う。

なお、住民等を避難所へ誘導する際は、災害時要援護者に留意し、自主防災組織や消防団等の協力を得て行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(4) 被災者の救助等

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに事故現場に出動する。また、事故拡大を防止するための消防活動においては、消防団は、消防本部の活動に協力を行う。

本部長（町長）は、健康福祉班を事故現場に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

※詳細は、第3章・4章の第7節を参照。

(5) 医療救護活動

健康福祉班は、医師会等と協力して、医療救護チームを編成し、事故現場付近の指定避難所等において医療救護活動を行う。

現場では、負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第8節を参照。

(6) 漂流油の防除等

沿岸に漂着の可能性がある油の防除、すでに沿岸に漂着した油の防除措置を実施するとともに、防除資機材や消火資機材の使用等、防除作業に要した諸経費及び損失補償要求等に係る資料の作成を行う。

また、事故を起こした関係者に対する指導等を行う。

(7) 風評被害への対応

総務統括班は、風評による産業不振等への影響を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

※詳細は、第6章の第2節を参照。

第4節 放射線災害対策

項 目	担 当
第1 放射線災害の応急対策	総務統括班、住民生活班、産業建設班、関係各班、消防本部、消防団

第1 放射線災害の応急対策

1. 放射線災害の対象と対応方針

本節の放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出または運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

放射線災害が発生したときは、消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

2. 災害対策本部の設置

町長は、災害の状況から判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて、現地災害対策本部を設置する。

※詳細は、第3章・4章の第1節を参照。

3. 情報の収集、連絡

総務統括班、消防本部、消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

※詳細は、第3章・4章の第2節を参照。

4. 国への報告

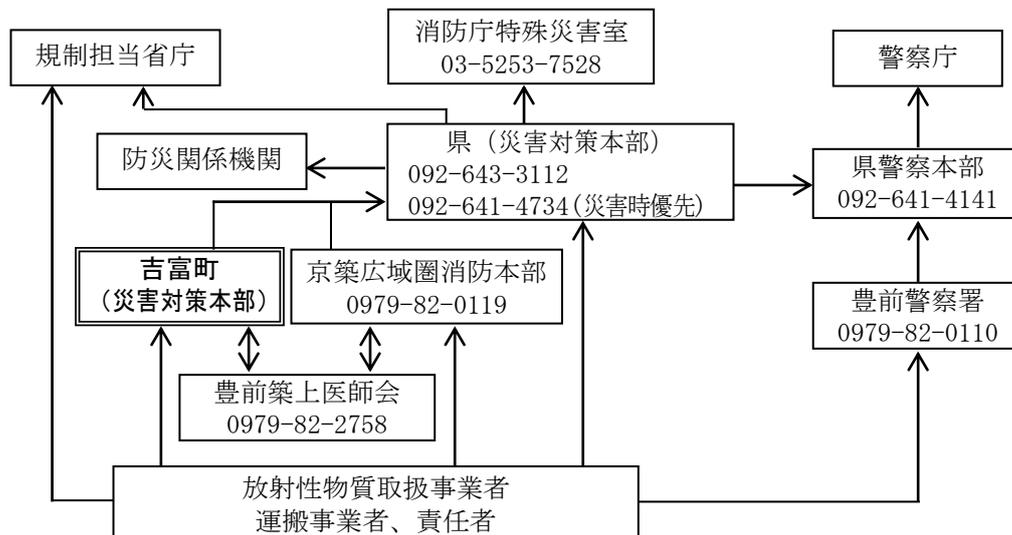
総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

直接即報基準の内容は、以下に示すとおりである。

■直接即報基準

火災等即報	原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設において、爆発または火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの ○ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
-------	--------	--

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



5. 屋内退避・避難誘導等の防護活動

(1) 退避及び避難に関する基準

総務統括班は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「避難等に関するOIL」に掲げる線量区分に該当し、または該当するおそれがあると認められる場合は、国からの指示等に基づき、当該地域住民に対し、屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告または指示等避難の区分に応じた必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

その他放射性物質または放射線により、地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

参考：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

(2) 退避等の方法

住民生活班は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避または避難させる。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により住民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

6. 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

総務統括班及び住民生活班は、国の指導・助言、指示または県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OIL及び「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超えまたは超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の必要な措置を講じる。

国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、OILの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

資料：福岡県地域防災計画・原子力災害対策編

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

産業建設班は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

■必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

また、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

7. 応急対策活動

関係各班は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

放射線災害に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

(1) 応援要請

放射線災害の際は、町単独では対応できない可能性があることから、総務統括班は、直ちに、県及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

また、必要に応じて、他市町村や民間団体等に対しても応援要請を行う。

※詳細は、第3章・4章の第4節を参照。

(2) 警戒区域の設定等

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定や立ち入りの制限等の措置、現場の警戒等を実施する。

また、必要に応じて、事故現場付近の住民や事業所等の就業者に対し、避難の勧告・指示等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(3) 避難所の開設

住民等の避難が必要となった場合には、本部長（町長）の指示により避難所の開設を行う。

避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員が、避難所となる施設の管理者等の協力を得て行う。

なお、住民等を避難所へ誘導する際は、災害時要援護者に留意し、自主防災組織や消防団等の協力を得て行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(4) 被災者の救助等

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに事故現場に出動する。また、事故拡大を防止するための消防活動においては、消防団は、消防本部の活動に協力を行う。

本部長（町長）は、健康福祉班を事故現場に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

※詳細は、第3章・4章の第7節を参照。

(5) 医療救護活動

健康福祉班は、医師会等と協力して、医療救護チームを編成し、事故現場付近の指定避難所等において医療救護活動を行う。

現場では、負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第8節を参照。

(6) 放射線量の計測及びモニタリングの実施

総務統括班は、事故現場及び周辺において、放射線量の計測を行うとともに、空間放射線のモニタリングを行う。

なお、モニタリングの結果は、随時、住民に対して周知・広報する。

第5節 原子力災害対策

項 目	担 当
第1 原子力災害の応急対策	総務統括班、健康福祉班、住民生活班、産業建設班、関係各班、消防本部、消防団

第1 原子力災害の応急対策

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

1. 活動体制

町長は、災害の状況から判断して、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

原子力災害に関し、町が処理すべき事務または業務は次のとおりである。

■処理すべき事務または業務

所 掌 事 項
1 原子力防災に関する知識の普及と啓発
2 教育及び訓練の実施
3 災害状況の把握及び伝達
4 緊急時モニタリングへの協力
5 広域避難民等の受け入れに係る協力
6 避難所の開設
7 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限
8 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等
9 被ばく者の診断及び措置への協力
10 放射性物質による汚染の除去
11 放射性物質の付着した廃棄物の処理
12 各種制限措置の解除
13 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
14 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減
15 文教対策

2. 情報の収集・提供

(1) 定点・定期観測と情報の提供

総務統括班は、放射能発生源の観測情報を収集するとともに、災害発生後の放射能等に関する町内の定点・定期観測の体制を整え、観測値の変動に注視する。

また、町ホームページ等を通じて随時、住民に情報提供を行う。

(2) 住民等への情報伝達活動

総務統括班は、原子力災害の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

情報提供に際しては、自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員等を活用し、災害時要援護者に配慮する。

また、町防災行政無線等を活用した情報提供を行う。

なお、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制を図る。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

総務統括班は、住民からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

この窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を行う。

また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くようにする。

3. 国への報告

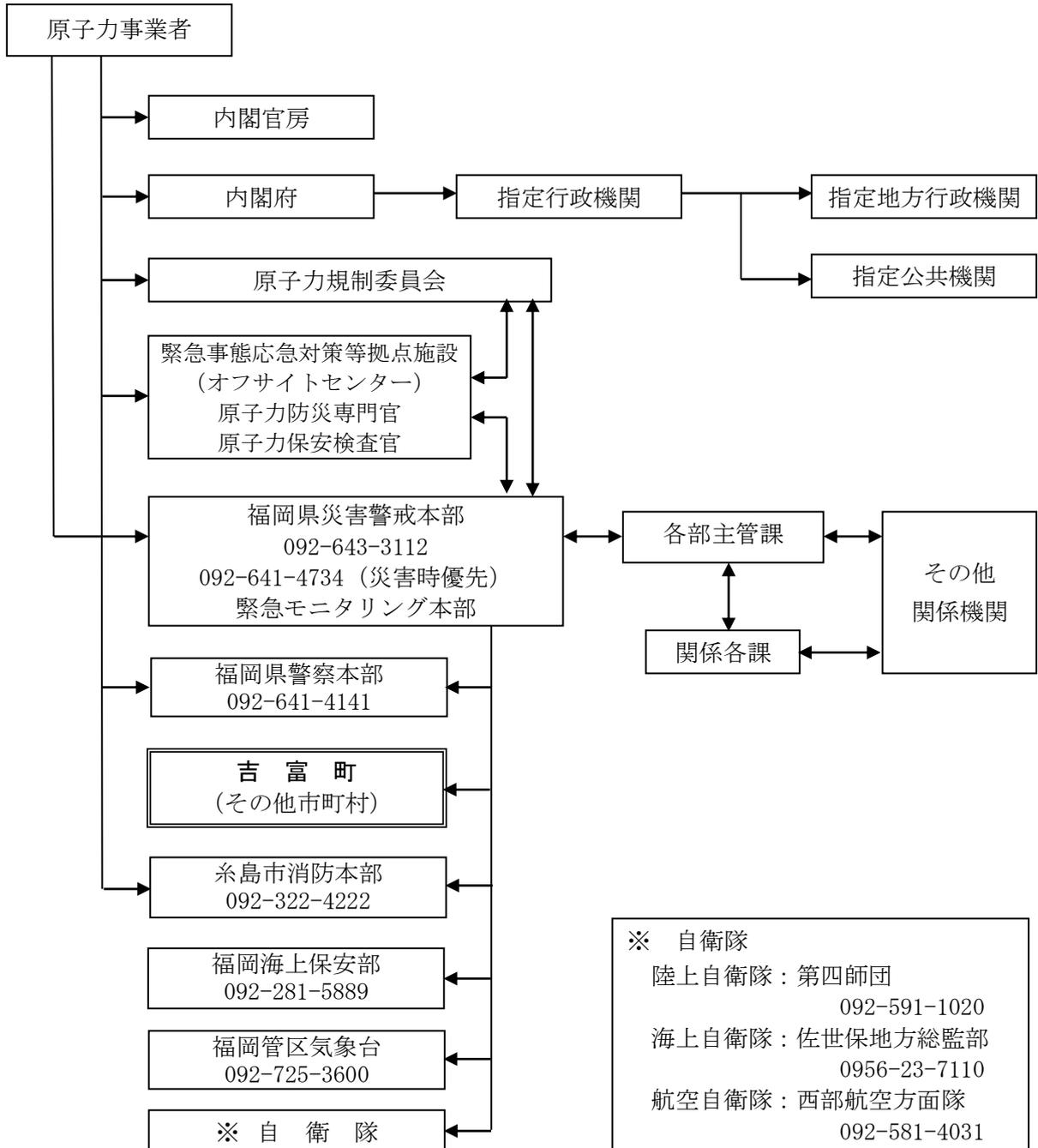
総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

直接即報基準の内容は、以下に示すとおりである。

■直接即報基準

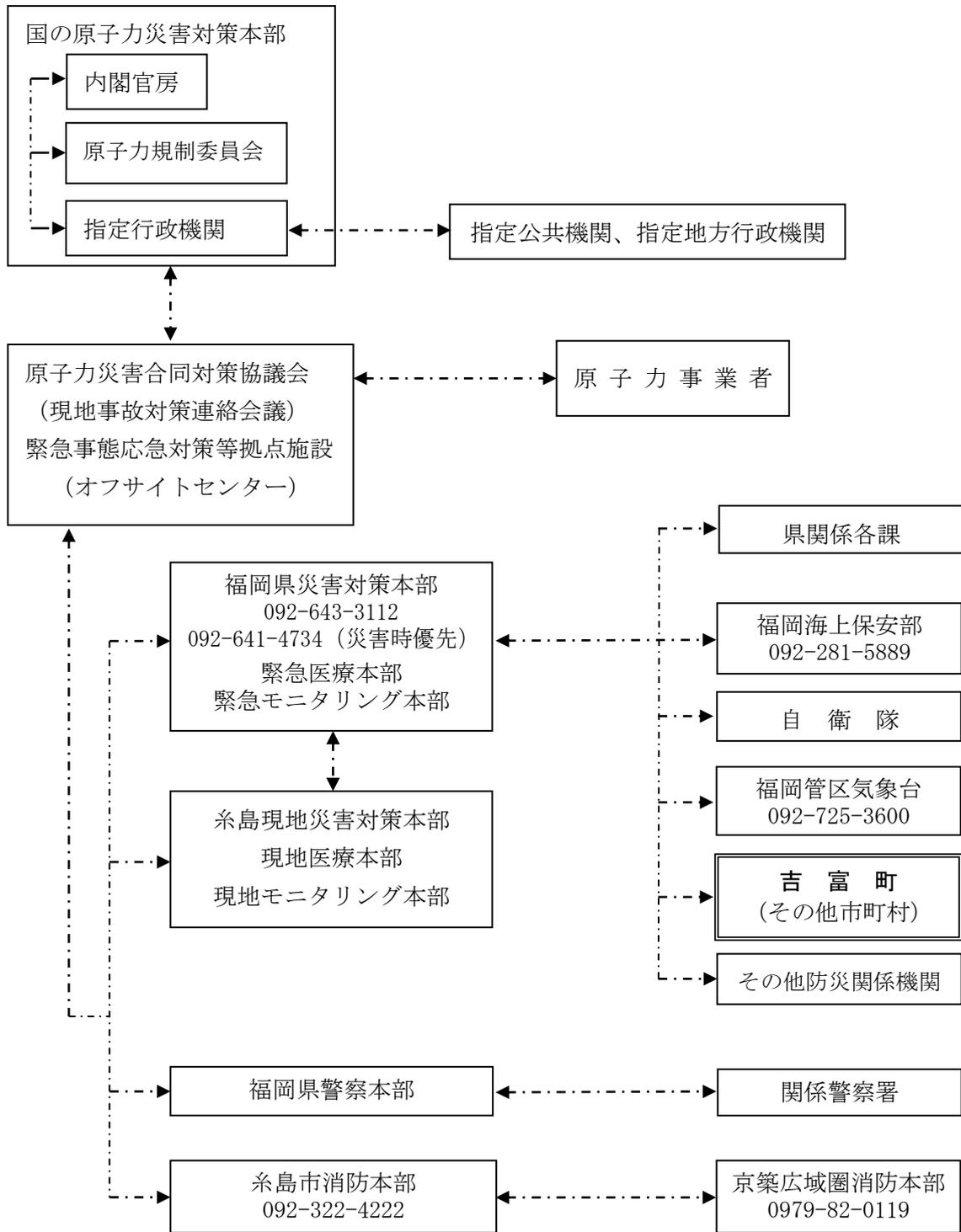
火災等即報	原子力災害等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設において、爆発または火災の発生したものの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの ○ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素または放射線の漏えいがあったもの
-------	--------	--

■特定事象発生時の情報伝達経路



出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

■緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編より作成

4. 広域避難者の受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

総務統括班は、原子力災害の発生地周辺市町に避難のための立ち退きの勧告または指示が出された際に、本町が避難先として避難者を受け入れる場合においては、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、避難場所・避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

なお、総務統括班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受け入れる体制を整える。

(2) 避難者の健康対策

健康福祉班は、避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

5. 屋内退避・避難誘導等の防護活動

(1) 退避及び避難に関する基準

総務統括班は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「避難等に関するOIL」に掲げる線量区分に該当し、または該当するおそれがあると認められる場合は、国からの指示等に基づき、当該地域住民に対し、屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告または指示等避難の区分に応じた必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。

■避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

参考：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

(2) 退避等の方法

住民生活班は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避または避難させる。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により住民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

また、総務統括班は、被害地域の拡大により、当該地域住民以外にも住民の緊急的な避難が必要となった場合には、速やかに住民に広報するとともに、第3章・4章の「第6節 避難対策」に基づき速やかに避難を行う。

なお、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集・整理し、避難方向や避難場所について適切に判断する。

6. 応急対策活動

(1) 応急対策活動体制

総務統括班及び関係各班は、速やかに職員の非常参集、県の緊急時モニタリング調

査への協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた住民への情報伝達体制等の必要な措置をとるとともに、県等の関係機関と密接な連携を図る。

(2) 緊急モニタリング活動への協力

総務統括班は、県より緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、これに協力する。

なお、緊急時モニタリングの結果は、県の災害警戒本部または災害対策本部等を通じて受け取る。

協力する事項は次のとおりである。

■緊急モニタリング活動への協力事項

- 環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング
- 要員の派遣
- 資機材の貸与

(3) 飲料水、飲食物の摂取制限等

総務統括班及び住民生活班は、国の指導・助言、指示または県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OIL及び「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超えまたは超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の必要な措置を講じる。

国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、OILの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

資料：福岡県地域防災計画・原子力災害対策編

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(4) 農林畜産物等の採取及び出荷制限

産業建設班は、農林畜産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

■必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資材・培土、飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 家畜の避難・処分
- その他必要な措置

また、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

(5) 飲料水、飲食物の供給

総務統括班及び住民生活班は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて住民への応急給水等の措置を講じる。

(6) 文教対策

公立の学校等は、原子力災害発生後、県または関係機関に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼するとともに、その調査結果を町（教育文化班）に連絡する。

調査結果の連絡を受けた町（教育文化班）は、速やかにその内容を県に連絡する。

また、住民生活班は、県等と連携し、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合や汚染の拡大が予測される場合は、早急に関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）を行う。

私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、町（教育文化班）及びその他必要な機関に対し連絡を行うものとする。

(7) 応援要請

放射線災害の際は、町単独では対応できない可能性があることから、総務統括班は、直ちに、県及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

また、必要に応じて、他市町村や民間団体等に対しても応援要請を行う。

※詳細は、第3章・4章の第4節を参照。

(8) 警戒区域の設定等

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定や立ち入りの制限等の措置、現場の警戒等を実施する。

また、必要に応じて、事故現場付近の住民や事業所等の就業者に対し、避難の勧告・指示等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(9) 避難所の開設

住民等の避難が必要となった場合には、本部長（町長）の指示により避難所の開設を行う。

避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員が、避難所となる施設の管理者等の協力を得て行う。

なお、住民等を避難所へ誘導する際は、災害時要援護者に留意し、自主防災組織や消防団等の協力を得て行う。

※詳細は、第3章・4章の第6節を参照。

(10) 被災者の救助等

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに事故現場に

出動する。また、事故拡大を防止するための消防活動においては、消防団は、消防本部の活動に協力を行う。

本部長（町長）は、健康福祉班を事故現場に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

※詳細は、第3章・4章の第7節を参照。

(11) 医療救護活動

健康福祉班は、医師会等と協力して、医療救護チームを編成し、事故現場付近の指定避難所等において医療救護活動を行う。

現場では、負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）や応急措置、死亡の確認等を行う。

※詳細は、第3章・4章の第8節を参照。

第6章 災害復旧・復興計画

本章は、被災した住民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

- 第1節 災害復旧事業の推進
- 第2節 被災者等の生活再建等の支援
- 第3節 地域復興への支援
- 第4節 復興計画

第1節 災害復旧事業の推進

項 目	担 当
第1 災害復旧事業の推進	関係各課
第2 激甚法による災害復旧事業	関係各課

第1 災害復旧事業の推進

町は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川 ○ 海岸 ○ 砂防設備 ○ 道路、橋梁 ○ 港湾 ○ 漁港 ○ 下水道 ○ 公園 ○ 林地荒廃防止施設 ○ 地すべり防止施設 ○ 急傾斜地崩壊防止施設 	河川法 道路法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農業用施設 ○ 林業用施設 ○ 漁業用施設 ○ 共同利用施設 	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画区域における街路、公園等 ○ 市街地における土砂堆積等 	土地区画整理法
公営住宅 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅 	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設 	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

種 類	項 目	根拠法
社会福祉及び児童福祉施設 災害復旧事業計画	○ 社会福祉施設、児童福祉施設等	生活保護法、障害者総合支援法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	○ 医療施設	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
公用財産 災害復旧事業計画	—	—
ライフライン・交通輸送機関 災害復旧事業計画	○ 上下水道施設	水道法
災害廃棄物処理計画	○ 廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）の発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

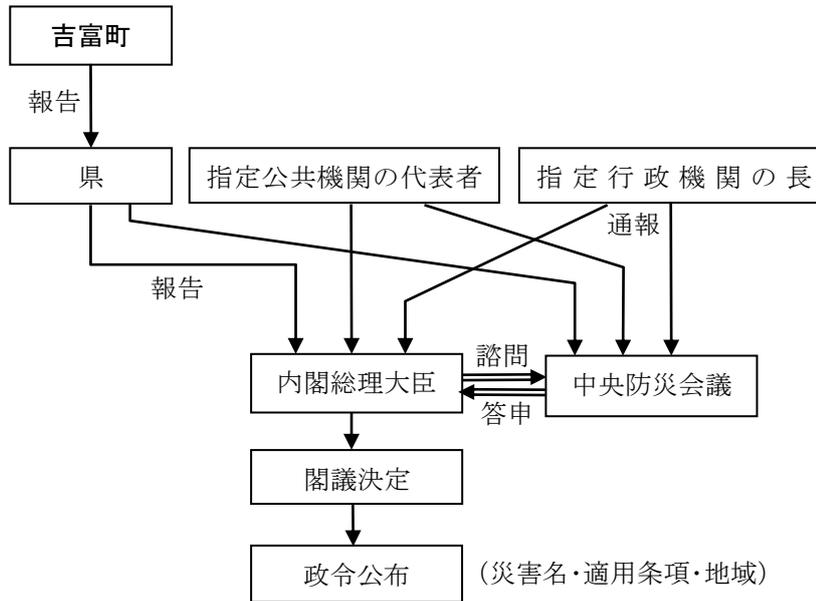
1. 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）または「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業、同関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○ 障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内・公共的施設区域外) ○ 湛水排除事業

助成区分	財政援助を受ける事業等
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（法第7条） ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ○ 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（法第13条） ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例（法第19条） ○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例（法第20条） ○ 水防資材費の補助の特例（法第21条） ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（法第22条） ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例（法第23条） ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（法第24条） ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例（法第25条）

2. 激甚災害に関する調査報告

町は、町域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	担 当
第1 かり災証明等の発行	総務課、消防本部
第2 義援金の受け入れ、配分	健康福祉課
第3 災害弔慰金等の支給	総務課
第4 災害援護資金等の融資	総務課
第5 租税の減免等	税務課
第6 住宅復興資金等の融資	総務課
第7 災害公営住宅の建設等	健康福祉課
第8 雇用機会の確保	健康福祉課
第9 郵便事業の支援措置	日本郵便(株)
第10 生活相談等	住民課
第11 風評被害等への対応	総務課

第1 かり災証明等の発行

1. かり災証明の発行手続き

かり災証明は、自然災害により被災した家屋の被害程度を証明する。

総務課及び消防本部は、被災者のかり災証明の発行申請に対し、かり災台帳で確認のうえ、かり災証明書を発行する。

被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。

証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

■ かり災証明の担当及び証明の範囲

総務課	○ 家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等
消防本部	○ 火災による焼損等

2. 被害届出証明書の発行手続き

被害届出証明書は、かり災証明の対象事項ではない被害(家屋以外の被災)について、被害届出があったことを証明する。なお、被害の事実についての証明は行わない。

総務課は、被災者からの被害の届出に対して、必要に応じて被害届出証明書を発行する。

■被災届出証明書の発行範囲

- 自然災害による家財等（家屋以外の被害）

第2 義援金の受け入れ、配分

1. 義援金の受け入れ

健康福祉課は、義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2. 義援金の保管

健康福祉課は、義援金を被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に専用口座をつくり、受け払い簿を作成し、管理・保管する。

3. 義援金の配分

健康福祉課は、義援金の配分に関して、配分委員会（町長、副町長、町長が指名する職員、社会福祉協議会等）を設けて配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

第3 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金

総務課は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）により、災害弔慰金を支給する。

2. 災害障害見舞金

総務課は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、吉富町災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

3. 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給する。

総務課は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、県に提出する。

■法適用の要件

<p>対象となる 自然災害</p> <p>(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による生じる災害)</p>	<p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ 県内で①または②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害</p> <p>⑤ ①または②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害</p> <p>⑥ ①または②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害 ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る。)における自然災害
<p>支給対象世帯</p>	<p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p>

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	半壊 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

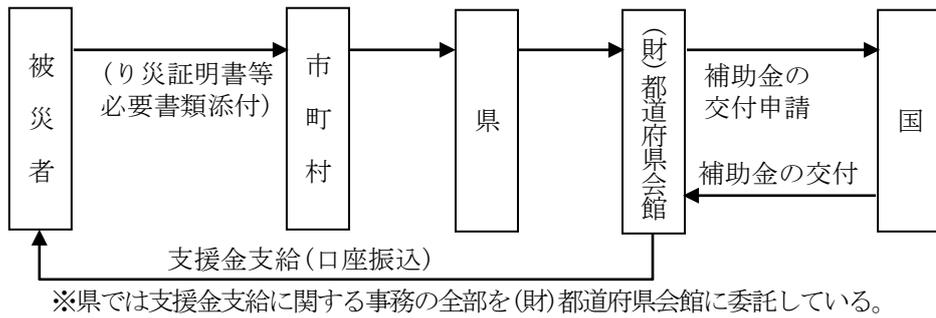
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

■被災者生活再建支制度のフロー



第4 災害援護資金等の融資

1. 災害援護資金

総務課は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ町に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害			
貸付限度額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2	家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
			イ 住居の半壊	170万円
			ウ 住居の全壊	250万円
			エ 住居の全体が滅失または流出	350万円
	3	1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
			イ 1と2のイの重複	270万円
			ウ 1と2のウの重複	350万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
			イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合			350万円	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(住民税における総所得金額)	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。			
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)			
償還期間	10年 (据置期間含む)			
償還方法	年賦または半年賦			
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)			

2. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害、または「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯が、生活を立て直すために臨時に必要な経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援資金または福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

- 総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- 福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
- 教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
- 不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

3. 母子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭または寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

総務課は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要 件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人 ○ かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ○ 配偶者と死別または離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人 			
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始 ・事業継続 ・住宅 ・就職支度 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能習得 ・生活 ・転宅 ・修学 	<ul style="list-style-type: none"> ・修業 ・就学支度 ・医療介護 ・結婚 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例児童扶養 (新規貸付無し)

第5 租税の減免等

税務課は、災害によって被害を受けた住民（納税義務者）に対して、吉富町税条例（昭和43年条例第107号）等の定めるところにより、町税の申告、申請、請求その他書類の提出及び減免並びに徴収猶予等を行う。

■町税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	<p>災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出または町税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が広範囲にわたる場合、町長が職権により適用の地域、期日、その他必要な事項を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を町長に提出するものとする。
徴収猶予	<p>災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、住民税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。</p> <p>なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）</p>
滞納処分の執行の停止等	<p>災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。</p>

減免・免除	被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納入義務の免除等を行う。	
	個人の住民税の減免 （個人の県民税を含む）	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。
	固定資産税の減免 （都市計画税を含む）	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について減免を行う。
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。
	特別土地保有税の減免	○ 災害により著しく価値を減じた土地について行う。

■ 県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具および重度身体障害者日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、町福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市町村
精神障害者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

第6 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害復興住宅資金の融資を行う。

総務課は、被災者に対し、住宅建設等に関するこの融資制度の情報提供等を行う。

第7 災害公営住宅の建設等

健康福祉課は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を県の指導により建設、若しくは買収または被災者へ転貸するために借り上げる。

第8 雇用機会の確保

健康福祉課は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業のあっせんについて、被災者に情報を提供する。

また、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

なお、健康福祉課は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

■公共職業安定所の措置

- 公共職業安定所内に、被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な被災地域内において、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施

第9 郵便事業の支援措置

日本郵便株式会社（福岡郵便局）及び吉富郵便局は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■郵便事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便書簡の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用または見舞いの現金書留郵便物）
- 郵便貯金等の非常取り扱い（災害救助法の適用があった場合）

第10 生活相談等

1. 生活相談

住民課は、災害時における住民からのさまざまな問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じて広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、町の対策だけでなく、総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、町は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2. 女性のための相談受付

住民課は、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など、女性特有の問題に関する相談に対応するため、避難所等において女性相談員や保健師等を派遣するなどの相談受付体制を整える。

第 1 1 風評被害等への対応

総務課は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

■風評対策の広報・啓発

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 町広報誌への掲載
- 講演会等の開催

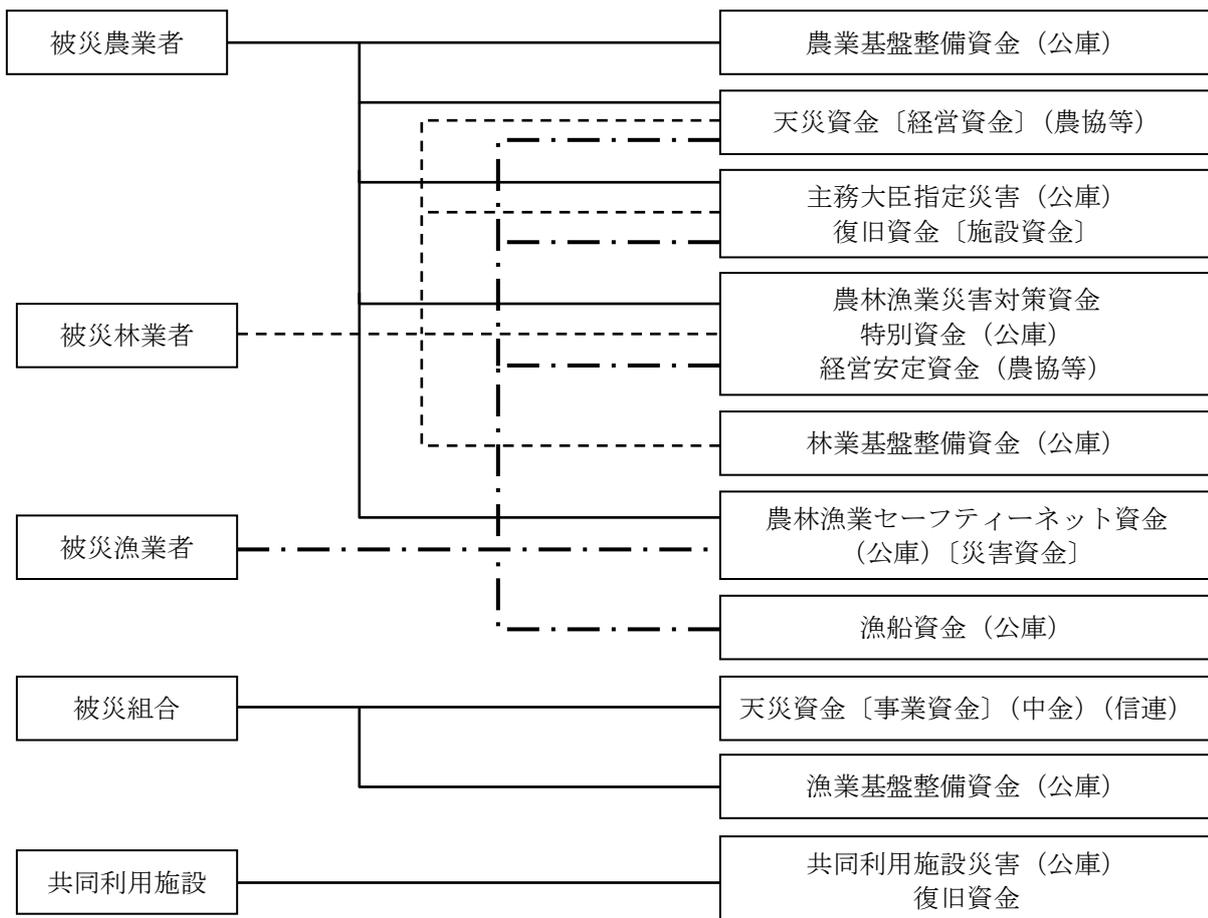
第3節 地域復興への支援

項 目	担 当
第1 農林漁業者への支援	産業建設課
第2 中小企業者への支援	産業建設課

第1 農林漁業者への支援

産業建設課は、県、農業協同組合、漁業協同組合等の協力により、被災した農林漁業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■農林漁業関係融資



中金：農林中央金庫
 信連：信用漁業協同組合連合会
 公庫：日本政策金融公庫

第2 中小企業者への支援

産業建設課は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- 福岡県による融資（中小企業融資制度【緊急経済対策資金】）
- 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）（国民生活事業）による融資
- 株式会社商工組合中央金庫による融資

第4節 復興計画

項 目	担 当
第1 復興計画作成の体制づくり	関係各課
第2 復興に対する合意形成	関係各課
第3 復興計画の推進	関係各課

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

町は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点による地域の再生を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すのか、あるいは、さらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるとともに、基本方針に基づいて復興計画を作成する。

そのため、町は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と町及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携を図る。

また、住民は自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、町は、住民や企業、団体等の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たり、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取り組みに配慮する。

■合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業であり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民ニーズの変化、科学技術の進展など、復興事業を取り巻く状況の変化を考慮しつつ、できるだけ速やかに実施するため、町、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町は、町長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、経済復興や住民生活の再建など、住民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1. 復興事業の推進

災害復興事業のうち、地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

2. 復興計画の策定

復興計画の策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■計画構成例

- 基本方針
- 基本理念
- 基本目標
- 施策体系
- 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）
 - ①住宅
 - ②保険・医療
 - ③福祉
 - ④教育・文化
 - ⑤産業・雇用
 - ⑥環境
 - ⑦都市及び都市基盤
 - ⑧その他

